

的に着業、從來までソ聯捕鯨船隊の活躍舞臺たりし北洋に我が捕鯨船隊が進出、北洋に於ける日ソの捕鯨戦が愈々開始されんとしてゐる。

### アラスカ漁業

#### ベーリング海の日本人漁業

ベーリング海東部に從來やつてゐた日本人漁業は盟約保護條約の爲不本意ながら出来なくなり、一時杜絶して居たが大正の初期から日本人鯨船の出漁があつた。當時は歐洲大戰中の事として歐洲方面からは消費地に鯨の供給圓滑を缺き、日本内地、樺太、堪察加半島沖合でも輸出の鯨を製造して巨利を博したほどであつた。然るに歐洲大戰の終結と同時に歐洲からの供給が舊に復して、日本製鯨は米國の市場から退却せざるを得ざる事となつてベーリング海の鯨漁業も亦其煽を喰つて出漁せぬ様になつた。

其の後昭和年代に至つて、其の昔、鯨漁船の操業に依つて得たる經驗が物を言

ひ、底棲魚類の量が極めて豊富な點に着目してトロール船が出漁したが、魚の棲息の密度があまりに多過ぎるので、トロールに就て從來持ち合せて居た經驗では面喰ふ事が多く儲ける事は出来なかつた。

然しこの失敗は寧ろ朗かな失敗で、工夫に工夫を加へて昭和八年以後は一萬噸近くの母船を使つてこの大量の漁獲物を處理し、製造する設備に遺憾なからしめたものである。

底棲水産動物の有様が略ぼ明瞭化して來ると共に、北洋の海に對する漁夫の觀念上に於ける距離の短縮が、堪察加方面に於ける母船式蟹漁業の發達や、母船式鯨漁業の發達に依つて加速度的に意識の裡に潜在する事になつて來た。最早や「荒海吼ゆる北洋」や、氷山白熊を連想する北極近くの海としてベーリング海を考へる事無く、東京灣、品川灣の延長としてのベーリング海を考へる様になつて來たのである。

昭和六年以來は母船式蟹漁業船も亦一枚加

上げた漁業取締の堰で僅かに留めて居る目下の姿である。

#### ベーリング海の米國側漁業

ベーリング海東部は米領アラスカを其の東の限界とする故に、ベーリング海漁場に最も距離の近い陸地が米領アラスカである事は事實だ。誠にアラスカを領有する國はこの海の資源を開拓するに絶好の地位を有する譯である。然し乍らアラスカ半島は今尙人煙稀なる極地で其の定住者の數は全體を通じ僅に五萬五千人餘で、日本の小さな一市町村の人口に過ぎず、しかも其の大半は何等經濟的能力なき土人であるからベーリング海方面の定住者の數は誠に知れたものである事を見逃してはならぬ。

#### 昭和十二年度漁況

全世界の紅鱈詰の約七割を生産するアラスカ方面の米國側一九三七年度漁況はカムチャツカ方面の豊漁に引更へ業績不振であつたが、一九三七年七月までの前

公海漁業

半期の不振に引更へ八月以降後半期の好況で盛返し九月中旬終了期までに前年同様八百萬尾に達した模様である、之に對しカナダ方面は依然不振で前年より四割減となつて居る。同年七月下旬及び八月下旬に於けるアラスカ及びカナダ方面の漁獲高左の如し。

#### 昭和十二年度米國及カナダ漁況

〔アラスカ方面〕(七月末日)(單位噸)	
キ	六、九九九
レ	一、九六一、八〇〇
ビ	一、五九〇、三〇一
チ	三九八、五五六
コ	六四、八三六
合 計	四、〇〇九、八三三
〔カナダ方面〕(同上)(單位噸)	
ソ	一八、三四六
ス	九、七四四
ステル	四、五七
ブルー	一三、一三五
コ	八、一六八
ビ	三、三三三
チ	一、九三六
合 計	三六、〇八八

はる事となつて、昭和十二年現在では魚糧工船 母船 一萬噸級 一隻(附屬船七隻) 蟹工船 母船 四千噸級 一隻(附屬船三隻) が毎年操業して居る。

海には習熟して來るし、棲んで居る魚の種類も段々明瞭になつて來る。しかも從來捕獲して居つたものに較べて數倍利用價值の高い魚族が山程居る。これを拱手傍觀して居るのは「寶の山に入り乍ら手を空しくする」の憾を抱くのも強ち日本漁業者のみの抱く考へとのみ言へぬであらう。

今日のベーリング海出漁は明治初年に於ける沿岸數十哩沖合出漁と、觀念上に於ても、危険の度に於ても、設備に於ても、時間的に見ても異なる事はない。世界は短縮せられたのだ。

ベーリング海に於ける鯨漁業に對する日本漁業者の興味は漸く高潮して來る。將に滔々たるこの業界願望の奔流を、日本では當局の各種の情勢を考量して築き

#### 昭和十二年度米國及カナダ漁況

〔アラスカ方面〕(南、北、中部を含む) (八月末) (前年同期)	
キ	六、三六六
レ	二、〇六四、〇八八
ビ	二、三三〇、三三三
チ	六、一三、五九六
コ	八、四、三九九
合 計	一、〇一、〇八三
〔カナダ方面〕(ブリチシ・コロムビア沿岸) (八月末) (前年同期)	
ソ	一八、四七七
ス	三、七七一
ステル	一、〇五八
ブルー	六、四三三
コ	一、五、五六〇
ビ	二、九、八七〇
チ	六、三、九四四
合 計	三三、三、八七三

一方日本側では新興水産會社の魚糧工船「大北丸」(八、二五二噸)が昭和十二年四月以來アラスカ・プリストル灣沖を中心に、米國側漁夫組合の抗議を外に、日水の蟹工船「東天丸」等と共に操業を







るに至るべく、遂には同種族の衰滅云々の議論がある。自國の獨占的産業としての地位を喪ふや、魚族資源維持に對する手段を放棄し所謂『取れる丈取る』に立到る事を云々することは、從來執つて來た資源維持の努力が専ら自國産業の保護に遵申するものなることを裏書するに充分である。

次に日本漁業者と度ベリリング海に於て鮭鱒漁業を開始せむか、鮭鱒資源は五ヶ年を一周期とする一周期又は二周期を出でずして枯渇するであらうとの論は、右鮭鱒資源の増減が直接之を利用する凡ゆる漁業者の利害休戚に關係する事を忘れたる不用意の推論だ。北海道の如き日本の獨占的漁業の資源維持に對し執つてきた措置は少時之を措くも、國際的漁場たる北部太平洋に於て日本當局の執りたる措置を迫る時は前記の如き推論の誤れる事を直ちに覺るべきである。

從來米國政府の執つて來た資源維持の方法は其の半面に自動的に生産の制限を招來し、市價を維持調節する作用を生む

事を見落してはいけない。資源維持の點のみに付て果して米國政府の執り來れるが如き程度迄の制限を必要とするや否やに付いては必ずしも首肯する事が出來ない。

米國側の議論は、漁獲と市場とを獨占し來れる傳統に狎れ他より獨占を侵すが如き事無き様極力妨止せむが爲にする牽強附會の論なりと見ざることを得まい。假に日本當業者の同方面出漁を見るに至るも米國在來漁業者、罐詰業者は其の手段を何等變更する事無くして従前通操業し得る事は露領沿岸に其の例を執るも瞭で、日本漁業者の出漁は共存共榮の建前を以つて一定の方針の下に統制せらるゝものなるが故に米國側の憂ふるが如き極端なる結果を生ぜざるものと信ずる。

目下日本當局に於てはベリリング海公海に於ける鮭鱒漁業に付き米國既存漁業者に或る程度の影響は免かれぬものなる事を認識し、又鮭鱒資源の維持を考量し之等に要する資料を整備せむが爲同方面の調査を爲しつゝあるものと思料せらる

### ソ聯邦の極東漁業

#### ソ聯邦の漁業

##### ソ聯邦漁業統一機關

ソ聯邦の漁業統一機關(ソユーズ・ルイバ)は一九三〇年四月六日附を以てソ聯邦内外通商人民委員部の命令によつて創設され、左記十一條より成る條令によつて規定されてゐる。

##### (ソユーズ・ルイバ總則)

第一條 漁業及同經濟の全聯邦統一機關  
ソユーズ・ルイバは一九三〇年二月十三日附中央執行委員會及人民委員會議決定(一九三〇年三月十五日附中央執行委員會及全露中央執行委員會公報第七三號布告)に基き設定せられたるソヴェート聯邦貿易人民委員部の實行經濟機關なり

ソ聯邦の極東漁業

##### 第二條 漁業及同經濟の全聯邦國營統一機關

ソユーズ・ルイバは漁業の指導、漁業經濟機關の事業調整、漁獲物の製造及加工、之が内國市場への供給並に外國市場に於ける販賣の爲設立せらる備考 漁業生産品とは魚類並に其他の水棲哺乳動物貝類及軟體動物を云ふ

第三條 漁業の全聯邦統一機關  
ソユーズ・ルイバは經濟的計算の基礎に立ちて行動する株式組織機關にして、規定の手續に依り登記の日より法人の權利を享有するものとす

##### (一般組織)

第四條 統一機關ソユーズ・ルイバの組織に入るもの次の如し  
(一) 一般聯邦的、共和國並に地方的意義を有するトラスト及機關即ち  
▽一般的意義を有するもの

るが故に米紙所論の如き歸趨は謂なきもと解せられてゐる。

アラスカ鮭鱒漁獲尾數

年次	東南部アラスカ	中部アラスカ	西部アラスカ	計
1929	28,200,793	29,667,829	14,070,996	71,939,618
1930	51,387,686	24,740,281	6,613,665	82,741,632
1931	33,529,655	23,067,448	17,251,579	73,848,682
1932	31,867,650	23,979,541	19,836,384	75,683,575
1933	32,991,327	23,398,777	25,486,316	81,876,420
1934	57,670,329	34,925,772	24,052,971	116,649,072

ウオルガ・カスピスキ

セウエルヌイ(北氷洋)

ダリネ・ウオストチヌイ(極東)

▽共和國的意義を有するもの

アゾフスコ・チエルノモルスキ、アゼ

ルバイツヤンスキー、ウクラインスキ

ウラリスキー、トウルクメニスタンスキ

▽地方的意義を有するもの

カルムイツキー、ヤクツキー、シビルス

キー、ダゲスタンスキー、ゲルジンスキ

1、アルメンスキ

(二) 株式會社、即ち

堪察加株式會社、薩哈噠株式會社、

高架索漁業株式會社、株式會社ベル

ルイバ北部交通委員會

(三) 勞働國防會議の特別決定に依り

制定せられたる條件に據る隨意協定

に基く漁夫及獵師コオペラツイヤ

株式會社、及其他の漁業企業は自然統一

機關ソユーズ、ルイバの組織中に入るも

のとなす

第五條 全聯邦國營統一機關ソユーズ・

第五條 全聯邦國營統一機關ソユーズ・



ルイバの登記の時を以て全聯邦漁業シンヂケートは其事業を廢止し、其定款は效力を喪ひたるものと認めらる

第六條 統一機關ソユーズ・ルイバに加入したる一般聯邦的意義を有するトラストは政府の認可したる自己の定款に基き暫時其事業を繼續しつゝ、統一機關の一部を成し、其貸借をソユーズ・ルイバの一般貸借に繰入るゝものとする

〔同機關の資本〕

第七條 全聯邦の漁業及同經濟統一機關ソユーズ・ルイバの定款に依る資本は全聯邦漁業のシンヂケート及聯邦的意義を有するトラストの資本より成り、五千萬留と算定せらる

第八條 統一機關ソユーズ・ルイバは之に加入したる全聯邦漁業シンヂケート及聯邦的意義を有するトラストの貸借を引受け、之等企業の負債に對する責に任ずるものとする  
國家はソユーズ・ルイバの負債に對し責を負はず

〔事業の目的〕

〔備考〕 共和國的及地方的意義を有するトラストの經營指導實施の方法は各聯邦共和國の貿易人民委員部及當該地方貿易部との同意に依りソユーズ・ルイバに於て之を設定するものとする

(十) 漁夫コオペラツイヤの漁業經濟に關する事業の指導及調査

(十一) 統一機關ソユーズ・ルイバの根本的目的の實現と關連する各種生産企業の組織

第十條 統一機關ソユーズ・ルイバはソヴェート聯邦の全領土に其支部を設立し、又聯邦及自治共和國、並に各地方及州に當該機關の同意を得て、全權代表を任命するの權利を有す

〔管 理〕

第十一條 統一機關ソユーズ・ルイバの管理の爲社長及五名以上の委員より成る管理部を設くるものとする

國營極東漁業トラスト

▽略稱「ダリゴス・ルイブ・トレスト」  
▽本社 浦鹽斯德市  
▽聯邦の極東漁業

第九條 統一機關ソユーズ・ルイバの根本目的次の如し

(一) ソヴェート聯邦内外貿易人民委員部の一般權限内に於けるソヴェート聯邦漁業經濟一切の調整、指導、企畫、特に

▽漁業の豫定計畫、査定計數及年度計畫の作成及豫備的認可  
▽大規模の建設事業の企畫及監督、漁業の技術的改造の指導

▽労働、技術的標準、労働賃金及保護の問題に關する指導  
▽幹部の組織及準備並に其利用の指導

▽生魚の價格、並に魚類製品の發送及賣却價格の作製及ソヴェート聯邦内外貿易人民委員部の認可申請  
▽漁業の融資及投資計畫の作製

(二) 學術研究並に學術研究事業及調査隊の組織及指導

(三) ソヴェート聯邦内外貿易人民委員部を経て施行の爲漁業及同經濟の問題一切に關する法令案の研究及編纂  
(四) 漁獲物及同製品の標準研究及作製

▽日本との輸出入業務は駐日露國通商代表部にて代辦

〔沿革〕

本トラストは、オカロとクルイブ(極東海産株式會社)等を合併して一九二六年設立東西カムチャツカを中心に極東露領の全漁場にわたり漁業を經營し一九二六―二七年度には漁夫及其他労働者四千七百五人を雇傭し、六百九萬七千七百留額の生産高を上げ、且つウスカムに近代式罐詰工場を設立し、此建設中火災の爲日本漁夫二十數名の焼死事件等突發したことは尙世人の記憶に新なるところである。然るに勞農當局の極東漁業開發方針の變更により、一九二七年十月一日以來前項記述の通り、アコと分立することとなりカムチャツカ及びオホツクの漁業中心地をアコに譲り、その企業範圍を縮小するに至つた。即ち分立後のトラストの主なる活動範圍は沿海州で現在ソユーズ・ルイバに直屬してゐる。

▽漁 區 數 約 二二〇ヶ所  
▽一般魚類漁區

製

(五) 漁業企業に漁業用材料及器具並に外國産食料品及燃料の供給

(六) 全聯邦的、共和國的及地方的意義を有するトラスト全部並にアコ、アソ、カルソ及コムセヴブチ各株式會社及漁夫及獵師コオペラツイヤ組織團體の漁業製品の內國市場に於ける販賣

〔備考〕 統一機關ソユーズ・ルイバは各機關の個々に對し其製品を別個の方法にて賣却するの權利を賦與することを得るものとする

(七) 統一機關ソユーズ・ルイバの組織の一部を成し特別の規定に準據して行動する専門的自治的事務所を経て魚類製品輸出の實施

(八) 魚類の人工孵化、湖沼經濟の組織

(九) 全聯邦的意義を有するトラストの管理共和國的並に地方的トラスト及株式會社(其漁業經濟部)の事業經營指導

▽蟹 漁 區 約 二四一ヶ所

資 本 金 約 三百五十萬留

▽固定資本 約 三百五十萬留  
▽政府融資 約 二百七十萬留

カムチャツカ株式會社

▽略稱「アコ」  
▽本社 カムチャツカ、ベトロバウロフスク

▽社長 アダモウイツチ

▽支店及出張所 浦鹽、オホツク、モスクワ、ハバロフスク、レニングラード(以上國內)、函館、シヤトル(以上外國)

〔沿革〕

極東露領漁業開發を目的として一九二四年組織されたる國營會社オカロ(オホツク・カムチャツカ株式會社)の事業を繼承したダリゴスルイブトレスト(極東國營漁業トラスト)は一九二六―二七年度一年間出漁、其經營漁區域たる沿海地方、黑龍地方、北樺太地方を其手に殘して、東西堪察加及びオホツクは之を手放す事となりこの二地方を中心とする水産の漁業並に一般産業開發の爲一九二七年



國民經濟最高會議、通商人民委員部、國  
管通商局極東地方執行委員會等を大株主  
として國家資本により創立されたのがカ  
ムチャツカ株式會社アコである。

同社は漁撈設備の擴張、罐詰工場を増  
設、蟹工船の創設擴張を始め堪察加鑛業  
毛皮の資源の踏査物資の配給生産物の輸  
出等、其事業の規模、資本額等凡ての點  
で極東露領に於ける他の公營漁業機關よ  
りも優勢となり今後大なる望を囑されて  
ゐる。

〔企業區域〕

カムチャツカ區、チウコツク區、オホツク  
エウエンスク區、コリヤーク區及オホツク  
海、ペーリング海中ソヴエート聯邦領域並  
に北氷洋東部水域。

〔營業種目〕

▽十七地方、百四十漁區、八罐詰工場にて  
魚類及蟹の漁獲買付並に製造（罐詰、鹽  
漬、乾魚、魚油、魚肥等）  
▽海獸獵獲並にその買付  
▽毛皮獸及禿犬の繁殖保護  
▽毛皮、諸原料、土人手工藝品の買付  
▽馴鹿産業、沃度原料採取、林業、農業、

船舶業

▽カムチャツカ並に北部地方住民への物資  
供給

一九三二年漁獲実績（但し十一月上旬  
迄）五十一萬四千四百四十九セントネル  
（計畫遂行率五四・三％）  
資本總額 一千一百萬留である。

サハリン株式會社

▽略稱「アソルイバ」

▽本社 北樺太アレキサンドロフスク市  
堪察加に於ける漁業、林業、農業、鑛  
業、商業等企業一切統一と積極的開發を  
目的に一九二九年十月より國營株式會社  
アソ（正確にはサハリン株式會社）が設  
立された。資本金一千萬留。但し直に經  
營に着手せるは漁、林、農及商業である。

一九三〇年に、魚類十九萬セントネル  
の漁獲を計畫し沿岸に罐詰工場二個の新  
設に着手したが、出漁遅延、物資難、經  
験不足等のため其實績は不良であつた。  
副社長ア・グレーウイチ氏は一九三〇  
年三月日本に來朝した。

東方漁業聯合

▽略稱「ウオストク・ルイバ」

▽本社 ハバロフスク市

極東露領國營漁業機關は其漁場別によ  
つてアコ（堪察加、オホツク）アソ（北  
樺太、ダリゴスルイバ（沿海州）アムール  
ルイバ（黒龍江）等數種に分れてゐるが  
ソヴエート政府は之等分立の弊に鑑み今  
度極東露領國營漁業全部を打つて一丸と  
せる新漁業機關ウオストク・ルイバ（東  
方漁業組合）を創立し、愈々昨秋漁期か  
ら出漁經營に着手したが、之に加盟せる  
漁業團體は左の如し。

▽ダリゴスルイバトレスト（國營極東漁業  
トラスト）、クラボトレスト（蟹罐詰トラ  
スト）、ダリルイバスナブ（極東漁業供給  
トラスト）

▽此中國營アコ及アソは新組織に完全に合  
同せず、アコルイバ、アソルイバとして  
獨立會計（ハズラスチョト）を維持しなが

ら加入する。

▽以上の外ダリクライルイバ・オホツク・  
ソユーズ（極東地方漁業組合）及び極東  
露領小漁業地方を經營せるトレストルイ  
バ（漁業トラスト）はウオストク・ルイ  
バに加盟せず唯其指導、統制下に置かれ  
る。

▽ウオストク・ルイバの社長は前極東銀行  
浦鹽支店長コガノウイチ氏、副社長は  
ブリス、アフメートフ、ラウロフの三氏  
▽アコルイバ社長はブロンシテイン氏アソ  
ルイバ社長はソロウイヨフ氏以上何れも  
就任。  
▽ウオストク・ルイバの本社はハバロフ  
スク市に設置。

組合及個人漁業

〔ダリ・ルイボ・プロドウクト〕  
（鮭鱒漁區） オホトスキ區、ギジギン  
スキ區、カラギンスキ區、オリユ  
トルスキ區、沿海區等約六五ヶ所。  
（蟹漁區） イチンスキ區、東堪察加區  
等に約五ヶ所。  
〔フセコ・プロム・ルイバク・ソユーズ〕

ソ聯邦の極東漁業

（鮭鱒漁區） 沿海區、薩哈噠區、イチン  
スキ區、オリユトルスキ區等に約  
三〇ヶ所。

（蟹漁區） 沿海區に約六ヶ所。  
〔ルビンシテイン〕  
（鮭鱒漁區） オホトスキ區約二ヶ所。

〔リユーリ〕  
（鮭鱒漁區） チギリススキ區、オリユト  
ルスキ區、クイクチンスキ區等に  
約一六ヶ所。

（蟹漁區） オリユトルスキ區、ボリン  
エレツキ區等に約五ヶ所。

〔ソボレフスカヤ・インテグラリナヤ・  
コオペラーチヤ〕  
（鮭鱒漁區） クイクチンスキ區數ヶ所  
〔テムチインスカヤ・プロムイソロワヤ・  
アルテリ〕

（鮭鱒漁區） クイクチンスキ區、ジュ  
バノフスカヤ・アルテリ區等に數ヶ  
所あり。

ソ聯國營企業

ソ聯國營企業は、極東方面に於ける最

大のもので、オコツク、沿海州、堪察加  
沿岸に多數の漁場を有してゐる、主なる  
漁場所在地左の如し。

〔鮭鱒漁區の部〕

沿海區、ニコラエフスキ區、薩哈噠區、  
オホトスキ區、ギジギンスキ區、チギ  
リスキ區、イーチンスキ區、クイクチ  
ンスキ區、ボリシエレツキ區、東堪察  
加區、カラギンスキ區、オリユトルスキ  
區、アナドイルスキ區各地に約二百數  
ヶ所。

〔蟹漁區の部〕

沿海區、ダリスキ區、イーチンスキ區  
クイクチンスキ區、ボリシエレツキ區  
東堪察加區、カラギンスキ區、オリユト  
ルスキ區各地に約二十餘ヶ所。

極東漁業發展策

一九三二年一月末より二月初頭へかけ  
てモスクワに開かれた第十七回共產黨全  
國會議は第二次五ヶ年計畫編成の基礎方  
針を決定した點で、極めて重大な意義を  
もつてゐる。全聯邦共產黨極東委員會、



極東漁業(ウオストコロイバ)等で立案され極東漁業第二次五箇年計畫はこの第十七回黨會議の決定した基礎的方針にその具體的編成方針を發した。

『人民大衆に主要消費用品を保障し就中榮養品は第二次五ヶ年計畫には現在の二倍三倍に増加を保障すべし』

魚類はいふまでもなく主要榮養食品であると共に蟹をも含むその罐詰製品は對外輸出品として極めて重要な價值を持ち従つて二重の意味において極東漁業の發展はソ側の重視するところとなつてゐる。殊に前記決議にも明示されてゐる通り第一次五ヶ年計畫が主として重工業の方面に主力を注がれたに對し、第二次五箇年計畫において輕工業、就中、その一分野としての榮養食品工業に大なる努力を傾注され、加ふるにヴォルガ・裏海方面の業が年々衰頽を示しつつあるに反し、世界三大漁業場の一たる極東漁業場は鮭、鱒、鱒、鯉、蟹等を中心に殆んど無盡藏なる魚富を有し、年々増産を跡づけてゐる關係上、ソヴェート政府は第

二次五ヶ年計畫において特に極東漁業の發展に大きな望みを囑し期待をかけたのである。然し極東露領の條約水域におけるソ側國營漁業の漁獲範圍は一九三二年八月十三日調印の日ソ新漁業協定によつて五百萬布度以内と制限されて居り、コオペラチヴ漁業、個人漁業もその漁獲高制限あるため、この水域において無制限に急テンポの増産を計することは不可能であり殊にこの新漁業協定は一九三六年迄有効であつて、此期間は恰も第二次五ヶ年計畫の時期と時間的に一致した。従つてソ聯邦は極東漁業第二次五ヶ年計畫の發展策を主として北洋公海漁業の方面に求めたのである。

一九三五年の實績

一九三五年三月二十七、三十兩日に亘つて開催された全聯邦共產黨極東地方委員會第三回總會は一九三五年度漁業計畫に關し最後の決定案を發表漁獲豫定高三百十萬セントネル、罐詰製造高は四千八百萬個投資額は五千五百八萬八千留、この内千七百五十萬留は住宅建設費である。

而して一九三五年度、極東地方漁業振興資金として四千三百萬留を計上、ソヴェート灣及びボロニ湖に罐詰工場をドノリツ灣に船舶修繕工場、アムール河に造船所四ヶ所を建設する外、漁撈船隊擴大のために七百萬留が支出された。

極東ソ聯邦機關紙發表による一九三五

年度四月一日より十日に至る實績八千三百十四セントネル、計畫の一〇一、四〇% 遂行してゐる。

次に六月一日より十日に至る十日間の極東地方漁獲高實績は、(アコを除く)七萬六千八百八十七セントネル、計畫の二四% 遂行であつた。

更に九月中の漁獲高は總計二二六、四一、二、四五〇キロ(豫定高に對し一一一、四、四、四)で一九三五年一月以降九月末日までの總漁獲高は一二五、六六九、九五〇キロに達し豫定高の九一、四% 遂行となり、従つて先づ順調に進捗したものと云へやう。漁獲實績をトラスト別に示せば左の如くである。(單位千キロ)

一九三五年九月	一九三五年年度
中漁獲高	總漁獲高
八、七六四	三、七三二
南部沿海州漁業トラスト	一、〇〇三
北部沿海州漁業トラスト	三、三三三
黒龍江國營漁業トラスト	五、三三三
中部黒龍江國營漁業	九、二七六
トラスト	三、五五九
オホツクアヤン土人	三、三三三
漁業組合	四、八四〇
サガレン國營漁業トラスト	一、〇、四六三
蟹漁業トラスト	六、五七九

ソ聯邦の極東漁業

此一九三七年年度の一千二、三百萬ツエ

水産物トラスト	一、八三	三、八五四
堪察加漁業株式會社	三、一六〇	三、〇六二
邊境コルホーズ漁業組合	三、四	二、四三
邊境購買組合	一	一、八二
海獸漁獲組合	一、二六三	五、九一
その他	六、七	三、六四

一九三六年の漁況

ソ聯邦の一九三六年度漁業は歐露パレンツォフ海入江の鮭鱒漁業の豐漁に次いで北洋漁業トラストは第四、四半期に於て豫定計畫率を超過して四千ツェントネルの實績を挙げ、ウオストコ、ルイブホロド(極東漁業冷凍)トラストは、年次計畫を一〇〇、四% 遂行、十二萬二千九百九十一ツェントネルの鮭、鱒、鱒、鱒、鱒を冷凍した。

極東漁業實績はカムチャツカ(アコ會社)は十月十五日を以て當年度漁獲高のメ切を行つたが、計畫の一〇〇、一% を遂行、漁獲高八八六、〇〇〇ツェントネルに達した、一九三六年の罐詰製造高は、豫定計畫の一七〇% を遂行、二八、〇〇〇、

〇〇〇罐(約四〇萬函)を製造してゐる。ソ聯邦最優秀の蟹工船フセワロード・シビリツエーフ號は、一九三六年度の漁獲製造を了へて十月十八日浦鹽に歸港したが、ソ聯邦政府は本年度蟹工船隊の好成績に對し蟹トラストの五名に勳章を授與して表彰之によつて指導員及び勞動者は一層鼓舞された。

一九三六年度ソ聯邦漁業に對する年計畫は一〇三% 遂行され、工船ツングース號は國家計畫の一三〇%、シビリツエーフ號は、一二〇%、第三蟹工船は一二〇%、ラムウト號は一〇六% を遂行した。シビリツエーフ號は前述の如く蟹トラストの工船中最大のもので、豫定計畫數量を超過する事三、六〇〇函で然も優良製品製造計畫をも超過遂行した、ラムウト號の優良品製造高は六三% で、シビリツエーフ號の本年度實製造高を函數に換算すると計畫一八、〇〇〇函を超過すること三、六〇〇函、合計二一、六〇〇函に達してゐる。漁場に於けるスタハノフ運動は廣く極



東露領の蟹工場にも行はれ、荷造りに従事したトカチエンコ班は計畫標準の三倍を完全に遂行一九三六年度六ヶ月間の漁期間中、職工長ラウリチエンコは八、七〇〇留、同フヨドルチエンコは七、二〇〇留、發動機漁船運轉手ティムコは六、一〇〇留、漁夫ブシエニイチヌイは四、五〇〇留の賞與金を得て居る。

堪察加に於けるソ聯側漁業の一九三六年実績は全計畫の一〇〇、一%、罐詰製造一七〇%(約四〇萬函)で堪察加に於けるソ聯漁業開始以來の好記録を擧げた、此の好記録に對し共產黨堪察加委員會書記官オルロフ、アコ會社社長アダモウイツチ、同漁業部長トロポフ等の首脳は連名で、黨極東地方委員會議長ラウレンチエフに宛て次の如き報告を提出してゐる。

『今回の勝利はミコヤン氏及び共產黨極東地方委員會の指導、特別の援助及び配慮の下に廣く行はれたスタハノフ運動の結果で堪察加ポリシエビキ労働者及びコルホーズ員の頑強なる闘争に依り捷ち

得たものである。

ソ聯邦の最も遠隔なる邊疆に於ける一九三六年度計畫遂行は國民の最大指導者スターリン首領の指導下に達成せられたるものにして吾等は計畫の遂行を以て自己の信條となすべき義務を負ふものなり、堪察加は産業、國防及び文化關係に於て我祖國の先進的州たることを要す、云々。』

堪察加ペトロフ發行の露字紙はボシリエレッキに於ける一九三六年度漁夫コルホーズの状況につき左の如く報道してゐる。

ポリシエレッキ漁夫コルホーズの一九三三年に於ける一労働日の所得は十九留であつたが一九三六年には平均百二十六留となり、スタハノフ運動者漁夫ミハイルサマドウルの作業班に於ては漁期に於ける一日の所得百四十四留で三年前より七倍半多く、又七十五人の労働者より成る三作業班の一九三六年度に於ける手取金は五十八萬六千留(一九三三年は千二百留)一漁夫の平均所得七千留以上に

達し八千乃至九千留を得たコルホーズ員は多數居る、コルホーズ員サフロノフの家族は所得二萬七千六百留、リュビーモフの家族は一萬七千留を得て居り此外一萬留以上のもの四、五名に達してゐる。

一九三七年の極東漁業

〔極東漁業第三期計畫〕

革命前のロシア漁業は不完全な技術と消極的な漁業政策の結果甚だ不振を極め、全漁獲高の大部分は淡水魚或は半淡水魚であつた、例へば漁業研究所員アレクサンドロフ教授の統計に依れば全漁獲高の三二%は淡水魚、二五%は鱒(主として海から河に遡上せるもの)、一七%はウグヒ及鯉魚、二〇・五%は鮭屬、三・五%は鱒魚、〇・九%は鱒、一・五%は其他の海魚類で純粹の海洋魚類は僅か二・五%に過ぎなかつた。

然し革命後に於ける積極的な漁業政策、漁獲方法の技術化、公海漁業への進出は漁獲内容に著しい變化を齎した。例へば一九三六年度に於ける漁業廳の漁獲

高だけでも鱒二、二〇九千ツェントネル、鯛八八七千ツェントネル、比目魚屬一〇四千ツェントネル、蟹一六五千ツェントネル、バルチツク海産鯛五二千ツェントネル、海獸二一五千ツェントネル其他の海洋魚類一、〇九八千ツェントネル合計七、四三〇千ツェントネルで内純粹海洋魚と海獸類は全生産高の三四・五%を占めてゐる。

尙極東地方の鱒及小魚類を加へるならば上記割合は更に増加するであらう。

一九三七年度漁獲計畫遂行上決定的重要性を有する第三、四半期の極東漁業計畫は二百二十三萬ツェントネルで年次計畫の七〇%を本四半期中に遂行する豫定となり三七年度は奇數年に相當するため鱒漁に代ふるに他の漁撈を以てするほか魚類の品質保持のため輸送から製造までの行程に改良を施すことが要求されてをり、所謂間諜、妨害分子の策動を防止一掃するために漁業各機關内の肅清工作強行が急務とされてゐる、一九三七年度は先行諸年に比し準備状態良好なるにも拘

ソ聯邦の極東漁業

らず幾多の缺陷誤謬は完全に克服されず、例へば堪察加及北部沿海州に於る川崎船の出漁は遅延を來し或ひは燃料不足或ひは再修繕等のため滞船するもの續出する状態であつた、各責任者は之に對する適當なる處置對策を怠つてゐる、ドリゴスライブトラスト主任カラバトニツキーは、ドリフター船の改装に必要な努力を拂はず、漁業用飛行機の出動準備も太平洋漁業研究所船コスチャ・スハノフ號の出船も共に遅れた事實が指摘されてゐる、漁業本部當局は一九三六年度の失敗に鑑み一九三七年度に於ては各漁船隊はその根據地點に釘づけされず公海に於る魚類の群來移動に伴つて東西南北に自由に活躍するやう努力すると同時に魚類工場に於る加工事業の改善に努力すべきことを命じてゐる。

〔極東漁業陣の強化〕

一九三七年度ソ側北洋漁業に活躍を期待されてゐた冷凍船ウオルガ號がオデッサ造船所に於て竣工、浦鹽に配船され、これに次いでネワー號、リオン號が入浦

各船とも貨物積載量二千噸、浦鹽到着後直ちにカムチャツカ及黒龍江口に配船、各一千五百噸の新巻、鱒魚、イクラ等を冷凍、これによつて一九三七年度ソ側漁業陣はかなり強化されたものと期待されてゐる、猶ほ既に操業中の冷凍船ビンチエフヤ・インドウストリヤ號は樺太の鯨漁を終へてデカストリに赴いたが、一方豫てペトロパウロフスクに於て建設中の蟹及魚類用空罐製造工場も竣工、同工場空罐製造能力は年二千七百萬個で建設費は約千百萬留である、現在ソ側堪察加罐詰製造工場数は約三十である、從來是等工場用空罐は總て三千斤の遠地より移入せられたもので、同工場の竣工は多大の意義を持つものといはれてゐる。



附近のウソリーから鐵道(四千百五十二米)輸送されてゐる。

右輸送額は十二萬九千噸、三五年十萬八千噸程度であるが、外船の運賃は噸當り一八一〇シル、これに入港費用噸當り二・八五哥を要しパウロダルから浦鹽への鐵道運賃は噸當り百十六留九十二哥の高値を示してゐる。

極東漁業の鹽需要量は左の如くである。

鹽漬用	九萬六千噸
冷凍用	三萬二千噸
罐詰及燻製用	四千噸
特殊鹽藏漬及マリナード用	一萬二千噸
計	十四萬四千噸

損失額を入れて 十六萬噸

他部門の需要量は三萬噸、畜産業及野菜用として二萬五千噸、食料品として二萬五千噸、總計二十四萬噸の鹽を必要とする極東地方にとつて品質優良なノルドウイクの鹽が廉價に供給されることになれば漁業は勿論そのほかの産業諸部門に益するところ多大なるものがある。又極

東漁業の重要部門を受持つカムチャツカ株式會社(アコ)の漁業は同社漁業部の經營であるが、一九三七年夏食料工業人民委員ニコヤン氏の命によつて同漁業部は各々獨立せる東西漁業部に改組され、兩漁業部はアコ會社々長代理に直屬兩部長として左記二氏が任命された。

東部漁業部長 ベ・オ・ル・コフ氏  
西部漁業部長 カ・クウチミジヤク氏  
而して、同部の製品販賣、技術、賃金從業員の雇用、及び中央實驗所の事務は社長に直屬することゝなつた。アコ會社漁業部長代理マトシタス氏は一九三七年度ソ聯沖取鮭鱒漁業につき左の如く報じてゐる。

ソ聯沖取鮭鱒漁業は昨一九三六年度に於てセイネル船二隻ドリフテル船二隻が試験的に出漁しオリユートル及びウスカム沖で操業、相當の成績を収めたが、本一九三七年度は調査用として獨航船三隻を増配合計七隻として各漁船には何れも無電裝置を施し、去る四月末より操業を開始、操業期間二百十日間を以て出漁一

九三七年度の漁獲豫定數、紅、鱒ノ助、鮭等五〇、〇〇乃至六〇、〇〇〇ツェントネルの計畫で、六月下旬までの成績左の通りである。

「セイネル船二隻」(内譯)	
アワ、イチヤ號(ウスカム沖操業)	紅三二〇ツェントネル
ウイリユイ號(西カム沖操業)	鮭廻遊調査中
「ドリフテル船二隻」(内譯)	
スタハノウエツ號(同上)	遂行率調査未了
ウダルニツク號(同上)	(同上)
豫定、紅	四、〇〇〇、一、〇〇〇各ツェントネル
合計	一六、〇〇〇ツェントネル

〔一〕四月全聯邦漁獲高

全聯邦漁業・海洋學調査研究所は毎年多額の豫算(一九三六年度一千五百萬留)を支給され船舶その他調査諸施設も完備してゐるにも拘らず所期の目的を遂行しないために食料品工業人民委員ニコヤン氏から全十條に亘る業績改善の命令を受けた、極東漁業關係では鮭、鱒、鰈、鱈、さば類の調査研究、鮭鱒族の再生産方法研究、鰯漁業に日米式方法の導入等が間

題とされてゐる。

ソ聯食料品工業人民委員部發表、一九三七年四月の全聯邦漁獲高(海獸を含む)は百九十四萬八千三百ツェントネル(計畫二百三十一萬ツェントネル)で、月次計畫を八四・三%遂行、一月以降累計三百九萬二千八百ツェントネルで昨年同期の三百九萬七千三百ツェントネルに比し三・三%減を示した、極東方面各漁場の漁獲実績左の通り。(單位十セントネル)

漁場及トラスト	四月	一―四月累計
セイウエル	五九・三	一四二・二
ヌイ	一〇八	一〇七・二
内、トロール	五二・二	一五二・二
オビスキー	二二	一七・七
ダリゴスル	一八・二	四〇・六
イブ	〇・九	一・一
北部沿海州	〇・九	一・一
黒龍江	〇・四	三・八
中部黒龍江	二・八	一七・七
樺太	〇・一	一四・九
海産物トラスト	二・八	三・八
蟹トラスト	一	〇・五
ア	〇・二	二・一
六	二・一	二・四

ソ聯邦の極東漁業

及ドニエブル號は比目魚族一萬一千噸を積載して浦鹽に入港續いて冷凍船第二號も北樺太、クラスチ灣方面から鱈、鱒比目魚を滿載して到着した。尙ドニエブル號は二百五十噸の新鮮な冷凍鮭を齎したが、該冷凍魚は品質極めて優秀であつた、上記冷凍船は陸揚完了後堪察加及オホツク沿岸の鮭類積込の爲め出發した。今夏堪察加西海岸には鱈が群來しブイムト綜合工場では一日に二千ツェントネルの漁獲高をあげた日もあり十一月初旬までには八千ツェントネルを漁獲し年次計畫を二〇〇%が遂行される。

西海岸の漁獲總高は五萬五千ツェントネル、各綜合工場別にみると  
オゼルノフスキー 二、七四(セントネル)  
キフチクスキー 三、六八  
ブイムトスキー 三、三四一  
イチンスキー 五、五五五  
ウオロフスキー 一、九二五  
業績不良なのはニコヤノフスキー一四二ツェントネル(計畫の六%)、ポリシエレツキー三五〇ツェントネル(五六・三%)、クルトゴロフスキー二、六九一ツェントネル(六一・二%)である。

〔極東漁場の反リ事件〕

一九三七年春突發した堪察加アコ會社のクルドゴロフ綜合工場支配人ラズゴイノフ一味の有害行為に關してはベトロパウロフスク裁判所で審理中又復、ウスチカムチャツカ綜合工場に於ても反革命分子の破壊行為が發達し當局は嚴重なる取調を行つたが、之等反革命分子は各綜合工場に潜入し居るものゝ如く、此種の犯行續出する事は尙秘かに之等有害分子の潜在を物語るものと見做し、檢察當局は特に東西兩カム沿岸漁場從業員の行動に對し警戒、最後の一人に至るまで反革命分子をカムチャツカ地方から一掃する決意を示して居る。

今回突如惹起されたウスチカムチャツカに於ける反革命行為はウスカム綜合工場、第二工場に於て修理完了せる諸機械に對し全部の試運轉を行はんとせる際、一部運轉開始に當り第四ラインの半封度罐詰製造機が破損したる爲之を取調べた



る結果クランクケース内に潤滑油と共に螺旋が混入してあり、之が爲運轉開始と共に齒車が破損したもので此犯行は極めて巧妙に行はれた點より見れば犯人は此方面に通曉せる専門的智識を有する者と見られて居る。

同第二工場には豫備品ありし爲製罐作業には支障なかつたが此種の事件は同綜合工場第一工場に於ても發生し肉詰機械試験に際し内部にナイフが投入せられて居る事が發見され、未然に之を防止し得たが今後も更に此種の有害行爲發生するものと見、當局は各工場の検査を一層嚴重に取締る事と決し従業員の行動に對し絶へず警戒を行ふ事になつた。

堪察加アコ會社漁業部に於ける州當局の檢察の目は最近諸種の事件續出により更に嚴重に監視されてゐるが、堪察加州衛生監督ゲツオワ氏は此程同社漁業工場其他を視察し諸種の衛生設備の不完全なる事を發見警告を發する處あつた。ゲツオワ衛生官の指摘する處に依れば東海岸に於て特に甚だしく昨年の如きは

勞働者の大部分が住宅不足の爲天幕生活を爲し、非衛生的にして健康を害する生活を爲して居り、會社は政府當局のアコ漁業部、工場衛生施設改善に關する指令を充分履行せず、昨年度施設費二百萬留中使用せるは僅か四十萬留に過ぎず衛生醫駐在するも綜合工場に衛生機關なく、給水、下水等原始的にして製品の科學的分析等も全く行はれず、住宅費は全額の二割二分を使用したに過ぎぬ有様である。

堪察加アコ會社の亂脈暴露と共に中央當局の同地漁業機關監視、業績檢討は峻烈を極め過般のクルトゴロウオ綜合工場事件の如き醜狀再發防止に躍起となつて居るので極東漁業長官チモセンコ氏は一九三七年六月十七日浦鹽から貨物船に便乗してカムチャツカ東海岸ジュバノフスキーに到着、同地方の漁業コルホーズ及び漁業コンビナード視察の上六月二十七日ベトロに到着、同地に二日間滞在の上同月二十九日飛行機で西海岸に赴き西カム各漁場、工場を巡視今漁期中カムチャ

ツカ兩岸漁場に於て従業員を督勵した。  
一九三七年六月末の極東漁況  
一九三七年六月の第四週(五日を一週とする)に於ては中部黒龍江漁場、極東國營漁業トラスト並に南部各區漁民コルホーズ組合に屬する諸コルホーズの成績最も不良なりき、而して計畫に對する斯る不面目なる失敗の根本的原因をなすものは依然として、各個々の出漁の不十分なること、燃料供給の中絶、漁船の修繕の不良、漁獲及製造の組織の不良、魚類搜索の拙劣等なりとす。  
前記トラストの漁場及南部各區漁民コルホーズ組合に屬する各コルホーズに課せられたる計畫の破綻に對し、必要なる指導及作業上の助力を與へざりしトラスト及コルホーズ組合の幹部は大なる責任を負ふべきなり。  
この第四週に良好なる成績を上げたるは、海産物採取トラスト、北部沿海州トラスト、堪察加株式會社、蟹及海獸獵業トラスト及サハリン漁業トラスト並に堪察加、北部黒龍江の各コルホーズ及北部

各區漁民コルホーズ組合に屬する各コルホーズなりき。

然れ共之等漁場及コルホーズと雖も四半年の計畫は無論のこと、月計畫にさへ

達せざること遠きものなりき、故に漁場コルホーズ、トラストの指導者並に各區漁民コルホーズ組合の幹部は、糖業従業者對漁業従業者の競争に關する誓約に基

1937年上半期に於ける極東地方の漁業  
トラスト及コルホーズ別計畫遂行率

順序	トラストの名稱	半年の計畫遂行率	上記の内		年計畫の遂行率		
			國營漁獲率	コルホーズの受け入れ率	合計	上記の内 國營漁獲率	コルホーズの受け入れ率
1	極東地方漁民コルホーズ組合(自家經營)	188.3	—	188.8	18.3	—	18.8
2	オホトスクアヤン國營漁業トラスト(支配人ヤコブソン)	186.4	97.6	213.7	24.4	6.5	39.7
3	海産物採品トラスト(支配人ナザロフ)	133.5	133.5	—	32.8	32.8	—
4	黒龍江國營漁業トラスト(支配人クヅウニコフ、政治部長シニコフ)	117.6	108.5	146.3	—	—	—
5	アコ(漁業部長トロポフ)	99.0	99.0	99.0	19.7	20.5	17.7
6	蟹、海獸漁業トラスト(支配人チャプルイギン、臨時事務取扱コガシ)	92.5	92.5	—	40.5	41.1	—
7	サハリン國營漁業トラスト(支配人マカエシキヤ)	74.0	80.3	71.5	36.2	37.9	35.5
8	中部黒龍江國營漁業トラスト(支配人ヤコラエフ、政治部長ニコラエフ)	64.2	50.3	67.9	—	—	—
9	極東國營漁業トラスト(支配人カラバトニツキ、政治部長ジミン)	58.4	57.9	59.1	13.7	12.3	16.1
10	北部沿海州トラスト(支配人ジダレイコフ、政治部長臨時事務取扱カルウギン)	52.1	34.1	81.4	10.2	6.9	15.1
	計	83.9	84.9	81.7	21.8	22.1	21.4

き、十月大革命二十週年記念日迄に年計畫を遂行すべきことを銘記せざるべからず、而して國家及黨に對する右の社會主義的誓約は、各漁業従業者に對し魚類原料の漁獲テムボの強化並に製造品質の改良を要求しつゝあり。

全聯邦上半期總漁獲高

ソ聯漁業本部發表、一九三七年六月の全聯邦漁獲高は百二十八萬七千九百ツエントネルで計畫百四十九萬三千ツエントネルの八六・三%遂行、上半期漁獲高累計は六百八十八萬五千四百ツエントネル同期計畫七百三萬九千八百ツエントネルの九六・七%遂行各漁區、トラスト別上半期漁獲高左の通り。(單位千セントネル)

漁區及トラスト	本年	昨年	比率(%)
ヴォルガ、裏海	一、二六四	一、五九三	七〇・七
カルムイツキー	一五〇・四	一八一・二	八三・〇
ウラル、裏海	一六七・五	三三七・〇	五〇・三
グリエフスキー	六三・五	八七・二	七二・七
マンガスタウスキー	六・〇	八・一	六六・五

ソ聯邦の極東漁業



アラリスキー	二四八・八	二四八・五	一〇〇・一
バルハシスキー	一〇二・九	七五・四	一三五・四
ダグスタンスキー	一一二・五	一三一・一	九・三
トルクメンスキー	八二・二	一一三・三	七三・二
アゼルバイジャン	三九二・六	三三二・二	一一三・七
アゾフ(黒海)	一、三六〇・〇	一、三三八・三	九四・一
ウクライナ黒海	六七・七	六三・〇	一〇七・五
クルイムスキー	三九九・〇	二六四・二	一一三・二
マリウポリスキー	二五〇・〇	二〇八・五	一一九・九
ムルマンルイバ	一、三三三・九	九四三・一	一、三四〇・〇
(内、トロール)	一、一五八・三	八九二・二	二九・八
レニングラドス	一四六・四	一五四・六	九四・八
カレリスキー	六八・二	四九・〇	一五九・〇
セーヴェルスキー	二六五・六	一九五・五	一三五・九
(内、トロール)	三三〇・四	一六七・〇	一一三・〇
オビスキー	五八・四	五三・五	一〇二・四
極東國營漁業ト	一五九・六	一七三・九	八〇・三
ラスト			
北部沿海州	一七九・九	三三・三	五七・二
黒龍江	八二・六	七九・五	一〇〇・〇
中部黒龍江	三三・四	一四・二	一五・四
樺太	八五・二	九六・〇	八八・七
海産物トラスト	二二・四	一四・三	一九九・六
蟹トラスト	一一九・六	一一九・九	一一八・一
オホトスキー	三三・一	一九・五	一六四・六

ア	一六三・五	一三三・七	一一一・五
コ	一八・八	一一・八	一四七・〇
其	六八〇・四	七〇九・八	九六・七
他			
總計	六八〇・四	七〇九・八	九六・七
第二次五年計畫年度別			
全聯邦漁獲高實績一覽			
ソ聯食品工業人民委員部漁業本部發			
表、第一次五年計畫最終年度一九三二年			
と第二次五年計畫諸年度に於ける各地方			
別漁獲高左の通り。(單位千セントネル)			
△北部裏海			
三年	三、七三・七	三年	三、六三・八
四年	三、六八・八	五年	三、三九・三
五年	四、〇六・六		
△南部裏海			
三年	一、三六・五	三年	一、一六・五
四年	九九・四	五年	七六・一
五年	六三・〇	七年(計畫)	七七・〇
△アゾフ黒海			
三年	一、九六・四	三年	一、八二・三
四年	一、九六・五	五年	二、一六・三
五年	二、七二・九	七年(計畫)	二、五・五
△セーヴェルヌイ			
三年	一、四四七・六	三年	三、〇七・〇
四年	二、〇四・二	五年	二、七七・〇

△極東地方			
三年	三、三三・九	三年	三、三三・四
四年	三、八三・〇	五年	三、八三・〇
五年	三、七六・〇	七年(計畫)	三、二五
△アラル海			
三年	三〇八・〇	三年	六九・八
四年	三六三・一	五年	二九七・五
五年	三五八・三	七年(計畫)	三六五
△バルハシ			
三年	一五五・一	三年	一五六・三
四年	一三二・六	五年	一三三・八
五年	一四三・三	七年(計畫)	一六五
※聯邦漁業(グラウルイバ) 總計			
三年	一一、六一・二	三年	一〇、四三・〇
四年	一一、三三・六	五年	一一、五八・〇
五年	一三、九八・六	七年(計畫)	二、二〇〇
※加盟共和國漁業			
三年	一、九七・六	三年	二、一一〇・〇
四年	二、四九・六	五年	一、八五七・六
五年	一、四三・九	七年(計畫)	一、三九
※聯邦食品工業人民委員部總計			
三年	一三、一三六・八	三年	一三、一三六・八
四年	一四、七七一・二	五年	一四、三六五・六

※其他諸機關(食品工業以外)			
三年	二七・〇	三年	四三・四
四年	六八・八	五年	八二・九
五年	一、〇四一・五	七年(計畫)	一、四三二
※全聯邦總計			
三年	一三、三三・八	三年	一三、〇八〇・四
四年	一五、四七〇・〇	五年	一五、一七・五
五年	一六、四九八・〇	七年(計畫)	一八、〇〇〇

### ソ聯邦蟹工船

#### 蟹工船の創業

カムチャツカ東西兩岸沖合における日本蟹工船漁業の長足の發展と蟹罐詰の輸出的價値莫大なる事實に刺戟されたるソヴェート側では、單に極東露領漁業において一大發展計畫を策せるのみならず、公海においても發展計畫を立て先づ目をつけたのが蟹工船漁業の創始であつた。

然しながら日本の創始にかゝる蟹工船企業は、其企業組織に於て、殊に其特殊の練達を要する技術に於て、他の追従を

ソ聯邦の極東漁業

許さぬものがあり、此點ソ聯の苦心の存するところであつた。殊にソ聯の蟹工船隊創始は日本當業者にとつては直接競争關係者の出現を意味するので日本側の積極的援助乃至指導を期待し得ず、一度は昭和二年末から三年の初頭にかけて日本蟹工船業者の結束の緩みに乗じ、一工船の買収を試みたが、如上の理由により成功を見るに至らなかつた。然しソ聯邦は一九二八年よりは非共蟹工船を創始して西堪察加公海に出漁せしむる固い決意の下に、買船運動を試み遂に米國及日本に於て各一隻宛を手に入れることに成功した。

而して之を一は極東國營漁業トラストの所屬として第一・クラボロフ號と名づけ他を國營アコ會社に所屬せしめてカムチャツカ號と命名し、昭和三年始めて西カムチャツカ公海に出漁せしめた。これがソヴェート蟹工船出漁の濫觴である。

前記二工船蟹工船漁撈並に製造に熟達せる日本漁夫を函館方面に於て雇傭し且つ漁網大凡三萬七千反を用意し、昭和三

年五月初旬何れも相前後して函館を出帆、堪察加西海岸の沖漁場に到着し漁撈並に製造を開始した。

然るにソ聯邦側は勞働法の適用乃至勞働時間の短縮、其他雇傭條件良好なる關係上到底所期の漁撈並に製造能力を發揮すること困難なる可しと邦人側で豫想されたにも拘らず、左の好成績を挙げ一九二八年八月十七日日本側に先つて漁場を引揚げた。

第一・クラボロフ號 二一、二四七函  
カムチャツカ號 一三、七五五函  
計 三五、〇〇二函

ソ聯邦側發表の製罐數並に製品の品質については始め本邦に於て種々の風評が流布されたが、其後品質は本邦に於て實際に試験の結果寧ろ邦品を凌ぐ事實が明らかになりソ聯が北洋工船蟹漁業界に於て邦人の有力なる競争者であることが證據立てられた。

因みにソ聯側製品の販路については二工船の中第一工船の分は在米ソ聯邦機關アムトルグの手を経て米國市場に賣却さ



れ残る一隻の製品は英商マッケンジー商會及在横濱の古屋商店の手を経て夫々英國方面へ輸出された趣である。

一九二九年の業績

一九二八年の最初の工船蟹漁業に好成績を収めたソ聯側では更にこれが將來にわたる擴張と發展を計畫し、昭和三年十月神戸に於て英國汽船ダゲスタン號(五七四二噸)を購入の上之を工船式に鐵裝し、第二クラポロフ(第二蟹工船)と命名した又本邦に於て神山丸(四二四八噸)を買船して之を工船に改造し第三クラポロフ(第三蟹工船)と命名した。此の兩船はいづれも國營極東漁業トラストの所屬である。

かくて昭和三年の二隻に加へて昭和四年には工船四隻を以て、八萬一千函の漁獲計畫を立て、西堪察加公海に出漁した。四月上旬の出漁に當りソ聯側雇傭の日本人熟練労働者多數が函館に於て乗船間際にソ聯側に對して雇傭契約解除を強行したことは、ソ聯側に大なる手違ひを生ぜ

しめ、出漁期を遅らせる原因を作つたに、ソ聯側はこれを日本側當業者の陋手段なりとして大いに憤慨し、露領漁區へ出漁する邦人漁夫に對し從來示して來た旅券査證事務の便宜を中止し、報復的手段に出づると敦圍く等の事件もあつた。此事件はソ聯側の蟹工船漁業への進出が如何に本邦側のそれと利害對立しつゝあるかを語るものである。

此事件のため日本側に稍遅れて出漁したソ國蟹工船四隻は、西堪察加公海に於て漁撈製造に従事した結果次の如き成果を示した。

カムチャツカ號	一八、八〇〇函
第一・クラポロフ號	一五、二〇〇函
第二・クラポロフ號	二〇、〇〇〇函
第三・クラポロフ號	一八、二〇〇函
計	七二、〇〇〇函

即ち豫定計畫に比し九千函の減少であるが昭和三年度の三萬五千函に比較する時は三萬七千函の増加である。

一九三〇年の業績

ソヴェートの熟練漁夫不足(日本政府のソ側雇傭出願漁夫制限と關聯して)並に漁網、漁具、食料、木材其他漁場送込品の不足とであつた、かくて一九三一年四月初旬には浦鹽を出帆するソ側工船は五ヶ月に入るもその段取に至らず遅れに遅れて漸く五月中旬第二クラポロフ號を先頭に、第三クラポロフ號、カムチャツカ號、ラムート號、ツングス號、第一クラポロフ號第四クラポロフ號以下一九三〇年の十隻に對し九隻西堪察加公に出動した函館にて搭乗せる日本人漁業數は五百七十名であつた。

ソ聯側工船は相互に生産増加に努めたが出漁期を失せると、流水等に防げられず其成績は頗る振はず、一九二九年及び一九三〇年よりも却つて減産し、全工船にて六萬七千三百函を製造したに過ぎなかつた。陸上を合せて十五萬函の製造を計畫せるに對し、工船陸上の總計は九萬三百函に過ぎず約六〇%を示した譯である。今ソ側の昭和五年六年における蟹罐詰製造実績を示せば左の如し。

ソ聯側蟹工船の出漁は一九三〇年に至り益々急を告げ、一九二九年度四隻に加ふるに更に六隻を買船して總數十隻を出動せしむるに至つた。

第一・クラポロフ號	第二・クラポロフ號
第三・クラポロフ號	第四・クラポロフ號
第五・クラポロフ號	カムチャツカ號
ユカギール號	ツングス號
イテリメン號	ラムウト號

然し日本政府によるソ側雇傭出願漁夫數制限並びに物資勞力其他出漁準備の著しい手遅とはソ側の出漁期を非常に遅延せしめ、日本側に遅るゝ一ヶ月以上の五月中旬に至り漸く出漁の段取となつた、而も漁場においては例年になく流氷長びき、著しく操作を妨げらるゝ等のこともあつて、ソヴェート工船は所期の結果を擧ぐるに至らず、隻數は二倍以上に増加したるも、その漁獲製造高は七萬三千函にすぎず、即ち一九二九年に四隻で七萬二千函を生産せるに對比すれば極端な不成績に終つたことが知られやう。

工船	昭和六年	昭和五年
陸上	六七、三〇〇函	七三、〇〇〇函
合計	二二、〇〇〇	五七、〇〇〇
	九〇、三〇〇	一三〇、〇〇〇

一九三二年の業績

ソ聯側の工船蟹漁業は一九三二年を以て五星霜を迎えるがその間毎年出漁期になつても物質並に勞力其他出漁準備の不備不足から豫定の期日から非常に遅延し、操業開始は日本側より數十日遅れる等の結果から著しく不成績を繰返しつゝ、特に三二年度は第一次五ヶ年計畫の最終年に當る折から大々的に日本側に對抗競争すべく努めつゝあつたが三二年度の出漁に際し浦鹽市の目拔の場所にて四月八日を期して七隻の蟹工船を出漁すべし。吾等は全力を盡して豫定通り準備を完了せざるべからず云々」と大書したる宣傳ビラを貼出し出漁準備を急ぎつゝあつた。然し當時出漁決定したる蟹工船は、第二クラポロフ號、第四クラポロフ號、ギリヤーク號、ユカギール號、ラム

一九三一年の業績

一九三〇年漁期切揚後ソヴェート政府は極東露領の自國蟹漁業を一般漁業から分離、統一して國營蟹罐詰トラスト(トレスト・クラポコンセルウオフ)を創出し、企業の合理化を期したので、一九三一年においては愈ソ側の進出急なるべしと噂されたが、蟹工船は一體に中古船を改造せるものにして、而も毎年四、五月より八九月迄半年の間極北の風波と戦ふ上に極度に船舶不足のソヴェート側では漁期切揚後之を沿海州地方の漁業並に貨物運搬船に使用のための船體損傷は相當甚だしく翌春出漁せしむるには大修繕を要したのである。然るに極東における唯一の造船所たる浦鹽ドリザウオードの修繕能力は極度に制限され多數の蟹工船を修繕すること困難となり、一方蟹工船を母船とする川崎船の新造並に修繕も必要となつた。一九三一年にはこの大障害のためソヴェート蟹工船は非常な出漁難に陥つた。この出漁難を激化したものは、

ソ聯側の極東漁業



ト號、コリヤーク號、の七隻であつたが、工船仕込準備工程は遅々として進ま

又ソ聯邦の蟹工船乗込みの漁夫は未だ創業以來日幾何も經ず故に經驗も淺く技術は至て幼稚未熟であり、その爲めに優秀なる邦人蟹夫並に製造技術者を毎年數百名雇傭し技術修得に努めつゝあつた。

かくて五月以來西堪察加公海に出漁し漁網を始め漁業用物資、食料品等の不足勞働力並に技術の不備缺陷と戦ひながらソ聯邦漁工船九隻は三二年度上半期の著しい不成績を清算すべく、精力的に蟹漁業を行ひつゝあるので魚獲高は五月より六月より七月へと逐月増大を示しつゝあつたが、計畫の豫定數字には遙かに及ばず、又工船の一部には操業状態が頗る不振であつた爲に浦鹽のソ側機關紙クラ

本サルベージ會社に救助作業の引合を發したが七月二十八日大時化の爲遂に沈没した。

一方に於てソ聯邦蟹工船中第四クラボロフ號、ミコヤン號、フセワロード・シビルツエフ號、コリヤーク號、第三クラボロフ號、第二クラボロフ號、ブチーチー島號、ギリヤーク號、ラムト號及びツングース號は北洋公海に於て漁獲作業を續行した。

極東露領一九三三年度上半期漁獲計畫高は鮭蟹鯨等を合し、九二二、一千セントネルであつたが其實績は六六九、三千セントネルで実績割合は七二・六%、内蟹は最も成績不良で漁獲遂行率四二・五%であつた。

斯くて蟹工船の計畫遂行率は、操業不振のギリヤーク號、ラムウト號、ツングース號の三隻を除いて左の通りである。

第四クラボロフ號	八八・四%
ミヤコン號	八三・四%
フセワロード・シビルツエフ號	六六・一%

ソ聯邦の極東漁業

スノエ・ズナーミヤは移動編輯局を蟹罐詰トラスト並に漁業機關内に臨時設立して操業状態の速報に努め、又青年共產同盟員より成る漁業監視糾察隊は各蟹工船に所屬して其作業状態を點檢し種々の缺陷曝露に努めたのである。

ソ聯邦蟹漁業機關蟹罐詰トラスト及アコ會社一九三二年の實績につき農林省の調査によると、ソ聯邦の現有蟹工船十三隻中三二年カムチャツカ西海岸に出漁せるもの九隻の漁獲高と陸上漁區の漁獲高を三二年度に比較すると

昭七	六七、三九三函	昭六	六七、三〇〇函
陸上	一〇、〇〇〇函		二三、〇〇〇函
合計	七七、三九三函		九〇、三〇〇函

一九三一年に比し一萬三千函の減退を見た此の實績を十四萬函の漁獲計畫に比べると、五割五分の遂行率を示したに過ぎない。出漁工船別陸上漁區別の實績左の通りである。

コリヤーク號	六二・五%
第三クラボロフ號	四〇・七%
第二クラボロフ號	三四・〇%
ブチーチマ島(陸上)	三八・三%

斯く一九三三年度ソ側蟹漁業は不漁を以て終始し一九三三年十一月在浦鹽極東漁業廳發表の總決算報告によるも之を裏書してゐる。即ち一九三二年(昭和八年)の漁獲高一

漁場管區	漁獲高	計畫遂行率 %
州太加社江他	269,390	62
海樺察アコ	10,000	45
北堪國營黒其	96,954	59
	130,007	59
	10,743	29
	6,779	—

實績は五二三、八七三ツセントネルで、六割七分の激減を示してゐる。

一九三四年の業績

ソ聯邦は一九三四年極東に於ける沿海州海岸、北樺太西海岸、堪察加西海岸の

1932年のソ聯邦蟹工船實績

船名	總噸數	漁獲高
ツングース	2,607.11	10,995
第三クラボロフ	4,248.60	12,499
第二クラボロフ	4,215.40	7,000
第四クラボロフ	3,931.20	8,200
第五クラボロフ	3,996.00	8,900
フセオロツエフ	7,000.00?	8,500
ラムト	2,693.54	3,500
ギリヤーク	4,900.00	7,000
コレヤーク	4,372.34	800

備考 以上蟹罐詰トラスト經營に係りツングース及第三クラボロフの隻は邦人従業員乗組あり

一九三三年の業績

一九三三年五月十三日、ソ聯邦蟹工船ボスチエーフ號(六五〇四噸)は北千島にて難破して日本領海内に入りたるを以てソ聯邦汽船を以て救助作業を行ひたき旨申出たので在浦鹽山口總領事は其旨日本政府に通達し、救助作業を許可されたので、ソ側は浦鹽よりアラ號、ダヴィドフ號、カムチャツカ號の三隻を急派し救助作業を行つた、然るに同船の到着は遭難後二ヶ月半を経過し居たる爲作業進捗せず颱風期も近づきつゝありし爲ソ側は日

陸岸並に公海蟹漁業を前年同様の罐詰十萬二千四百函製造の計畫を樹て出漁、右蟹漁業中工船によるもの九隻にして堪察加西海岸に出漁せしめたが實際に操業せるものは八隻で出漁工船及漁獲製造高左の通りである。

船名	總噸數	製造高(函)
ミコヤン	二、三三三	一〇、〇〇〇
コリヤーク	四、三三二	一、七〇〇
ラムト	二、六九三	九、九〇〇
ツングース	二、六〇七	三、五〇〇
フタロイクラボロフ	四、二二五	五、二〇〇
トレイチイクラボロフ	四、二四八	四、六〇〇
チエトウエルト	三、九三三	四、一〇〇
イクラボロフ	三、九六六	不明
ビヤートイクラボロフ	三、九六六	不明
フセオロツエフ	七、〇〇〇	六、五〇〇
合計	三三、五〇〇	五三、五〇〇

右の外西堪察加ブチチ島附近陸岸漁區に於て四千函内外を製造、又沿海州北樺太陸岸漁區に於て五千函内外の漁獲ありたる旨ソ聯邦機關紙は報道してゐる、尙ほソ聯邦側漁業機關の報告によれば、漁業物資は極度に不足を揚げ加ふるに勞働能率概してあがらず豫定の業績を擧げた



るものはコリヤーク、ミコヤン及びラム  
ートの三隻でコリヤークは豫定の一一七  
%、ミコヤンは一〇〇%、ラムートは九  
九%を遂行した譯であるといはれてゐ  
る。

又沿海州ビーター大帝灣南部のズワイ  
蟹資源枯渇の恐あるに鑑みソ聯當局者間  
に蟹漁禁止が問題になつてゐるが、浦鹽  
の太平洋漁業研究所を中心に極東漁業諸  
機關代表者間にズワイ蟹蕃殖問題に就て  
種々調査研究が進められ同年度の同地方  
に於けるズワイ蟹の漁業状況は一網平均  
五匹、一匹の値段三十五哥であつた、一  
方トロール船による蟹業も行はれトロー  
ル船レーベチ號に於ける監督者ゴルテ  
エン氏の新案に依る蟹漁撈は一日二百  
匹を下らなかつたとソ聯紙が報道してゐ  
る。

又、ウオストコ・ルイバ關係罐詰製造  
工場の總生産高は一九〇萬個で一九三四  
年度豫定計畫の八五%に當つてゐる。  
之をトラスト別にするると左の通りであ  
る。

一九三六年の實況

ソ聯邦極東蟹工船の大半は既に老巧船  
多く大修理を要する事となつたので當局  
はミコヤン號、オロチヨン號、ギリヤ  
ク號の三隻を日本に於て修理する事とな  
り二月横濱鶴見の淺野ドックに修理を依  
頼した。

是に引續き他の六工船も播磨造船所及  
笠戸ドックに於て修理する事となり、左  
記六隻が浦鹽から本邦へ廻航された。

▽國營漁業トラスト所屬

第二・クラポロフ號、第四・クラポロフ號、  
第五・クラポロフ號。

▽アコ會社所屬

ツングース號、ラムウト號、コリヤーク號  
而して右六隻の修理費用は北鐵代償費  
用中より拂はれ、四月末の出漁に間に合  
はせ、修理成つた新鋭船を以て一九三六  
年度の蟹工船漁業は開始された。

ソ聯邦極東國營トラストの一九三六年  
度蟹漁業は、同年九月二十日を以て終了  
出勤工船八隻の蟹罐詰製造高は豫定計畫

ソ聯邦の極東漁業

アムール國營トラスト 九六%  
極東國營漁業 七四%  
サハリン漁業トラスト 一二五%  
蟹漁業トラスト 八三%

而して一九三四年度(昭和九年)全聯邦  
商業會議所々報の報告書に基けば北洋に  
於ける蟹罐詰總製造高は三十五萬個(罐)  
で豫定計畫に對し十三萬個の超過となつ  
てゐる。

一九三五年の概況

ソ聯極東機關紙發表、一九三五年二月  
の極東地方漁獲高は一萬一千九百五十六  
ツェントネルで一月漁獲高の二分の一に  
減少、第一・四半期(一月—三月)計畫遂  
行率(一九三五年三月一日現在)は四六  
九%の不成功である。

蟹漁は三月五日にボボフ島から川崎船五  
艘同六日には更に漁撈船十艘が出動、七  
百四十統の網を下した、同十二日には初  
めて五百六十疋の蟹を漁獲した。

明太魚の漁獲も開始され、一九三五年  
三月八日にはザルビノ漁區には九艘の川

の一〇三%を遂行、ツングース號、シビ  
リツエーフ號、第三クラポロフ號、ラム  
ート號の四隻は何れも豫定計畫を突破し  
た。

一九三六年度各工船の製造實績左の如  
し。

(工船名)	(製造高)	(百分比)
ツングース號	三、三〇〇函	一〇〇%
シビリツエーフ號	三、〇〇〇函	一〇〇%
第三クラポロフ號	三、〇〇〇函	一〇〇%
ラムウト號	一、〇〇〇函	一〇〇%
第四クラポロフ號	一、〇〇〇函	八七%
第二クラポロフ號	一、〇〇〇函	八五%
コリヤーク號	九、〇〇〇函	七七%
ミコヤン號	九、〇〇〇函	七七%

此外プチチー島に於ける陸上製造高は  
約九〇%の生産率を擧げた。

一九三七年の成績

一九三七年度北洋蟹工船隊は五月初旬  
より蟹工船フセオロード・シビルツエフ  
コリヤーク號が蟹漁獲に従事してゐたが  
五月初旬十日間の成績は極めて悪くフセ

崎船が出動した。

勘察加ソ側蟹漁區五月二日現在罐詰製造高  
は左の如し。

△ミコヤン號 一五一函 △第四クラポ  
ロフ號 七一函 △第二クラポロフ號  
一九函

蟹工船コリヤーク號、ラムート號の兩船  
も五月上旬出動した。

八月中に於ける蟹漁業トラスト(陸上)  
の實績は一、五六四函で本年度總計五、九  
六四函であつた。

一九三五年度に於ては、既に工船は連  
年極度に使用して居る爲修理を要するも  
の續出し、其生産能率にも影響を及ぼし  
非常な好成绩とまでは至らなかつたが平  
年並みの漁獲は遂行したのである。

而して當事者間に漁季終了と共に全船  
浦鹽に引揚の上、各工船の大修理を施す  
こととなり浦鹽造船所は其能力なき爲、  
之等諸工船を日本の造船所に於て修理し  
ボイラーの取替其他根本的改修を爲す事  
に決し、一九三六年度の漁期までに全工  
船の更生を企圖するに至つたのである。

オロード・シビルツエフ號は年計畫の〇  
六%(蟹罐三一函)コリヤーク號は一六  
八%(蟹罐一、一七六函)を遂行したに過  
ぎなかつた。五月中に於ける蟹工船の蟹  
罐生産計畫は三一、五〇〇函であり、昨  
年同期には合計四隻の蟹工船が出動し、  
フセオロード、シビルツエフ號は十日間  
の生産は計畫の一〇〇・二%コリヤーク  
號は七〇%の好成绩をあげてゐた。

更にオホツク海方面に於ける蟹工船罐  
詰工場は一九三七年度上半期に於ける蟹  
罐製産計畫を超過遂行した。成績も優秀  
なるはフセオロード・シビルツエフ、コ  
リヤーク、ミコヤン、及ラムウト號で汽  
船スモレンスク號は是等製品を積込み浦  
鹽に輸送した。

オホツク海方面の蟹漁業は最初甚だし  
い不漁を傳えられてゐたが五月二十日前  
後に於ける實績は一九三六年度同期に比  
し一五%も増加した(蟹工船二隻は浦鹽  
にて修繕中)成績最も優秀なのは極東最  
大の蟹工船フセオロード・シビルツエフ  
で既に同船年次計畫の二〇%を遂行し



た。

又、食料品工業人民委員ミコヤンは一九三七年の事業として太平洋漁業研究所及蟹漁トラストに對しオホツク海のイオナ島及ヤムスキー島附近に群棲せる海驢群の調査をなすべきことを命令したが右調査に依つて同地方海驢の正確な棲息地點、頭數等が判明、右研究所員は海獸捕獲船ナヂム號に乘込み既に同方面に出發種々貴重な調査資料を携へて歸港した。

ソ聯極東漁業關係新刊書

ソ聯極東漁業本部發表によれば極東漁業に關する著作研究は左の如く出版發表されてゐる。

△新刊書

一、クルーモフ著「北部及極東地方に於ける海豚漁獲と加工」

△オフリヤムキン、モイセーエフ、クラ

一ニエツ共著「沿海州の比目魚」

△著作集及雜誌掲載論文  
一、ドリヤギン「コルイマ河の鮭屬交配」  
二、リンドベルグ「沿海州魚族に關する

資料

- 三、モイセーエフ「浦鹽市水道建設とセダンカ河の魚族構成」
- 四、クラニーエツ「日本海、オホツク海の Icelus Kroyer 類の三新種に關する記述」
- 五、同「日本海北西水域の淡水魚類」

ソ聯邦の極東捕鯨

極東捕鯨の沿革

舊露國の捕鯨業は遠く十七世紀の頃始めて行はれ、當時コリ(地名)地方に於て鯨脂に課税せる文獻あり、次で一七二三年國營捕鯨がコリ地方で行はれ、一七二七年より三一年まで年々三隻の捕鯨船が出漁し、和蘭人を乗込ませ操業したが四年間の捕鯨高僅か四頭、年一頭の捕鯨に過ぎなかつた。

其後一八八〇年代にムルマンスクに捕鯨會社が設立され、極東太平洋水域では一八五〇年露芬合同捕鯨會社が創立され、一八八七年にはア・ゲ・ドイ・ドイモフ

船長一隊の捕鯨船が日本海を中心に活動した。

堪察加方面の捕鯨は最初諾威捕鯨會社が經營母船コモンドレン號を使用捕鯨船アナドイル號及びセリナ號の二隻を以て一漁期間に二八三頭を捕獲した、右會社は其後捕鯨船一切をアルゼンチン捕鯨會社に買却したが北洋方面の漁業は一九二八年度に於て左の如き成績を示した。

- 1、アラスカ沿岸 四〇六頭
- 2、英領コロムビア沿岸 三八五頭
- 3、カリフォルニア沿岸 三一六頭

ソ聯邦政府が極東堪察加及びベーリング海方面に於て捕鯨に着業したのは極めて最近の事で一九三三年、アコ會社のアレウト號(諾威より購入の捕鯨母船)を使用し、キャッチャー三隻を附隨せしめて出動したのに始まる。一九三三年、着業第一年に於ける、ソ聯側發表の漁獲高は一八九頭であつた。

極東捕鯨の實績

一九三三年六月の第一回出漁は、何等

に至るソ聯北洋捕鯨の實績上表の如し。

一九三四年以降實績

一九三四年の極東捕鯨成績はアレウト號を母船として前年出漁水域に於て三三九頭を捕獲したが前年に比し百三十頭以上増獲と言ふ好成績を示し、着業第二年度に於て目覺ましき躍進を示してゐる。

一九三五年の捕獲實績は例年通り、アレウト號を母船とし、アワンガルド號、エンツジャスト號、トルドフロント號等のキャッチャー、ボートが出漁。六月一日までに四十頭、船別實績左の如くであつた。

- アワンガルド號 二一頭
  - エンツジャスト號 一二頭
  - トルドフロント號 七頭
- 海獸捕獲船も全部出動し左の如き成績を擧げてゐる。
- 〔腦髓捕獲高〕
- ナジム號 一九二三頭
  - オホツク海
  - ナレスチャンカ號 八八頭
  - オホツク海
  - バルトウス號 勘察加ベトロ附近とベリ

1933年6=11月アレウト號捕獲頭數

月別	須長				座頭	鯨	抹香	背美	糖鯨	合計
	白	長	須	長						
6	1	5	—	—	3	—	—	—	9	
7	2	37	—	3	19	—	—	1	62	
8	—	22	9	—	14	—	—	—	45	
9	—	25	17	—	8	2	—	—	52	
10	2	15	—	—	13	—	—	—	30	
11	—	1	—	—	—	—	—	—	1	
計	5	105	26	3	57	2	—	1	199	

(註) 其後發表のものには合計204頭とあるも此まゝ所載す。

1933年6=11月アレウト號鯨油生産量(噸)

月別	ボロサチキ(綿物)抹香以外のもの					抹香				總噸數
	1等	2等	3等	4等	計	1等	2等	3等	計	
6	8.2	8.2	—	—	16.4	12.7	—	—	12.7	29.1
7	118.2	77.5	6.9	—	202.6	103.3	24.5	2.4	130.2	332.8
8	90.9	49.6	27.0	9.2	176.7	59.1	21.9	2.3	83.3	260.0
9	119.8	18.0	56.0	6.3	200.1	27.8	0.9	0.4	29.1	229.2
10	89.8	18.3	5.8	—	113.9	101.4	35.8	8.6	145.8	259.7
計	426.9	171.6	95.7	15.5	709.7	301.6	83.1	13.7	401.1	1,110.8

經濟的見地より見て重要なロバートカ岬より北氷洋に至る一帯を漁場とし、クロ

ノツキ、モルジョワヤ方面も有望なる事が判明した同年八月には調査船トルドフロント號が出動して鯨群調査を行った結果、背美鯨二〇〇頭、長須一〇〇頭、座頭一〇〇頭を發見、彼等は捕鯨船を何等恐るゝ事なく、同船は五日間に三〇頭を捕獲した。一九三三年六月より十一月



ソ聯極東政廳機關紙發表によれば八月二十日間の捕鯨數三十五頭、操業開始以來の捕鯨數二百五十一頭、海獸捕獲船隊の實績は左の如くであつた。

- アワンガルド號 三七頭
- トルドフロント號 三二頭
- エンツウジャスト號 二五頭

あざらし一萬四千五百八十四頭、臘納獸一萬九百七十三頭、海馬一萬一千六百六十二頭、海驢一萬二千九百頭、捕鯨捕鯨年次計畫の九三・六%を遂行した。

更にアワンガルト號、トルドフロント號、エンツウジャスト號の三隻は九月下旬に於て二十四頭捕獲、操業開始以來の捕鯨總數四百十三頭の多數に上り昨年度捕鯨總數三百三十九頭に對し既に七十四頭の増獲を示してゐる。

十一年切揚までの總漁獲高四八七頭で

あつた。一九三六年には更に好成绩を示し、乗組員の操業も熟達し來つた爲全期を通じ實に五〇一頭を捕獲するに至つた。

ソ聯極東水域に於ける捕鯨船隊最近四ヶ年間に於ける鯨油生産高は約十萬ツェントネルに上り、鯨肉、鯨鬚等の供給高も増大してゐる。

捕鯨頭數も逐年増加し左の如き實績を示してゐる。

一九三三年	二〇四頭
一九三四年	三三九頭
一九三五年	四八七頭
一九三六年	五〇一頭
一九三七年度に於ける捕獲頭數は五百二十五頭と豫定されてゐるが、實績は五百五十頭に達するものと見られてゐる。	

アラスカ捕鯨業大勢

種別年次	捕鯨船		事業投資總額	従業員數	捕鯨頭數					生産價額	
	隻數	噸數			長須	座頭	白長須	抹香	其他		
1929	?	?	?	233	105	214	53	12	1	385	502,081
1930	7	?	?	206	78	191	50	36	—	355	470,265
1931	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1932	4	?	?	114	78	128	60	2	2	270	91,133
1933	3	?	?	105	61	114	1	3	3	182	68,989
1934	7	?	?	210	232	166	44	21	2	465	251,005

通商關係

北鐵代償物資取引經過

昭和十年三月二十三日北鐵讓渡協定に基き日滿商社とソ聯邦政府間に九千三百三十萬圓の北鐵物資拂取引が開始されて以來、十二年九月末現在を以て滿二ヶ年半を経過し、協定に基き取引完了期間三ヶ年も十三年三月二十二日迄餘すところ半ヶ年となつたが、駐日滿洲國財務官發表によれば契約承認總額は九千二百五十萬圓を超え、未承認額、即ち今後日滿ソ間に取引可能な額は八十萬圓を残すのみとなり、この分もこゝ一、二ヶ月間の静岡綠茶取引其他に當てられる事になる模様で、少くとも今年中には殆ど全額が契約承認される見込みである。尙九月中の承認件數一七件(累計八三九件)は

一、承認件數	八三九件
二、承認總額	九三、五七千圓
第一期	一三、三六千圓
第二期	一六、七四千圓
第三期	一五、八二
第四期	一六、一六
第五期	一五、〇四
第六期	一五、四四
三、九月中支拂濟額	八、七〇六、三三圓九錢
四、支拂濟累計	八三、九〇、九三圓八錢
五、物資内譯(千圓)	
機械類	一八、四三
大豆及大豆油	九、三四
銅線類	八、五四
織物類	七、八〇
茶	七、九六
織物類	五、三三
羅布類	五、九六
帶鐵及鐵板類	三、三三
小麥粉	一、八五
人絹	一、八五
其他	七、三六

殆ど同月の綠茶契約總額四十萬圓の分である。財務官發表の九月末北鐵代償物資拂狀況は左の如し。

茶	四百五十萬圓
漁網	四百四十萬圓
セメント	四百五十萬圓
金屬(錫、銅等)	八十萬圓
各種化學製品及び染料	九十萬圓
製織品、毛織製品、綿製品等	五百八十萬圓
人絹	百八十萬圓
銅線及びケーブル	八百萬圓
靴底革	百九十萬圓

之を又ソ聯邦貿易人民委員部の發表に依つて見れば、資料は少し古いが、十二年五月二十四日附「ブラウダ」紙は左の如く掲載してゐる。

「北鐵讓渡條約によれば日本側はソ聯に對し總額九千三百三十萬圓の代償物資を引渡すべきことになつてゐるが、目下右日滿物資の引渡しが行はれてゐる。尙現在までに引渡しを了した日滿物資總額は六千五百萬圓に上つてゐる。

物資引渡開始の當初に取扱はれた商品は主として原料品、半製品、建築材料、農産物、日用品等であるが、現在までの引渡額は左の如くである。



最近引渡を行つてゐる物資はソ聯側の發註に基づき特に製作せる機械及び船舶類であるが、機械類の引渡額は現在までに總額千二百萬圓に上つてゐる。尙、其の内譯を示せば移動式發電裝置、電動機、發電機、變壓器、電氣熔接機、電氣起重機、壓搾機、各種ディーゼル機關、石油發動機、車輪旋盤、ポンプ等である。

船舶の引渡終了總額は五百萬圓に上つてゐるが主なる船舶は川崎船、蟹漁船、カツター、曳船、スクナー、油槽船、水上移動起重機等である。

今後の引渡物資中主なるものは茶、セメント、各種機械及び、船舶類(石炭船、浚渫船、水上移動起重機、カツター等)であるが、發註船舶の造船監督のためソ聯側は日本へ専門家を派遣してゐる。

何れにしても、北鐵代償物資の對ソ輸出は躍進日本産業を全ソ聯邦に紹介し、將來の日ソ貿易發展上絶好の機會なりとされて多大の期待をかけられてゐるのであるが、三六年一八九三年度より開始の第三次五ヶ年計畫では外國品の輸入を

完全に封鎖する」といふソ聯貿易相の報告があり、更に同年十一月締結の日獨防共協定、三七年にはいつてからは、北樺太に於けるわが石油、石炭利權に對する壓迫を初めとして、六月末には例の乾盆子島事件あり、又七月以來の支那事變その他政情複雑化し來たれるため、本邦の對ソ輸出は、國際條約に基く該物資拂取引が三八年三月義務的に終了すると、もに、又も同取引前の三四年以前の如く減少の一途を辿るものと觀測されてゐる。而して、同物資取引二ヶ年半の経過を見るに、種々紛争はあつたが、最初の一ヶ年間で大部分の取引が締結され、以後は主として契約物資の受渡が行はれ、別段に商議紛争調停委員會の出動を見るほどのこともなかつたが、三七年七月、遂に左の如く船舶關係紛争で同委員會が開かれるに至つた。

北鐵物資調停委員會出動

北鐵讓渡協定議定書第三條により、常設調停委員會(構成委員日本側一名、滿

可能となり、館山船渠は納期延長可なるも、値上は不可となつた。尙ほ同委員會では日本人當事者側からの最初の調停申請として伊勢大湊内田造船所の保證金(三萬五千圓、昨年同造船所がソ側に引渡しした蟹獨航船の分)の通商部に對する返還要求問題も提出され、折衝の結果、二萬四千圓の返還が可能となつた。

北鐵物資拂商社別精計

財務官發表の如く、三七年九月末現在北鐵代償物資契約承認總額九千二百五十萬圓のうち、八千三百九十萬圓の物資が對ソ輸出、代金支拂済であるが、いま同取引に於て活躍した各商社の對ソ受註精計を左に掲げる。(但し綠茶取引に就いては次項参照)

△三菱商事	計	二七,二四,五〇〇圓
鐵 船	三隻	八,〇六,〇〇〇圓
(浦賀船渠建造浚渫船三隻泥船八隻計三六〇,〇〇〇圓、横濱船渠建造一、五〇噸油槽船六隻、三、〇〇〇,〇〇〇圓、三菱重工業建造五百噸油槽傳馬船三隻、三、〇〇〇,〇〇〇圓)		
滿洲大豆	五,一〇〇噸	五,一〇〇,〇〇〇圓

通商關係

油脂類

(大豆油) 五,〇〇〇噸、一、七、七、五〇〇圓、椰子油(八四、五〇〇圓、鰯油) 三、〇〇〇噸、一、〇、〇、〇〇〇圓、ひまし油(五、〇〇〇圓)

セメント 三三、二五〇噸 約二、二〇〇,〇〇〇圓  
鐵道敷設機械 一、三〇〇臺 一、九、〇〇,〇〇〇圓

(サクシヨン) 瓦斯製コンプレッサ類(三五臺、一、一〇,〇〇〇圓、瓜生製作所タイプ) 一、一、六〇臺(一、〇〇,〇〇〇圓)

人 絹 絲 八四六噸 約九、〇〇〇圓、一、六〇、〇〇〇圓  
織 物 類 一、三、五、〇〇〇圓

(毛織物) 八、〇〇〇圓、本絹布(五、〇〇〇反) 三、〇〇〇圓、人絹布(七、〇〇〇反) 一、〇、〇〇〇圓

漁網及綿絲 八七噸 一、三〇〇,〇〇〇圓  
日清製粉製小麦粉 八、〇〇〇噸 八、〇〇〇,〇〇〇圓

日本電線製動力ケーブル 六、〇〇〇,〇〇〇圓  
及び室内電燈用コード 四、〇〇〇,〇〇〇圓

日鐵製中鋼板 四、〇〇〇噸 四、〇〇〇,〇〇〇圓  
アンチモン 四〇噸 四、〇〇〇圓

ソルト 四〇噸 四、〇〇〇圓  
横河電機製電氣メーター 七〇臺 三、〇〇〇圓

各種雜貨類 五、〇〇〇圓  
(靴下) 三、〇〇〇圓、各種釦、一、〇〇〇、グレートグロ

ス、一〇、〇〇〇圓、旭硝子製建築用板硝子、一、〇〇〇箱、一、〇〇〇圓、ハンドバック及びベルト、一〇、〇〇〇圓)

東京機業製造心分離機

一〇臺 七、〇〇〇圓  
船舶用小型サイレン 五臺 三、五〇〇圓  
△三井物産 計 七、一九、九六五圓

鐵 船 五隻 三、七、五、〇〇〇圓  
(石川島造船建造大型フローチング・クレイ

ン三隻、六、三、〇〇〇圓、一千噸石炭積卸船一隻、七、五〇〇,〇〇〇圓、鶴見製鐵造船建造一千馬力曳船一隻、四、〇〇〇,〇〇〇圓)

織 物 類 一、五、三、〇〇〇圓  
(洋服地、クレパネット) 七〇、〇〇〇米、一、四〇、〇〇〇圓、本絹布(四、五〇〇反) 三、〇〇〇圓、帆布、八、〇〇〇碼(八、〇〇〇圓)

食 料 品 一、八、八、〇〇〇圓  
(日本製粉製小麦粉) 九、〇〇〇噸、一、〇、〇〇〇,〇〇〇圓、

滿洲大豆、七、五〇〇噸、七〇、〇〇〇圓、綠茶、一、五、〇〇〇封度、八、〇〇圓及び綠茶、三、〇、七、〇封度、日本

柑橘組合蜜柑(四、〇〇〇箱) 一〇、〇〇〇圓  
人 絹 絲 二〇五噸 四、〇〇〇,〇〇〇圓

藥品染料類 二、七、七、五〇圓  
(樟腦) 六、〇〇〇圓、艶インゲンヤ、七、七、五〇圓

〇圓、織物用木蠟、三、〇〇〇圓  
金屬材料類 三、五、〇〇〇圓

(住友金屬工業鋼管) 一〇噸、三、〇〇〇圓、東京

ファイバー製ファイバー管各種、五、〇〇〇圓、

屋根葺用燒入鋼板、一〇噸、一〇、〇〇〇圓)



機 械 類

石川島造船製五〇噸水壓機二臺 六八、一〇〇圓、  
電氣ドリル七本(一四、三三〇圓)

雜 貨 類

(毛絲手袋) 一、〇〇〇打六、〇〇〇圓、洋服用鈕類八、〇〇〇打六、〇〇〇圓、セロファン紙(四リリーグ) 三、〇〇〇圓)

△大倉商店 總計 六、二六、八〇〇圓  
毛織物(日本毛織製品) 二、一〇〇、〇〇〇圓  
機 械 類 計 三、〇三、八〇〇圓

渡邊與助商店製デ・エンジン

同 可搬式發電機 二〇臺 一六〇、〇〇〇圓  
同 可搬式ポンプ 五臺 六〇、〇〇〇圓  
同 潜水用コンブ 七臺 三〇、〇〇〇圓  
同 レッサー・プラント 七臺 九、八〇〇圓  
精電合製モーター 一〇臺 三〇、〇〇〇圓  
發電機 一〇臺 三〇、〇〇〇圓  
小絲製作所製前照燈七〇組 三三〇、〇〇〇圓  
日本鋼管製二吋鋼管三、一五〇噸 九〇〇、〇〇〇圓  
白 米 八、〇〇〇噸 三、〇〇〇圓  
△淺野物産 計 三、六二、〇〇〇圓  
セメント 二四、〇〇〇噸 二、九四、〇〇〇圓  
滿洲大豆 八、〇〇〇噸 九〇、〇〇〇圓

△八坂商事

計 一、六八二、一六〇圓  
マニラ・ロープ、一六五噸及びトワイン四〇  
噸ワイヤ・ロープ八五〇噸 一、七三、六六〇圓  
漁網用キルク浮標三、五〇〇個 八、五〇〇圓  
△清水貿易 一、五三、八〇〇圓  
中島電機製小型交流モーター八三四臺 六六〇、〇〇〇圓  
若山鐵工製大型旋盤二〇臺 三六七、五〇〇圓  
國産工業製二馬力船用デ・エンジン二五臺 一、五、〇〇〇圓

そ の 他

(東京衝機製張力検査器) 二〇臺 五、〇〇〇圓、林  
鐵工所製魚類處理用アイアン・チン二臺三、〇〇〇  
圓、同魚類運搬用コンヅエヤ一臺五、〇〇〇  
圓、同B・Kネーリング・マシン其他三臺一〇、  
〇〇〇圓、石油エンジン部分品九個一、七〇〇圓  
製材用丸鋸 五〇〇圓、寒暖計真空試験器四〇臺  
三、〇〇〇圓、電氣メーター九八臺三、〇〇〇圓、萬能  
試験器六、〇〇〇圓)  
淺野造船下受イテリメン號修繕費九、〇〇〇圓  
淺野造船下受オロチヨン號修繕費四、七〇〇圓  
ゴム・ベルト 一〇組 五、七五〇圓  
△岩井商店 計 五、七五〇圓  
マニラ・ロープ一、六八噸及びトワイン、ワ  
イヤ・ロープ三三噸 八九六、〇三圓

通 商 關 係

山田機械製作ラ

ンD・ボイラー 二基 三六、〇〇〇圓  
△古河電氣 計 三、四八三、〇〇〇圓  
銅 線 九〇噸 六三、八〇〇圓  
動力ケーブル 四〇噸 一、七〇〇、〇〇〇圓  
鋼心アルミ線 八〇噸 一、〇〇〇、〇〇〇圓  
銅スリッパ 九萬本 四、〇〇〇圓

△日立製作所 總計 二、二九、八二〇圓  
三百馬力ロコモビル二臺 七〇〇、〇〇〇圓  
裸 銅 線 八〇噸 六五、〇〇〇圓  
電氣機械器具類 計 七九三、八二〇圓

二〇馬力一三五〇馬力三六臺 二〇〇、〇〇〇圓  
大型耐爆直流モーター一臺 二〇〇、〇〇〇圓  
アルミニウム避雷機 一、五〇〇V一五臺一三、〇〇〇V三〇臺 一四、八二〇圓  
變 壓 器 七臺 一五〇、〇〇〇圓  
ワ ニ ス 五、〇〇〇圓

△石川商店

計 二、〇三〇、七三三圓  
架線用鐵線(二回)五、三〇〇噸 八四〇、〇〇〇圓  
鋼帶(六回)に互リ六、〇〇〇噸 六四三、九二〇圓  
鐵釘(七回) 一、〇三三噸 一三、六二〇圓  
ワイヤロープ(二回)三〇噸 一五、〇〇〇圓  
ドラム鐵(一回)二五、〇〇〇本 六〇、〇〇〇圓  
亞鉛引鐵線及鐵板(三回)三八噸 三六、七五〇圓

鐵網(一回)六、一〇〇米

精密螺子類(四回) 一三、〇〇〇圓  
瓦斯管及附屬品 六、〇〇〇圓  
△佐友電氣 計 一、七五、〇〇〇圓  
銅 線 六五〇噸 四、一〇〇、〇〇〇圓  
動力ケーブル 四〇、〇〇〇米 一、三〇、〇〇〇圓  
△藤倉電線 計 一、六九、三三〇圓  
銅 線 四七〇噸 三、四七、三三〇圓  
動力ケーブル 一、二八二、〇〇〇圓

△高田商會 計 一、五六一、〇一〇圓  
電氣機械器具類 計 五三、六〇〇圓  
(直流發電機六五臺三三、六〇〇圓、一〇〇K・W  
一、〇〇〇K・W變壓器四臺六三、〇〇〇圓、モーター  
附ドリル、レンチ、グラインダー二〇臺七、  
〇〇〇圓、齊電合一K・W一四K・W交流モータ  
一五〇臺四、〇〇〇圓、昭和電機集魚用海中照  
明裝置三臺、二六、〇〇〇圓)

その他の機械類 計 九〇、七〇〇圓  
(シッパ・キャブスタン四臺四、〇〇〇圓、モ  
ター無しポンプ三〇臺一〇、〇〇〇圓、直流モータ  
一附ポンプ一〇臺三、五〇〇圓、テスチングマシ  
ン二臺六、〇〇〇圓)  
鑽 孔 機 七〇臺 三七、〇〇〇圓

線 茶

約六〇、〇〇〇圓  
線 茶 二、〇八七、六三封度 一、四七、〇八圓  
△西濱造船所 計 一、四七、〇八圓  
三十馬力川崎船 一三〇隻 六五〇、〇〇〇圓  
五十馬力蟹工船用曳船 七隻 六五、一三〇圓  
モーター・ボート 一〇隻 六八、九六〇圓

一八〇馬力スタナー型快速船一隻 三七、〇〇〇圓  
△林兼商店 計 一、二一、九六圓  
巾着網並に流網用船六隻 一、七六、〇〇〇圓  
マニラ・ロープ 七七噸 三、五九六圓

△浪花船渠(舊熊谷組)

計 一、二五、〇〇〇圓  
一五〇馬力鐵製曳船八隻 八二五、〇〇〇圓  
千五百噸バーシ一隻 四〇〇、〇〇〇圓  
△スタンダード靴會社 計 九、五、五〇〇圓  
靴皮革(明治製革製) 三〇噸 八八二、〇〇〇圓  
各種製靴類 二、九〇〇足 五四、〇〇〇圓  
その他の雜貨類 二七、五〇〇圓

(千代田ベレー帽五、〇〇〇打一四、五〇〇圓、靴用鳩  
目、カフス鉛、後鉛八〇グロス六、〇〇〇圓、ブ  
リキ製玩具二、〇〇〇打七、〇〇〇圓、純絹ネクタイ  
四〇〇打三、〇〇〇圓、エムバイヤ・クロス四、〇〇〇  
米、〇〇〇圓)  
△名村造船所 計 一、一七、〇〇〇圓  
百二十馬力鐵製曳船三隻 一六〇、〇〇〇圓  
八百馬力鐵製曳船六隻 一、五〇、〇〇〇圓

△高砂鐵工

鋼帶二、六三噸 九三、六二〇圓  
△友野鐵工所 計 七四、〇〇〇圓  
移動型發電機 八五臺 二四六、五〇〇圓  
船 外 機 一、〇〇〇臺 四七、五〇〇圓  
マシンのターフ 八八、六五〇圓

△杉山商店

計 八〇、〇〇〇圓  
久保田鐵工所製陸  
船用デ・エンジン 一三臺 八〇、〇〇〇圓  
鏡山用水揚ポンプ 一〇〇臺 八七、五〇〇圓  
亞麻用木製ムーラン六臺 一、一五〇圓  
△サクシヨン瓦斯製作所 計 八四、五〇〇圓  
陸船用デ・エンジン 三臺 六四、五〇〇圓  
三〇〇馬力、三〇〇馬力 三臺 六〇、〇〇〇圓  
電氣銲接機 三臺 九、〇〇〇圓  
電氣銲接用エンジン 三臺 九、〇〇〇圓

△日本染料製造會社  
ナフトール、インダス  
レン、鹽基性染料四種  
△内田造船所 計 七五、〇〇〇圓  
(一五〇馬力漁業用監視船三隻、五〇馬力蟹工船  
用曳船三隻)  
△新潟鐵工所 計 一、四〇七、〇〇〇圓  
一五〇馬力鐵製曳船 二隻 八三三、〇〇〇圓  
エンジン・レース 三〇臺 三六四、〇〇〇圓  
バーチカル・ボーリング 五臺 二〇〇、〇〇〇圓  
エンドターニング・ミル 五臺 二〇〇、〇〇〇圓  
ディーゼル・エン 五〇〇箇 一〇、〇〇〇圓  
ザン部分品 計 四五〇、〇〇〇圓

△東京製線



銅線 三〇〇噸 三三〇,〇〇〇圓  
 動力ケーブル 三三〇,〇〇〇圓  
 △朝鮮製網 四四,七〇〇圓  
 マニラ・ロープ 一,〇八五噸  
 △大村商店 約 四〇〇,〇〇〇圓  
 防水布、綿布、帆布類 約 四〇〇,〇〇〇圓  
 △廣運製作所 スキツチ・ギヤ類 三三六,〇〇〇圓  
 △日商株式會社 計 三六六,五〇〇圓  
 鹽藏及食用關東州精製鹽 三三,〇〇〇噸 三六六,五〇〇圓  
 旭ベンベルグ製人絹絲 一〇噸 三〇,〇〇〇圓  
 △渡邊與助商店 三三〇,〇〇〇圓  
 △船矢造船所 六K・W可搬式發電機 一五〇臺 三三〇,〇〇〇圓  
 漁業用監視船 一〇隻 三三〇,〇〇〇圓  
 △横濱植木會社 (にんにく及び玉葱三〇〇,〇〇〇圓、林檎一〇,〇〇〇圓) 箱五,〇〇〇圓  
 △日本漁網船具會社 計 五三〇,〇〇〇圓  
 黒崎製作所直流發電機 三〇臺 三三〇,〇〇〇圓  
 神戸發動機製發動機 七〇臺 三三〇,〇〇〇圓  
 蟹籠用バーチメ 一〇〇圓 九〇,〇〇〇圓  
 △大阪機械工作所 計 二四六,〇〇〇圓

六五〇馬力デ・エンジン 五臺 二七五,〇〇〇圓  
 △伊藤鐵工所 計 二七五,〇〇〇圓  
 デ・エンジン船用 九臺、陸用 五臺 三三〇,〇〇〇圓  
 △大日電線 動力ケーブル 二〇〇,〇〇〇圓  
 △池貝鐵工所 計 一八三,〇〇〇圓  
 ターニング・ミル 五臺 一三〇,〇〇〇圓  
 デ・エンジン部分品 四〇,〇〇〇圓  
 ミーリング・マシン 一臺 一三,〇〇〇圓  
 △中山製鋼 計 一七六,一五〇圓  
 亜鉛引及び普通鐵板 八〇噸 一七六,一五〇圓  
 △新興毛織 サージ、クレバネット類 一七五,〇〇〇圓  
 △日本メタル合資 計 一七四,九四〇圓  
 パベツト合金 六〇噸 一七四,九四〇圓  
 △日本製鐵會社 計 一五〇,〇〇〇圓  
 平 鐵 二〇,〇〇〇噸 一四七,〇〇〇圓  
 △協信洋行 計 四,五〇〇圓  
 寒 天 一噸 一四三,五〇〇圓  
 椰子油 五〇噸 一〇九,五〇〇圓  
 △平田製網 計 八六,〇〇〇圓  
 漁網機械 三臺 二一,〇〇〇圓  
 △八千代電機製作所 計 二一,〇〇〇圓  
 變 壓 器 三九箇 六五,〇〇〇圓  
 スキツチ類 一、二五箇 二四,六〇〇圓  
 △山岡發動機工作所 計 二四,六〇〇圓

陸用エンジン 三臺 五〇,〇〇〇圓  
 コンプレッサー・プランチ 一・五K・W發電機 一〇臺 二七,〇〇〇圓  
 附三馬力發動機 一〇臺 九五,〇〇〇圓  
 △半田造船所 川崎船 三隻 九五,〇〇〇圓  
 △京濱電機工場 計 二〇,〇〇〇圓  
 マリーナ・タイプ・ウォー 三、三〇〇箇 二〇,〇〇〇圓  
 ター・プルー・スキツチ 計 一五,〇〇〇圓  
 海中照明用スキツチ類 計 六、〇〇〇圓  
 開 閉 器 一、三〇〇箇 四〇,〇〇〇圓  
 △秋田直吉商店 錫 一〇噸 一〇四,〇〇〇圓  
 △牧田製作所 交流モーター 三六臺 一〇四,〇〇〇圓  
 ゼネレーター 四臺 一〇四,〇〇〇圓  
 △服部商店 人絹交織 二一〇,〇〇碼 七五,九〇〇圓  
 △桑田製作所 完全自動式コンドーム製造機 五臺 七〇,〇〇〇圓  
 △中島電機 交流發電機 八九臺 三六,〇〇〇圓  
 △日本船舶電機 直流モーター類 六〇,〇〇〇圓  
 △鹽野製藥 (硫酸銅五噸七、一〇〇圓、膠四、〇〇〇封度 四六、八七五圓) 五、九七五圓  
 △湯淺伸銅 漁具部分品青銅塊 三五噸 五、〇〇〇圓

△北光水産 モーター・ボート 五隻 五、二〇〇圓  
 △高林商店 コットン・トワイン 三六噸 四、八〇〇圓  
 △宮本染色工場 綿 帆布 八〇,〇〇〇米 四、〇〇〇圓  
 △日本蓄音機商會 レコード板 約 四、二八二圓  
 △若杉鐵工所 トワイン 七噸 四、〇〇〇圓  
 △林羅紗店 毛織物 一三,〇〇〇米 四、〇〇〇圓  
 △東郷ハガネ 鋼 一五噸 四、六〇〇圓  
 △福岡商店 水性塗料 二七、五二噸 三六、九四〇圓  
 △住友金屬工業 銅及び真鍮製板、管、棒 三六、六〇〇圓  
 △共同電機 無電機確定測定器九種 三三、〇〇〇圓  
 △神戸製網 冷却管 三三、〇〇〇キログラム 八、〇〇〇圓  
 眞鍮管、棒 三三、〇〇〇圓  
 △東京潜水機材料合資 潜水器具 三三、〇〇〇圓  
 △壽原商專 メリヤスエーター 二、〇〇〇箱 三、〇〇〇圓  
 △若杉商店 トワイン 六〇噸 三、〇〇〇圓

△國分商店 (フルーッ罐詰二斤罐三打入三、〇〇〇箱、三斤罐二打入七〇〇箱) 三、〇〇〇圓  
 △日本特殊鋼合資 白ト用高速度鋼鐵 六噸 三六,〇〇〇圓  
 △宮田製作所 自轉車 一、〇〇〇臺 三〇,〇〇〇圓  
 △服部時計店 クロム腕及び懐中時計 四、〇〇〇個 二六,〇〇〇圓  
 △松岡商店 腕輪、バックル、釦、五〇〇グロス 三〇,〇〇〇圓  
 △一柳商店 林檎及にんにく 約 三〇,〇〇〇圓  
 △清藤唯七商店 林檎 一〇,〇〇〇箱 一九,五〇〇圓  
 △海老商店 船外機 四〇臺 一八,〇〇〇圓  
 △大路織布 シート 二〇,〇〇〇碼 一八,〇〇〇圓  
 △櫻井鐵工所 船外機 三三臺 一五,〇〇〇圓  
 △東洋製網 ワイヤ・ロープ 一、九五五圓  
 △日本毛布工業販賣組合 純毛毛布 一、〇〇〇枚 一〇,〇〇〇圓  
 △熊野研究所 萬能調理器 二臺 一〇,〇〇〇圓  
 △中央冷凍工業所 自動冷凍機 二臺 八、〇〇〇圓  
 △芝川商店 紺セル地 八〇反 八、〇〇〇圓  
 △齋藤商店 マニラ・ロープ及び貯藏用菰 二〇〇箇七、六〇〇圓

△神崎商店 (フルーッ罐詰三斤二打入三〇〇箱、四、〇〇〇圓) 七、〇〇〇圓  
 香料料 一、五〇〇斤 三、〇〇〇圓  
 △廣澤商店 石綿及びエポナイト管 三、五〇〇斤 六、五七〇圓  
 △河内商會 鎖、鎖類 二六、四七〇圓  
 △前田青山工場 ワニース 一、三、一四斤 五、四四〇圓  
 △東洋藥品貿易 硫酸銅 一〇噸 三、五〇〇圓  
 △新井清太郎商店 乾生薑 四噸 三、四三〇圓  
 △清水商店 ゼラチン 二、七〇〇封度 二、七〇〇圓  
 △日本香料藥品會社 テチニカル、サフロール 九〇〇斤 二、五〇〇圓  
 △鈴木チエ子商店 カットグラス首飾 八〇〇打 二、〇〇〇圓  
 △安宅商會 ゼラチン 一三、〇〇〇封度 一、二七〇圓  
 擦 絲 機 六臺 一六、〇〇〇圓  
 △島本鐵工 マリーノモーター豫備部分品 一、二七〇圓  
 △堀井膳寫堂 高速度輪轉磨機 二臺 一、〇〇〇圓  
 △理化學工業會社 (ワセリン及び研磨用ペーパー一〇〇圓、湿度

通商關係



調節器(一臺六〇圓)	
△ウイクターレコード會社	一、八〇〇圓
レコード板及蓄音機	
△村松時計店	三〇〇圓
クロム腕時計	五〇個
△向島船渠	
三六〇馬力帆船	一隻
△大日本レントゲン製作所	
超短波テラヘルミ	二〇臺
携帯用レントゲン装置	一〇臺
△明光堂鐵工場	
盤鐘製造機械	二臺
△紡織製造會社	
人絹機械	一〇〇臺
△瓜生製作所	
グラインダー	四〇,〇〇〇圓
△津田米次郎工場	
絹織機	一〇〇臺
△千葉製作所	
煮藪器	二臺
△前田商店	
パビット合金	一四塊
△大和三光社	
生藪乾燥装置	一臺
△桐生製作所	
絲巻機	一〇臺
△共立商會	
潜水試験用具	七〇,〇〇〇圓
△庭屋宣壽商店	
	四〇,〇〇〇圓

蠶卵紙、繭六六疋、繭器	四、〇〇〇圓
△角田無線	
船用無線受信機	一臺
△富士商會	
ゴムホース	四六米
△日本化工ベイント	
塗料	一、二五瓦
△小泉ベイント製作所	
油性塗料	三〇瓦
△島津製作所	
コニル・プリズム顯微鏡	二〇臺
△兼松商店	
鑽帶六〇米、薄形鋼	七五米
△日露實業會社	
遠心分離機	一〇臺
色紙「栖鳳」三千枚、	
名墨「古梅園」二百本	
△東京興農園	
觀賞用草花球根五千八百球、櫻	
其他各種果樹苗木一千五百本	
△岡原器具店	
金屬製自記溫度計	二個

本邦緑茶の對ソ取引は昭和十年四月で取引開始十二週年を迎へたが、ソ聯と最初の商談開始當時は六ヶ月間のクレヂットを設定し船積後六ヶ月の約束手形を茶商側は受取つて居たが其後、クレヂット期間は一ヶ年に延長され其間取引數量は逐年増加しソ聯との取引開始の第一年には僅々三十餘萬封度に過ぎなかつたが、昭和九年には一躍八百十六萬封度に達し、北鐵讓渡交渉の成立により、ソ聯の代償物資買附が開始されるや緑茶も其重要部門として買附られることとなり約八百萬圓が計上されたが、之によつて従來までのアウイン商會其他の外商は一掃され、専ら本邦茶商との間に直接取引が行はれ先物契約として昭和十年度の買附高一〇、〇一五、九〇一封度に達するに至つた、即ち左の如し。

商社名	數量・封度
吉川商店(岩井)	二、〇八七、六三三
日本茶輸出組合	一、六七七、五〇五
駿靜會社	一、〇一五、五九五

北鐵物資としての  
緑茶取引

昭和十年度對ソ取引

商社と前契約を結び商談が開始されたが、同年の冷害による生産不足は茶價の暴騰を見るに至りソ側の安値買附に邦商側は氣乗薄く、商談進行せず、ソ側は八商社側との前契約を破棄し自由買附を行つたが商況依然不振で漸く六百四十萬封度の買附を行つたに過ぎない状態である。

内野商會	九六、四三三
富士會社	八七、八三〇
中村製茶會社	六四、二四四
鈴和商會	四九、三二八
栗田商會	三三、八四〇
伏見商會	三三、七九七
若林商會	三三、五七〇
丸三商會	三三、一九五
靜北會社	二七、六〇〇
有原商店	二四、六二二
ビーエー商會	一〇四、九〇一
三井物産	一五、四〇〇
庵原組合	一三、八九〇
合計	一〇、〇一五、九〇一

而して右買附緑茶は清水港積取の六汽船、福浦丸、ヴィクトリア丸、辰羽丸、クラシン號、キローフ號及びモンゴール號で浦鹽に向け輸送された。

昭和十一年度

昭和十年度に於ける此の未曾有の本邦緑茶の對ソ進出によつて昭和十一年度は更に大量飛躍を期待され、ソ側の茶業主任ジュイコフ氏が主任となり在靜岡の八

商社別	數量・封度
吉川商店(岩井)	一、四三三、五五六
日本茶輸出組合	一、二四九、三三一
駿靜會社	七九四、一八八
内野商會	六七、八八八
中村製茶會社	五三、一九五
富士會社	四六、三三三
栗田商會	四六、〇三三
ビーエー商會	三六四、六四六
靜北會社	二五、三三三
鈴和商店	一三、二五五
伏見商會	九四、九三三
若林商店	八、五〇〇
三井物産	五、二〇〇
合計	六、四四四、五八三

昭和十二年度の對ソ取引

靜岡緑茶の昭和十二年度對ソ取引は一番茶以降順調に進捗し、七月中旬までに一番茶三、五五五、三五一封度、二番茶一、



八三五、〇〇〇封度、合計六、三九〇、三五一  
一封度が成約され清水入港のソ聯船ワス  
ラウ・ウオロフスキー號積取浦鹽へ輸送  
されたが小計二百四十四萬封度の内譯別  
表の通りである。

ワスラウ・ウオロフスキー號積取高

(一九三七年)

(扱商社)	(封度)	(函)	(噸)
岩井商店	四六〇、一〇〇	五、〇〇〇	六三三
内野商會	三六〇、〇〇〇	三、一〇〇	三六八
富士製茶	二六六、一〇〇	三、一〇〇	三六七
駿靜合資	三三六、一三九	三、五六七	四四五
日本直輪	二二〇、四六五	二、三二五	二八九
鈴和商店	一三三、一五五	一、四九五	一八六
伏見商店	一三三、六〇〇	一、五〇〇	一九〇
若林商會	一三〇、三三八	一、四四三	一八〇
中村製茶	一三〇、〇〇〇	一、二六四	一五九
B A 商會	九九、九五五	一、一四四	一三九
靜北商社	一〇三、七六五	一、一三三	一三九
三井物産	八一、九五〇	九〇〇	一一二
栗田貿易	六九、七三三	七三八	九三
合 計	二、四八六、〇五五	二六、七五五	三、三四一

十萬封度積取られ浦鹽へ直送されたが清水港税關調査による商社別積取高別表の如し。

(商社名)	(封度)	(函數)	(噸)
日本直輪	九四九、〇三五	一一、〇一九	一、三六・三五
岩井商店	六〇三、四九五	七、〇九七	九三九・三三
栗田貿易	五五〇、三六三	五、八八五	七三三・三五
駿靜商事	四九三、八三四	五、六〇〇	七四七・二二
丸三製茶	三六五、三九九	三、九九〇	四九八・三〇
富士製茶	三四九、六八〇	三、九四七	五二二・三六
中村商店	三三六、四八三	三、八八五	四九七・三〇
伏見商店	二二〇、四六〇	二、四四五	三二一・一元
若林商會	二〇〇、三三〇	二、三九二	三〇八・〇〇
鈴和商店	一八〇、三〇〇	二、〇六〇	二四四・一〇
靜北商社	一七五、四八〇	二、〇五九	二六三・〇〇
三井物産	一四〇、五八〇	一、〇五〇	二五六・一〇
内野商會	一三三、〇六四	一、八七六	二三四・三〇
B A 商會	一三〇、〇三〇	一、三〇八	一六三・三〇
合 計	四、八四四、三三三	五五、三三三	七、一〇一・一元

而して駐日ソ聯邦通商代表部茶輸入部は靜岡に於ける昭和十二年度日本茶の買付けを十月末日限り打切り目下第三回積取配船準備に腐心中にて主任ブラーギ

ン、審査官リトヴィノフ兩氏は滯京打合せ中であるが不日積出も完了し本年度即ち北鐵物資辨償法による茶取引の大團圓となる模様である、而して本年度の取引數量は日ソ茶取引開始以來十四年中のレコードにして實に一千百萬封度價額四百萬圓に達し正に有終の美を成したものである。

各年度靜岡綠茶對ソ輸出高

昭和七年度	四、四八〇、〇〇〇封度	一、〇七〇、〇〇〇圓
八年度	六、〇九〇、〇〇〇	一、四八〇、〇〇〇
九年度	八、一六〇、〇〇〇	一、九三〇、〇〇〇
十年度	一〇、〇五〇、九〇一	二、五〇〇、〇〇〇
十一年度	六、四七四、三五四	一、〇五七、〇〇〇
十二年度	二、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇

昭和十二年度に於て取引せる當業者中百萬封度以上取引せるは日本茶直輸出組合、岩井商店、駿靜合資の三社にして栗田商會之に繼ぎ丸三合資會社の如き七千萬封度以上に達したるは注目に値するものである。

日ソ貿易概観

勞農革命(一九一七年)後數年間のソ

聯は、内亂、諸外國の武力干渉及び經濟封鎖の重圍の中にあり、殊に日本の貿易對象地であるシベリヤ地方では革命軍と反革命軍との絶間ない闘争から政治的圖面は、常に動搖し常規を逸してゐたが故に、當時の日ソ貿易は左表の如く全く變態的性質を帯びざるを得なかつた。

年次	對ソ輸出 額(圓)	日本輸入 額(圓)	合 計
大正七年	四〇、一〇四、九七五	四、九二一、一〇三	四、九二一、一〇三
八年	七〇、九二二、七三三	四、七〇〇、一〇三	七五、六二二、八三六
九年	三三、三六、九三六	三、五二八、八六六	三、八六四、八〇二
十年	一三、七四九、九二一	七、〇六五、一七三	二〇、八一五、〇九四
十一年	一〇、五九九、六六六	一、〇五七、三五八	一一、六五七、〇二四
十二年	四、五三四、〇〇〇	一、六八三、〇〇〇	六、二一七、〇〇〇
十三年	三、五六五、五七六	一、五六六、一五五	五、一三一、七三一

然るに大正十四年一月の日ソ基本條約締結は兩國關係の諸分野に於けると同様、通商關係に於ても劃期的なものとなつた。兩國間には通商條約こそ未だ締結されないが、其の基礎はすでに開かれた。殊に同年十二月二十八日駐日ソヴェト聯邦通商代表部が東京に開設され、次いで函館及神戸に其の出張所が設置されるに及んでソ聯邦は此機關を通じて、日本の商品を買付け、又日本は此機關を通じてソ聯邦の商品を輸入する道を開拓した。前後八年間正規の貿易關係を斷絶してゐた日ソ國交はこゝに復活し完全に交易し、交換する方法を再組織するに至つた。とはいへ、ソ聯側はその革命的變革によつて貿易組織は國家の獨占となり、前記の如く駐日通商代表部を通じてのみ通商が可能となつた事によつて、又その獨占の主體が有史以來最初のプロレタリア國家たることによつて、そこに舊帝政露國とは根本的な變化が見られたのである。

對ソ輸出貿易

かくて日ソ貿易は大正十四年(一九二五年)から正規の關係に復した譯で、我が對ソ輸出貿易も逐年増加の一途を辿り、故後藤新平伯の肝入りで昭和五年八月一日から商工省の對ソ輸出補償法(輸出補償法の項参照)が施行された時の如きはその一年間で二千五百萬圓餘といふ最高記録を作り、昭和元年當時の二百九十萬圓に比し、約十倍に達したが、昭和六年六月に至り、ソ聯側より極東地方五ヶ年計畫遂行に必要な各種物資を五千萬圓程度の長期クレジットで本邦から注文したき旨要望があつたに對し、本邦側が同年九月勃發した滿洲事變等種々の事情からそれに應じかねたので、その後昭和七、八、九年と次第に輸出額減少し、昭和十年三月二十三日以來、前述の北鐵代償物資拂取引が行はれ、今日に至つたのである。而して前述の如く昭和十三年(一九三八年)三月二十二日を以て北鐵物資取引完了以後の對ソ輸出貿易は現在日ソ間



に横たはる政治經濟上の各種悪材料からして、綠茶等特殊物資を除く外、甚だ悲觀すべき状態にあると言へよう。

なほ北鐵代償物資拂取引以後、對ソ輸出は全て國家間の協定に基く支拂安全な該取引に集中され、爲に昭和五年以來實施の對ソ輸出補償制利用者皆無となり、該物資取引以外にはたゞ僅かに左の如く現金拂取引が行はれたに過ぎない。

△石川商店—黒皮鋼帶云〇〇〇〇圓(三七年)

△杉山商店—苧麻刺皮機〇〇〇〇圓(三六年)

△川南工業—松尾造船建造二六〇噸 鐵製貨物船三隻 一、四〇〇,〇〇〇圓(三六年)

△清水貿易—若山鐵工所製作機械 西臺 五五〇,〇〇〇圓(三六年)

△八坂商事—マニラ・トワイン約一五〇〇 一三〇,〇〇〇圓(三七年)

△國際文具工業會社—電氣モーター附自動連續式コンドーム製造機二臺 一三〇,〇〇〇圓(三七年)

△銀杏堂—水晶一、〇〇〇〇 一九〇,〇〇〇圓(三七年)

對ソ輸入貿易

前記の如く大正十四年日ソ國交關係が

正規に復して以來、ソ聯から本邦への輸入は本邦からの對ソ輸出と同様の線を辿つて發展し、昭和四年五月の如きは二千萬圓を超えてゐる。たゞ昭和六年以來、昭和十年の北鐵代償物資拂取引開始迄の我が對ソ輸出の著しい不振に比し、ソ聯の對日輸出は左程まで減少を見せず、昭和九年には我が對ソ輸出額の四倍に達してをり、昭和十年以降も木材、ガソリン、ブラチナ、石綿、サントニン、モビル油満庵、鉄鐵等の本邦輸入は年々約二、三千万圓に達してをり、加ふるに一九三六年ローゼンゴリツソ聯貿易相の聲明によつて三八年以後ソ聯は外國品の輸入を仰がぬ方針に決定したので、昭和十三年(三八年)三月を以て北鐵讓渡協定に基く我が對ソ輸出が完了次第、我が對ソ輸出は極度の不振に陥り、日ソ間に甚しい片貿易が生ずるものと豫想されるに至り、我が當局及び當事者側から今後の片貿易調整に就いてソ聯との間に方策が講ぜられんとしたほどであるが、繰り返し前述せる如く最近兩國間に暗雲漂へる爲、か

かる問題は又新たな観點から見直されることゝなつたのである。即ちソ聯最近の對日動向はあらゆる角から甚大なる注目を拂はれてゐるが乾谷子島における不法事件を始めとして北樺太におけるわが石油、石炭利權に對する壓迫は日毎に加はり兩利權共にその企業の將來性は著しく脅かされてゐる。殊に今回の北支事變突發するやソ聯の反日的傾向は愈々熾烈化するに至つた、即ち最近の對日貿易状態を見ればそれは一種の經濟斷交とさへ見られる。即ち昭和十年以來共販(昭和十年)、日鐵(昭和十一年—十二年)のソヴェート鉄鐵輸入は年四十萬噸に達するが最近ソ聯はこれが對日輸出を中止するに至つた、又昭和九年以來横濱小島商店輸入のバク1産モビル油も最近その輸出はかゝしからず、また田中商店に對する白金輸出に對しても種々口實を設けて供給を中止せんとするが如き傾向を示してゐる。この外重要輸出品たるガソリンは明年九月が契約満期で目下問題となつてゐない

日ソ貿易統計表

昭和元年—八年(駐日ソ聯通商部發表)

Table with columns for year (大正, 昭和), trade type (輸出, 輸入), and values in thousands of yen. Includes a 'Total' (總計) row and a 'Change from previous year' (前年度に比し) column.

對ソ輸出表

Table showing export values for various goods (漁網綿絲及製品) from 大正十五年 to 昭和八年.



昭和九年(大藏省調査)

昭和九年一月以降十二月の對ソ貿易は輸出総額五千三百八十一萬四千餘圓にして左表の通り輸出は前年に比し六十五萬餘圓を減じ輸入は四百四萬八千餘圓を増加してゐる。而して本統計はカムチャツカ並に沿海州に於ける邦人經營のソ領漁業北樺太の石油、石炭利権企業用物資及び魚類、石油、石炭等の生産物をも含むもので、純粹の日ソ貿易を取扱つてゐる駐日ソ聯邦通商代表部の統計に比し多大の差額を生じてゐる。

△輸出の部

露領亞細亞 一、三六六、七二一 同 八年 一、三〇九、〇一一  
露 西 亞 一、六三八、八二八 一、五七五、三四七  
合 計 一、三〇五、四九一 一、三六七、三五六

△輸入の部

露領亞細亞 三三、七五三、九三三 三三、〇六一、四一四  
露 西 亞 八、〇五五、六〇二 五、七二七、四四一  
合 計 四〇、八〇八、五三五 三九、七七八、八五五  
輸出入總額 五三、八四四、〇三四 五〇、四三五、二二二

重要輸出入品目別金額  
△輸出の部

品名	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
紙類及材料製品	三九〇、〇千円	二〇八、〇千円	三七二、〇千円	二四四、〇千円	七九、〇千円	四、九千円	一四、九千円	一九、七千円
金屬及製品	二四、〇千円	一、九三三、〇千円	四、三三〇、〇千円	七、八一〇、〇千円	四、一四〇、〇千円	—	—	—
樟腦	—	一〇、〇千円	九、五〇〇、〇千円	—	—	—	—	—
茶	—	—	五三九、〇千円	八二一、〇千円	—	—	—	八三〇、四千円
沃度	—	—	—	—	—	—	—	—
船舶	—	—	—	—	—	—	—	—
食料品	—	—	—	—	—	—	—	—
機械類	—	—	—	—	—	—	—	—
電機及精密機械	—	—	—	—	—	—	—	—
ワイヤロープ	—	—	—	—	—	—	—	—
マニラロープ	—	—	—	—	—	—	—	—
木材及木製品	—	—	—	—	—	—	—	—
植物種子	—	—	—	—	—	—	—	—
化學工業品	—	—	—	—	—	—	—	—
動物共製品	—	—	—	—	—	—	—	—
アスファルト	—	—	—	—	—	—	—	—
石炭、燃料	—	—	—	—	—	—	—	—
畜産物	—	—	—	—	—	—	—	—

米 及 粉 四八三、六〇〇 四二二、一五六  
精 糖 二八九、〇五九 五四二、三七五  
罐詰食品 一四二、八七九 一七、七三三  
紙 類 五、九六六 一〇、二四二  
鐵 製 品 三三〇、四八八 三三三、三三〇  
鐵 製 品 九四、五〇〇 一、八八三、六五五  
機械及部分品 一、二九、四九五 一、三三、八八五

△輸入の部

石 炭 二、六七〇、三〇一 一、九三八、五三三  
木 材 八二六、四六一 二、五九七、一四一  
油 粕 四、一八一 三、八五六  
尚ほ輸出の部では茶、輸入の部では石綿、白金、礦物類が相當額を占めてゐるが本統計には掲げられてゐない。

昭和十年

大藏省調査、昭和十年一月以降十二月に至る同年中の日ソ貿易は輸出二千八百三十一萬九千圓、輸入一千七百九十萬四千圓、輸出入總額四千六百二十二萬三千圓で前年に比し輸出は一千七百九十萬四千圓を増し、輸入は一千二百九十萬四千圓を減じ輸出入總額に於て七百五十九萬一千圓の減少を示した。然し純然たる對

通商關係

B 對ソ輸入表

計	他	其
計	二、八八九、〇	五七四、〇
木 材	七、七六〇、〇	九七七、〇
魚類及海獸	二、七〇〇、〇	七九〇、〇
白 金	—	—
豆 粕	—	—
サントニン	—	—
食 料 品	—	—
化學製品	—	—

ソ輸出は北鐵代償物資の輸出が十年に行はれた爲め九年度に比し實際は著しく増進し、ソ聯邦側の發表によると十年の輸出中二千四百萬圓は北鐵代償物資である、即ち大藏省統計は從來主として税關に於ける關稅法上所定の輸出入手續に基いて作成された爲め北サガレン及極東ソ領水域に於ける本邦人の利権を有する礦山及漁場等の生産品は之が國內に入る場合輸入手續を要するを以て輸入となり、

他方國內より右の鑛山、漁場等に向けらるゝ仕込品は輸出となり、此等貨物は何れも輸出入統計に計上せられた關係上純貿易外の荷物が含まれてゐたが、貿易統計をして經濟統計たる内容を充實せしむるの趣旨を以て十年七月分より右邦人利権事業關係荷物を計上しないことになり、茲に漸く昨年下半年分より純貿易の統計が作成されるに至つたものである。尚ほ左表の統計は大藏省の重要輸出入











通商關係

品目別	對日輸出		對日輸入	
	數量(噸)	價格(千留)	數量(噸)	價格(千留)
岩鹽	—	—	6 334	161
セメント	—	—	100 181	1 965
研磨材料及製品	—	—	0.2	0.1
硝子及同製品	—	—	24	9
陶磁器類	—	—	896	19
ゴム製品	—	—	19	54
曹達製	—	—	20	13
テレピン香油	58	31	—	—
サントニン	1	298	—	—
其他化學藥品	26	133	51	48
染料	—	—	73	427
エテル油香料類	—	—	23	71
石灰	—	—	77	35
燐灰石	48	2	8	7
燐肥料	—	—	15	8
紙類	—	—	151	244
印刷刷類	—	—	0.5	7
絹織物	—	—	69	981
毛織物	—	—	317	5 680
紡絲及綿絲	—	—	1	6
綿織物	—	—	15	38
麻及其他麻製品	—	—	272	295
被服白布類	—	—	78	593
手工藝品	0	0	1	1
ボロ	—	—	3	2
銃	363 832	10 979	—	—
鐵合金	—	—	10	69
型鐵鋼	17	7	3 216	931
鐵板及鋼板	—	—	1 269	428
鐵葉板	—	—	409	231
鋼線鐵線	—	—	1 681	369
良質鋼	113	30	4	31
黑色金屬管	—	—	3 735	1 634
軌條其他鐵道材料	—	—	349	79
車輛類	—	—	9	8
手工具	—	—	27	63
非加熱金屬截斷用具	—	—	1	5
生產用黑色金屬製品	—	—	1 896	1 828
銅	—	—	40	84

1936年度日ソ貿易表 (ソ聯貿易人民委員部發表)

品目別	對日輸出		對日輸入	
	數量(噸)	價格(千留)	數量(噸)	價格(千留)
燕麥	—	—	220	94
玉蜀黍	—	—	34	11
米	—	—	578	247
穀類粉	—	—	7 917	1 644
碾磨粉製品	—	—	47	31
澱粉	—	—	5	2
種子類	—	—	14 890	2 074
野菜及茸類	—	—	2 475	388
豆類	—	—	75	26
生果	—	—	359	188
堅果	—	—	63	62
茶	—	—	2 643	2 997
ゴム樹脂及植物性抽出物	—	—	5	27
未加工木材	31 500	592	35	7
半加工木材	—	—	658	15
攪拌機	—	—	2 633	146
生獸	—	—	31	29
肉製品	—	—	476	583
屠禽類	—	—	1	2
牛類	—	—	80	259
魚類	—	—	62	42
植物性油	—	—	1 219	728
魚類罐詰	—	—	102	115
其他罐詰類	—	—	412	587
イタ	—	—	13	18
砂糖	—	—	306	174
菓實子類	—	—	74	88
コップ及同製品	—	—	22	127
酒及酒製品酒精類	—	—	12	8
卷煙草其他煙草製品	—	—	30	232
亞麻	—	—	6	3
毛皮	—	—	6	54
加工毛皮	6	6	582	2 292
石炭	249 323	2 832	2 006	31
コークス, ベンゾール製品	100	39	14	1
石油及同製品	219 898	10 630	343	122
瀟僂	15 332	611	—	—
石綿及同製品	1 869	518	27	19

日露年鑑



品 目 別	對 日 輸 出		對 日 輸 入	
	數 量 (噸)	價 格 (千留)	數 量 (噸)	價 格 (千留)
錫	—	—	176	975
ア ン チ モ ニ ー	—	—	1	1
未 加 工 有 色 金 屬	—	—	3	22
刀 物 類	—	—	1	7
消 費 用 普 通 金 物	—	—	71	92
ボ イ ラ ー 及 同 附 屬 品	—	—	216	150
蒸 氣 機 關 及 同 部 分 品	—	—	36	31
内 燃 機 關 及 同 部 分 品	—	—	1 288	3 340
唧 筒 及 同 部 分 品	—	—	149	365
コ ム プ レ ッ サ ー 及 同 部 分 品	—	—	190	717
送 風 機 排 氣 機	—	—	1	33
起 重 運 搬 裝 置	—	—	322	280
農 具 及 同 部 分 品	—	—	0.3	1
碎 鑄 選 鑄 機 其 他	—	—	3	2
紡 績 類	—	—	804	739
ミ シ ン 類	5	17	0.1	1
鑄 山 工 場 用 壓 搾 空 氣 用 具	—	—	35	425
金 屬 旋 盤	—	—	1 026	1 438
金 屬 穿 孔 機	—	—	4	38
金 屬 平 削 機	—	—	1	2
金 屬 截 斷 機	—	—	3	18
金 屬 壓 搾 機	—	—	34	101
ス チ ー ム ハ ン マ ー, 壓 氣 ハ ン マ ー	—	—	10	9
金 屬 加 工 機 械	0.1	1	10	42
普 通 秤 類	8	31	1	2
タ イ プ ラ イ タ ー 計 算 器 其 他 事 務 用 具	—	—	0.3	9
其 他 機 械	—	—	387	836
グ ア ル プ, 栓 類	—	—	24	36
ボ ー ル ・ ベ ア リ ン グ, ロ ー ル ・	0	0.2	0.1	1
ベ ア リ ン グ	—	—	9	17
機 械 部 分 品	—	—	9	17
發 電 機, 電 氣 モ ー タ ー 發 動 機	0.4	0.5	1 046	3 715
變 壓 機	—	—	445	418
ス キ ッ チ 及 配 電 裝 置	—	—	117	302
電 氣 爐	—	—	0	0.2
電 信 電 話 及 無 電 裝 置	2	2	2	63
電 氣 メ ー タ ー	0	1	7	11
電 氣 機 械 部 分 品 及 其 他 電 氣 器 具	—	—	6 541	7 233
光 學 器 具 及 同 部 分 品	—	—	4	71
寫 真 映 畫 機 械 及 同 部 分 品	0.1	7	0.2	5
計 器 製 圖 器	—	—	17	21

品 目 別	對 日 輸 出		對 日 輸 入	
	數 量 (噸)	價 格 (千留)	數 量 (噸)	價 格 (千留)
機 械	—	—	8	39
機 密 輸 送 用 品 (聯 車 輛 等)	—	—	10	91
鐵 道 輸 送 用 品 (聯 車 輛 等)	—	—	13	23
ト ラ ク タ ー 一 車 品	9	11	27	76
自 動 車, 自 動 自 轉 車, 自 轉 車	—	—	29	58
同 船 上 部 分 用	—	—	10	43
履 帯 車 及 同 部 分 品	—	—	147(隻)	4 928
寶 石 品 物	—	—	58	329
寶 石 品 物	0	119	—	—
生 活 必 需 品	421	23	232	263
其 他 原 料	5 736	760	1 262	387
其 他 半 製 品	—	—	7 966	4 169
合 計	888 306	27 679	187 560	61 968

通 商 關 係

昭 和 十 二 年

大 藏 省 調 査, 昭 和 十 二 年 一 月, 九 月 分 の 本 邦 對 ソ 輸 入 出 は 左 の 如 し。

亞 露 一四、九七、〇五三 三、三〇四、九六七  
歐 露 三、三〇三、六六九 七、八七九、六四〇  
計 一八、三〇〇、七〇三 一一、一八四、六〇七

ソ 聯 邦 外 國 貿 易 人 民 委 員 部 發 表, 六 月 の ソ 聯 對 日 輸 出 は 一 五, 七 〇 四 噸, 五 四 六 千 留 (こ の うち 對 鮮 一 五 〇 噸, 四 千 留) 對 日 輸 入 は 一 〇, 〇 二 三 噸, 一, 三 七 五 千 留 以 降 對 日 輸 入 超, 一 月 以 降 對 日 輸 出 累 計 九 一, 二 八 八 噸, 五, 九 六 八 千 留 (こ の うち 對 鮮 一 一, 五 五 八 噸, 八 五 千 留), 對 日 輸 入 一 七 七, 四 三 七 噸, 一 九, 一 四 九 千 留 以 降 對 日 輸 入 超 示 した, 一, 六 月 に 於 ける 主 要 品 目 別 輸 出 入 状 況 左 の 通 り。(一—五 月 に 比 し 増 加 分 は △ 印)

△ 日 本 へ 輸 出

品 目	數 量 (噸)	價 格 (千 留)
未 加 工 材	七、六九七	三、五〇
石 炭	△ 八、一三六	九七
石 油 及 同 製 品	五七、九三三	三、三〇一

△ 日 本 へ 輸 入

品 目	數 量 (噸)	價 格 (千 留)
石 綿 及 同 製 品	—	△ 一、二一九
サ ン ト ニ ン	—	一
化 學 藥 品	—	一五、九七三
銑 手 式 器 具	—	△ 四二
金 屬 旋 盤	—	一
金 屬 穿 孔 機	—	一
金 屬 截 斷 機	—	〇・三
非 加 熱 金 屬 加 工 機 械	—	〇・二
ボ ー ル 及 ロ ー ル ・	—	五
ベ ア リ ン グ	—	〇・一
映 寫 機 及 部 分 品	—	〇・一
寶 石 及 準 寶 石	—	〇・一
生 活 必 需 品	—	△ 二五三
原 料 及 半 製 品	—	五

種 子 類 二 一 二  
藥 品 類 一 一 一  
生 果 類 七 一 一  
茶 葉 類 三 六 三  
生 動 物 類 三 七 七  
魚 類 一 一 一  
精 製 皮 草 類 一 一 一  
ウ オ ル フ ラ ム 類 二 五 一



石綿及製品	二	二、七〇〇
セメント	△一六、六三八	一
研磨材料及製品	一	二
ゴム製品	△一七	二
化學藥品	〇	三
染料	一	三
紙類	一六	七〇
各種麻製品	一四	三〇
型鐵及型钢	△一、三五九	三六
鐵板及鋼板	一、〇五一	二四六
鐵線及鋼線	△二、〇四三	一九六
鐵管及鋼管	△五〇四	一九〇
手働式器具	△一七	一六
生産用鐵鋼製品	△九三六	五二
銅	五	九
内燃機關及部分品	△七六二	一、七三
コンプレッサ	三七	二六
及部分品	〇	〇三
起重及運搬裝置	〇	一
印刷機	〇三	一
鑛山工場用壓搾	三三	三六
空氣用具	三	一、八九
金屬旋盤	△一、三四〇	一、八四
齒車製作機	△八	五
度量計器	〇一	〇一

タイブ、計算、事務用具	一四	四二
其他機械及部分品	△五二	五九
機械部分品	一	六
エレクトロネレ	△五五	一、二六
ロモーター、モーター	△	一、二六
スキッチ及配電裝置	三三	一七
電氣機械及部分品	△九三	九三
船	△六隻	五、一八
原料及半製品	(五、二〇登録噸)	八
其他	三六	四六

日ソ石油の露油輸入

昭和七年九月二十四日、松方幸次郎氏は露都モスクワに於てソ聯邦石油輸出聯盟會々長リアボウオール氏と折衝の結果、日ソ石油賣買契約を締結調印を見るに至りソ聯邦ガソリンの本邦輸入を見るに至つたものである。

松方氏は其前年、昭和六年より當時の駐日ソ聯邦通商代表部石油部主任スホドリスキー氏と數十回に亘り折衝を行ひ、ス氏は同書類一件を携へてモスクワに至り本部に對し左の諸件につき報告すると

ころあり、即ち

- 一、駐日ソ聯邦通商部に石油部を新設して以來各方面に對し商談を試みたるも、日本側の黒海沿岸露油輸入は最初の試なる爲、輸送一切はソ側で引受け日本着荷取引とする事
- 二、買手は石油タンク設備、販賣擴張等に相當の固定投資を必要とする關係上中途破約による危険を恐れ、賣手をして一部の責任を持たせる爲双方利害共通の合辦又は従来の露領材取引の如き委託一手販賣とする事
- 三、爲替は圓貨取引のこと

等を日本側は希望して居る事を説明、松方氏より最後に提出された十五ヶ條の契約草案を基礎として討議の結果、日本市場の事情を考慮に入れ、松方氏の提案に同意するに至つたもので、其契約概要左の如し。

一、委託販賣を原則として運賃、關稅を控除したるF.O.B.値段を基礎としたる販賣手数料制とする事  
 二、是に對しソ聯邦側はバクー・グロ

ズマイより精製油を供給すること  
 八、運賃費用及び關稅はソ聯側の負擔とする事

等、而して右契約期間は一九三三年より一九三七年に至る五ヶ年間で、期間満了の際は更に更新契約を取決めの事とし、此期間内に於ける契約數量は最低二十萬噸である。本契約に依つて松方日ソは毎船約九千噸宛を輸入し、契約以來昭和七年十一月初旬迄に十九船が荷揚げしてゐる。

松方日ソガソリン品質について各方面に於ける試験の結果、ボーマが高いのでビウイク自動車一ガロンの走行十八哩に對し露油は二十三哩、即ち五哩の延びがある事が實證され、急坂でもノツキングしない事、寒氣に對してもエンヂンの掛り早き事等、極めて良好なる成績を示してゐる。

松方日ソ販賣事務所は所長松方幸次郎氏の滿鐵顧問就任其他に關聯し會社改組に着手昭和十年九月以來新會社組織準備打合せを行ひ、松方氏は商工省當局の了

通商關係

解を得て日石、小倉、早山、愛國、四社當事者と協議の上、松方日ソ石油販賣事務所を改組し、大正十年十月十五日新會社創立總會を開き、資本金百七十萬圓(全額拂込)の新會社「日ソ石油株式會社」が創立された。會社の役員左の如し。

取締役會長	松方幸次郎
專務取締役	佐々木彌市
取締役	水田政吉
同	土田保三
同	千葉三郎
同	屋澤喜重郎
同	渡邊介
同	鈴木一東
同	橋本圭三郎
同	田島勝太郎

露領材の輸入取引

露領材の種類

我國の市場に於て露領材として取扱はれて居る種類は、針葉樹としては、一、紅松、一、白松、一、落葉松。闊葉樹と

しては、一、やちたも、一、胡桃、一、白楊、一、わたどろ、等である。

輸入樹種の消長

右の内紅松、白松は引續き輸入されて居るが、落葉松は我國に於ける昭和六年輸入關稅率の改正以後は、採算上全然不引合となつたので、茲兩三年は輸入の跡を斷つた。闊葉樹のたも、胡桃は近年ソ聯國內市場の需要、即ちベニヤ工場取材又は軍需用品としての需要が、急激に増大したので、是又輸出の餘裕が無くなつた。白楊は紅松、白松に先驅して露領材としては尤も古く我市場に知られて居たが、亂伐の結果造材地が鐵道沿線より非常に遠距離となり、且つ是又ソ聯國內市場の需要が増し、反面には我國に於ける輸出隣寸工業が、スエーデン隣寸會社との特殊關係其他から、非常に不振となり、一方國內向け隣寸軸木の原料は、白楊に依らなくとも、北海道産した樹或は南樺太におけるわたどろ乃至は、米國産コットン・ウッドの如き安價な物で充分間に合ふ爲めに、漸次輸入を見ない状態



となつた。

紅松及白松

建築材、造作材、函材等として使用される紅松及白松の、我國に輸入されるもの、原産地は、極東地方の内舊沿海州即ちウスリー鐵道沿線、日本海沿岸、舊黒龍江州アムール河流域又北樺太である。ウスリー沿線材は主として紅松であるが、これはウスリー沿線より舊沿海州の脊梁を爲して居る、シホテ・アリン山脈の西側の森林地帯で伐採され、ウスリー河の支流を利用して流送、ウ鐵驛附近の河岸に陸揚、其處より貨車積して浦鹽に送り、浦鹽から船積される。丸太は右の如くであるが、製材の場合はウ鐵沿線に在る製材工場で製材して國內の需要に充て、一部は日本、支那、南米、アフリカ、歐羅巴に輸出される。

白松は前記シホテ・アリン山脈の東側、即ち日本海沿岸の森林地帯で伐採され、附近の河に依つて海岸まで流送船積されて、日本及其他に輸出される。此地方は製材工場が少ないので、大部分は丸太の儘

で輸出されて居る。尙此地方にも紅松があるが、其の材質及太さは、ウ鐵沿線のものに比し數等劣る。北樺太に於て造材されるものは全部白松で、同地の東及西海岸の森林地帯で伐採流送され、丸太の儘船積される。

リ聯の林業機關

是等は各地方別に従業して居る造材及販賣に關する左記の國營機關に依つて取扱はれて居る。即ち極東國營林業トラスト(ダリ・レス・プロム)を首腦機關として、流材機關では一、極東林業流材トラスト(ダリレス・スブラフ)

- 一、沿海州林業トラスト(プリモル・レス)
- 一、黒龍江州・ゼヤ州林業トラスト(アムール・ゼヤ・レス)
- 一、中部黒龍江州林業トラスト(スレイドヌイ・アム・レス)
- 一、北樺太林業トラスト(サフ・レス)

があり、各トラストは又數個成は拾數個

の林業コルホーズ(農民及樵夫から成る造材組合)に依つて、結成され出材作業は個々のコルホーズによつてなされる。

林産品の輸出機關と通商代表部

而して生産されるこれ等の林産品の對外輸出は、株式會社エクスボルト・レスなる至ソ的木材輸出統制機關を経て、相手國駐在の通商代表部により取引される。通商代表部はエクスボルト・レスの委託を受け、(組織上通商代表部木材部主任は、エクスボルト・レスの代表を兼任する)これを各駐在國市場に直接又は間接に販賣する。

露領材輸入の沿革

露領材輸入の歴史は、去る大正十三年神戸鈴木商店が扱つたのが最初であるが、次で日露木材、最近に於て三菱商事がそれ／＼委託販賣契約をなし、各受託者の手を経て處分されて來た。(中間直接販賣した年もあつた)

契約の條件

委託契約の場合の販賣方法は、受託會

當つた當時決定されたものを、其儘慣習的に維持されて居る。即ち

- 紅松丸太 長サ十九尺(延ビ五寸) 長サ十三尺(延ビ三寸) 太サ八寸上
- 白松丸太 長サ十二尺(延ビ七寸) 太サ六寸上

でいづれも皮付である。

昨年度の取引

昨年は日ソ國際關係の不正常並に、ソ聯國內市場に於ける異常なる需要、現地への物資供給の不圓滑、勞働者及馬匹の缺乏等の原因により、我國に輸出されるものが激減した。僅かに北樺太に於て、従來の取引形式を一變した、現地アバ渡し、又は海岸、土場渡しで約二十萬一千石の白松丸太が木原商店と取引されたに過ぎなかつた。

昭和六年以來の輸入統計は次の如くである。

露領材輸入數量表(單位石)

日本内地各港及大連(青島を含む)	昭和六年	昭和七年
紅松	六四、三三	四六、六六

白松	七六、四七四	九四、〇〇〇
落葉松	一七、二九	八三、九〇〇
白楊其他	六、〇七	—
合計	一、六五、九九二	一、四一、五〇九
昭和八年	—	—
昭和九年	—	—

紅松	三、五、一一三	—
白松	五九三、〇一〇	二〇、一八七三
落葉松	一、三、九六〇	—
白楊其他	五、五九〇	—
合計	九八五、六三三	二〇、一八七三

而して日露木材會社のソ聯北樺太材買附は今春第一回成約後引續き第二回成約が行はれ更に追加成約を見るに至つたが十月中旬現在總配船數二十五隻、積取高四十五萬石を突破し之を以て一段落と見られてゐる。各配船積取高左の如し。

△第一回成約分(計一八、四三〇石)

香洋丸	一、六〇〇石
蘇格蘭丸	一、七〇〇石
宇賀丸	一、七三〇石
太平丸	二、九〇〇石
滿陽丸	三〇、四〇〇石
廣進丸	一八、五〇〇石
朝陽丸	一七、六〇〇石

社と通商部との協定で、大體日本市場に於ける北洋材の一般慣例に依つて行はれたので、特記すべき事は無いが、直接販賣の場合は原則として、

- 日本CIF渡し ○契約金一割
- 殘金全部BIL引換インボイス渡し

の條件であつた。勿論工場製品では無く天然産物であるから、インボイス渡しから來る種々のクレームが発生したことは言ふ迄もなし。

受渡方法

北洋材の一般慣習に準じたが、ソ側の基本方針、我國に於ける傳統を無視して極端な理論的檢知方法を取つた爲めに、露領材の取引に不慣れた商人の間には、種々トラブルの種となつた。

例へば一般北洋材の寸檢は、末口最狭部にて延寸の如何に不關不行はれるが、露領材は定尺、カネバ、缺指しを強要した如くである。

丸太造材規格

今日まで我國に輸入の丸太造材規格は、最初鈴木商店が委託を受けて販賣に



維新丸	一八、四〇〇石
廣裕丸	一九、一〇〇石
雲洋丸	一七、〇〇〇石

△第二回成約分(含追加成約)

(計二七三、三四石)

宇賀丸	一七、〇〇〇石
常宮丸	一七、〇〇〇石
豐彦丸	一七、九〇〇石
甲南丸	三、〇〇〇石
昭元丸	一八、〇〇〇石
第五御影丸	一三、〇〇〇石
復興丸	一六、〇〇〇石
第三大源丸	一八、〇〇〇石
西豐丸	一七、〇〇〇石
金華山丸	一九、〇〇〇石
第三大源丸	一七、〇〇〇石
織殿丸	二〇、〇〇〇石
第一吉田丸	二〇、〇〇〇石
廣進丸	一八、五〇〇石
黒龍丸	一八、〇〇〇石
復興丸	一六、〇〇〇石
第三大源丸	一三、〇〇〇石
合計二十七隻	四六五、一〇四石

右積取材陸揚地は大阪、芝浦、名古屋、

釜山、元山、大連、青島の各地である。

十三年度北樺太ソ聯

材買付

昭和十二年度は西海岸物(二十五萬石)を増田商事が東海岸物(十五萬石)を北越製紙が夫々成約。其の詳細は次の如くであつた。

△増田商事買付

契約數量、西海岸物二十五萬石(内譯アグネオ十一萬、ビレオ五萬、タンギ九萬) 價格(青木)五五〇圓 運賃(日本海揚二八〇圓—青島大連揚三〇〇圓(日本海揚は富山岩瀬十五萬石、青島大連十萬石) 配船(ビレオ物から開始、日本海揚は大同海運の手にて、青島大連揚は和田商會の手にて)

△北越製紙買付

契約數量、東海岸物十五萬石(流送材にして五割は落葉松他は青木) 價格(落葉松三〇〇圓、青木四〇〇圓) 配船(海運聯合會六月十日頃決定)

尙増田合名(本社小樽)では右契約の數量、價格、用途等に就き次の如く語つた。

今回契約した北樺材は目下創立中の日曹人絹バルブ株式会社(資本金一千八百萬圓、第一期計畫人絹バルブ年産二萬噸)の用材にあつては管て契約數量は二十五萬石、價格百石五百五十圓積取は本社關係船で行ふ豫定になつてゐる。

因みにソ側當初の對日商談では三十萬石であつたが、結局二十五萬石になつた、猶ほ値段も最初は九斗物を標準にしてゐたが、交渉の結果人絹バルブ用として六斗物に格下げ五百五十圓見當に落着いたものである。

積取成績

△増田商事

増田商事の北樺太西海岸材(二十五萬石)積取は九月二十二日小樽着の終航船羅津丸を以つて二十二萬石積取を終了、ソ側では更に五萬石の引取を要求してきたが調査の結果現場には木材一本もなく

終航船羅津丸に對する引渡しにさへ滿船出來なかつた實情にあり加ふるに五月ソ聯側では積取人夫の査證を延引したる爲増田では第一船第二船を他へ廻すの餘儀なくに至つた次第で最近現地に於ける彈壓は頗る著しく且つソ聯東京通商代表部と現地との間には聯絡は全然なく互に責任を免れ様としてゐる有様なので増田では今更ながら其の無誠意振りに憤慨した。

増田商事北樺材積取成績は左の通りである。

五、七(1)順陽丸(レイチカ)	二萬八百石	大連
六、二(2)淺間丸(タンギ)	一萬九千	大連
六、一(3)大國丸(レイチカ)	二萬三千	大阪
六、六(4)壽陽丸(アグネオ)	二萬一百	青島
六、四(5)滿洲丸(タンギ)	一萬九千	
六、三(6)神盛丸(タンギ)	一萬七千	
七、五(7)利根川丸(アグネオ)	一萬九千	
七、八(8)天龍丸(同)	同	
七、五(9)薩摩丸(タンギ)	二萬	
七、五(10)大安丸(アグネオ)	二萬二千	
八、八(11)豐彦丸(タンギ)	一萬八千	

通商關係

北越製紙

北越製紙會社は本年度ソ側「エクスポート・レス」との間に北樺材十五萬石(但しソ側の都合により二十萬石迄購入義務がある)の購入を契約し本年六月十八日先發隊を現地ヌイオに送込み之が準備に着手し以て順次必要人員を送込み目下積取作業に従事せる本邦人は木材受渡現場たるモツピ、ツイミ河口付近に會社代表者横邊孫四郎初め社員七名船夫二七名、ヌイオに社員三名船夫八名、其他本船に船夫二〇名、仲仕人夫九六名發動艇船員一八名にして合計社員一〇名船員(發動艇)一八名、船夫五五名、仲仕九六名累計一七九人である。而して九月中旬迄に積取を終り日本に搬出せる木材は汽船三隻に依り四萬數千石にして大體本季節中に契約量たる十五萬石の積載は可能であると思はれてゐた所、其後現地氣象條件其他の爲殘材二萬石餘積取不能となつた。ソ聯では西海岸材二萬石と

露領材運送契約條項

(昭和六年五月十八日改訂 昭和十二年十月一日現行)

- 振替りを要求したが前述の増田商事の積取の項にもある如く、現地には一本も材木なく其の不誠意に對し北越でも憤慨ソ聯通商部に損害賠償を要求交渉中である。
- 露領材運送契約條項
- 東京 昭和 年 月 日
- 汽船 丸
- 船主
- 代理駐日ソヴェート聯邦共和國 通商代表部運輸部
- 上記備船者及び船主の間に本日左記條件にて左記荷物の運送契約を締結する。
- 貨物
- (一) 本契約に依る船送貨物は次の如くである
- 積地
- (二) 積荷は左記の露領沿岸の一港又數港に於て行はれる
- 荷揚
- (三) 特約なき限り揚荷は五四に記載せ



る日本朝鮮、南滿洲支那の一港又は數港(備船者の任意)に於て行ふ事但し揚地は日迄に決定する事

(四) 本項に記載なき場合は後日決定の事

汽船 丸又は同型の代船

重量(噸) 建造(年)

積取期

(五) 本項にレーデース開始期及解約日の記載なき限り積荷は一九三三年 月 日より 月 日迄の間に毎月凡そ平均數量なること

レーデース 日以後 解約日 日

運賃

(六) 本項記載の運賃は通常の太さの丸太(長さ十二尺—二十四尺)百石に就いての圓建とする

a 浦鹽に於て積ラン一日に就き一、二〇〇石、其の他の諸港は一日一、〇〇〇石とせる場合の運賃は左の如くである

ウラヂオストツク—圓、シコトワ沿岸—圓、ナホトカー—圓、黒龍江—圓、ス—圓、エトラヤ沿岸—圓、北樺太—圓

b 浦鹽積ラン一、四〇〇石、其他の諸港

一、二〇〇石の場合

(七) ボール(二五尺—四二尺迄)×(港名、上記に同じ)×は—前ビツトプロツプ(二二尺—二二尺)は何割を(六)の運賃より割増す

(八) 六及七記載の運賃は下記諸港中の一港揚の場合には増減ある事(但し百石に就いて其率を定める)本項に記載なき揚地に對しては基本運賃を適用する。五四項に記載の總ての揚地は本項に含まれる

(九) 備船者五四項記載の諸港中の二三港に揚荷する事が出来る、船舶が一四、〇〇〇石又はそれ以上を積載せる場合には港揚に對する割増はないものとする、その他の場合は六七及八の運賃率に對し左の割増を支拂ふこと(百石に就き)

a 三港揚(但し一四、〇〇〇石又はそれ以上積載の場合)—圓  
b 二港揚(小型船舶の場合)  
c 三港揚(同上)

(一〇) 本契調印の際積地又は揚地未定な

時に決濟さるのである

レーデースの計算方法

(三) 六記載の浦鹽に於ける荷役力は日曜日祭日を除く、ウエザールウワーキング、デー一日に就き其の他の記港はランニング一日について定める。

(四) 「アリト」調印に際し各船に對する運賃滞船料デスパツチマネーの計算に對する荷役能力(六に依る)の決定は備船者の任意である

(五) 荷役能力は左記の場合に限り一割を減すること

a 船舶の艀口が三個のみの場合  
b ボール(長さ二五尺—四二尺)積の場合(各船に適用す)

(二六) レーデースは入港地に於て入港、及税關手續き終了後の最初積地に於ける投錨時(ギーヤーハは積荷用意開始の事)を以て開始す(一九に依る)但し浦鹽に於て投錨時が午前の場合には午後一時より午後の場合には翌朝八時より開始する

レーデースは總ての積荷作業の終了時

通商關係

に終る

(一七) 本契約に基くランニングレーデースは日曜日休日及び天候不良其他不可避的理由に依る危険を避くるため船舶がベースを離れたる爲消費せる時間も含むものとす

(一八) 揚荷はCQDの事但し九月一日以後能代、土崎又は函館にて荷揚する場合はラン一日二、〇〇〇石とす

税關手續港

(一九) 税關手續港は次の通りである

a 浦鹽オリガ灣シコトワナホツカ積の場合  
b スウエートラヤードシ、ツチタテルネ、ベルムベケイマ、アムグクーツン、ナタチ、マサルガ等附近積の場合  
c ソウガールワニ……ソウガールワニ、ケロセウイツチ、コツビー、ダーク又は是等附近積の場合  
d デカストリ……デカストリチャンチャ  
e ニコラエフスク……黒龍江(ミニマゴ積一部ホゴロドスク積)積の場合(但し直航を許せられざる場合に限り)

る場合は六、八及九の各項に運賃率を載入する事、又調印の際積揚地が決定せる場合の運賃率は次の如くである積地(六)のAの場合—圓(百石に就き)積地(六)のBの場合—圓(同上)

(二) 滞船料は重量噸當り一日に就き左の通りである

a 六、〇〇〇\$又はそれ以上—錢  
b 四、〇〇〇—七、〇〇〇\$—錢  
c 四、〇〇〇\$又はそれ以下—錢

デスパツチマネーは夫々滞船料の半分とす

運賃支拂方法

(三) 各船の運賃は現金又は一日拂約束手形に依り支拂はれることとし備船者は船舶が最初の揚地著船次第支拂はれるが、本船積荷高不明な際には船主が備船者に船舶法を提出する迄支拂はぬ事がある

右約束手形はソ聯邦通商代表部之を振出しデスパツチ、デマレーデ又は空積運賃等は現金又は手形の増減に依り同

「アレクサンドルフスク……北樺太積の場合(但し直航を許されぬ特直航の場合)は運賃は二圓引くこと)

(三〇) 積地廻航船は一九に規定せる入港地にて税關手續を終了し必要に際しては人夫及其れに必要な食糧その他ポイント(天満船)を積込むものとす、此の場合備船者は人夫其の他の積込に對し税關手續終了後三時間を許容せらるゝものとす(但し時間はレーデースに算入せず)又歸航に際しては船舶は夫々税關手續港に寄港して人夫其の他を積卸すこと

(三一) 入港地に於てその他の積込遅延の爲船舶の滞船が三時間を超過せる場合はかゝる超過時間はレーデース中に算入せらるべし、税關手續終了前の滞船に對しては備船者は何等の責に任せず但し手續の迅速に終了する様可及的援助すること

税關手續が日没前に終了せぬ場合は人夫の積込は翌日の日の出より開始するものとす此時間はレーデースに算入せ



ざるものとす

(三) 浦鹽積の場合を除き備船者の要求に依り小樽にて人夫を積込むものとす此の場合船主は三日前に小樽着船豫定日時を備船者に通知すること、小樽に於ては人夫其他の積込積卸しに對し備船者は夫々三時間を許容されるマゴ行に對するパイロット

(三) マゴ行の船舶に對しては備船者は熟練せるパイロットを用意し航路に浮標を設置するの責任を有す、従而上記設備の欠缺に依りデカストリーに於て十八時間以上滞船せる場合は此の時間はレーデース中に算入せらる

配船

(四) 備船者は積地廻船希望日を遅く共十日前に書面を以て東京に於ける船主代理人に通知するものと同時に積地豫定積高及揚地(但し決定せる場合に限り)を通知する

船主は通知の日より七日以内に船名重量噸積能力、積地着船豫定日を備船者に通知すること船主は備船者の積地

航路變更

(三〇) 本契約調印の際又は二四(G)に従ひ積地及揚地が既に決定されたる場合、備船者が積揚地の何れか一方又は双方を變更せんとする時は、備船者は左記條項に従ひ之を變更する事が出来る

- a 船舶の難路に對する總ての費用は備船者負擔とす
- b 豫定變更を生ずる一切の船主の損失を填補する事
- c 此の場合の運賃率は本年度に於て備船者が契約せるものを基礎としての豫定積地よりの運賃と差及八に規定しある豫定積地より變更積地よりの運賃と差を考慮して決定すること

積高數量(及び寸檢)

(三一) 各船積高は下記の書類に依る數字に依り決定するものとす

- a 一日毎の積高通知に依る數量、備船者は毎日の積高を船長に通知し出來得ればその寫を交付するの義務を負ふ
- b 受荷主宛の送狀に依る數量、備船者は積荷終了次第送狀の寫を船長に交付す可

通商關係

廻航希望日より五日以内に夫々の税關手續港に船舶を廻船すること

船舶の動靜

(三五) 船主は船舶が日本の最終の寄港地出帆の豫定日より三月前に東京に於ける備船者に該船舶の税關手續港着船豫定日を通知することとし尙實際の出帆日をも備船者に通知すること

(三六) 積地が浦鹽、ニコライフェスク、アレクサンドルフスク又はデカストリーの如く税關手續港を兼ねる場合は二五項に規定せる通告の他に船主又は船長は該税關手續港(即ち積地)の備船者代理人に對し船舶の日本に於ける最終寄港地出帆日を電信にて通知すること。上記以外の入港が積地として指定された場合は船長は同様の通知(成可く無電に依ること)を發すること

船舶の遅延

(三七) (G)船舶が二四項に規定せる期間内に入港地に到着せざる場合又は二五項に依る著船舶が入港地に到着せざる場合(但し猶了時間三六時間)は船主は

し、但し送狀未作製の場合は毎日の積高通知高を以て之に代ふる事を得

(三三) 船長又は其代理人と積荷を寸檢し得るものとす

(三四) 積切に際し備船者使用人及船長は積荷の諸計算に必要な次の事項を記入せる船舶法を作製すること

- a 積荷に要せし時間
- b 木材積高
- c 本契約によるデス、デマの時間
- d 船舶の出帆及到着時間
- e 兩者の意見の相違
- f デス、デマ、追加運賃、償金、空積運

シツピングアクト

(三六) 積高米協定の場合は船主は揚地に於て再寸檢をなし得ること

備船に對し滞船料と同率の罰金を支拂ふ事而してこの遅延が五日を超える場合は備船者は六九の條項を適用し得るものとす但し遅延が最終日本港より入航地への航海中の不可抗力により生じたる場合には此の條項を適用しない。本項は五に於て解約を決定せざる場合のみ有效なるものとす

(三八) 五に解約日を定めたる場合に船舶が該日時迄に税關手續港に到着せざる場合には備船者は本契約を解除し得、但し解除せざる場合は船主は遅延期間に對し滞船料と同率の罰金を備船者に支拂ふこと

(三九) 船舶が五に規定せる日時又は二二項に依る備船者の通知日時より以前に税關手續港に到着せる場合は備船者は直ちに積荷を開始するの義務はない。但し協議の上、上載期日より以前に荷役を開始する場合には期日前の荷役時間はレーデース中に算入せられず又此の場合デスパツチマネーは支拂はれぬ事

賃、其他の詳細なる事項

積高に關し異議ある場合船長の論據を證明するに足る總ての事項を船舶法に記載すべき事、又備船者は積荷及揚荷に要せし時間を記入せる摘要日誌又は之に代る證明ある明細書の提出を要求し得

代理店及其費用

(三九) 代理店は備船者指定(但し其費用一〇〇圓は船主負擔)揚地は船主指定とする

(四〇) 檢疫料、燈臺料、パイロット料、噸稅其他船舶の入港及び掃除の費用を含む港費及關稅は一切船主負擔とす。但し木材積荷の運送及輸出に關する諸掛及關稅は備船者負擔とする

(四一) 三四に規定せる船主持積地諸費用は備船者之を立替、東京に於て決済するものとす(出來得れば一二に規定せる如く支拂高より差引き然らざる場合は現金拂とす)而して決済額は留弗(二、九四五)及支拂日の弗月換算率に依るものとす



船 型

(三) (G)三九、四〇に規定せる如き積地及又は揚地の状態が小型船の配船を必要とする場合を除き各船の積高は一〇、〇〇〇石積以上二〇、〇〇〇石以内とする、船型の増減ある時は相互協定を必要とする

(三九) (G)反対の協定なき限りマゴ行の船型は六、〇〇〇—一五、〇〇〇石積の間とす

(四〇) (G)傭船者が揚地として新潟石濱、芝浦松島、仁川、多獅島、營口、天津、其他五四の表中に記載なき浅き港灣を指定する場合は船主は各港灣又は河川に入港し得る七、〇〇〇石積、及、三〇〇〇石積の船を廻船すること

上記の場合に萬一船主が諸港灣又は河川に入港し得ざる船型大なる船舶を廻船する場合は瀬取費用は船主負擔とする

(四一) (G)船主は傭船者の要求する船型を廻船する様努力する事但し傭船者の要求船型より一割大又は小なる船舶を

廻船し得るものとす

船舶の設備

(四二) 本契約による廻航船舶は木材積取に適當なる事、船舶はウインチ(船舶を之に對し充分なる蒸氣力を用意する事)ロープ滑車其他を傭船者使用人夫に自由に使用せしむること(筏を繋るマニラロープは直徑一八・七五より乃至三一・二五とす)ローディング、ギヤースパン、ガイロープスナッチ、プロック(一船艙に就き直徑四—五吋のもの四個以上)等は完全なる可き事

木材の積付

(四三) 傭船者は自己の費用にて貨物を船側に運び甲板及船艙に積付るものとす

(四四) 傭船者は同一海岸の二港又はそれ以上の港に於て積荷する事が出来る、但し之に對し割増運賃を支拂ふ事なく又次の積地の廻航に要せる日時はレーデース中に算入しない。然して此の場合全部の積荷に對する運賃は積地中の最北地點より運賃率を以てし萬一此の

場合の最北地點より運賃率が本契約に決定あらざる場合は三〇のCに依り計算する

(四五) 豫備バンカー積取に必要な特別の運賃を有せぬ船舶に對しては左記の條項を適用する

a 傭船者は豫備バンカー積取の場所に積荷する必要なく且つ之より生ずるプローリン、スペースに對しては責任を持たぬなり

b 但し船長の要求により、其個所にて積荷をする場合は豫備バンカー積込の爲に要せし時間はレーデース中に算入せず若し豫備炭庫にデリック一個のみある場合豫備炭積込に必要な人夫は一個に對し三人を越ゆる場合人夫の費用は船主持とする

(四六) 傭船者は船長の要求ある場合は甲板積付に必要なスタンション用丸太を無償供給するものとす。但し丸太の長さ一六尺直徑六寸とし積荷の一部として送状に記載せるものとす。又傭船者使用人と船長との協議に依り積荷中の丸太をスタンションとして使用し得

るものとす。但し如何なる場合にも丸太の先端を尖らすを得ず、スタンション用の丸太に對しては運賃は支拂はれざるものとす

(四七) 積地に於ける通常荷役時間は日出より日没とす。但し傭船者は船主が特殊の事情の爲に反對せざる限り天候不順の場合を除き、夜荷役をなし得るものとす。之に對し傭船者は日本船の習慣に依る賃銀を船員に支拂ふものとす。船舶は夜荷役に支障を來さざる様甲板及船艙に電燈を設備すること

挽材積載の場合

(四八) 浦鹽積の場合は傭船者は積荷の一部又は全部として挽材を積載し得るものとす。但し挽材積付は船艙内に限る而して船主は挽材のみ滿船せる場合甲板のスペースに對しては空積運賃を請求し得ざるものとす。船艙内の挽材に對する運賃は是に相當する丸太運賃率の三割引とす。挽材の甲板積を傭船者が許容する場合、此の分に對する運賃率は船艙内積挽材運賃率の三割引と

通商關係

す。挽材の積高割合は日曜日、祭日を除くウエザークウワーキングデー一日に付き一艙二五スタンダードとす。但し一、〇〇〇石は六・六一スタンダードとす

マゴ及びデカストリー沿岸に於ける積合せ

(四九) 船舶の積地廻航に際し傭船者は船主と協定の相當率の運賃を以てマゴ及デカストリー沿岸において積合せをなし得るものとす。又マゴ積の場合廻航の際に豫見し得なかつた事由に依り滿船積し得ざる場合も下記條項に従ひ積合せし得るものとす

a マゴ積を目的として配船されたる船舶がマゴにおいてラングラー通過の吃水の許す範囲内の積荷をなし而も未だ空積のある場合、後者の運賃は通常のデカストリー積運賃率の一割減としデカストリー寄港に依る離路の費用は一切船主負擔とする

b 最初より、マゴ及デカストリーの積合せとして、配船された船舶がマゴにおいて伐出しの不足又は傭船者側の過失に依り、積込からラングラー通過の吃水限

度以内なりし場合は傭船者は不足分をデカストリーにて積込み得るものとす。但し此の場合のマゴの不足分量の運賃はマゴ積と同率とす。但しマゴにおける不足分の決定は兩當事者に於て協定するものとす

c マゴ積として配船されし船舶の積込がbの如き事由により、ラングラー通過の吃水限度以内なりし場合傭船者はマゴにおける不足積取分をデカストリー又は沿海州、樺太の何れの港においても積込み得るものとす

d 但しデカストリーへの離路に對する費用はすべての場合において船主負擔とする

ブロークンスペース

(五) 傭船者の雇傭する船内人夫は船長



の指揮に従ふものとし船主は積込に關する一切の責に任ずるものとす(積付不良に依るブローケン、スペースを含む)

但し人夫が船長の指揮に違背せる爲又は備船者の責に歸せらる可き事由により、スペースを生ぜし場合は備船者は船に空積運賃を支拂ふものとす

(五) 備船者の責に歸すべきブローケン、スペースは積込において決定し之を「アクト」に記載するものとす。萬一兩當事者が積込において之を決定し得ざる場合は日本において協定するものとす。而して尙決定を見ざる時は日本の揚地において備船者代理立會の上、サーベーターにかけ其報告により決定せらるものとす

(五三) マゴ積の場合はラングバルバの水深により生ぜしブローケンスペースに對しては備船は責任なきものとす。從而マゴ積のブローケンスペースは、パイロットステーションの役人の發行するラングバルバ通過の最大吃水限度證

主の責に歸すものとす。即ち紛失せる貨物及事故のために作業を停止せる場合の勞銀を含む。而して作業中止の場合にはレーデースをそれだけ延長するものとす

(五) 原因の如何を問はず作業中にウインチ又はローディングギヤが破損せる場合には船員は直ちにその修理に着手すること若し備船者が其の修理完成後破損箇所をサーベーター又は港灣當局に依つて試験せんとする場合は修理後三時間以内之をなすべきこと、但し三時間を越ゆる場合は滞船料及依而生ずる費用の一切は備船者等の負擔とす

即ち、天災、航海中の危険、船舶、艇、又は海岸における火災、船員の匪行、害敵、海賊、盜賊の君主人民における拿捕衝突、坐礁、爆發、汽罐の破裂、シヤフトの損傷又は表面に現はれざる缺陷(是等原因が航海の當初船體汽罐、機械及附屬品に存在するも度外視す)航海中又は管理中に生ぜしパイロット船長船員船主

通商關係

明書及船舶の實際の吃水により決定せらるものとす

揚 荷

(五二) 貨物は四〇の場合を除き備船者指定の人夫に依りCQDにて陸揚せらるものとす。而してその費用及危険も備船者負擔とする

(五四) 本契約に基づく揚地は左の如し

- a 日本、太平洋岸、熱田、石濱、神戸、小松島、尾道、大阪、芝浦、清水、下津橋、武豊、鶴見、宇治名、四日市、横濱
- b 日本、日本海岸、青森、船川、伏木、函館、舞鶴、門司、七尾、新潟、能代、小樽、土崎、敦賀
- c 朝鮮、釜山、元山、仁川、木浦、清津新島、多獅島
- d 南滿洲、大連
- e 支那、芝罘、秦皇島、上海、天津、塘沽、青島、威海衛、營口

(五) 二三港の場合は他の協定無き限り夫々の揚地間の距離は二五〇哩以内の事とす

積込人夫

(五) 二〇の規定による積込人夫に對し

側雇備者の不注意、缺陷、誤審等。

(六) 非人為的事故の爲船長が積込完了不能と見做す場合は自己の決断により揚地へ向け出帆し得るものとす、此の場合運賃は實際積高に對して支拂ふものとす(空積運賃に非ず)而して船主は積込し貨物に對して責任を有せず若し船が揚地に於て上記の事由により、入港不能と見做す場合は船長は船舶を最寄の安全港に向け其處にて指揮を待つこととする

(七) 海難ある場合は一九二四年のヨータアントはプールに依る契約の後期に於ける積取及船腹のペース

(六三) 本契約期間の後期に船舶が廻航せらるゝ場合は備船者は船舶の割増保険料及び船腹に依る運賃及び滞船料を支拂ふ(但し滿船積に非ざる場合とす)但し下記條項に従ふ

- a 本項は浦鹽積の船舶に對しては全然通知せず
- b マゴ積のものに對しては割増保険料を

ては航海中及荷役中に船舶は船艙内に相當の宿泊の爲の餘地をあたへ(但し六月十五日―九月一日迄は甲積の場合は覆を作ること)電燈、臺所、便所等の設備をなし水を補給すること、但しすべて無償とす

事 故

(五七) 積取船のローディングギヤは完全なるべきこと、而して沿岸積の場合は修繕力の不備の爲及避難場所なきため、頗る重大であるから總ての場合にギヤの損傷に之を兩當事者の調印あるメモに記入し此のメモを船舶法に添付すること、事故ある場合又此のメモにその詳細及證明を附記、但し當事者に異議ある場合は之をも明記するものとす

(五八) 備船者の使用人の不注意により船舶は人員に事故の起りし場合は之を備船者の責任とする。但し事故か上記使用人の不注意又は過失によらずして起りし場合はその事項は船舶附屬品の不完全なるために生ぜしものと見做し、船

負擔せず。但し備船者は遅く共航海期を終了の約二日前に船舶を出航せしめ、且船舶の通過前には該港灣の入港指示浮標の撤去せられざるを保證するものとす

c 上記以外の積地へ廻航する船舶に對しては十一月十四日以後の割増保険料を保險共同會の要求せる場合は備船者之を負擔す

但し保險會社書類に對し現金支拂と積取の終期は備船者任意とす

(六四) ウラヂミールデカストリ間又は樺太においては流木の取集め及積込は本契約により配給せられたる手近の船舶により行はるべく且之に對し船主は反對するを得ず、此の場合船舶は備船者の指揮通りに異動することなく運賃は指定積地の最北港よりの運賃率により船腹契約を基礎として計算せらる。但し本契約中に該最北港の運賃率の決定なき場合(第三〇項C)により決定する

(六五) 六三、七四に依り船腹運賃が配船時に協定なき場合は該船舶の沿海洲の



レコードに依り計算さるゝものとす。此のレコードなき船舶に對しては同型船舶のレコードを以てす

(六六) 船長は積込を援助すべく最善の努力をなすべきものとす。投錨地は船長の思慮に依りて選定す。但し此の場合船長は積荷最荷の便宜を考慮に入るべきものとす、且備船者の指定する箇所への投錨を拒む場合はその理由を明記せる書面を以て與ふるものとす

積載木材の種類

(六八) 備船者は荷役を妨げざる様注意して異種類の木材を積載し得。但、備船者は出來得る限り積載すべく異種類の木材の數量を船長に豫告すべきものとす。但し船艙中に他の異種類の積込ある場合に限りラーチウッド甲板積を拒否する事が出来る  
彼に對する注意

(六九) 船舶が不可抗力に依る危険を避ける爲に即時出帆する場合を除き船長は船側より筏を見はなすを得ず。船長は積込における備船者代理人に天氣豫報を知らせ船の有する晴雨計その他の器具の使用を許し以て如何なる場合の天候が荷役に支障を來すかを充分に熟知し置くこと

船荷證券

(七〇) 船長は積荷終了後直ちに無電にて終了の報告を船主になし而して船主は東京又は神戸において積荷に對する無瑕疵船荷證券を發行するものとす。且船主は此 BSL が東京又は神戸の何れの銀行においても買受けらるゝことを保證するものとす

(七一) 上記無電の外に船長は積込に於ける備船者代理人より通商代表部木材部宛の電報に署名すべきものとす。七〇、七一の電報中の數量は同一なる可きこと  
(七二) 七〇記載のは常に採用せらるべき條項にして本契約の條項に違反せざる

限り本積荷に對しては適用されない  
罰 金

(七三) (G)本契約に依る船舶を船長が拒否する場合は備船者は代船を市場にて備する權利あるものとす。而してこの場合は船主は積殘し貨物に對して百石につき五〇圓の償金を備船者に支拂ふべきものとす

(七四) (G)備船者が一記載の貨物の全數量の積出しが準備完了せざる場合は不足數量に對し一〇〇石に就き五〇圓を船主に支拂ふものとす不足數量に關する他の一切の要求を爲し得るものとす但し七五の例外に注意

(七五) (G)上記の積出用意不能が洪水及又は火災に原因する場合に限り備船者は償金支拂の義務無きものとす。但し本項は備船者の要求に依り既に廻航せる船舶に對し適用すること無し。此の場合の償金は不足分解約より生ずる實際の船主の損失額たる可く且一〇〇石に就き五〇圓を超過せざる事とす、又船主は此の如き場合には船舶を他方面

に使用し以て備船者の損失を減ずる様努力すべきものとす

(七六) 本契約に依り廻航せられし夫々の船舶に對しては本契約不履行より生ずる損害に對する罰金は違約者より違約者に支拂ふものとす

仲 裁

(七七) 本契約に關する異議を生ぜし場合は兩當事者之を神戸海運集會所に合同して審議を申請し該集會所の審判者の判決は最終にして且兩者を拘束するものとす。上記の仲裁に關する通知の發送の二週間以内に當事者の一方が合同審議申請の手續を採らざりし場合は他の當事者は獨斷にて神戸海運集會所に對し此の申請をなし得るものとす相手方は之に對し異議を申立てるを得ず

本契約様式の使用

(七八) 本契約書は一船期間に多數量の木材を運送する場合及個々の船舶運送契約の場合使用せられるものとす、多數量の木材運送に本契約様式を使用する場合に個々の船舶に關する條項には記

通 商 關 係

入せず置く事、若し二社又は其以上の船會社が船主として本契約書に調印する場合は夫等船主は相互間に責任を有するものとす

本様式を個々の運送の運送契約に使用する場合は多數量の運送契約に關する條項には記入せず置く事  
又この場合に無意味なる條項(G)を記入し有る各項は效力を發生せざるものとす

特約條項

(七九) 下記特別條項と上記各條項との間に矛盾ある場合は特別條項を以て有効とし矛盾せる一般條項は無効とす  
右契約を證する爲本證二通を作成し夫々一を保有するものとす

船 主 調 印  
備 船 者 同  
證人同本契約様式のコードネームは  
"Dalsowood"とす

北樺材幌内川流送  
許可請願運動

北樺材の幌内川流送許可請願運動は昭和九年以來大都市製材業者によつて続けられ、今年また更に對露民間債權者が、對露債權三千四百萬圓の代償として北樺材五千萬石の伐採、幌内川流送權獲得の爲、目下モスクワ利權局に對し許可申請中であるが、昭和十二年七月特別議會出席の爲上京した今村樺太長官を訪へば、該問題に關し左の如く談話を物された。  
「幌内川の問題かね、餘り騒ぎたてない方がいゝと思ふ。足許をみられる様なもので、ソ聯側にとつて有利となる許りだ。時期が來る迄待つ方がよい。どうせ向うはあの川を流すより外に運搬の方法がなく、あの儘では立ち腐れになるばかりで、早晚何とかこちらに持ちかけてくるに違ひない。事は國と國との問題で、一部利權運動者達の輕々に騒ぎたてる可きものではあるまじう。」

先日も某代議士の紹介で利權運動者達が會ひに見えたが、徒に流送許可を云々するだけで、現地の實情には餘り通じて



のないらしかった。ソ聯領幌内川流域の森林資源は二億萬石だとか、一億二千萬石だとか、或ひは八千萬石だとか見て来たやうなことが言はれてゐるが、實際は五千萬石あるかどうか怪しいものだ。現に邦領樺太内でさへ飛行機を使つたりして盛に實地調査をしてゐるが密林の様子は判らない、況してソ聯領に於てをやだ。昨年北越製紙の人々がソ聯との商用でソ聯官憲の許可を得、ソ領内森林に行く機会を得たが前後左右からゲ・ペ・ウの監視嚴重で、調査どころではなかつたさうだ。こんな風で北樺材がどの位あるか判りもしないのにそれを何千萬石伐採、流送する権利をどうとかと言つてゐるのは、てんで問題にならない。何れにしてもちやんとした兩國間の外交交渉によつて石油とか石炭とかのやうに利権を取極め、それから現地森林の實際保有石数を精密に調査した上で、毎年何萬石宛流送すると取決めることだが、問題はそれだけでは仲々濟まない。

をに入れてないため、幌内川はさぞかし到る處木詰りばかりで、伐採した材木なんか流すことは全く出来まい。木詰りとは數十年間に亘つて流域に立ち並ぶ木材が兩岸から倒れ込んで川を埋めてゐるものであるが、邦領の方でも國境に近い所には木詰り箇所があり、先づ爆破してから困難な浚渫作業をしたほどで、ソ領はそれが一層酷いに違ひない。幌内川が現在既に南樺太材流送で飽和状態にあり、鮭鱒の孵化場としても重要だといふやうなことは暫く置き、以上のやうな技術的理由からでも一部で考へてゐるやうにさう簡単に流送出来るものではない。

ソ聯邦に於て本邦船と日貨備船契約を行つたのは、去る昭和三年以來で、主として沿海州、北樺太方面に於ける木材積取、カムチャツカ漁業用の運輸に當てられたものであるが昭和三年には船數十隻、四四、一九五噸であつたが、同四年には一躍備船數四三隻、總噸數一五二、五〇一噸に激増し、同五年には更に増加を見るに至り、ソ聯邦に備船された日本船は九五隻、四三〇、五〇六噸に達した、同六年には六八隻三五六、五五八噸、同七年には三八隻、三三三噸、減じ、昭和八年度に於ては一〇隻、五七、三七九噸に激減し、更に昭和九年には四隻、二四、八七一噸に減少した、昭和八年以降備船が激減したのは本邦海運界の好況によるチャーター料の騰貴に原因し、ソ側に於て支那船其他料金低廉なる外國船を備船するに至つた結果である。

然るに今昭和十年度は主として沿海州材マゴ材積取のためと、それに北鐵代償物資中セメント類其他も積取の中に含まれ、九月下旬までの總計では本邦船は

二十七隻、チャーターレド四十六萬二千圓に盛り返し、なほ此のほか綠茶、麥粉、鹽等の運賃は十萬圓に達し合計五十二萬二千圓となつた。而して昭和十一年以降は復又減少の一途を辿り、記すほどのものがない。

ソ側日借備船契約書例

(昭和六年二月十八日改訂 昭和十二年十月一日現行)

船主 (A)  
備船者(B)備船者……代理ソヴェート通商代表部運輸部  
船舶明細  
一、重量噸、建造年月日、速度、無電、登簿噸數、船級、甲板、ヘヴィデリツク他のデリツク、船艙の容積、馬力、附保額、船體。  
備船主要項目  
二、引渡港、引渡日、乗組人夫、船客、寢床、臺所、豫定航海——往復引渡港より返船港間但し浦鹽又は日本港(B注意)

通商關係

ソ側の對日備船

備船期間  
三、約日  
支拂  
四、現金又は約束手形(B注意)——日米滿は時間割計算  
A、初の三十日は十日目毎に前拂  
B、後は十日目毎後拂  
C、船舶の返船次第直ちに清算の事  
引渡  
五、外航資格にて引渡す事(以下略)  
六、豫定引渡日の午後六時以前にBは受取る必要なし、但しその時日前に受取る場合はレートは半分とす。  
七、解約日は三日間(後六時迄)、其次渡Bが引渡を受くる場合は遅延期間に對し備船料の半額の償金を(一日に就き)支拂ふ事。  
八、引渡の前六時より後六時迄の事。  
返船  
九、Bは一定航海終了後浦鹽、小樽、室蘭、函館、門司、大阪、神戸又は上海にて返船の事。(特約なき限り任意とす)

一〇、AはBに引渡港を一週間前に通知する事、返船に就きては動靜をAが船長に無電にて問合す事。  
二、日本港にて返船の場合内航資格の事、但し上海返船の場合はBは無償にて船長に噸稅改書を交付す。  
航路變更  
三、樺太又は沿海州向の備船の場合は無警告且無償にてカムチャツカ航海に従事せしめ得。  
三、カムチャツカの定限航路區域は北緯六三、東經一七二度とす。  
四、豫定航海が樺太又は沿海州にしてBがカムチャツカへ向けんと欲する場合、及總ての場合にカムチャツカの制限範圍外(北極洋を除く)に航海せしめんとする時、Bは無償にて之をなし得、但しAに通告し且つ本契約の保險條項を遵守すること。  
船舶の状態  
一五、船舶へカムチャツカ向として完全なる事、且無電技師はローマ字にて通信し得ること。



一六、重量噸数が契約のものより小なる場合は夫に比例して備船料を引下げる事。

一七、船はギヤールが完全に且デリックは契約通の重量を掲げ得る事を保証する事。

一八、Aは甲板がクンガサス積を障害するが如き通常と異なる設備なき事を保証す。萬一ギヤールが障害ある場合は契約の不履行と認む。

バンカー

一九、船船は炭庫の容量以内にて出来得る限り満載する事。萬一バンカー補給に必要なるを船長の要求に依り十二ルールの割にて補給するものとす、Aは此の代金をソヴェート聯邦、国立銀行建換算率に依り東京に於てBを支拂ふ。但しバンカー補給時間中備船料及バンカリングに關する費用はBは負擔とす。

二〇、船船が浦鹽に寄進する場合は船長は豫定航海に對しバンカーが充分なるかを直接備船者に相談すべし。

開始するものとす。

三、Bの雇備する人夫は船長の命に従ふ、但し人夫の過失に對しAは責任なし。

費用

三、A負擔 a 船長船員の總食料、飲料水、治療費、b 焚料炭、消耗、汽罐水、c 船員の通船料 d 二二、二四中の船客に關する費用。B負擔、a 貨物及乗員に關する船、ステヴェマツト其他(但し二二、二四、中ものを除く)、b 雇員の給料其他、c 港費(噸税を含む)埠頭料、浮標料、燈臺料、パイロテリヂ、領事手数料、健康證明手数料、消毒料、税關費用、等 d Bに關する通船料、e 船長饗應費、及三〇、三四記載の船員のオーヴertime賃銀、饗應費。

四、Bは浦鹽又は日本港一港に就き二十圓也の饗應費を支拂ふ、特別保険料。

五、B負擔の場合は、(a)樺太又は沿海州十一月十四日以後(b)豫定航海樺太又は沿海州なる場合はカムチャツカ行(制限四)の場合九月四日前のもの

通商關係

三、船長がバンカース充分と認め且Bが之を補給し得ざる時は積揚荷の有無に不拘船長は最寄港にてバンカーをなし得、此の場合原因の如何を問はず必要時間中の備船料は負擔とす。

乗客

三、Aは契約中の乗員許可證を當局より入手し乗組人夫に對する必要設備をなす事。(費用A負擔)

三、(二)記載の人夫中甲板又は船橋樓又は他の場所に收容するものとし、Aは自己の費用にて電燈を設備す。Bの使用水及蒸氣は無償とす。

四、(二)記載の船客に對しAは食器、洗面臺、寢臺を設備す可し。

貨物

三、Bは戰時禁制品及保險共同會の決議に反するものを除き如何なる積荷をもなし得。但し積荷は船長の指揮に従ふものとす。

三、Bは家畜、クンガサス、ケロシン、ベンジン、安全マツチを積込み得、但しケロシン及ベンジンは別包とす。

は十月五日より(c)上記中九月四日及其の以後のものは浦鹽又は日本最終出帆九月三十一日以後(d)制限範圍外のカムチャツカ行一切のもの。

三、三五の特別保険料の支拂ひ保險會社の書類に對し現金拂とす其の率は保險共同會社の規定に依る。

戰爭其他

三、Aは船舶に戰時禁制品を積込み又は要塞地に入る場合は當局發行の許可狀を船長に與ふる事。

三、日本政府は本船が徵發せらるゝ場合はAは本契約無條件解除し得、但しAはBに迅速に通知をなす事。

本船が日本政府と自由契約に依り賣買する場合Aはその許可を必要とす。

四、BはAの許可なくして本船を曳船に使用し得ず

事故其他

四、本契約を通じ積荷其他の損害損失が下記の原因に依る場合はA、B共に責を免かる、故意、海上危険、本船、船、

三、Aは船長及又は船員の過失に基かざる限り、積荷の不足又は損害に對し其の責に任ぜず。

三、船長BLに署名する場合依而生ずる一切の責任はBに歸す。

三、Bの要求ある場合Aは東京に於てカムチャツカ及又はオホツク海岸に於ける積荷に對し船長よりの無電通知の下にBLを發行するものとす。船長は此の通知を積荷完了と同時に直ちに發す可し、此のBLは東京の何れの銀行に於ても買受けらるゝ事をAは保証す、本項は特約に規定ある場合にのみ有効とす。

積込

三、Bは貨物積込に際し設備品を利用し得るものとし且夜間船舶を使用し得。Aはオーバタイムの賃金を函館に於てカムチャツカ向船舶に對し規定せられたる率にて支拂ふものとす。

三、Bは引渡前に船舶に支障なき限り積荷をなし得。萬一この積荷が引渡終了後も續く時は備船は引渡準備完了時に

陸上の火災、船員の匪行、盜賊、主存者、人民に依る抑留、衝突爆發(以下略)

四、Bの責任下にある者の過失に依る船體、機械、船舶附屬品の損傷ある場合Aは之をBに通知しAは之を正當と認むる場合之を補填すべし、此の場合損所修繕期中BはAに契約備船料の2/3の率にて支拂す。

四、汽罐の掃除、船員の缺陷、エンヂン、汽罐の破損、衝突、暗礁、火災、擱坐、ドック修繕、船員のストライキ其他船舶に原因する事由に依る船舶の活動が停止せられた場合は修理、離路、延路による消電時間が六時間以内の時はその時間は負擔とす、但し六時間以上の場合は其の時間の始よりAの負擔とす。

上記の事由により船舶の活動停止が五日以上に及ぶ時はその原因發生の時に遡りBは本契約を解除し得。

四、海難ある場合は一九二四年よりの、アントワープ・ルールに依る。



四、船船が二十日以上消息を断つ場合は  
備船の最終の消息ありし時を以て終了  
せるものと見做し、過拂船料備船料は  
直ちに決済する事。

檢疫

四、消毒、檢疫による船舶の抑留時間の  
備船料及依來而生ずる費用の負擔下の  
如し。

船員の疾病に依る場合——A

Bの使用人の場合——B

Bの指定に依り檢疫を受けし場合該港  
出帆より五日以内の發病に對しては何  
れの側の發病に依るを問はず備船料及  
費用はBの負擔とす、疾病原因不明の  
時は折半負擔とす。

不品行爲

四、Bが船長、船員、機關士の行爲に相  
當の理由によりし不滿ある場合は之を  
Aに訴へAは調査の上上記の者を交替  
せしむべし。

四、Bは外品法違反あり生ずる船舶の抑  
留より生ずる損害を填補す、但し之が  
船員の違反による場合は負擔とす。

船長のステートメント

四、返船後船長は出入港時間、作業、天  
候不良又は積出準備遅延に依る空費時  
間等を記せる航海に關するステートメ  
ントを東京ソヴエイト通商代表部運輸  
部に提出する事。若し其の代理人又は  
運輸部の要求あらばAは船長機關長の  
提要日誌を提出す可し。

再備船

五、Bは本契約の範圍内にて再備船をな  
し得、但し此の場合本契約に對する  
責任を免かれ得ず。

海難救助

五、漂流物、海難救助等に依る收得ある  
場合一切の費用を除く剩餘は折半と  
す。

罰金

五、本契約不履行に依り損害を生ぜし場  
合は之を違約者より違約者に支拂ふ。  
五、論争は神戸海運集會所の仲裁判決に  
より判定す(以下略)

五、一般條約と特約條項とが矛盾する場  
合は前者を棄て後者を探る本契約を證

する爲め本證二通を作製し、夫々一通  
を保有するものとす。

船主、備船者、證人(調印)

契約書形式

千九百參拾 年 月 日 東京市

下名の拙者等一方駐日ソヴエイト通商  
代表部は

(以下賣方と稱す)名義を以て他方日本  
商店名義(以下買方と稱す)を以て左記  
條件により本契約を締結せり。

第一條 契約品名、數量、品質賣方は千

九百三十 年—一千九百三十 年々度  
造材の普通品の木材を賣却し買方は之  
を買受けたる

本條記載數量の 割以内の増減は賣方  
の任意たるべし

第二條 明細

本條記載長さの割合は賣方之を保證せ  
ず買方は積込現狀の儘にて何等異議な  
く木材を引取るものとす

第三條 値段

受渡は賣方が積地に於て、其材積を算  
出して作成せる「インボイス」に依る

ものとす。平均口徑若しくは平均材積  
の變更の場合は着港材中古材混入の場  
合は之れに對し基本値段五分以内の割  
引をなし、鐵砲蟲損傷材に對しては基  
本値段一割以内の割引をなすものと  
す

本契約に依る買材日本輸入の上は買方  
は直に輸入税を支拂賣方に對し之れよ  
り生ずる如何なる損害をも蒙らしめざ  
るものとす

第四條 積出し期限、本契約に依る賣却  
材は 積出すものとす

尙賣方は本條規定期限より十五日間遲  
延して積出し得べき除外權を保有すべ  
し

第五條 「インボイス」作成、「インボイ  
ス」は積地に於て長さは尺止め徑は皮  
除最狭部寸作成せらる材積の算出止め  
寸檢基調としては

第六條 受渡方法、買方は本契約第五條  
に従ひ作成せられたる「インボイス」面  
により木材を引取るものとす、萬一買  
方に於て着港材と「インボイス」面との

通商關係

材積に著しき相違を立證せる場合は買  
方は其木材を消費せざる條件の下に荷  
卸後三日以内に再寸檢の要求をなすを  
得べし。此場合買方は再寸檢要求と共  
に筏番號を告明し少くとも筏組材の一  
部に對する相違丸太の數量、其材積相  
違の割合調査書を提出するを要す。若  
し買方に於て賣方の同意を得ずして着  
港材の一部なりとも之を消費せし場合  
は一切の異議提出權を失ひ木材は「イ  
ンボイス」により受渡せしものと見做  
すべし

第七條 再寸檢方法、再寸檢は水中に於  
て丸太の實際長さ即ち「カネバ」に於  
て行ひ水中寸檢不可能の港灣に於ては  
陸上材積末口に於て本契約第六條記載  
順序により先金二寸以上の引掛指を以  
て行ふものとす

(注意) (イ)白松、落葉松、中丸太は末口  
より少くとも三寸下りにて寸檢するものと  
す。(ロ)再寸檢の際實際積量が「インボイ  
ス」面より減少せし場合は其寸檢に必要な  
る人夫賃は賣方買方の折半負擔とし、若し  
「インボイス」面と同量若しくは増加の場合

は寸檢費用は買方の負擔とす。(ハ)確定的  
寸檢の調査は賣材代金確定の基準たるべき  
ものとす。

第八條 代金支拂方法、本契約記名調印  
と同時に買方は賣方に對し賣材總代金  
の 現金にて納入し

は現金にて船舶證券若しくは荷渡指圖  
書引換に直ちに東京に於て若しくは荷  
役地に於ける賣方の代表者に駐日ソヴ  
エイト通商代表部名義の爲替小切手に  
て支拂ふものとす

第九條 保險、賣方は木材の航海中及び  
指定港着船の上船卸後五日間の保險を  
附す若し買方が右期間内に賣方との精  
算を終了せざる場合は賣方は買方の計  
算を以て爾後の木材保險を附すべし

第十條 木材荷役、着港材の荷役及び港  
内若しくは錨地に於ける一切の運送作  
業は買方の計算を以て賣方の任意によ  
り相當回漕機關により行はるゝものと  
す、買方は着船と同時に直ちに荷役着  
手し荷役港の習慣による速度を以て之  
を行ふものとす。買方に於て着船日迄



に木材代金を支拂はざる場合は其荷役は賣方に於て處置すべし買方の計算を以てする荷役の際滞船若しくは船體を損傷せし場合は獨り買方に於て之が補償をなすものとす

第十一條 其他の條件

(イ) 賣方は獨り直接に買方に木材を引渡し本契約に關係なき第三者の引渡を拒絶するの權利を保留すべし。

(ロ) 賣方の關係なき原因に依り賣材の金額若しくは其一部の受渡を爲し能はざる場合ありとも賣方は買方に對し何等の責任をも負はざるべし。而して買方は指定期限經過後と雖も着港材を引取るべきものとす。

(ハ) 萬一買方に於て本契約の條項を履行せざる場合は賣方は左の權限を保有すべし。

(ニ) 受渡未了材の引渡を拒絶し(二) 受渡済木材代金即時拂要求の趣旨に於て精算期限及條項を變更すること。(三) 買方に豫告せずして本契約の一部若しくは全部を取消し買方の支部に歸する一切の金額並に賣方の蒙りし損害の即時拂を要求し

約束手形にも第一條の規定を準用し得ることとした。

かくて輸出補償法は同年八月一日より施行され、同法施行規則の「第二章、約束手形に關する補償契約」こそは特に對ソ輸出補償を目的としたものである。これに依ると「輸出補償法第七條の約束手形はソヴェエト聯邦に商品輸出したる爲に受取りたるものとす」と限定され、補償手形の買取銀行が政府に支拂ふべき補償料は、甲種補償契約(損失補償の割合が七割のもの)では百圓に對し一日二厘七毛、乙種補償契約(損失補償の割合が六割のもの)では百圓に對し最初の三十日に付二圓、其の後の期間に付一日六厘六毛の割合で算出されることになつてた。だが是れ迄對ソ輸出補償手形に於ては保險的色彩を有する乙種の利用が多く、昭和九年度の如き甲種は全く無し。

對ソ輸出補償制施行実績

以下輸出補償法施行以來の對ソ關係實績を掲げることとする。

通商關係

其木材を其の任意を以て他人に賣却し、其收受金額を木材代金支拂延滞より生ぜし金利及損害の償却に充當し尙不足ある場合は追加即時拂を要求すること。

第十二條 紛争解決、本契約不履行に關し當事者間の協定を以て調和し能はざる紛争及び誤解の發生せし場合は仲裁

に於て左の條件を遵守して解決せらるるものとす

(イ) 審判を東京市に於て行ふ。

(ロ) 仲裁員を三名とし、内二名の賣方各一名宛を選任し第三裁判員の選定は當事者の協定による。

(ハ) 第三裁判員(裁判長)選定に關し、賣方間に於て七日間内に其協定を遂げ之を得ざる場合は日露協會之を指定すべし。

(ニ) 日露協會の指定せる裁判候補者は當事者必ず之を承認すべきものとす。

對ソ補償手形買取額

年度の件数 金額(圓) 本法の適用地域買取手形總額に對する(%)

Table with 3 columns: Year (昭和五年, 六年, 七年, 八年, 九年), Number of items, Amount (円), and Percentage of total applicable items. Includes a note about the start of the method in August of the fifth year.

對ソ買取手形商品別

Table showing the breakdown of purchased items by category for the fifth year of the Showa era, including categories like 粗製沃度, 精製樟腦, 雜貨, 漁網, 茶, 漁, 食料品, 機械類, 漁網, マニラロープ.

對ソ輸出補償制

對ソ輸出補償制定の由來

商工審議會立案の輸出補償法案が昭和四年の議會で問題になりかけた時、既に當時の日露協會々頭後藤新平伯は、「對露輸出補償の制定に關する建議」を議會に提出し、當時對ソ輸出は「六ヶ月の延拂條件の下に取引せられ、通商代表部振出の約束手形は手形受取人の信用を以てするに非らざれば我國何れの銀行に於ても割引せられざる状態にあり」となし、同法の至急制定の必要を説いた。

而して翌昭和五年五月、輸出補償法は制定され、其の第一條に於て「……輸出する爲振出したる荷爲替手形を銀行が買取りに因りて損失を受けたる場合に於て當該銀行に對し帝國議會の協賛を経たる金額の範圍内に於て其の損失の百分の七十を限度とし、之を補償するの契約を爲すことを得るとなし、尙第七條に於て

駐日ソヴェエト通商代表部

Table showing the breakdown of purchased items by category for the seventh year of the Showa era, including categories like 製ハツキング, コムバンド, 其他, 計, 食料品, 藥品, 機械類, 漁網, マニラロープ, 綠茶, 空罐, 其他, 計.

Table showing the breakdown of purchased items by category for the ninth year of the Showa era, including categories like 製ハツキング, コムバンド, 其他, 計, 食料品, 藥品, 機械類, 漁網, マニラロープ, 綠茶, 空罐, 其他, 計.



日一十年三月三十一日)對ソ輸出補償手形買取実績は昭和八年度の三百七十二萬五千餘圓に對し僅かに百五十五萬一千餘圓で、件數に於ても前年度の百四十七件

に對し五十二件に減少してゐる、是は九年度に於て漁網、空罐の輸出が殆んど皆無または機械類綠茶等の輸出激減に依るものである。

對ソ買取約束手形種別

種別	昭和九年		昭和八年	
	件數	金額	件數	金額
甲種	1	1,551,846.73	3	3,091.00
乙種	53	1,551,846.73	144	3,691,933.56
合計	54	3,103,693.46	147	3,755,010.56

對ソ買取約束手形商品別

商品別	昭和九年		昭和八年	
	件數	金額	件數	金額
綠茶	1	644,073.18	30	1,055,176.14
マニラロープ	1	131,047.70	10	656,760.29
機械類	1	3,043,399.95	10	3,011,132.10
食料品	(九年度は其他に含む)		16	1,498,696.98
漁網	1		4	101,037.67
空罐	1		6	604,210.60
其他 (九年度は食料品、紙類、石炭等を含む)			4	6,000.14
合計	54	3,103,693.46	147	3,755,010.56

金額の削減を求められた場合少くも百萬圓程度の保有を必要とする旨を主張することに決定したが、右について商工省當局は語つた。

「一部認識不足の人々が考へてゐるやうに今回の北鐵代償物資取引は滿洲國が日本から買つた物資を以てソ聯に支拂ふのだから日本の對ソ輸出は萎縮するといふのは全く間違ひであり、今回の取引に於ては協定文にもある如く滿洲國はたゞ日本がソ聯に引渡す物品に對する代金の支拂を行ふだけであつて、極めて大掛りな現金拂による旺盛な對ソ輸出といふことになる、元來、對ソ輸出の奨励を目的とした補償法の主旨にも叶ひ、之がため今後該補償法の出動を見なくも、それは決して日ソ貿易の障害にはならない。」

對ソ輸出補償法の改正

昭和十二年度より商工省輸出補償法は根本的に改正され、うち從來對ソ輸出補償にのみ當てられて來た約束手形に就いて見るに、その適用範圍はソ聯のみでな

通商關係

對ソ輸出振興策として商工省はソ聯向輸出手形(最近は全部約手)に對し輸出補償法を適用して來たが、十年度に入つてから契約銀行によるソ聯手形の買取殆んどなく、特に三月二十三日北鐵讓渡調印以後同鐵道代償物資支拂(この輸出は支拂ひに駐日ソ聯邦通商代表部が、約束手形を振り出す必要なく、通商代表部より北鐵讓渡協定第九條の規定に基き取引成立の都度支拂契約要綱書を駐日滿洲國財務官に送附し、財務官は是を檢討確認の上興業銀行宛小切手を振出し、之に依つて決済が行はれる)が開始されて以來、全く對ソ輸出補償の利用なく、北鐵支拂が完了する迄の三ヶ年間は、極めて閑散であらうとみられてゐる。猶ほ先程商工省貿易局當事者の打合せ會に於て對ソ輸出に當てるべき十一年度補償金額の豫算は十年と同様六百五十萬圓を要求し、若し北鐵物資取引を理由に大藏當局より

對ソ輸出補償法と北鐵代償物資支拂

- 一、北海道拓殖銀行(乙種約手、函館)
- 一、北海道銀行(甲、乙約手、小樽、函館)
- 一、大垣共立銀行(乙種約手、桑名支店)
- 一、加能合同銀行(乙種約手、金澤)
- 一、加州銀行(乙種約手、金澤)
- 一、三十五銀行(乙種約手、靜岡)

輸出補償法規一覽

(對ソ輸出補償參考の爲)

輸出補償法(昭和五年五月十七日法律第六號)

(昭和十二年三月三十一日法律第二十二號)

第一條 政府は本法施行地内に住所又は營業所を有する者が内地、朝鮮、臺灣又は樺太に於て生産、製造又は加工せられたる商品を本法施行地より主務大臣の指定する地域に輸出する爲振出したる荷爲替手形を銀行が買取りに因りて損失を受けたる場合に於て當該銀行に對し帝國議會の協賛を経たる金額の範圍内に於て其の損失の百分の八十を限度とし之を補償するの契約を爲すことを得



第二條 前條の契約を爲したる銀行が其の契約に基き荷爲替手形を買取りたるときは命令の定むる所に依り補償料を政府に納付すべし

第三條 第一條の損失は銀行が荷爲替手形の満期に支拂を受くること能はざりし金額より左の各號に掲ぐる金額を控除したるものとす

一 荷爲替手形に付擔保あるときは其の處分に依り得たる金額(第五條の場合に於ては其の手形の附屬荷物のみの處分に依り得たる金額)より其の處分の爲支出したる費用を控除したる殘額

二 満期に支拂を受くること能はざりし金額に付補償前に全部又は一部の支拂を受けたるときは其の金額特別の事情ある場合に於ては命令の定むる所に依り前項の損失の計算に付前項第一號に掲ぐる金額を控除せざることを得

第四條 銀行は補償を受けたるときは其の手形に付遲滞なく遡求權其の他の手

形上の權利を行使すべし但し其の權利の行使に要する費用が其の行使に依り得べき金額を越ゆるものと認めらるる場合其の他特別の事情ある場合に於て主務大臣の認可を受けたるときは其の權利の全部又は一部を行使せず又は一時行使せざることを得

銀行は命令の定むる所に依り前項の權利の行使に依り得たる金額より満期以後の利息及銀行が其の權利の行使の爲支出したる費用を控除したる殘額を政府に納付すべし

第五條 第一條の契約に於て左の各號に該當する定を爲したるときは前條の規定は之を適用せず但し遡求權以外の手形上の權利の行使及其の行使に依り得たる金額の處分に付ては此の限に在らず

一 荷爲替手形の振出人及支拂人が命令を以て定むる資格を有し其の手形が註文に依り商品を生産する爲振出されたる場合に限り損失補償を爲すこと

朝鮮、臺灣若は樺太に本店を有し且内地に支店を有するものとす

第三條 政府と補償契約を爲さんとす銀行は毎年商工大臣の指定する期日までに左の事項を記載したる申請書を商工大臣に提出すべし

一 補償契約の種類  
二 補償契約の各種類に付ての損失補償金額の限度

三 補償を受くることを受べき荷爲替手形(以下補償手形と稱す)を買取るべき營業所の名稱及位置

第四條 政府が銀行と補償契約を爲したるときは商工大臣は其の銀行が補償手形を買取るべき營業所の名稱及位置並に補償契約の種類を告示す告示したる事項に變更ありたるとき亦同じ

第五條 銀行が補償手形を買取ることを得る期間は補償契約を爲したる日の屬する會計年度内とす

第六條 銀行は商工大臣の承認を受け補償契約の種類、損失補償金額の限度又は補償手形を買取るべき營業所の變更

二 損失補償の割合が百分の七十を超えざること

三 銀行が損失補償金に相當する金額に付遡求權を行はざること

第六條 第一條の契約を爲したる銀行が本法若は本法に基きて發する命令又は契約に違反したるときは政府は契約を解除し、損失の全部若は一部に付補償を爲さず又は損失補償金の全部若は一部の返還を命ずることを得

第七條 主務大臣必要ありと認むるときは政府の命令の定むる所に依り商品の輸出の爲受取りたる約束手形又は振出したる荷爲替手形以外の爲替手形を銀行が買取り之に因りて損失を受けたる場合に於て當該銀行に對し之を補償するの契約を爲すことを得

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む  
昭和十二年法律第二十二號附則  
本法施行の期日を以て之を定む

を爲すことを得

第七條 銀行は左の荷爲替手形を補償手形として買取ることを得ず

一 一覽後定期拂の手形に在りては満期が一覽後四月を超ゆるもの  
二 一覽拂及一覽後定期拂の手形以外の手形に在りては満期が振出の日より六月を超ゆるもの  
三 額面金額が附屬荷物の發送の地又時に於ける其の價額に到達地までの運賃、保険料其の他の費用を加算したる金額又は附屬荷物の契約價額を超ゆるもの

四 附屬荷物の保險價額の全部を保險に付せざるもの但し荷受人に於て其の全額を保險に付すべき旨の契約ある場合は此の限に在らず

五 内地に住所又は營業所を有する者が内地に於て振出したる手形に非ざるもの  
第八條 銀行は補償手形を買取らんとする場合に於て振出人の住所若は營業所又は附屬荷物の生産、製造若は加工せ

本法施行前に銀行が買取りたる手形に付ては仍從前の例に依る

輸出補償法施行期日  
輸出補償法は昭和五年八月一日より之を施行す(昭和五年七月三十日勅令 第四百四十四號)  
昭和十二年法律第二十二號は昭和十二年六月一日より之を施行す(昭和十二年五月勅令 第二百三十一號)

輸出補償法施行規則

(昭和五年七月二十二日) (昭和七年一月十四日) (省令 第七號) (省令 第一號改正)  
(昭和七年三月三十一日) (昭和八年四月一日) (省令 第二號改正) (省令 第一號改正)  
(昭和九年十二月十一日) (昭和十二年六月一日) (省令 第十九號改正) (省令 第五號改正)

第一章 荷爲替手形に關する

補償契約

第一節 總 則

第一條 輸出補償法第一條の契約は甲種補償契約及乙種補償契約の二種とす  
第二條 政府と補償契約を爲すことを得る銀行は内地に本店を有するもの又は



られたる地域に付輸出補償法第一條に該當せざる疑あるときは其の手形の買取を求むる者をして之に關する證明書を提出せしむべし

第九條 銀行が補償契約に基き補償手形を買取りたるときは左の事項を記載したる届書に補償料に關する計算書及前條の證明書を添付し十日以内に之を商工大臣に提出すべし

一 補償契約の種類

二 手形の番號

三 銀行が手形を買取りたる年月日及營業所の名稱

四 手形の満期

五 手形の額面金額

六 手形の振出人の名稱及住所又は營業所

七 手形の支拂人の名稱及住所又は營業所

八 引受ありたる時附屬荷物を引渡すべきことを條件とする手形(引受渡條件の手形)又は支拂ありたる時附屬荷物を引渡すべきことを條件

とする手形(支拂渡條件の手形)の區別

九 附屬荷物の生産製造又は加工せられたる地域

十 附屬荷物の名稱及仕向先

十一 附屬荷物以外の擔保あるときは其の種類及種類別に依る價額

十二 満期以後の利息に付特別の約款あるときは其の約款

第十條 補償手形を買取りたる銀行は補償料を歳入徴收官の指定する期日までに其の指定する日本銀行の本店、支店又は代理店に納付すべし

第十一條 銀行は補償手形が引受渡條件の手形の場合に於ては引受前に、支拂渡條件の手形の場合に於ては支拂前に附屬荷物を引渡すことを得ず但し特別の事情ある場合に於て商工大臣の承認を受けたるときは此の限に在らず

第十二條 補償手形を買取りたる銀行は其の手形に付左の事項を遅滞なく商工大臣に届出づべし

一 引受拒絶ありたるときは其の事實

及年月日

二 全部又は一部の支拂ありたるときは其の事實、金額及年月日

三 支拂人の信用状態著しく變化し支拂に支障を生ずる虞ありと認めらるるときは其の事實

第十三條 補償手形を買取りたる銀行は其の手形を讓渡すことを得ず

第十四條 銀行の政府に對する損失補償の請求は其の手形の満期後六月以内に之を爲すことを要す但し特別の事情ある場合に於て商工大臣の承認を受けたるときは此の限に在らず

第十五條 政府の銀行に對する損失の補償は補償契約に定むる損失補償金額の限度内に於て之を爲すものとす

第十六條 政府は補償手形の満期に支拂を受くること能はざるに至りたる事由が銀行の故意又は重大なる過失に因りて生じたる場合に於ては補償の責に任ぜず

第十七條 輸出補償法第一條に依り指定する地域の中戦亂、恐慌等の爲取引上

の危険特に大なりと認めらるるものありるときは商工大臣は銀行に對し其の地域に商品を輸出する爲振出されたる補償手形の買取を一定の期間停止すべきことを命ずることあるべし

商工大臣前項に依り停止を命じたるときは其の旨告示す

第十八條 補償契約を爲したる銀行が第九條の手續を爲したる後補償手形に關し本則に依り申請、請求其の他の手續を爲すときは其の書類に左の事項を記載すべし

一 補償契約の種類  
二 手形の番號  
三 振出人の名稱  
四 支拂人の名稱

第十九條 甲種補償契約とは損失補償の割合が百分の八十なるものを謂ふ

第二十條 甲種補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額(利付手形に在りては満期までの利息を加算したるものとす)及銀行が其の手形を買取

りたる日より満期までの期間に付左の割合に依り算出するものとす

一 引受渡條件の手形に在りては百圓に對し一日二厘七毛

二 支拂渡條件の手形に在りては百圓に對し一日一厘

第二十一條 前條の期間は一覽拂又は一覽後定期拂の手形に在りては銀行が商工大臣の承認を受けて定むる日數又は其の日數に一覽後の期間を加算したるものとす

前項の規定は前條の利息を算出する場合に於て其の基礎となるべき期間に付之を準用す

第二十二條 第二十條の補償料を算出する場合に於て補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるるときは銀行が其の手形を買取りたる時の電信爲替賣相場に依り其の金額を日本の通貨に換算するものとす

前項の電信爲替賣相場は横濱正金銀行の建値に依る

前項の建値なきときは第一項に依る換

算は商工大臣の定むる率に依る

第二十三條 銀行が甲種補償契約に基きて買取りたる補償手形に付支拂渡條件を引受渡條件に變更したるときは其事實及年月日を記載したる届書に追納すべき補償料に關する計算書を添附し十日以内に之を商工大臣に提出すべし

第二十四條 銀行が甲種補償契約に基きて買取りたる補償手形に付支拂渡條件を引受渡條件に變更したるときは其手形の満期に支拂を受くべき金額及銀行が其の手形を買取りたる日より満期までの期間に付第二十條第一號の率に依り算出したる金額と同條第二號の率に依り算出したる金額との差額を補償料として政府に追納すべし

第二十一條及第二十二條の規定は前項の補償料の算出に付之を準用す

第二十五條 甲種補償契約に基き補償手形を買取りたる銀行は其の手形に付遅滞なく週求權其の他の手形上の權利の保全の爲必要なる手續を爲すべし

第二十六條 甲種補償契約に依る損失補



償の請求は其の手形に付附屬荷物其の他の擔保あるときは之を處分したる後に於て之を爲すべきものとす但し特別の事情ある場合に於て商工大臣の承認を受けたるときは此の限に在らず

期の電信爲替賣相場に依り之を日本の通貨に換算するものとす  
第二十二條第二項及第三項の規定は前項に依る換算に付之を準用す  
第二十九條 第二十七條に依り政府に對し損失補償の請求を爲したる後銀行が補償前に其の手形に付全部又は一部の支拂を受けたるときは其の金額及年月日を遅滞なく商工大臣に届出づべし

第二十七條

甲種補償契約に依り銀行が政府に對し損失補償の請求を爲さんとするときは補償を受けんとする金額及満期に支拂を受けること能はざりし事由を記載したる請求書に其の手形、之に附屬せる船荷證券（小包郵便に依る場合には其の受領證）及送狀の各寫、損失に關する計算書並に支拂拒絶證書の謄本其の他の支拂を受けること能はざりしことを證する書面を添附し商工大臣に之を提出すべし

第二十八條

補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるゝ場合に於ては前條の補償を受けんとする金額は満

第三十條 甲種補償契約に依り補償を受けたる銀行が輸出補償法第四條第一項但書の規定に依り權利の全部又は一部を行使せざること付認可を受けんとするときは權利の行使に要する費用が其の行使に依り得べき金額を越ゆるものと認めらるゝ場合に於ては申請書に權利の行使に要する費用及其の内譯並に其の行使に依り得べき金額及全部又は一部の支拂を受けるの見込なきときは其の事由を、其の他特別の事情ある場合に於ては其の事情を記載し之を商工大臣に提出すべし  
前項の規定は甲種補償契約に依り補償

付一部の支拂ありたるときは其の日の後の期間に付ては其の殘額に對する利息

二 銀行が過求權其の他の手形上の權利の行使の爲支出したる費用

第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す

第三十二條之二

甲種補償契約に依り外國に於ける爲替管理に因る損失の補償を受けたる銀行が其の手形に付前條の金額を納付する場合に於ては其の金額及銀行が補償を受けたる日より第三十一條の届書を提出したる日の前日まで

第三十三條

補償手形の額面金額が外國の通貨を以て表示せらるゝ場合に於ては第三十二條の支拂を受けたる金額は支拂を受けたる時の電信爲替賣相場に依り之を日本の通貨に換算するものと

第二十二條第二項及第三項の規定は前項に依る換算に付之を準用す

第三十四條 第三十二條の場合に於て銀行の取得すべき金額又は政府に納付すべき金額の中既に取得し又は納付したるものあるときは其の殘額に付計算するものとす

第三節 乙種補償契約

第三十五條 乙種補償契約とは損失補償の割合が百分の七十にして輸出補償法第五條第一號及第三號に該當する定あるものを謂ふ

第三十六條 輸出補償法第五條第一號の手形の振出人は輸出組合若は其の組合員又は二年以上引續き輸出を業とし信用確實なる者なること、其の支拂人は銀行が豫め商工大臣の承認を受けたる者なることを要す

前項の承認を受けんとするときは銀行は申請書に支拂人の信用調査書を添附し之を商工大臣に提出すべし  
第一項の承認は其の支拂人に付既に一

を受けたる銀行が輸出補償法第四條第一項但書の規定に依り權利の全部又は一部を一時行使せざること付認可を受けんとする場合に之を準用す

前項の場合に於ては銀行は申請書に權利を行使せざる期間及其の期間内權利を行使せざる事由を記載すべし

第三十一條

甲種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の支拂を受けたるときは其の金額及年月日を記載したる届書に第三十二條及第三十三條の二に依り政府に納付すべき金額に關する計算書を添附し遅滞なく之を商工大臣に提出すべし

第三十二條 甲種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は一部の支拂を受けたるときは其の金額より左の各號に掲ぐる金額を控除したる殘額の百分の八十を政府に納付すべし

一 満期に支拂を受けること能はざりし金額に對する満期以後補償日の前日までの利息（補償前に其の金額に

の銀行が商工大臣の承認を受けたる場合に於ては他の銀行に對しても承認ありたるものと見做す

第三十七條 銀行が乙種補償契約に基き補償手形を買取りたるときは第九條の書類の外註文ありたることを證する書面及振出人が輸出組合又は其の組合員に非ざるときは二年以上引續き輸出を業とする者なることを證する書面を商工大臣に提出すべし

前項の二年以上引續き輸出を業とする者なることを證する書面は既に他の手形に付之を提出したる場合に於ては其の事項に變更なき限り其の旨を表示し之を省略することを得

第三十八條 乙種補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額（利附手形に在りては満期までの利息を加算したるものとす）及銀行が其の手形を買取りたる日より満期までの期間に付左の割合に依り算出するものとす

一 引受渡條件の手形に在りては百圓に對し最初の三十日に付一圓四十



錢、其の後の期間に付一日四厘六毛  
二 支拂渡條件の手形に在りては百圓に對し最初の三十日に付五十六錢、其の後の期間に付一日二厘三毛

第三十九條 銀行が乙種補償契約に基きて買取りたる補償手形に付支拂渡條件を引受渡條件に変更したるときは其の手形の満期に支拂を受くべき金額及銀行が其の手形を買取りたる日より満期までの期間に付前條第一號の率に依り算出したる金額と同條第二號の率に依り算出したる金額との差額を補償料として政府に追納すべし

第二十一條及第二十二條の規定は前項の補償料の算出に付之を準用す

第四十條 乙種補償契約に依る損失補償の請求は其の手形に付附屬荷物あるときは之を處分したる後に於て之を爲すべきものとす但し特別の事情ある場合に於て商工大臣の承認を受けたるときは此の限に在らず

前項但書の場合に於ては銀行は輸出補償法第三條第一項第一號に掲ぐる金額

を控除せずして損失を計算し補償の請求を爲すことを得

第四十一條 乙種補償契約に於て補償手形の満期に支拂を受くること能はざるに至りたる事由が振出人の故意又は重大なる過失に因りて生じたる場合に於て銀行が政府より補償を受けたるときは銀行は損失補償金に相當する金額及之に對する補償日以後の利息に付遅滞なく遡求權を行使すべし但し遡求權の行使に要する費用が其の行使に依りて得べき金額を越ゆるものと認めらるるときは商工大臣の承認を受け其の權利の全部又は一部を行使せざることを得

銀行は前項の權利の行使に依りて得たる金額より銀行が其の權利の行使の爲支出したる費用を控除したる殘額を政府に納付すべし

第三十條第一項の規定は第一項但書の場合に、第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す

第四十二條 乙種補償契約に依り補償を受けたる銀行が其の手形に付全部又は

一部の支拂を受けたるときは其の金額より第三十二條第一項各號に掲ぐる金額を控除したる殘額の百分の七十を政府に納付し、百分の三十を銀行に於て取得すべし但し銀行が其の損失に付遡求權の行使に依り既に全部の支拂を受け居りたるときは其の取得すべき金額を、一部の支拂を受け居りたるときは其の取得すべき金額の中より殘餘の損失を填補し尙殘額あるときは之を支拂を爲したる者に返還するものとす

第四十二條の二 乙種補償契約に依り外國に於ける爲替管理に因る損失の補償を受けたる銀行が其の手形に付前條の金額を納付する場合に於ては其の金額及銀行が補償を受けたる日より第四十三條の規定に依り準用する第三十一條の届書を提出したる日の前日迄の期間に付百圓に對し一日五厘五毛の割合を以て算出したる追納補償料を政府に納付すべし

第十條の規定は前項の金額の納付に付之を準用す

第四十三條 第二十一條乃至第二十三條、第二十五條、第二十七條乃至第三十一條、第三十三條及第三十四條の規定は乙種補償契約に關し之を準用す

第二章 約束手形又は荷爲替手形以外の爲替手形

に關する補償契約

第四十四條 輸出補償法第七條の約束手形又は荷爲替手形以外の爲替手形は商工大臣の指定する地域に對する商品の輸出の爲受取り又は振出したるものとす

第四十四條の二 前條の約束手形にしてソヴェート聯邦に對する商品の輸出の爲受取りたるもの、振出人は内地に於けるソヴェート聯邦通商代表部の名に於て署名を爲すの權限を有する者なることを要す

第四十四條の三 第四十四條の手形は商工大臣の指定する商品の輸出の爲受取りたる約束手形又は振出したる荷爲替手形以外の爲替手形に非ざれば銀行は之を補償手形として買取ることを得ず

但しソヴェート聯邦に對する商品の輸出の爲受取りたる約束手形に付ては此の限に在らず

第四十四條の四 銀行は左の約束手形又は荷爲替手形以外の爲替手形を補償手形として買取ることを得ず

- 一 満期が振出の日より五年を越ゆるもの
- 二 内地に住所又は營業所を有する者が内地に於て受取り又は振出したる手形に非ざるもの

第四十五條 第四十四條の二の約束手形に關する乙種補償契約の場合に於ては其の手形の受取人は輸出組合又は其の組合員なることを要す

第四十五條の二 第四十四條の手形は其の振出人及受取人又は支拂人並に輸出せんとする商品に付銀行が商工大臣の承認を受けたる場合の外之を補償手形として買取ることを得ず但しソヴェート聯邦に對する商品の輸出の爲受取りたる約束手形に付ては此の限に在らず

前項の承認を受けんとするときは銀行

は申請書に手形の振出人及受取人又は支拂人の信用調査書並に商品の輸出に關する契約の概要を記載したる書面を添附し之を商工大臣に提出すべし

前項の信用調査書は手形の振出人、受取人又は支拂人が外國の政府又は公共團體なるときは之を省略することを得

第四十六條 銀行が約束手形又は荷爲替手形以外の爲替手形に關する補償契約に基き補償手形を買取りたるときは左の事項を記載したる届書に補償料に關する計算書及商品の輸出に關する契約書の寫並に第五十二條の規定に依り準用する第八條の證明書を添附し十日以内に之を商工大臣に提出すべし

- 一 補償契約の種類
- 二 手形の番號
- 三 銀行が手形を買取りたる年月日及營業所の名稱
- 四 手形の満期
- 五 手形の額面金額
- 六 手形の振出人の名稱及住所又は營業所



七 補償手形が荷爲替手形以外の爲替手形なる場合に在りては手形の支拂人の名稱及住所又は營業所

八 商品の生産、製造又は加工せられたる地域  
九 商品の名稱及仕向先  
十 手形の支拂に付擔保又は保證あるときは其の種類及種類別に依る價額又は保證限度  
十一 満期以後の利息に付特別の約款あるときは其の約款

第四十七條 補償手形の書換ありたる場合に於て新し形の満期が最初の手形の振出の日より五年を超えざるときは銀行は其の新し形を補償手形と爲すことを得

第四十八條 銀行が前條に依り新し形を補償手形と爲したるときは左の事項を記載したる届書を書換の日より十日以内に商工大臣に提出すべし  
一 新し形の番號  
二 書換の年月日  
三 新し形の満期

二十七條乃至第三十五條及第四十一條乃至第四十二條の二並に第四十三條の規定に依り準用する第二十一條、第二十二條、第二十五條、第二十七條乃至第三十一條、第三十三條及第三十四條の規定は約束手形又は荷爲替手形以外の爲替手形に關する補償契約に關し之を準用す

附 則  
本則は輸出補償法施行の日より之を施行す

昭和七年省令第一號附則  
本令は公布の日より之を施行す

昭和七年省令第二號附則  
本令は昭和七年四月一日より之を施行す

昭和八年省令第一號附則  
本令は公布の日より之を施行す

昭和九年省令第十九號附則  
本令は公布の日より之を施行す

昭和十二年省令第五號附則  
本令は昭和十二年法律第二十二號施行の日より之を施行す

本令施行前に銀行が買取りたる手形に付

通商關係

四 新し形の額面金額

第四十九條 約束手形又は荷爲替手形以外の爲替手形に關する補償契約に依る補償料の金額は補償手形の額面金額及銀行が其の手形を買取りたる日より満期までの期間に付左の割合に依り算出するものとす  
一 甲種補償契約に於ては百圓に對し一日二厘一毛  
二 乙種補償契約に於ては百圓に對し最初の三十日に付七十錢其の後の期間に付一日四厘六毛

第五十條 銀行が第四十七條に依り新し形を補償手形と爲したるときは其の額面金額及書換の日より満期までの期間に付左の割合に依り算出したる金額を補償料として政府に納付すべし  
一 甲種補償契約に於ては百圓に對し一日二厘一毛  
二 乙種補償契約に於ては百圓に對し一日四厘六毛

第五十一條 約束手形又は荷爲替手形以外の爲替手形に關する甲種補償契約に

ては仍從前の例に依る

輸出補償法第一條の規定による  
指定地域(昭和十一年六月一日) 告示第五十七號

輸出補償法第一條の規定に依る地域を左の通指定し昭和五年商工省告示第三十八號、昭和六年商工省告示第六十二號及昭和八年商工省告示第六號は之を廢止す  
北米合衆國、英本國、獨逸、佛蘭西及伊太利以外の地域

輸出補償法施行規則第四十四條の規定に依る指定地域 (昭和十二年六月一日) 告示第五十八號

- 一 中華民國
- 二 暹羅、海峽殖民地、蘭領東印度
- 三 アフガニスタン、伊蘭
- 四 中部亞米利加に屬する地域
- 五 南部亞米利加に屬する地域
- 六 ソヴェート聯邦

輸出補償法施行規則第四十四條の三の規定に依る指定商品 (昭和十二年六月一日) 告示第五十九號

依る損失補償の請求は其の手形に付擔保あるときは之を處分したる後に於て之を爲すべきものとす但し特別の事情ある場合に於て商工大臣の承認を受けたるときは此の限に在らず  
前項但書の場合に於ては銀行は輸出補償法第三條第一項第一號に掲ぐる金額を控除せずして損失を計算し補償の請求を爲すことを得

第五十一條の二 第五十二條の規定に依り準用する第二十七條の規定(第四十三條の規定に依り準用する第二十七條の規定を準用する場合を含む)に依り添付すべき船荷證券及送狀の各寫はソヴェート聯邦に商品輸出したる場合に限り其の旨を證する書面を以て之に代ふることを得

前項の書面には其の商品の名稱、數量、輸出港、仕向先及輸出の年月日の記載あることを要す

第五十二條 第一條乃至第六條、第八條、第十條、第十二條乃至第十九條、第二十一條、第二十二條、第二十五條、第

輸出補償法施行規則第四十四條の三の規定に依る商品左の通指定す

- 一 鐵道車輛並に同部分品及同附屬品
- 二 自動車、自動二輪車及自動三輪車並に同部分品及同附屬品
- 三 船舶及航空機並に同部分品及同附屬品
- 四 機械及器具並に同部分品及同附屬品
- 五 鐵道、橋梁、道路、水道、家屋、送電設備、運搬設備及通信設備等の建設用品

本邦商品の對シ輸出統制

緒 論

商工省では豫て國家獨占貿易組織によるソヴェート聯邦との貿易振興策につき種々研究中であつたが、對シ輸出に關しては特に統制を計る必要を認め、輸出組合法を適用して、我當局者間に行はれる極度の無統制、資本主義的アナキー、並に不當なる賣込競争、輸出商品の品位低下防止、營業上の弊害矯正等を計ることとなり、商工省は對シ輸出組合に對し取締規則を許可實施することに決したが



該規則認可の法理的根據は輸出組合法第八條の

「營業上の弊害を矯正するため特に必要と認むるときは、主務大臣は輸出組合に對し必要な施設を命ずることを得」乃至

同第九條の

「營業上の弊害を矯正するために特に必要と認むる時は、主務大臣は法令の定むるところにより輸出組合の組合員に非ざる者にしてその組合の地區内に於て、組合員たる資格を有する者をして其の組合の定むる取締又は制限に依らしむることを得」

の二箇條である。即ち此二箇條に根據して商工省は輸出検査規則を設け、對ソ輸出商品に對しては對ソ輸出組合員たることを問はず原則として、對ソ輸出商品一般に適用される。然し今次の取締規則は先づ特殊商品に限り、検査の範圍を漸次擴張する方針であつて先づ特殊商品中代表的なものとしては、本邦對ソ輸出の大宗たる漁網が擧げられてゐる。

即ち商工省は、前記輸出組合法第八條に基き對ソ輸出組合に對して昭和七年三月二日付對ソ輸出組合規約を認可したが該規約による漁網類（綿絲を含む）の取引方法及取引條件は左の通である。

- 一、ソヴェート側よりの註文は當業者において、その生産能力の比率に準じ、按分引受のこと
- 二、クレヂットの期限は特に九箇月を承認しうべきも原則は六箇月とす
- 三、ソヴェート手形にして政府の補償を受けるものは六箇月としその他は三箇月毎に書換をなすこと
- 四、右の期限はそれ以上絶対に引延ばさざること

次に輸出組合法第九條に立脚して、對ソ輸出組合員外の輸出業者に對する統制方法が商工省から認可されたので對ソ輸出組合員外の日本人といへどもソヴェート聯邦輸出商取引を結ぶ場合は例外なくこの商工省の新輸出取締規則を適用されることとなつた。之に對し最初ソヴェート側ではこの統制の機動を多少誤解したがその後に至り釋然とした。

因みに昭和八年に入りて成立せる對ソクレヂット協定については後述することとする。

### 對ソ輸出取締規則内容

#### (1) 漁網及漁網用綿絲の部

本邦漁網の對ソ輸出統制については前述した「本邦商品の對ソ輸出統制」欄に記載してあるが、更にその後の確定を掲げることとする。

商工省で慎重審議中の輸出組合法第九條に基く對ソ輸出統制に關する取締規則は昭和七年四月一日漸く決定の抄に至つたので、黒田貿易課長、室井、菱沼兩事務官は、同日麴町區内幸町の對ソ輸出組合に於いて當業者に對し取締規則制定に至るまでの經營並に取締精神につき説明をなし、當業者との間に實施上の打合せを遂げたが、同規則は同年四月上旬官報に公示發表され即日施行されるに至つたこの結果漁網（綿絲類を含む）をソヴェートに輸出するものは總て過般商工省の認可を経たる對ソ輸出組合法事業規程の適

用をうけることになり四月三日對ソ輸出組合は左の通り發表した。

一、駐日ソヴェート通商代表部の註文を受けたる者は部會の一員として通商代表部と契約を結び且つその支拂手形を受取るべし

イ 支拂期限は六ヶ月とすること但し已むを得ざる事情により必要な場合は九ヶ月迄延長することを得

ロ 通商代表部より受取るべき約束手形は三ヶ月期付手形を以て原則となし政府の輸出補償によるもの又は手持をなすものに限り六ヶ月期付手形たることを得、但し六ヶ月以上の期付手形は絶対に受取らざること

ハ 右約束手形に對して要求すべき利息は年八分とす

一、通商代表部より同一品種に付種々の指値（例へば現金の指値と延拂の指値又は原料指値と工賃等を分類表示する指値の類）提出を要求することあるも當業者間に於て協議したる一定の指値以外は絶対に應ずることを得ず

一、函館に於ける引合は從來の習慣によ

り指値に延拂利息を含めて指値するも差支なし

一、通商代表部との契約には漁場渡（現場に於けるキャンセルを承認する意味）を條件となすことを得

一、輸出を爲さんとする者は品質及荷造等に付對ソ輸出組合法事業執行細則に従ひ對ソ輸出組合の指名したる検査員の検査を受ける事を要す

一、本部會の商標は前項の検査に合格したる商品に對して付するものとす

### 品質

- (イ) 原絲脆張にして不揃なるもの
- (ロ) 標準ものに達せざるもの
- (ハ) 撚絲不良なるもの
- (ニ) 撚の斑なるもの
- (ホ) 撚數不足又は過多なるもの
- (ヘ) 撚縮不適當のもの
- (ト) 長幅量目の註文に合致せざるもの
- (チ) 含有水分の多量なるもの
- (リ) 網目數の註文に合致せざるもの

(ヌ) 地合緊張を缺くもの  
(ル) 結節の不良なるもの  
(ヲ) 斑疵其他缺點著しきもの

一、前各商の一に該當するものに至らざるも前各號を參酌して不良と認むるもの及荷造方法の註文に合致せざるもの

#### (2) マニラ・ロープ及トワインの部

次に本邦産マニラ・ロープ及トワインはソ聯邦の主要産業たる漁業の必需品であつて一輸出額は年額百萬圓乃至五百五十萬圓を算したその時が漁網と同様ソ聯邦の貿易國營により業界は全く無統制状態に陥り價格の下落、品質の低下を來しその輸出額激減しつゝあるを以て當該商品の對ソ輸出業者の殆ど總てを網羅する對露輸出組合に於ては組合に麻綱部會を設け品質荷造の輸出検査を勵行すると共に進んで輸出品の品位の決定最低輸出價格の協定、輸出數量の割當及受取手形に關する條件の統一を圖らんとし之に關する統制規程を制定し昭和九年二月一日認可を得斯業統制の第一歩を踏出した。



(3) 漁網麻網及びの全般的統制へ

更に昭和十年九月四日、商工省告示第六十四號を以て左の如く對ソ漁網及麻網輸出の全般的統制強化に關し發令をみたが、これは北鐵代償物資取引に關聯して石川縣下の某アウトサイダーが組合値段の底を割る程の安値を以て少量ではあるがマニラ・トワインを通商部と成約したに因を發したものと云はれ、これによつてこの業界アウトサイダーたりとも以後輸出に際し組合規定に拘束されることとなつた譯である。

商工省告示第六十四號

輸出組合法施行規則第十九條の規定に依り左の通定め昭和七年四月商工省告示第十七號は昭和十年九月八日より之を廢止す

昭和十年九月四日

商工大臣 町田 忠 治

對ソ輸出組合の地區(内地一圓)内に於いてソヴェート聯邦への輸出を業とする者は昭和十年九月八日より該組合の定む

及麻網部會を設け輸出の統制に關し必要なる事項を定むるものとす

對ソ輸出組合の機構

創立及法規上の根據

對ソ輸出組合は、大正十四年制定された輸出組合法によつて大正十五年八月に設立された。その目的とする處は、輸出組合法第一條に、組合の種類を商品別による組合と市場別による組合とに分けてある内の、後者によつて設立されたのである。

輸出市場

即ち組合の輸出市場は、

- 一、ソヴェート聯邦
- 二、舊北滿鐵道沿線の滿洲
- 三、フィンランド、エストニア、ラトヴィヤ、リトワニヤ、ポーランド

の三地域になつて居る。

組合の目的

而して組合の目的は、これ等の地域に輸出を爲す業者が、貿易の振興を計り、共同の施設を爲すを目的とする。輸出組

通商關係

る漁網(漁網用綿絲を含む)及麻網(マニラロープ及トワイン)の輸出取締、輸出検査並に輸出數量、輸出價格及受取手形に關する條件に對する制限に従ふべし

對ソ輸出組合の定むる輸出取

締、輸出検査並に制限要綱

昭和十年九月商工省告示第六十四號に依りソヴェート聯邦への輸出を業とする者が従ふべき對ソ輸出組合の定むる漁網(漁網用綿絲を含む)及麻網(マニラロープ及トワイン)の輸出取締、輸出検査並に輸出數量輸出價格及受取手形に關する條件に對する制限要綱を掲ぐれば左の如し(商工省)

一、輸出數量の制限

駐日ソヴェート聯邦通商代表部より引合又は註文を受けたる場合之を部會に通告し部會の議に付することを要すること

註文數量は一定の比率により之を各部會員に割當つること但し部會員は其の相互間に於て割當數量の貸付又は讓渡を爲すを妨げず

合數、現在七十四の多數と成つて居るが、對ソ輸出組合はその第一に設立せられたもので、當時組合法の運用は未だ一般に知れ渡つて居なかつた。

然しソ聯邦の外國貿易は國營事業と成つて居るので、これに對應する施設が必要とされ、恰もこの目的に合致する意味で、對露貿易業者間に良く理解され、爲めに率先して組合を設立する機運を導いた。

組合員數

設立當時の組合員數は百名以内だつたが、爾來十年を経過する内に多數の加入者を見、現在は二百三十五名に達し、その歴史及規模から云つて輸出組合中最も重要な組合と認められるに至つた。

加入の手續

前記輸出市場への輸出に従事する者は、何人を問はず左の條件により組合に加盟を申込み、組合員たる資格を獲得することが出来る。即ち申込者は出資口數一口以上、五十口までを持つことに成つて居り、一口の出資金五百圓、第一回

二、輸出價格の制限

部會の決定したる最低輸出價格に満たざる價格にて輸出を爲すことを得ざること

三、輸出検査

品質及荷造は組合検査員の検査を受けることを要すること  
検査を請求するものは組合の定むる検査料を組合に納付すること

四、輸出取締

組合の検査合格證及統制證紙を添附したるものに非ざれば輸出することを得ざること

五、受取手形に關する條件に對する制限

駐日ソヴェート聯邦通商代表部支拂期限は漁網(漁網用綿絲を含む)に付ては十二箇月以内、麻網(マニラロープ及トワイン)に付ては十五箇月以内とし右に對して受取るべき約束手形の利息は年六歩とすること

(備考) 本組合は漁網(漁網用綿絲を含む)及麻網(マニラロープ及トワイン)の輸出を業とする組合員を以て夫々漁網部會

拂込金は四分の一二十五圓他に加入金として五十圓を納付する。現在の處經費分擔の組織とは成つて居ない。

脱退手續

組合員が組合を脱退せんとする時は、その事業年度末(四月一日に始り翌年三月三十一日を以て終る)三ヶ月前にその事由を具して組合に届出で、組合の承諾を得た場合には、事業年度末に於て脱退することが出来る。

議決權

總會に於ける組合員の議決權は、五口までを一個とし、五十口以上は五口を増す毎に議決權一個を増すものとする。

役員

現在の役員は、

理事長	倉知 鐵 吉
常務理事	矢野 丑 乙
同	今井 政 吉
理事	磯野 進
同	葉加瀬 宇三郎
同	大幸喜 三九
同	山崎 龜 吉



同	新井清太郎
同	三輪常次郎
同	八阪雅二
同	稻葉伊之助
監事	本村良次郎
同	倉持長吉
同	熊澤甚太郎

統制部會

組合は市場別なるが故に、商品に付いては何等の限定が無いが、組合には部會制を設け、商品別による各種の部會を設ける事が出来る。而して該部會は、當該輸出商品の品質、價格及數量の統制に關して、必要な事項を定める事になつて居る。

現在組合内にある部會は、漁網及漁網用綿絲の對ソ輸出に關する漁網部會と、マニラ・ロープ及トワインの對ソ輸出に關する麻網部會の二種がある。其他の商品については、必要の生ずる毎に當業者の希望に従ひ、隨時各種の商品部會を設ける制度になつて居る。

對ソ貿易今後の希望  
ソヴェート聯邦の貿易は、國家の獨占

事業であつて、國家の機關が我國に出張し、各當業者との間に輸入貿易を行つて居る現状であり、斯る特殊性を有する國柄との貿易は、我國に於ても亦、之に對應する組織が必要である事は勿論、對ソ輸出商品の品位を高め、以て日ソ貿易を適正化し、且つ強固なものとなす必要がある、従つて、將來は輸出組合の他に輸入組合を設けるか、或は輸出入を、共に行ふ單一貿易組合の組織を新設して、兩國の貿易に機會均等と調節とを計る必要がある。

斯る國策的見地からすれば、現在の輸出組合のみでは、到底その完璧を期し得ないものと言ふべきだが、然し其の完成に至る道程に於て、今日迄輸出組合としてその機能を發揮したことは、日ソ貿易の過去に徴して歴然たるものがある。

駐日ソヴェート通商機關

の機構

ソヴェート聯邦との取引一切は同國が

國內の經濟機關を總て國營化してゐる關係上、その對外貿易も單一統制化されて、個々のソヴェート商業機關と直接取引は出来ないことになつて居る、そこで同國は國交條約を締結せる各國に通商代表部(トルグブレドストオ)を設置し、同機關をして輸出入貿易事情を管掌せしめてゐるので、日本當業者がソ聯と取引するには東京に在る通商代表本部、又は大阪及函館支部、大阪支部と商談を行はねばならぬ、而して通商代表部は本國諸機關の指令によつて物資の買附又は販賣を仲介するもので、通商代表部そのものが買附又は販賣するものではない、従つて先方からオファーのないものは見本をもつて行つても商談が成立するわけのものではない、この點他の諸外國との取引方法と異なるから相當通商部の機構を認識してかゝらねばならぬ。

交官の待遇をうけ商取引の直接當事者とはならない、従つて取引書類の署名は副代表其他各部主任が之に當るので、署名權のことは別項「署名權について」を参照されたい。

扱て駐日ソ聯通商代表部現在の類觸れ及びその役割は左の通りである。

東京本部

所在地 東京市麴町區丸ノ内三ノ八  
仲五號館ノ一

電信番號 Tokyo, Vneshtorg.

通商代表(商務參事館)

ウエ・エヌ・コチエートフ (歸國中)

副代表 エス・ア・プロトキン

通商部秘書 エ・ガリヤチキン

輸出部

輸出部長 ベ・エム・シュイービン

同部員 エム・ゲ・ブチエルギン

輸入部

船舶係 カ・イ・ラツクス

機械金屬係 ヴエ・ヴェ・チエレンチエフ

會計部

通商關係

會計部長 カ・ベ・イワノフ

輸送部

輸送部主任 エヌ・エヌ・ベトロフ

各機關代表

ソ聯石油輸出聯合(ソユーズネフチ)

國營映畫對外輸出入會社代表(イントルグキノ)

國營國際圖書會社代表

國營觀光局インツォリスト代表イオーニン

利權局代表 法律顧問

ウエ・ウエ・ネナロコフ

茶輸入部

茶輸入部長 ペ・エム・ブラーギン

茶検査員 ア・ベ・リトヴィノフ

大連支部

所在地 大連市山縣通十八

支部長 エル・イ・カガン

通商代表部署名人に就て

通商代表部署名人に就て本邦駐在のソ聯通商代表部の業務に關する一切の契約書、證書其他の商用書類で、代表部が其の責を負ふものには、文書の種類によつ

て、それ〴〵定められた部員二名の署名が必要であり、若し部員一名丈けが署名した文書の内容に對してはその責を負はないことは、駐日ソ聯大使館よりの通告に基づき、外務省告第十二號(昭和六年二月二日附官報第一二二六號)を以て明示されて居るところであるが、署名人には時々變更があるので、外務省はその都度ソ側の通告を受けて同省の告示を以て官報に發表するから、對露貿易業者は絶えず同發表に注意を拂ふ必要がある。昭和十二年十一月五日現在の署名人は次表の通りである。



駐日ソ聯通商代表部取引署名人一覽表

(一) 在東京通商代表部の發行する書類

署 名 書 類	署 名 人		輸 入 部 關 係	輸 出 部 關 係	財 務 及 會 計
	氏 名	第 一 署 名 人			
	副代表 チ、プロトキン	昭和九年八月十五日附 第八十號			
	ボリス・ミハイロウイチ・ シユービン	昭和十一年七月十三日附 第三十二號			
	ボリス・ミハイロウイチ・ シユービン ミハイル・グリゴリエウ イチ・プテエルキン	昭和十一年七月十三日附 第三十三號 昭和十一年八月六日附 第六十一號 (但し八月十五日より署 名す)			
	ウキツタン・チン・パウロ イワーノフ	昭和十二年五月十四日附 第四十二號			

茶の購入	木材部	各種工業品に屬する	各種機械及金屬の購入	運輸及備船	食料品その他	各種船舶の購入、 修繕	魚類及水産物の賣買 (漁業部)
同前	同前		同前	同前	同前	同前	同前
ビョートル・ミハイロウ イチ・ブラーギン	(木材部以外商務書記にして 類に對しても第二署名權 を有す)		ウラヂミル・ウイクトロ ウイチ・チエレンチエフ			キリール・イリエーウイ チ・ラツクス	昭和十一年八月六日附 第六十二號 (但し八月十五日より署 名す)
昭和十二年一月二十日附 第五號			昭和十一年十月三十日附 第九十一號	昭和十年八月二日附 第五十八號	昭和十年六月十九日附 第四十號		



(二) 通商代表部各地支部の發行する書類

支 部 名	第 一 署 名 人		第 二 署 名 人	
	氏 名	外務省告示日附及番號	氏 名	外務省告示日附及番號
大 連 支 部	レフ・イサコウイチ・カ ガン (支部長)	昭和九年十二月六日附 第百十五號	ワシリ・ペトロウキ ツチ、デドコフ	昭和九年五月二十八日附 第五十一號 昭和十二年六月七日附 第四十八號

在外ソ聯邦通商代表部及び  
通商代理部に關する新法令

第一條 在外ソ聯邦通商代表部は、ソ聯邦に屬する外國貿易獨占に關する權利を外國に於て行使するソ聯邦の機關なり。これに基き通商代表部は左の任務を遂行す。

イ、外國貿易に關するソ聯邦の利益を代表し、且つソ聯邦と通商代表部駐在國との通商及び其他經濟關係の發展を助成すること  
ロ、通商代表部駐在國とソ聯邦との貿易を

調整すること

ハ、通商代表部駐在國とソ聯邦との貿易を行ふこと。但し場合に依り外國貿易人民委員部は通商代表部駐在國以外の地に於ても本條に示せる諸任務の遂行を通商代表部に課することを得

第二條 通商代表部は、在外ソ聯邦全權代表部の一部を構成しその有する特權をも享有す。同時に外國貿易人民委員部に從屬するものとす

第三條 通商代表部はその課せられたる任務に基きソ聯邦の外國貿易政策を實行す

殊に左の事項を行ふものとす

イ、外國貿易の國家獨占に基きソ聯邦の外國貿易に關係を有する機關、企業公衛並に個人のため外國貿易の實務を行ふこと、所定の手續を経て外國市場に單獨進出を許可されたるソ聯邦機關の行ふ商行為及び其の都度所定の許可を得て行ふ其他の諸機關及び個人の商行為を外國貿易の國家獨占に基き調整し且つ統制すること  
ハ、ソ聯邦外國貿易に關係を有する機關及び個人に對し、通商代表部駐在國に於てソ聯邦の外國貿易に關する行為をなす許可を與へ、又所定の許可を得たる機關及び個人の通商代表部駐在國に於て行ふソ

聯邦外國貿易に關する取引契約を確認すること

ニ、ソ聯邦への貨物輸入許可證、原產地證明書及びソ聯邦外國貿易に關係ある貨物通過輸送許可證を發給すること

ホ、通商代表部駐在國に於てソ聯邦の外國貿易に關する機關及び個人の外國貿易に關するソ聯邦政府の法律及び法令の遂行を監督すること

ヘ、ソ聯邦外國貿易の利益上通商代表部駐在國の一般經濟狀態及び商況に關する研究をなし、その情報をソ聯邦外國貿易人民委員部、外務人民委員部その他の關係諸官廳及び經濟諸機關に提供し、又ソ聯邦の經濟事情及び商況を通商代表部駐在國の諸機關及び企業に通報すること  
ト、ソ聯邦に於ける工業、商業及び他の經濟事業に對し外國資本を誘致することに關し所定の手續に依り交渉を行ふこと

第四條 通商代表部は、外國貿易の實務を行ふに當り、ソ聯邦の機關としてこれに必要な一切の權利を行使する全權を有す。特にソ聯邦の名を以て各種の契約及び取引をなし、其他債務證券

通商關係

手形及び保證書を發給し紛争事件を仲裁々判の解決に附すべき協定を結び、和解を爲し又一般にソ聯邦の法律に基き、通商代表部に課せられたる任務の遂行上必要な一切の法律的行爲をなすを得。但し通商代表部は原告として外國の法廷に出頭することを得るも被告として出頭するを得るは當該國に於て締結せる取引契約より發生する紛争にして尙ほ且つソ聯邦政府と當該國との間に締結せる國際條約に依るか又はその紛争に關しては通商代表部は現地の裁判に服すべき旨の一方的聲明を當該國政府に通達せる場合に限る

但し尙ほソ聯邦政府は、通商代表の權限に於て通商代表部の締結せる取引契約より生ずべき紛争は之を現地の裁判に服せしむる旨の但書を該契約に挿入すべきことを通商代表部に許可するを得

第五條 通商代表部に依りてなされる、契約書手形及び各種金錢債務書類の署名並に契約締結、手形及び金錢債務書類の發給等に關する委任狀の署名手續は

ソ聯邦中央執行委員會及び人民委員會議の特別法規に依りて之れを定む

第六條 通商代表部の債務に關してはソ聯邦國其責に任ず。通商代表部が調整上他の諸機關及び個人に依りて行はる外國貿易に關する取引契約に對し與ふる許可又は確認は(第三條、ハ)項該取引契約に依る債務を通商代表部に於て引受くることを意味するものにあらず

第七條 通商代表部の首班はソ聯邦通商代表にして通商代表は、外國人民委員部の同意を得て外國貿易人民委員部中より推薦し、ソ聯邦人民委員會に於て任命す。これが召還に關する手續方も亦同じ。在外通商代表の任命及び召還も同様の手續に依る  
通商代表はソ聯邦人民委員會議の附與する全權を享有す

第八條 各國に於ける通商代表部の内部的構成は外國人民委員部と協議の上外國貿易人民委員部に於て之れを決定し、所定の手續に依り確認せらる



第九條 各通商代表部には、外國貿易人民委員部の指令に依り協議機關として通商代表部會議を組織することを得、該會議の組織及び權限は外國貿易人民委員部に於て之れを決定す

第十條 外國貿易人民委員部と關係諸官廳との協定に依り通商代表部の業務と關係諸官廳の利益協調の目的を以て、これら關係諸官廳の全權を各通商代表部の定員中に加ふることを得

これら諸機關の全權は通商代表部の一般指揮の下にその業務を執行し、且つ通商代表部の許可を得て外國商館と交渉をなすことを得

第十一條 在外ソ聯邦通商代表部はその各事業地方に、外務人民委員部の同意を得、且つ外國貿易人民委員部の許可を得てその支部を開設することを得、支部の主任は外國貿易人民委員部によりて任命され且つ在外ソ聯邦通商代表部によりて附與されたる委任狀に基きて行動する通商代表部の全權とす

第十二條 ソ聯邦通商代表部の駐在せざ

民委員部に發給を仰いでゐたのが、新法令によると通商代表部の權限に屬することゝなつた。

三、第五條には署名權に關する手續が明示してあるが、そのソ聯邦中央執行委員會及人民委員會議の特別規定によると、通商代表部の契約及債務書類等には總て第一、第二の署名を必要とすることゝなつてゐる。

四、第六條は最も注意を要する事項であつて、通商代表部の債務に關しては、ソ聯邦國庫が其責に任ずるのである。換言すれば、ソ聯邦自體が通商の債務を負擔するのである。然るに一方通商代表部は、駐在國においてソ聯邦の諸機關又は個人が行ふ取引契約に對し、通商代表部が法規上必要な許可又は承認を與ふるも該契約に關する何等の債務をも負擔しないことを明示してゐるから、ソ聯邦對手の取引契約は、(一)通商代表部が當事者となるか(二)通商代表部が契約の履行を保證する場合でなければ、國庫即ちソ聯邦自體が其責に任じないことゝなるの

通商關係

る諸國並に通商代表部駐在國の特定地方に於て通商代表部は必要の場合には外務人民委員部の同意を得て外國貿易人民委員部に直屬する獨立のソ聯邦通商代表部を設置することを得

第十三條 通商代理部の首班はソ聯邦通商代理にして、その任命及び召還は外國貿易人民委員部之を行ふ。通商代理は外國貿易人民委員部の附與する全權に基きて行動す

第十四條 通商代理部は、本法令に依りて通商代表部に課せらるゝ各任務を遂行するをその目的とす。通商代理部の機能、事業地域及びその手續は、その都度外務人民委員部と協議の上に依りて外國貿易人民委員部中より之れを決定す

第十五條 通商代理部には、その遂行する事業の範圍に應じて本法令の第一條、第二條、第三條、第四條、第五條及び第六條を夫々適用す

である。

本邦通商關係者一覽

(一) 輸出入關係

一、東京府

名 稱	營業 種 別	出 入
日魯漁業株式會社	魚類輸入	同
株式會社靱山商店	鹽魚輸入	同
北光水産株式會社	鹽魚輸入、木造船輸出	同
リユリー商會	魚罐詰其他水産物	同
三井物産株式會社	一般輸出入	同
三井礦山株式會社	サントニン輸入、各種商品輸入	同
三菱商事株式會社	亞鉛鑛輸入	同
大倉商事株式會社	木材一手販賣其他	同
古河電工株式會社	一般輸出入、各種商品輸出	同
	滿庵鑛、石綿輸入、各種商品輸出	同
	銅線及ケーブル輸	同
藤倉電線株式會社	同	同
大日電線株式會社	同	同
日本電線株式會社	同	同
東京製線株式會社	同	同
北樺太石油株式會社	石油輸入販賣	同
日ソ石油株式會社	石油輸入	同
小島商店鑛油部	同	同
共盛商會	同	同
日蘇通商株式會社	輸出一般	同
日本鋼機商工	滿庵鑛輸入	同
淺野物産株式會社	古鐵輸入、洋灰輸	同
株式會社新潟鐵工所	各種モーター機械	同
住友金屬工業	鋼管、伸銅類輸出	同
日本鋼管株式會社	鋼管輸出	同
銑鐵共販組合	銑鐵輸入	同
日本製鐵株式會社	同	同
株式會社池貝鐵工所	ダイヤル・エンヂ	同
株式會社日立製作所	ン、旋盤、工作機	同
	輸出	同
	電氣機械、電線類	同

ソ聯邦中央執行委員會書記 エヌキーゼ  
一九三三年九月十三日モスクム、クレムリンに於て

備考

右の法令に於て特に當事者の注意を要する點は左の諸項である。

一、第二條に特權といふ文字が見えるが、それは不可侵權機密文書の往復及司法權を指すのである。固より之はソ聯邦側の一方的聲明であつて、認容する否とは對手國の考次第である。我國では通商代表部は何等の特權が許容されてゐないし、司法權の如きも、駐日通商代表部は日本の領土内にて行はれた商取引の契約より生ずる總ての係争問題は日本裁判所の判決に服する旨を、外務省に通達し外務省は官報を以て之を公示してゐる。

二、第四條においては通商代表部の權限を明示し、通商代表部はソ聯邦を代表しソ聯邦の名を以て外國貿易に關する一切の權利を行使し義務を負擔すると規定した點が全く新しい。尙又和解其他に關する委任狀は、從來必要に應じて外國人







横山製材所 木材輸入  
 昌山商店 同  
 望月商店 同  
 平岡商店 同  
 富士製茶株式會社 綠茶輸出  
 日本茶直輸出組合 同  
 本間商會 同  
 栗田兄弟商會 同  
 シーグフリード商會 同  
 鈴木和吉 同  
 伏見 同  
 中村 同  
 靜北 同  
 駿靜 同  
 若林 同  
 有原 同  
 購買 同  
 一言 同  
 吉川 同  
 アルウィン商會 同  
 B・A商會 同  
 株式會社服部商店 綿絲輸出  
 海電舎 電化裝具輸出

伊藤鐵工所 エンヂン輸出  
 赤坂鐵工所 エンヂン輸出  
**四、三重縣**  
 大日本絹網株式會社 漁網及漁具輸出  
 山本重治郎商店 同  
 大野作左衛門 同  
 平田製網株式會社 同  
 網助製網株式會社 同  
 三重製網合資會社 同  
 内外製網株式會社 同  
**五、山口縣(下關)**  
 宇部セメント 洋灰輸出  
 株式會社林兼商店 魚類輸入、船舶輸  
 出  
 笠戶船渠株式會社 造船  
**六、福井縣(敦賀)**  
 葉加瀬商店 一般輸出入及運輸  
 坂田商店 同  
 大和田回漕店 通關及運輸取扱  
 中島商店 木材輸入  
**七、富山縣**  
 富山縣賣藥原料購買利用組合 サントニン輸入

淺田商店 同  
 堀松太郎商店 藥品輸入  
**八、大阪府**  
 湯淺伸銅鋼管 伸銅類輸出  
 日本毛布工業販賣組合 純毛毛布輸出  
 服部商店大阪支店 人絹交織輸出  
 大阪機械工作所 紡績機械其他輸出  
 大阪機械製作所 同  
 旭ベンベルグ 人絹輸出  
 帝國人絹株式會社 人絹輸出  
 新興毛織株式會社 毛織物輸出  
 株式會社大阪鐵工所 造船、機關輸出  
 東洋製藥貿易株式會社  
 サントニン、苛性  
 曹達其他藥品輸出  
 住友電線製造所 銅線及びケーブル  
 輸入  
 武田長兵衛商店 サントニン其他藥  
 品輸出  
 株式會社安宅商會 木材滿庵輸入  
 株式會社岩井商店 ロープトワイン

島貿易株式會社 般輸出入  
 株式會社大同洋紙店 化學用藥品輸出  
 紙類輸出  
 東亞製網株式會社 トワイン・ロープ  
 輸出  
 大阪窯業セメント株式會社 洋灰輸出  
 中山製鋼所 亞鉛引鐵板輸出  
 若山鐵工所 旋盤輸出  
 杉山商店 デ・エンヂン、ボン  
 プ輸出  
 山岡發動機工作所 コンプレッサー類  
 輸出  
 日本亞鉛鍍金株式會社 帶鐵輸出  
 黑崎製作所 發電機輸出  
 大阪變壓器會社 變壓器輸出  
 西島電機製作所 同  
 日本染料製造株式會社 染料輸出  
 鹽野義製藥會社 藥品輸出  
 坂口齒刷工場 齒刷子輸出  
**九、京都府**

谷源藏商店 白楊、其他木材輸  
 出  
 深田製材工場 木材輸入  
**一〇、兵庫縣**  
 日本毛織株式會社 毛織物輸出  
 神戶發動機 エンヂン輸出  
 株式會社協信洋行 穀類輸入椰子油寒  
 天輸出  
 長谷川商店 鐵屑輸入  
 株式會社田中洋紙店 紙類輸出  
 株式會社本田商店 モーター輸出  
 高瀬三郎商店 一般輸入  
 千代田製帽會社 ベレー帽輸出  
**一一、新潟縣**  
 桑山商店 木材輸入  
 株式會社野澤組 同  
 八尾商店 同  
 四四二共同木材店 同  
 北陸木材株式會社 同  
 島本鐵工所 モーター輸出  
**一二、石川縣**  
 北陸水産株式會社 魚類輸入  
 北國製網株式會社 ロープ類輸出

若杉新吉 同  
 高林商店 魚網類輸出  
 松平榮信 同  
 島田昌一郎 藥品輸出  
 德澤仁三郎 同  
 久保田 同  
 高林與作 漁網輸出  
 松本民治 同  
 清水嘉平 同  
**一三、青森縣**  
 共同罐詰株式會社 洋灰輸出  
 磐城セメント株式會社 同  
**一四、朝鮮**  
 朝鮮商事株式會社 石油輸入  
 綠商會 沿海洲材輸入  
**一五、廣島縣**  
 朝鮮製網株式會社 マニラロープ輸出  
 西備網株式會社 漁網輸出  
 音頭網株式會社 同  
**一六、愛知縣**  
 牧田製作所 交流モーター類輸  
 出



一七、福岡縣

林兼商店 羅一ブ、船舶輸出

淺野セメント 洋灰輸出

豐國セメント 同

一八、大分縣

日本セメント 洋灰輸出

一九、北海道

日本製罐株式會社 空罐及木箱輸出

函館製網船具株式會社 漁網船具輸出

日本漁網船具株式會社 同

函館ゴム株式會社 ゴム製品輸出

岡村商店 木材輸入

島本鐵工所 モーター、機械類

鎌重支店 輸出

岡本與三八商店 同

共同漁網店 漁網輸出

寺井商店 一般輸出

株式會社有江鐵工所 小型船舶、船具輸

出

淺岡商店 漁網、葎輸出

北海製罐倉庫株式會社

空罐木箱輸出

新谷商店 一般輸出

一柳商店 船具、果實野菜輸

出

木原豐治郎商店 木材輸入

壽原商事 スエーター輸出

(二) 利權

北樺太石油株式會社 石油利權

北樺太鑛業株式會社 石炭利權

北樺太炭礦株式會社 同

(三) 金融

朝鮮銀行東京支店 補償受命及び金融

取引

橫濱正金銀行 同

安田銀行 同

日本興業銀行 金融取引

ナショナルバンク銀行 同

二、兵庫縣(神戸)

朝鮮銀行支店 補償及び金融取引

三、福井縣

敦賀二十五銀行 補償受命

四、岐阜縣

大垣共立銀行 補償受命

五、大阪府

朝鮮銀行大阪支店 補償受命

六、神奈川縣

加能合同銀行 補償受命

加州銀行 同

七、靜岡縣

三十五銀行 補償受命

八、山口縣(下關)

朝鮮銀行下關支店 補償受命

九、北海道

北海道拓殖銀行支店 補償受命

第一銀行函館支店 金融取引

北海道銀行支店 補償受命

十、三重縣

名古屋銀行桑名支店 補償受命

大垣共立銀行桑名支店 同

(四) 運輸

汐留合同運送株式會社 運輸

國際通運株式會社 同

北日本汽船株式會社 船舶供給

朝鮮郵船株式會社 同

山下汽船株式會社 同

大同海運株式會社 同

三井物産株式會社船舶部 同

北陸汽船株式會社 同

川崎汽船株式會社 同

國際運輸株式會社 同

帝國汽船株式會社 同

合資會社泰通商會 同

島谷汽船株式會社 同

豐島海事貿易株式會社 同

同

同

同

同

同

(五) 造船

同

同

同

同

同

同

同

同

同

川崎造船所	大阪鐵工所
鶴見製鐵造船	石川島造船所
川南工業會社	橫濱船渠
浦賀船渠	三菱重工業
玉造船所	藤永田造船所
函館船渠	浪花船渠
西濱造船所	半田造船所
內田造船所	彦島造船所
名村造船所	三原造船所
船失造船所	林兼商店
新瀉鐵工所	向島船渠
館山船渠	



## 交通・郵電・聯絡

### 歐亞聯絡運輸協定

#### 國際聯絡系統

- (一) 滿鐵及西伯利鐵道を通じて歐洲に至る聯絡
- (二) 滿鐵及北寧線を通じての日華聯絡
- (三) 日本より太平洋の汽船を介する米國鐵道

現在我國に於ける外國鐵道との聯絡系統には以上の三系統あり、西伯利經由の聯絡は、歐洲と亞細亞、即ち歐亞の運輸聯絡と、その歐亞聯絡の一部を形成する日本と滿洲、即ち日滿聯絡との外敦賀經由、北日本汽船會社と定期航路に依つて聯絡される浦鹽經由、ウスリ鐵道に聯絡するものがある。

我國は明治四十年六月、日滿聯絡に就

交通・郵電・聯絡

### 歐亞聯絡會議

#### 第一回(モスクワ)

大正十四年一月、日露國交回復により當然歐亞聯絡復舊の機運は醗釀、同年十月、日・中・露聯絡會議がモスクワに開催された。日本鐵道省、朝鮮總督府鐵道局、南滿洲鐵道會社、大阪商船會社、ソヴェート鐵道、支那國有鐵道の各代表者參加して約定、運輸規則に關しては略協定を見たが、直通運輸問題に關しては日ソ間の意見一致を見ず、十一月二十四日決裂に了つた。

同會議の直後に於て歐亞聯絡運輸會議をモスクワに開催する事は、各協定參加國に於ける取極めであり豫定されてゐたので、右の如く日・中・露會議が決裂になつても既に「ラトヴィヤ」、「リトワニヤ」、「エストニア」、「獨逸」、「佛蘭西」、「波蘭」の各鐵道代表はモスクワに到着して準備を整へつゝあつた斯くて日・中・露會議が決裂に了つても豫定の會議を開



きたいとの彼等の希望により日本側代表は、本協定の實施は東支鐵道の參加する迄留保する事を條件として同會議に參加するに決し茲に歐亞聯絡運輸第一回會議は大正十四年十二月七日開催され、左の事項を決議した。出席者は「日本」、「ソヴェート」、「ラトヴィヤ」、「エストニア」、「リトワニヤ」、「獨逸」、「佛蘭西」、「波蘭」等八ヶ國の關係運輸機關代表者三十餘名。

- 1、參加運輸機關前記八ヶ國の關係運輸機關とす。
- 2、經路(極東)に於ては、(1)浦鹽、ハバロフスク經由、(2)浦鹽、ハルビン經由、(3)ハルビン、釜山經由、(4)ハルビン、大連經由とし「モスクワ以西」に於ては總てリガ經由とす。
- 3、聯列車はソヴェート・波蘭間の國境驛に必要な技術上の設備なき爲當分設けず。
- 4、諸規則(イ)運輸機關間の關係を定

11、開始の期日昭和二年五月十五日。

十一月十八日議事録に署名した各關係運輸機關は爾來極力その準備を急いだが何分にも創設同様のことゝて延期を重ね何時實施さるか豫測し難き有様だつたので、我國はソヴェート鐵道に督促した結果、申し來れる所のソヴェート、エストニア及ラトヴィヤ鐵道の聯絡取扱驛たる左記十一箇所の驛着に限りて、先づ乗車券の發賣を開始することにした豫定より運るゝこと二箇月餘、昭和二年八月一日。

聯絡取扱

- 1、ハバロフスク
- 2、ブラゴエシチエン
- 3、チタ
- 4、イルクーツク
- 5、オムスク
- 6、スウェルドロフスク
- 7、莫斯科
- 8、レニングラード
- 9、ハリコフ
- 10、ターリン
- 11、リガ

第三回(リガ)

昭和二年十月から十一月にかけてリガに開催された第三回會議は、前回會議事項を改訂補足して昭和三年五月十五日を

交通・郵電・聯絡

むる爲約定を締結し、(ロ)運輸機關對旅客の關係を定むる爲ベルン協約を適用して運送規則とし、その細則として貨率規則を作り、(ハ)關係運輸機關間の計算手續を定むるため計算規則を作ること。

其他乗車券の様式、運賃表示及計算に使用する貨幣、手荷物運送等の問題を審議して大正十四年十二月十六日閉會した。但し此の第一回會議は單に協定を成立せしめたのみで、其實施に就ては第二回會議迄に方法を研究することゝしたのであつた。

第二回(ベルリン)

歐亞聯絡第二回會議は大正十五年十月伯林に開催、莫府第一回會議の協定を補足完成し、その實施に就て審議を重ねた。1、參加運輸機關の擴張第一回會議に於ける八箇國の機關以外に、東支鐵道支那、白耳義、伊太利、埃太利、チエツコスロヴァキヤの五箇國の鐵道參加を承認し尙ほワルソー經路を追加す。

以て實施、西伯利經由歐亞旅客及手荷物聯絡運輸なる名稱の上に、聯絡運輸は漸く實現さるゝこととなつた。

參加機關

- 1、日本鐵道省(東京)
- 2、朝鮮總督府鐵道局(京城)
- 3、南滿洲鐵道株式會社(大連)
- 4、大阪商船株式會社(大阪)
- 5、中華民國交通部(北京)
- 6、東支鐵道理事會(哈爾濱)
- 7、ソヴェート社會主義共和國聯邦交通人民委員會(莫斯科)
- 8、ソヴェート國營商船部(莫斯科)
- 9、エストニア國有鐵道局(ターリン)
- 10、ラトヴィヤ國有鐵道局(リガ)
- 11、リトワニヤ國有鐵道局(カウナス)
- 12、波蘭交通省(ワルソー)
- 13、獨逸國有鐵道會社(フランクフルト・オーデル)
- 14、チエツコ・スロヴァキア鐵道省(プラグ)
- 15、埃國聯邦國有鐵道總局(維納)
- 16、伊太利國有鐵道總局(羅馬)
- 17、白耳義北鐵道會社(リエーヂュ)
- 18、白耳義國有鐵道會社(ブルツェル)
- 19、佛蘭西北鐵道會社(巴里)

聯絡運輸取扱驛

2、運輸規則の簡易化前回の議定せる輸送及貨率規則が各九十餘箇條なりしを四十八箇條の一規則に簡約す。

3、乗車券の有効期間歐洲側の要求に より六十日とす。

4、携帶手荷物の制限歐洲内多數の鐵道に於ては重量の制限があるのを、本聯絡では其制限を撤廢して座席の上下に收容し得るものは凡て携帶することとした。

5、鐵道の責任獨立責任とす。

6、犬及小荷物取扱はず。

7、航路運送敦賀浦鹽は大坂商船會社及ソヴェート國營商船部共に膺り門司大連間は大阪商船のみ之に當る。

8、貨物聯絡輸送暫く之を行はず、郵便物は西伯利急行列車に特に郵便車を準備する。

9、運賃料金公平を期するため第三國貨幣たる米弗を以て表示する。

10、聯絡事務莫斯科の交通人民委員會内に聯絡運輸事務管理局を設けて之を取扱はしむ。

【日本側】東京、横濱、名古屋、京都、大阪、三ノ宮、神戸、下ノ關、門司、長崎  
【ソヴェート側】ハバロフスク、ブラゴエシチエン、チタ、イルクーツク、オムスク、スウェルドロフスク、莫斯科、レニングラード、ハリコフ  
【エストニア側】ターリン  
【ラトヴィヤ側】リガ  
【リトワニヤ側】カウナス  
【波蘭側】ワルソー、ロツツ、ストルプツ、ホイニツ、チエフ、ダンチツヒ  
【獨逸側】伯林、漢堡、アルトナ、ケルン  
【白耳義側】ブラツセル、リエーヂュ、オランダ  
【佛蘭西側】巴里、カレ  
【チエツコ側】プラグ、カルスバード、マリーンバード  
【埃地太利側】維納  
【伊太利側】羅馬、ゼノア、ミラノ、ヴェニス

聯絡經路

【極東方面】釜山—哈爾濱—滿洲里—大連—哈爾濱—滿洲里—敦賀—浦鹽—哈爾濱—滿洲里—敦賀—浦鹽—ハバロフスク—チタ



【歐洲方面】「ワモスクワールソーモスクワ」

乗車券

乗車券は一、二、三等の片道券を發賣し、ソヴェト鐵道に於ては一等は優良軟床車、二等は通常軟床車、三等は硬床車と稱する板張りにして乗車券は冊子形で發賣運輸機關の檢印が押してある。乗車券の通用期間は六十日、途中下車回数各國それ〴〵異にするも、日本側、ソヴェト側には其制限無し。又大連、哈爾濱の乗車券を以て旅行する者が、三ノ宮、神戸と下關又は門司との間を經由する場合に於ては、日本國有鐵道又は大阪商船會社汽船の何れによるも差支は無い。

手荷物

手荷物手荷物の携帯に便なるものは無賃で車内に持込むことが出来るが、税關入市税廳、收税廳、警察署、其他の行政官廳の規定に牴觸することなく、又車内を毀損する憂なきものなるを要す。そして旅客は其占有する座席の上下以外に其携帯手荷物を置くことは出来ぬ。

蘭鐵道、芬蘭及瑞典國有鐵道並に同國汽船會社の加入。

二、獨逸鐵道のミュンヘン、ライプツヒ及エー・ラ・シャベル驛並にソヴェト鐵道のウエルフネウジンスク及ノウオンピリスク驛を聯絡運輸驛として追加。

三、小荷物の聯絡運輸設定。

四、手荷物の保税運送通過國に於ては手荷物の税關檢査を爲さるることに決定。

五、運賃拂戻規則の制定

1、拂戻處理運輸機關(イ)原則として乗車券の發賣又は手荷物の發送を爲したる機關、(ロ)拂戻が一運輸機關にのみ關係する場合は當該運輸機關、(ハ)旅行中止又は運輸中止の場合は當該中止區間の屬する運輸機關に於ても拂戻を處理することを得。

2、拂戻額(旅客運賃)―既收運賃より既乘運賃に對する普通運賃を差引きたる殘額(手荷物運賃)―既收運賃より既運送區間に對する運賃を差引きたる殘額。拂戻額より次の全額を控除す。即ち諸

交通・郵電・聯絡

尙ほ旅客自用の物品にして、旅行鞆、トランク、手提籠、手鞆、帽子函、其他之に類似の荷造を爲せるものは手荷物と見做し、更に左の物品は伊太利發着の場合を除き、旅客の必需品にして迅速且容易に手荷車に積込み得るものに限り、手荷物として之が運送を受託する規定である。

(イ) 病人用移動椅子及小車

(ロ) 小兒車

(ハ) 商品見本

(ニ) 箱、匣又は其他の容器に收納せる携帯樂器類及樂譜臺

(ホ) 芝居道具にして其内容、容積及重量上之を容易に手荷物車内に積込み得るもの

(ヘ) 長さ四米突以下の測量機械及手工用具

(ト) 自轉車、一人乘自動自轉車の附屬品全部を取外し且つ排栓附揮發油タンクを完全に空としたるもの、一人又は二人乗機、スキー、スケート用帆

第四回(ブラーグ)

税金豫約座席料金、乗車券印刷費、乗車券發賣手数料、郵便料金及拂戻手数料(拂戻額の一〇パーセント、但し最高二弗最低〇五、〇弗) 六、極東側時刻表の制定。 七、次回會議は一九二九年十一月十二日よりレニングラードに開催す。

第五回(オデッサ)

第五回歐亞聯絡會議は、豫定を變更して昭和五年四月二十八日より五月十八日に亘りソヴェト聯邦オデッサに開かれた。參加運輸機關は前回に我が北日本汽船株式會社を加へて總計二十八、提案二十二件、その内可決事項の重なるものは左の如し。 一、北日本汽船株式會社は昭和四年四月一日以降大阪商船敦賀浦鹽間航路を繼承經營し來つたが、運輸機關の新加入は會議に於て決定するに取極たる關係上、同航路の運送は從來大阪商船の名義にて行はれ來りしを今回の決議にて正式に参加することになつた。

第四回歐亞聯絡會議は昭和三年十一月十三日チエツコスロヴァキヤの首府ブラーグに開催され、同月二十九日を以て終了した。出席運輸機關は前會議出席者に萬國寢臺車會社、英國ロンドン・エント・ノース・イースタン鐵道、同サザン鐵道、ジールラント汽船會社、和蘭鐵道、芬蘭國有鐵道、瑞典國有鐵道及瑞典汽船會社の八機關を加へ合計二十七機關、重要決議事項十五、その内重なるものは英國、和蘭、瑞典、波蘭の運輸機關の加入と、更に昭和六年十一月まで終りに實施の運びとはならなかつたが、從來否決され來つた小荷物聯絡運輸協定の成立であつた。即ち和蘭鐵道の加入により白耳義又は佛蘭西を經由せずして英國迄の直通聯絡が可能となり、瑞典、芬蘭の鐵道及瑞典汽船會社の加入により、スカンデナヴィヤ半島經由による聯絡運輸が出来るやうになつた。

主要事項

一、英國倫敦ノース・イースタン鐵道、サザン鐵道、ジールラント汽船會社、和

二、小荷物聯絡運輸設定の件に就ては第四回會議に我が鐵道省が提出し而かも西歐側鐵道中に賛意を表せざるものあり、其結果取敢ず波蘭以東の運輸機關に於てのみ之を設定することに決定された儘未だ實施の運に至らなかつたが、今回の會議に鐵道省は參加運輸機關に之を擴張すること及び荷主の金融の便を慮りて小荷物引換代金制度を設定すべき旨を提議し、又獨逸鐵道より新に全參加運輸機關間に小荷物聯絡運輸規則案を提出し、右獨逸案に基き全參加運輸機關間に小荷物聯絡運輸を設定することになつた。

三、乗車券様式簡易化―乗車券印刷費(一冊約五十錢)節減の目的を以て從來の冊子式に代はるに綴込式となすべく第三回會議に際しソヴェト側から提案され、結局波蘭以東のみ採用することになつてゐたが、本會議に於て之が全般的採用の提案あり、左の如く決定した。

(イ) 極東側及波蘭以西は依然冊子式に依



(ロ) 波蘭以東、瑞典及芬蘭は綴込式。  
(ハ) 各運輸機關とも乗車券片の交換をせぬ。

四、波蘭グデイニヤ及ボズナンの兩驛を聯絡取扱驛に追加す。尙ほ此種の問題は本會議以外に隨時書面にて處理し得ることとした。

五、新経路追加 従来モスクワ、伯林間には、(1)ワルソー經由、(2)リガ經由、(3)ストックホルム經由の二経路があつたが、今回ワルソー經由とリガ經由の中間を走るチルジツト、ダウガウピルス及インドラ經由の新経路を追加した。

六、航空旅客の手荷物運送に關する件 中歐に於ては航空旅客の手荷物を鐵道にて運送し居るを以て之を極東迄擴張せんとするものであるが、日本側は目下歐亞間の直通定期航空便なきこと及日本に於て地方的に此種の取扱なきことを理由とし、其採用不可なるを主張せるため結局日本側を除き可決され

た。

第六回(東京)

第六回歐亞旅客手荷物聯絡運輸會議は、昭和六年六月十五日より同月二十九日に亘り東京鐵道本省内に開催、参加せしもの諸外國より三十五名、日本側を加へれば七十名に達し我外交史上特筆大書すべき盛會であつた。決議事項三十三件其中可決せられし主なるものは左の如くであつた。

一、本聯絡運輸に参加機關追加の件 東半球一周及世界一周旅客運輸設定に伴ひ日本郵船、北獨ロイド汽船、ハンブルグ・アメリカン・ライン、カナダ太平洋汽船、ダラー汽船、アメリカン・メーイル汽船會社を追加す。

二、西伯利及スエズ經由旅客及手荷物聯絡運輸設定の件

1、本聯絡に於ては往路を西伯利經由復路をスエズ經由又は其反路による旅客の取扱を爲すものとす。  
2、適用規則は、西伯利経路は現行歐

亞旅客運輸規則を、スエズ経路は汽船會社の地方的規則とす。

3、参加運輸機關

(イ) シベリヤ往路 現在の歐亞聯絡参加運輸機關

(ロ) スエズ経路 日本郵船、ベニンシユラー・オリエント汽船(英)、メツサゼリ・マリチム汽船(佛)、北獨ロイド汽船(獨)、ダラー汽船(米)

4、本聯絡運輸より除外し得べき區間 西歐諸國又は極東を巡遊する旅客の便宜を圖り、歐洲側に於ては伯林と歐洲諸港間又極東側に於ては上海、奉天間又は上海、浦鹽間(若は其一部區間)に對しては、本聯絡より除外し別途乗車船券を購求せしむ。

5、運賃は普通運賃としシベリヤ経路は金弗貨、スエズ経路は磅貨を以て表示す。

6、乗車券は、西伯利経路は一、二等スエズ経路の汽船は右と相當の等級とし鐵道及汽船會社に於て發賣す。通用期間は一箇年とし様式は綴込式

としては之が取扱を爲さず。

8、手荷物は本聯絡運輸に於ては直通運送取扱を爲さず、西伯利経路と亞米利加経路とは格別に取扱を爲す。

四、釜山經由及大連經由の旅客運賃の件 二経路共通乗車券を發行し運賃は釜山經由のものに依る、旅客が大連經由にて旅行する場合は汽船内に於て運賃額の追徴又は拂戻を爲す。

五、乗車券代賣業者に手数料交付に關する件、日本側、中東鐵道及ソヴエート鐵道は五分リトワニヤ及ラトヴィヤ、佛、白、チエツコ及波蘭鐵道は三分の手數料を交付することに決定、其他の運輸機關に對しては相當手数料の交付を爲す様に要請す。

六、小荷物聯絡運輸の實施促進に關する件 本年九月一日より實施の事に決定(實際日十一月十五日に實施せられたり、別項参照)

七、次回會議の場所 明年伊太利國ナポリに開催に決定す。

とす。  
7、鐵道と汽船とは小兒の取扱を異にする爲十二年未滿の小兒は本聯絡旅客として之が取扱をなさず。  
8、手荷物は本聯絡運輸に於ては直通運送の取扱をなさずシベリヤ経路とスエズ経路とは別箇に之が取扱を爲す。  
三、西伯利及カナダ經由世界一周旅客及手荷物聯絡運輸設定の件  
1、本聯絡運輸に於ては極東又は西歐を發し亞米利加(カナダを含む)及西伯利經由世界一周を爲す旅客の取扱を爲すものとす。  
2、適用規則 (イ) シベリヤ経路は歐亞聯絡運輸規則、亞米利加経路(亞米利加經由極東、歐洲間)は米國經由極東歐洲間直通旅客運送規則を適用す。  
3、参加運輸機關 西伯利経路は歐亞聯絡参加運輸機關、亞米利加経路は太平洋、大西洋汽船及北米大陸横斷鐵道とす。

4、西歐諸國巡遊の便を圖り伯林と歐洲諸港の區間に對しては本聯絡乗車券を發行せず旅客をして自由に旅行せしむ。

5、運賃左の如し。  
西伯利経路 普通運賃  
亞米利加経路 米國經由、極東、歐洲間直通運賃  
而して西伯利経路運賃は全弗貨、亞米利加経路の運賃は磅貨を以て表示す。

6、乗車券 西伯利経路は一、二等、米國鐵道は一、二等、太平洋、大西洋汽船は一、二等、キャビンクラス二等、ツリースト三等とし汽船會社に於て之が發賣を爲す、通用期間は十五箇月別に聯絡乗車券を新設せず乗車券引換證制度を採用し、之と引換に西伯利経路に於ては歐亞聯絡乗車券を、又亞米利加経路に於ては夫々地方的乗車券を發行す。

7、鐵道と汽船とは小兒の取扱を異にする爲十二年未滿の小兒は聯絡旅客



ハ、手荷運賃中にモスクワ市通過の小運送料を包含せしむる件  
取扱の簡便を期し運賃中に包含せしむることに決定。

第七回（ナポリ）

第七回歐亞鐵道聯絡會議は一九三二年十月二十五日より十一月十二日まで伊太利、ナポリ市に於て開催。

日本側の出席者は、鐵道省より山田國際課長以下五名、朝鮮鐵道側は鐵道省代表之を代理、滿鐵側、關弘氏、北日本汽船、日本郵船側は鐵道省より山田國際課長代任にて出席、其他中華民國鐵道、北滿鐵道、ソ聯邦鐵道、獨逸鐵道、佛國、白耳義、リトワニヤ、ラトヴィヤ、エストニア、ポーランド、チエツコスロバキヤ、英國南部鐵道、伊太利、埃太利、和蘭、カナダの諸鐵道代表が参加し左の決議を行つた。

決議事項

1、西伯利及びスエズ經由による旅客手荷物聯絡運輸規則承認の件  
各運輸機關共運賃を一割引とし、大體日本側提出の修正案通り可決され詳

細は次回の委員會に於て再修正する事と決した。

2、西伯利及び北米經由による世界周遊旅客手荷物聯絡運輸規則案、承認の件  
獨逸及其以西の鐵道に於て運賃割引及び参加運輸機關に關し各代表の意見一致せず次回まで保留さるゝ事となつた。

3、割引往復乗車券に關する件  
獨逸以西の鐵道に於て運輸割引に對し各主張を異にしたるも結局日本側二割引、ソ聯邦より伯林まで一割引、其他は割引無き事に決定された。

4、歐亞小荷物聯絡運輸の取扱を英國、佛國其の他に擴張せしむる件  
本件は當會議事務管理者に於て次回會議までに文書に依り交渉解決を計る事に決定解決した。佛國は中歐諸國と小荷物取扱を爲し得らざるを以て取扱不能である。

5、瑞西聯邦鐵道を歐亞聯絡運輸、参加運輸機關に追加の件  
瑞西鐵道は當分参加せざる事に決定、

を持續せしむる事を決議した。

第八回（ワルソー）

第八回歐亞聯絡鐵道會議は一九三五年五月波蘭首都、ワルソーに於て開催の豫定であつたが、管理事務國たるソヴェエト聯邦に於て事務上の都合により延期の旨通告を發し十月開催となつたが、更に延期され一九三六年六月二十五日より七月十八日迄ワルソーに開催。

一、シベリヤ及アメリカ經由世界周遊運送に關する件。關係汽船會社の参加に困難なる爲尙研究の餘地あるものとして議題より削除す。  
二、シベリヤ及スエズ經由東半球周遊運送設定の件。本運送施設の設定は時期尙早なりとし將來情勢の變化ある時再考す。

三、瑞西聯邦鐵道其他不参加運輸機關を参加せしむる件。佛蘭西北鐵道及ベルギー國有鐵道は一九三七年一月より本聯絡運輸を実施する事に決定す。  
(A) 歐亞旅客及手小荷物聯絡運輸に北鮮

交通・郵電・聯絡

航路經由追加の件。

(B) 歐亞小荷物聯絡運輸に滿洲里、哈爾濱、ポグラーニチナヤ經由路追加の件。  
以上二件はソ聯邦鐵道の反對に依つて他の全参加運輸機關の賛成支持ありたるに拘らず未決保留。

四、半補充式乗車券採用に關する件はポランド鐵道提案の乗車券發售驛名をブランドとなし手記する方法は出来る限り採用に決定、鐵道省提案の各券片共補充式とする件は次回迄保留となる。

五、ポーランド鐵道往復運賃一割引廢止の件。ポーランド鐵道の國際聯絡運賃三割引實施に伴ふものなること明瞭となり可決となる。

六、極東側區間に共通運賃を設定し日本驛發着の乗車券各取扱驛に共通使用せしむる件は決定に至らず保留。

七、割引運賃を以て旅行する團體旅客に關する規定追加の件はソ聯邦鐵道を除き各参加運輸機關共團體旅客に對し無賃世話人を認めることに決定。

獨逸鐵道側に於て参加懲憑する事を決議した。

6、歐亞聯絡旅客運賃低減の件

歐亞聯絡旅客低減の現狀に鑑みスエズ經由の汽船運賃より高價ならざる程度に於て歐亞聯絡運賃を低減せしむるものとす。本件は北滿鐵道に於て、本案件を再検討し文書により解決を爲すか又は次回會議に於て再検討すること。

7、歐亞聯絡小荷物運賃低減に關する件  
小荷物運賃は手荷物運賃より高額なるにより歐亞間に於て一杆當りの特定運賃率を設定するか或は運賃割引を爲さんとするもの。

8、本會議と同時にツリスト業者打ち合せ會議を開催次の諸項を決議した。

(A) 歐亞聯絡會議と同時に同一箇所にてツリスト會議を開催する事。

(B) ツリスト會議の事務管理は今後ツヤバン・ツリスト・ビュローに於て行ふ。

(C) ツリスト會議の決議は之を歐亞聯絡會議に提出し、兩者間に密接なる關係

ハ 小荷物運賃低減の件は從來の十疋毎の計算を二十疋迄は五疋、二十疋以上は十疋毎の計算とすることにソ聯邦鐵道を除き可決。

九 旅客運賃拂戻に關する規定中修正の件。運賃其他運送契約に基く支拂金額の拂戻に關する請求權は乗車券通用期間經過後又は手荷物證書作成後六ヶ月以内に爲すに非ざれば時効に依り消滅する事に決定。

一〇、約定、賃率規則、取扱細則及計算規則改正の件は滿洲國の北鐵買収に伴ひ經營主體名の變更に伴ふ改正を可決す。

一一、次回會議の場所及日時に關する件は一九三八年五月下旬巴里に於て開催する事に決定。

歐亞聯絡鐵道運賃

歐亞聯絡鐵道規則改正

西伯利鐵道を利用する歐亞聯絡規則中ストルプツエ經由西歐旅客のモスクワ途中下車滞在に際する下車驛はヤロスラウ



スキー驛、再乗車驛はベロルスコ、バルチスキー驛と指定され又歐亞聯絡貨物取扱規則中波蘭宛貨物取扱手續は昭和十年五月十五日より一部改正され貨物送票に荷受人の氏名の外に波蘭ダウガウピルス驛長氣付と附記することゝなつた。

又歐亞聯絡國際列車寢臺豫約に關する一部規定が昭和十年五月一日より左の如く改正された。

浦鹽、ボグラニチナヤ間の寢臺はソ聯邦鐵道の地方的規則により浦鹽驛(敦賀經由の場合)又はボグラニチナヤ驛(新京經由の場合)に於て豫約する事。ボグラニチナヤ、ハルビン間には寢臺車を運轉せず。

滿洲里、モスクワ間、國際列車の寢臺割當數を昭和十年五月一日より當分左の如く定む。

滿洲里月曜日發列車、一等(第一カテゴリー)十二床、(第二カテゴリー)二床、二、三等なし。滿洲里木曜日發列車、一等(第一カテゴリー)二床(第二カテゴリー)二床二等四床、三等十

二床。

〔註〕 上記割當は東京驛に於て之を擔當するもので、モスクワ・ストルブツユ間、モスクワ・レニングラード間及びモスクワ・リガ間に割當數なきも上記の範圍内で寢臺券を豫約する事が出来る。

從來まで歐亞聯絡旅客及び小荷物運賃は全非貨を以て表示して來たが米弗爲替の場合の暴落に伴ひ對歐運輸料金に於て鐵道省側は多大の損失を蒙ることゝなつたので之を防止する爲、之に代ふるに爲替相場變動の影響を受けざる無名數を以て運賃料金を表示する事となり「運賃單位」(タリフ・ユニット)制を採用することゝなつた。

即ち從來の換算率百弗對圓の換算率を改め一運賃單位對圓の率に改めるもので佛フランを基礎とし、邦貨百圓に對し十九タリフ・ユニットの割合にて運賃料金を換算表示する事となつた。

聯絡運輸設定の効果

歐亞聯絡運輸の設定實施によつて所要時間が短縮されたのは今更言ふ迄も無

のとす。

二等以下關、門司に於ては三等に、ソヴェート國有鐵道に於ては通常軟床車又は優良軟床車に乘車船するものとす。

三等 フォック・ファン・ホランド又はフリツシンヘンと倫敦間は二等としソヴェート國有鐵道にては軟床車に乘車するものとす。乗車券の通用期間は發行の日共六十日とし左の場合に於ては無効とす。

- 1、表紙及必要なる券片を具備せざる時
- 2、表面記載事項塗抹改竄したる時
- 3、大人が小兒乗車券を使用した時
- 4、發行運輸機關の検印なき時
- 5、發行年月日の記載なき時
- 6、其他乗車券の不正使用を爲したる時
- 7、下車の證明其他の手續を要する場合に於て其證明を受けざるか又は其他の手續を爲さざる時は下車驛の屬する區間に對する券片の前途は無効とす

無賃及割引

四歳以下の小兒は別に座席を使用せざ

交通・郵電・聯絡

る場合は無賃とし、五歳以上十歳の小兒と、四歳以下の小兒にして座席を使用するものは、ソヴェート鐵道では大人運賃の四分の一、其他の鐵道では二分の一割引される。

又、團體割引は左の割合による。但し日本國有鐵道、朝鮮總督府鐵道及滿鐵線内に於ては、二十人以上五十人未満の團體に就て一人を、五十一人以上の團體にありては五十人毎に一人、監督者として無賃にて(鮮鐵、滿鐵線内に限り急行券料金共)乗車せしむ。但し五人を以て限度とす。

旅客は左に掲ぐる物品を車船室内に持ち込むことを得ず。

(一)税關、警察其他に關する法令に依り禁止せらるゝ物品、(二)充填せる銃、爆發物其他の危険品、(三)車船室を毀損する虞ある物品、(四)他の旅客に迷惑を及ぼす如き物品、(五)携帯に不便にして旅客の占有する座席の上下に收容し得ざる物品、(六)金及銀の地金、白金、貨幣、重要書類、寶玉石其他の貴重品繪畫、彫

い。更に一般から迎合されたものは第六回會議の結果實現した小荷物の聯絡輸送である。今一例として釜山、哈爾濱、ワルソー經營の時間を計算して見ると概略左の通りである。

- 東京—莫市間—十一月十八時五十五分
- 東京—伯林間—十一月二十時五分
- 東京—巴里間—十一月十八時三十分
- 東京—倫敦間—十一月四時十五分
- 東京—維納間—十一月十七時四十分
- 東京—羅馬間—十一月十八時〇分

旅客運送規則の概要

乗車船券は片道のみを發賣し、伯林以遠の取扱に對しては、ワルソー經由、チルデット經由及びリガ經由の三經路に共通の乗車券を發行す。又倫敦に對しては前項の三經路の外にフォック・ファン・ホランド經由及びフリツシンヘン經由の二經路に共通の乗車券を發行す。而して乗車券の等級左の如し。

- 一等 下關、門司間に於ては三等に、ソヴェート國有鐵道に於ては優良軟床車又は通常軟床車に乘車船するも

像、青銅製品の如き美術品及骨董品。

小荷物聯絡運輸

1、荷物車に依り運搬し得る物品は之を小荷物として規定驛港間の運送を受託する。而して小荷物として受託せざるもの左の如し。

- (イ)參加國の一に於て其運送を郵便の專管とする物品、(ロ)參加國の一に於て其運送が法令に依り禁ぜられたる物又は公の秩序に反する物、(ハ)一個の重量百斤を越ゆる物品、(ニ)生動物、(ホ)腐敗し易き物品、(ヘ)爆發し易き物品即ち、爆發藥又は發射藥、彈藥、導火線及煙火、壓搾瓦斯、液化瓦斯、又は壓力を加へて燃解したる瓦斯、水に接觸して爆發し又は發火を誘引する瓦斯の如き爆發物、(ト)自然に發火し易き物品可燃性液體、(チ)腐敗性物品、嫌忌物品惡臭を發する物品、(リ)死體。

2、運賃、代金引換其他運賃は全區間を通じ金非貨を以て表示す。小荷物は附屬書第一號様式に定むる様式の小荷物證書を以て運送す。荷送人は荷物に對し(イ)託送取消、(ロ)



他の荷受人に荷物を引渡すこと、(ハ)發驛に荷物を送還することの請求を爲す権利を有し、尙ほ代金引換規則により、運賃表記載の驛港間に於て、荷送人は、發地に於ける荷物の價格の範圍内に於て、最高一口金五百弗最低十弗の代金引換の取扱を請求し得るものとす。

### 歐亞聯絡貨物運輸協定

#### 第一回モスクワ會議

西伯利經由歐亞聯絡貨物運輸の開始は一般が多年要望したところであつた。昭和五年歐亞聯絡旅客運輸會議終了の直後その第一回會議は五月二十日から莫斯科に開催され、六月一日本會議を了つて更に六月十四日より同月三十日に亘り、伯林に細目協定委員會を開いて施行細目を協定した。但しその實施は昭和六年十一月十五日、即ち小荷物輸送と同時に開始されたのであつた。

#### 聯絡運輸規程

(イ)參加機關

(ロ)事務管理其他

★航路運送取扱汽船會社

本聯絡の參加機關は左の如し。  
一、獨逸國有鐵道會社(ケニーニヒベルグ鐵道管理局(東プロシヤ))  
二、リトワニヤ國有鐵道管理局  
在カウナス  
三、ラトヴィヤ國有鐵道管理局  
在リガ  
四、エストニア國有鐵道管理局  
在ターリン  
五、ソヴェート聯邦交通人民委員會  
在莫斯科  
六、ソヴェート國營商船部(在モスクワ・ピアトニツカヤ街三七) 同總代理部、在漢堡、モレーンホフ  
七、中東鐵道管理局 在哈爾濱  
八、南滿洲鐵道株式會社(大連汽船會社を含む) 在大連  
九、朝鮮總督府鐵道局 在京城  
一〇、北日本汽船株式會社 在東京  
一一、大阪商船株式會社 在大阪  
一二、日本鐵道省 在東京

て選任す會議は少くとも毎年一回之を招集し其の時及場所は前回會議に於て之を定む。必要の場合は事務管理者に於て臨時會議を招集す。  
貨物賃率規則  
取扱驛港  
獨逸國有鐵道會社(ケニーニヒベルグ東驛  
リトワニヤ國有鐵道(カウナス  
ラトヴィヤ國有鐵道(リガ(クラスク)リエバヤ、ヴェントスピルス  
エストニア國有鐵道(ターリン  
ソ聯國營商船部(門司、下關、大阪、神戸、上海の各港  
中東鐵道(哈爾濱  
南滿鐵道(大連、奉天、安東  
大連汽船(天津、青島、上海の各港  
朝鮮鐵道(平壤、京城、釜山  
北日本汽船(敦賀港  
大阪商船(門司、湊川、梅田、海小路、福井、金澤、名古屋、静岡、東横濱、沙留

浦鹽、上海、門司、下關、神戸又は大阪間……ソヴェート國營商船部  
浦鹽、敦賀間……北日本汽船會社  
釜山、下關間……日本鐵道省  
大連と門司、神戸又は大阪間……大阪商船會社  
大連と天津、青島又は上海間……大連汽船會社

#### 運送拒絶物品

一九二四年十月二十三日締結のベルン貨物協約第一條乃至第五十六條及國際運送委員會制定のベルン協約補則は之を鐵道及汽船の運送に適用するも左の制限超過の場合を除く。  
▽新京及浦鹽以西に於て有蓋貨車を以て運送する場合(△幅 一・七五米、△高 一・九五米、△長 二・七〇米、△重量 三噸)

▽朝鮮總督府鐵道、滿鐵及大連汽船(△長 五・五米、△重量 三噸、△容積 八立方米)  
▽ソ聯國營商船部(△長 六・四米、△重量 一・九噸、△高 二・五米、△幅 一・九噸)

交通・郵電・聯絡

二・七米  
▽北日本汽船會社、大阪商船會社(△長 九米、△重量 一・五噸、△容積 八立方米)  
▽下關、釜山間汽船及日本鐵道省(△長 四米、△重量 三噸、△容積 八立方米)

#### 取扱貨物品目

(一)生絲、絹絲、絹織物及其等の製品、(二)人造絹絲、同織物及其等の製品、(三)絹(天然及人造) 毛織物及び其の製品、(四)柞蠶絲、(五)絹紬(柞蠶絲織物)及其の製品、(六)壓縮せる羊毛、(七)毛絲(八)メリヤス以外の毛織物製品、(九)毛織物(アルパカを含む)、(十)綿絲、(十一)麻絲麻織物製品、(十二)麻織物、(十三)鉞、(十四)メリヤス製品(靴下、肌着の類)、(十五)帽子(各種)、(十六)茶(イ)紅茶(ロ)綠茶、(十七)珈琲、(十八)砂糖(イ)氷砂糖(ロ)角砂糖(ハ)精製糖(ニ)粉砂糖、(十九)葡萄酒類、(二十)日本酒(四月一日より九月一日に至る期間に限る)、(二十一)罐詰類(イ)魚類(蟹

を含む)(ロ)果實類(ハ)野菜類、(二十二)醫療器械及其部分品、(二十三)理化學用器械及其部分品、(二十四)電氣機械器具及其部分品(硝子製及陶器製硝子類を除く)、(二十五)電氣用硝子類(イ)硝子製(ロ)陶器製、(二十六)鐵及鋼製品(イ)衡器液體、瓦斯、電流、氣流、溫度又は水力測定器、捺印器、穿孔器、瓦斯切斷熔接器(ロ)製圖器及ペン(ハ)針(ニ)其他の鐵及鋼製品、(二十七)鐵、鋼及其他の金屬製機械及其部分品、組立てたるもの又は組立てざるもの(農具を除く)、(二十八)文具類(ペン及紙を除く)、(二十九)蓄音器及其部分品、レコード、(三十)時計及其部分品(金、プラチナ製のもの及寶石を鑲めたるものを除く)、(三十一)アニリン染料及其他のタール染料(人造及有機染料)、(三十二)ワニス(漆)及エナメル塗料、(三十三)塗料用粉末、(三十四)沃度、(三十五)除蟲粉、(三十六)醫藥(イ)醫療用藥品(ロ)賣藥(他に記載したるものを除く)、(三十七)ゼラチン、(三十八)化粧石鹼、(三十九)白粉及化粧



水、(四十)他に記載せざる香料、(四十一)鏡、(四十二)板硝子、(四十三)裝飾なき硝子器及其他の硝子製品、(四十四)カットグラス及其製品、(四十五)紙類、(イ)ボール紙、各種の色刷紙、罨紙、紋紙(他の物質を被覆し又は塗布したるものを除く)、1、板締め、樽入又は箱入のもの、2、其他の荷造のもの又は荷造せざるもの(ロ)パラピン紙及羊皮紙、1、箱入、2、他の荷造のもの又は荷造せざるもの、(四十六)寫真用紙、(四十七)書籍及謄寫本、(四十八)陶磁器(イ)茶碗、皿、茶瓶其他の器物(ロ)特に記載したるものを除きたる陶磁器(ハ)陶器製人形、(四十九)玩具、(五十)竹製品、(五十一)眞田、經木又は麥桿製品、(五十二)銀器、(五十三)木及紙を材料としたる漆器、(五十四)洋傘、日傘及其等の部分品、(五十五)漁網及漁具、(五十六)釣具及其部分品、(五十七)麻繩、(五十八)ゴム及彈性ゴム、(五十九)ゴム製品、(六十)毛皮及其製品、(六十一)皮革(イ)手袋用エナメル革、モロツコ革(ロ)靴底用革、(六十

(二)皮革製品、(六十三)獸類の毛及剛毛(イ)馬の尾及鬣(ロ)有角獸及犢の毛(ハ)精選したる剛毛(ニ)特に明記せざる獸毛、(六十四)海草製食品(寒天)、(六十五)乾し又は燻したる魚、燻したる鮭を除く、(六十六)燻したる鮭、(六十七)魚油(鯨油を含む)、(六十八)家畜の脂肪(六十九)薄荷、(七十)鐵及鋼製手道具、(七十一)リソリウム、(七十二)亞麻仁油及麻實油、(七十三)樟腦、(七十四)寫真機、活動寫真機、ラヂオ器械及其等の器具(映畫フィルムを除く)

### 第二回東京會議

第二回歐亞貨物聯絡運輸會議は第六回旅客聯絡會議に引續いて、昭和六年七月一日から同月七日に亘りて東京に開かれた。参加者は鐵道省、鮮鐵、滿鐵、大阪商船、北日本汽船、中東鐵道、ソヴェエト國有鐵道、獨逸國有鐵道、リトワニヤ國有鐵道及ラトヴィヤ國有鐵道の十機關代表者で、波蘭國有鐵道代表は傍聽者として會議に參列した、決議事項十八件、

その内主なる可決事項は左の如くであつた。  
一、追加指圖の場合に提示すべき運送狀副狀通數に關する件。  
指圖處分の場合には當着驛港共運送副狀の全通提示を本旨とするも、指圖權者の選擇に依り一通にても之に應ずることとし若し一通にて應じたる場合は、引渡及爾後の指圖は其の一通に限定す。  
二、大阪商船の從價運賃撤廢に關する件  
大阪商船は從來絹織物、毛皮、銀器等の高價品は從價賃率に依ることとなり居たるも、之を重量賃率に改めた。  
三、次回會議の日時及場所に關する件。  
一九三二年ソ聯チフリス市に開くこと  
但し其開催期は伊國ナポリ市に開催せらるべき第七回旅客聯絡運輸會議の後とす。

### 第三回カウナス會議

第三回歐亞貨物聯絡會議は昭和七年十月一日より同月十七日に亘りてリトワ

ニヤのカウナスに開催され我鐵道省は同省國際課長山田新十郎氏を代表に立て外隨員數名を參加せしめた。同會議に提出された議案は二十九問題に上り、それが討議決定されたる主要議題は左の通りである。

- 一、中東鐵道(一九三三年六月一日から北滿鐵道と改稱さる)の本聯絡運輸實施の件(事務管理者提出)
  - (一)中東鐵道の減失貨物に對する賠償限度は一疋に付三・七六弗とすること、
  - (二)B 經路(新京哈爾濱經由)貨物に對する關稅は荷送人に於て豫め之を寄託すべき事に條件を附して本聯絡運輸を實施せしめんとするもの本件に付ては日本側、中東及び獨逸鐵道間に議論紛糾長時間に亘り討議するところあつたが結局左の通り決定
  - (三)損害賠償限度はベルリン協約に依ることに決定
  - (四)本聯絡運輸實施に付ては滿洲通過保稅運送制度の未實現及中東鐵道の南部線對東部線の運賃問題(東部線

交通・郵電・聯絡

は南部線に比し其の運賃法外に低率である)未解決の爲め次回會議迄保留

- 一、運送取扱上の施設改善に關する件

(過去の實績に徴し延着事故防止其他取扱上二、三の改善を爲さんとするもの)

【可決】各運輸機關殊にソヴェエト鐵道に於て延着防止に努むること、コンテナ使用の可決を研究すること及び運送會社が可成混載貸付として發送する方法を講ずること。尙ほ運送書類送付用特殊封筒使用及び本聯絡貨物特殊の符票貼付の件も可決。

- 一、浦鹽に於ける繼送作業改善の件

【北日本汽船提出】  
(浦鹽驛從事員に貨物引繼の際の引取を迅速に行はしめんとするもの)  
【可決】ソヴェエト交通部に於て直ちに現場に嚴重指令濟なるが尙今後とも充分注意する事として諒解。  
一、次回會議の日附及場所の件(事務管理者提出)

次回旅客聯絡會議は一九三五年(昭和十年)なるが貨物聯絡運輸の場合は波蘭鐵道の參加中東鐵道の實施等重大問題あるに鑑み一九三四年(昭和九年夏)ソヴェエトに於て開催の事に決定。尙ほ次回會議に波蘭其他の鐵道の招集に付ては事務管理者より各參加運輸機關に書面により交渉する事に決定。

- 一、鮭、鹽鮭を取扱品目に追加の件

【日本鐵道省提出】  
【可決】但し貸切扱(八疋以上)に限り小口のものとは地方的運賃に依ること。尙ほ鹽鮭の外に日本よりの輸出品革鞋及ゴム底、布靴を追加することに決定。

### 第四回モスクワ會議

第四回モスクワ會議は昭和十一年十月十五日十一月三日に亘りて行はれた。  
一、舊北滿鐵道の滿洲國移讓に伴ふ約定其他關係規定中修正の件は本聯絡運輸機關として滿洲國有鐵道の參加を認め本件可決。  
二、ソヴェエト鐵道區間に於ける運賃改



正の件はソヴェート鐵道のルーブル貨  
値變更に伴ふ地方的運賃の改正に伴ふ  
改正なるを以て之を承認可決。

三、運賃單位採用の件は可決。

四、フィンランド、スエーデン及ノール  
ウエー諸鐵道並オーストリアホル  
ム間汽船會社加入の件は關係鐵道の參  
加意思なき爲否決となりたるもフィン  
ランドのヘルシングホルム迄はエスト  
ニヤ鐵道ターリンに於て又スエーデ  
ン、ノールウエー諸國へは獨逸鐵道に  
於て託送替の上運送する事に決定。

五、ポーランド鐵道參加の件はポーラン  
ド鐵道の參加に依り從來東プロシヤに  
於て託送替の上運送せる獨逸本國發着  
貨物は直通運送に依る事になつた。同  
時に未參加諸國(西歐の殆ど全部)に  
も託送替の方法に依り運送する事とな  
つた。

六、ボグラニナチヤ、滿洲里經由及北  
鮮經由經路追加の件はソ聯鐵道の反對  
ありたる爲、他の全運輸機關の賛成支  
持ありたるも保留となり、滿ソ兩國鐵

道間に於て文書に依り解決する事に決  
定す。

七、西部區間に於て品目表所定以外貨物  
に對し割引單一運賃採用の件はソ聯邦  
鐵道を除く全參加運輸機關は賛意を表  
し、運賃を作成する事に可決。

八、會議の開催に關する規定(約定第七  
條)修正の件は常例會議は從來年一回  
なりしを二年毎に一回とする事に決  
定。

九、本聯絡運輸を英、佛其他西歐諸國に  
擴張の件、英國ロンドンへはレニング  
ラード經由ソヴェート汽船に依り運送  
する事となり又他の諸國へはドイツ及  
ポーランドの取扱驛に於て託送替運送  
する事とし一應解決を見た。

一〇、次回會議の開催期日及場所に關する  
件、一九三八年夏旅客會議の直後ハン  
ブルグに於て開催する事に決定。

二、積載し得ざる大口貨物(一車)に對し  
全數量に對する賃率適用方の件。各鐵  
道共地方的に其の制度無き爲研究する  
事として保留。

議題 東洋觀光ルートの制定、各國共通  
のクーボン式旅券發行の件、其他

日程 十一月八日……開會式

九日、十日……本會議開催

十一日……休戰記念日に付休  
會

十二日……本會議續行

十三日、十四日……香港附近觀光

(註) 支那事變の爲中止となる

西伯利經由貨物取扱事項

第七回シベリヤ經由歐亞旅客手小荷物  
聯絡會議並に第三回歐亞貨物聯絡會議に  
依つて種々なる議案が討議決定された  
が、我鐵道省は前記二つのシベリヤ經由  
歐亞聯絡運輸に依る小荷物及貨物の取扱  
に關し左記の如き注意事項を發表した。  
一、關係書類と現品との對照を勵行され  
たき事

(理由) 往々にして現品と關係書類の記事  
と符合せざることあり折角敦賀に到着し  
たるものが船積中止の已むなきに至り出  
帆當日荷主より電話ある等の實例もあり  
不便尠からず。

二、ソ聯邦通關用の繩掛を勵行する事

交通・郵電・聯絡

三、ソヴェート國營商船部(ソフトルグ・  
フロート)の取扱港門司、大阪、下關  
及神戸削除の件は可決。

第一回東洋觀光會議

鐵道省觀光局に於ては昭和十年五月東  
京に於て東洋へ歐米觀光客を吸收する目  
的を以て觀光會議を催し、東洋觀光協會  
設立を計畫觀光局長田誠氏よりの招聘に  
對し各國より續々賛意を表し左の諸團體  
が參加した。

ソ聯邦インツォリスト駐日代表部、樺  
太廳鐵道事務所、大阪商船、日本郵船  
朝鮮總督府、中國旅行社(支那)、シヤ  
ム、印度、香港、上海、河内、西貢、  
新嘉坡、等の各旅行社及米國エクスプ  
レス横濱支社等。

第二回東洋觀光會議

鐵道省國營觀光局の主催で成立した東  
洋觀光協會では一九三六年に第一回大會  
を開催、第二回は香港で開催する事とな  
り其の要旨は左の如くである。

▼第二回東洋觀光會議開催要旨  
期日 一九三七年十一月八日―十二日

(理由) 本件については曩に再三注意を喚  
起し置きたるも未だに徹底せざる憾あり  
是非繩掛けする様留意ありし、因に麻  
繩よりも綿ロープの方が適當なり(歐亞  
小荷物規則第八條、歐亞貨物規則第十四  
條參照)

三、強靱なる荷札を使用する事

(理由) 本聯絡運輸規則によれば必ず強靱  
なる荷札を使用する様規定せられる居  
るに拘らず未だに薄弱なる荷札を使用し  
居る向あり且つ發塵より敦賀に至るまで  
に既に脱落、紛失し居る例もあるに付き  
強じんなる荷札を使用する様留意ありた  
し。

四、紙函包装を避けられたき事

(理由) 本聯絡荷物に紙函包装を爲すを外  
國側運輸機關が厭ひ居る事は既に本情報  
にて掲載し置きたるが尙往々にして斯の  
種包装を見受く今後斯かる包装のものを  
受託せざる様注意されたし。

ソ聯入國案内

旅券査證

西伯利鐵道經由極東西歐間の交通は漸

次改善され、歐亞聯絡運輸も昭和二年八  
月一日から復活し、歐亞間急行列車の聯  
絡も圓滑となり、旅客は何等不安なく旅  
行し得るに至つた即ち之によれば内地よ  
り西歐主要都市まで所定日數十四五日一  
等賃金七百五十圓前後であつてスエズ經  
由及び亞米利加經由に比し費用に於ては  
左したる相違なきも、スエズ經由約四十  
日、亞米利加經由約三週間の日子を要す  
るに比すれば、日數に於て可なりの節約  
であるばかりでなく、西伯利大陸の旅行  
も亦頗る興味に富み更に邦人にとりては  
隣邦を知るに通すべからざる結好の機會  
であらう。

旅券を得たら先づ駐日ソヴェート聯邦  
領事の査證を得ねばならぬ。査證は現在  
に於ては通過は容易であるが入國には可  
なり嚴重な制限がある。手續としては本  
人又は代理者が領事館に出頭し旅券に調  
書三通と脱帽半身の手札形寫眞三枚を添  
へて提出するのである。査證料約六圓若  
し入國とすれば更に莫斯科への照會電報  
料約十二圓を要する。査證の有効期間は



最初の國境通過の日より入國は一箇月通過は十四日で一箇所に二十四時間以上滞在の場合には官憲に届出を要する。而して入國の場合には入國後直ちに滞在地に於ける執行委員、會外國旅券課より居住券を貰受けねばならぬ。一般に各種届出手續の際は寫眞の添付を要することが多いから寫眞は十數枚携帯するが便利である。

乗車券と寢臺豫約

歐亞聯絡乗車券の等級は一、二、三等片道乗車券のみで往復券は無い。通用期間は總て六十日で、十人以上の團體には相當の割引をする。又日本側の區間即ち新京又は浦鹽斯德迄の間だけを下級とする異級聯絡乗車券、例へば東京新京間を二等としそれから先を一等とするが如きものも發賣する。途中下車は聯絡乗車券所有は内地滿鮮に於ては回数及場所制限なく、外國側に於ても各鐵道に依り多少の差はあるが、大體地方旅客よりも有利な扱が認められてゐる。

寢臺、座席の豫約はツースト・ピュローイ各案内所で手配するが、東支及ソ

ヴェイト鐵道の寢臺券は乗車券購求前に豫約して置かねばならぬ。現在のところ北滿鐵道ソヴェイト國有鐵道の各取扱驛及ストルブツエ、リガ迄は、先方に問合せないで寢臺券を發賣し得る便法があるから非常に簡便になつて來た。

尙外國の鐵道では、列車ボーイが旅客の乗車券や寢臺券を預つて置いて、車掌の檢札や官憲の旅券檢査を濟ませて呉れるのが普通である。言葉の關係上自分の乗車券其他を沒收されたのでは無いかといふ懸念が起るかも知れないが、決して斯る心配はないのである。例へば滿洲里發車後にボーイが來て乗車券を預り、莫斯科著前に返して呉れるが如きである。

手荷物

聯絡旅客は座席に持込み得る程度の手廻品は、其重量に制限なく持込むことが出来る。従て大型鞆の携帯は成る可く避けスーツケース(曲尺二尺四、五寸程度のもの)巻靴其他小型の手提鞆等を携帯する方が便利である。

歐亞聯絡運輸で手荷物として託送し得

るのは普通の旅行用品で、旅行鞆、トラシク等に入れたものは勿論、伊太利發着の場合を除き病人用移動椅子、小兒車、商品見本、携帯樂器、興業用品、測量用品、自轉車(自動自轉車を含む)スキー、スケート用具等であつて重量や容積に就ては具體的の制限は無い。唯容易に手荷物車に積込み得るものでなくてはならぬ。本聯絡運輸では無賃運送を全然認め居ない。その代りに日本側では手荷物運賃の五割引をしてゐる。

列車運轉概況

西伯利鐵道に於ける急行列車には、優良軟床車、通常軟床車、硬床及食堂車が連結されてゐる。優良軟床車は元の萬國寢臺會社の車輛でコンパイルメント式であつて他國の一等車に相當し照明保温裝置其他の設備も完備してゐる。本車輛は更に第一カテゴリー(一室二人詰)及第二カテゴリー(一室四人詰)に分れ第一カテゴリーの方が設備も良く、料金も高い軟床車はコンパイルメント式四人室で二等車に相當し、硬床車は座席が板張り

三等車に相當する。

寢臺は各種車輛に設備され、食堂車は約三十人も收容し得る大型のものである。尙西伯利鐵道では發車合圖に鐘を鳴らす即ち一點鐘と二點鐘とがあつて、一點鐘は發車の約三分前、二點鐘と同時に發車となつてゐる。

聯絡列車の運轉概況は次の如くである。

一、東京—滿洲里

1、東京—新京間

朝鮮經由に於ては毎日急行列車が運轉してゐる。所要時間三晝夜、大連經由に於ては門司、大連間汽船一週二回又は三回(約二晝夜)大連、新京間には毎日急行列車の運轉があり、其所要時間十一時間半。

2、新京—哈爾濱—滿洲里間

毎日急行列車を運轉しワンゴリ一の一、二等寢臺車、普通の三等寢臺車及食堂車が連結されてゐる。

3、東京—敦賀—浦鹽—哈爾濱—滿洲里間

敦賀浦鹽間には毎月三回汽船が運航し該汽船の敦賀發着毎に東京、敦賀間に一二

交通。郵電。聯絡

等の直通寢臺車の運轉がある。

所要時間は東京敦賀港間約十二時間敦賀浦鹽間二晝夜。

浦鹽—哈爾濱—滿洲里間には滿洲里發着の西伯利急行に接續する直通急行列車が一週三回運轉してゐる。所要時間約二晝夜新京からの列車と同様ワンゴリ一二等寢臺車が連結されてゐる西歐への直通旅客は哈爾濱新京から滿洲里に向ふ急行列車に乗換の必要がある。

二、滿洲里—莫斯科間

一週三回急行列車が運轉してゐる。所要時間約六晝夜、右の急行列車には軟床にしてラトヴィヤ國のリガ行直通車優良軟床車及硬床車にしてソヴェイトと波蘭の國境たるストルブツエ行直通車が連結されてゐるから之に依れば莫斯科で乗換をする必要はない。

三、浦鹽—莫斯科間

一週一回(西行浦鹽發火、莫斯科著木東行莫斯科發火、浦鹽著火)急行列車の運轉がある。所要時間約九晝夜。本列車にも滿洲里發着列車同様リガ及ス

トルブツエ發着の直通車を連結してゐる。

食堂車

各主要線共急行列車には食堂車が連結されてゐる食料金は左の如くである。西伯利鐵道の食堂車では定食は低廉であるが、一品料理は比較的高い。尙ソヴェイト内旅行には各種食料品(菓子、パン、茶、砂糖、バター、果物)等を新京或は哈爾濱で豫め購入し携帯する方が便利だ。

朝食	四圓	五圓	六圓
晝食	一圓	一圓二角	一圓五角
夕食	一圓	一圓二角	一圓五角
鐵道省線(洋食)	四圓	五圓	六圓
鮮滿各鐵道	一圓	一圓二角	一圓五角
北滿鐵道	銀幣	銀幣	銀幣
ソヴェイト鐵道	米幣	米幣	米幣
西歐諸國	一圓	一圓二角	一圓五角

旅券檢査及手荷物税關檢査

旅券の檢査は各國々境驛で出入の都度行ふ例としてゐるが、單に車内にて一應の檢査に止むるもの、或は係員に於て旅



券を取纏め検査登記に相當の時間を要するものあるなど國々とも多少其検査振りを異にしてゐる。

旅客自身の携帯せる手荷物は各國境驛(驛内検査場又は列車内)で税關検査を受けなければならぬ。歐亞聯絡に依る託送手荷物にして日本發のものは通過國では禁制品收納の疑ある場合の外検査をせず發著國だけで検査をする事に近くなる筈であるが、目下のところは各國驛で旅客自身税關検査に立會はねばならぬ。唯だソヴェートだけは既に通過旅客の手荷物保税運送の手續をしたものは検査なしでも通る、豫め英露文等にて携帯品目録を製作携行すれば検査は比較的簡單に済むソヴェート入國の場合には無關税にて携帯し得る物件數量に就て種々制限があるが通過の場合にはあまり制限されて居らぬ寫眞機、タイプライター、ラヂオ機等も一個だけなら差支ないが撮影にはソヴェートでは官憲の許可を要する。又書籍文書印刷物等に就ては、出露の場合一九一七年以降ソヴェートに於て出版せられた

るから、國境通過の際税關に之を提出し自己の旅券に登録證明を求め置く必要がある。

トラベラスチエツク(旅行小切手)は圓貨磅貨弗貨共ツリースト・ビュローで發行してゐる。又ソヴェート以外の國に於ても小額の兩替には國境驛に兩替店あり容易に其國の貨幣に兩替することが出来る。尤も信用狀小切手だと之を現金にするのに餘裕のない場合があるから英磅貨又は米弗貨を相當に準備して行けば、ホテル、食堂内等どこでも適的な率で地方貨に換算して呉れる。

駐日ソ聯邦領事館査證交附規定

一、公館の所在地 東京ソヴェート聯邦領事館東京市麻布區狸穴町一番地(現在は大使館領事部に改稱)  
他に總領事館は京城にあり。領事館は大連、函館、敦賀、神戸(臨時休館の時あり)副領事館は小樽にある。(夏季開館)

二、受付時間 東京に於ては日曜、祭日以外毎日午前十時より午後一時まで。

交通・郵電・聯絡

るものに對し檢閲されることがある。

- 一、オーバコート類 二著(毛皮厚外套一着を含む)
- 一、帽子 二個(毛皮帽子一個を含む)
- 一、靴 一足
- 一、衣服 二著(男女共)
- 一、下衣類 六枚(男女共)
- 一、刻煙草 五百瓦(或は卷煙草二百五十本又は葉卷五十本)
- 一、旅行に必要な限度の食料品
- 一、旅行者の需要量を超えざる被服類、頭飾、手拭、ハンケチ、枕、化粧品
- 一、成年者一人に付一フント(約一〇九匁)を超えざる金製白金製並に三フント以下の銀製品、専門家(醫師、美術家等)の職業用の手用器具及用品

貨幣

東支鐵道線内では銀弗、ソヴェート國內では金本位チエルウオーネツ紙幣並補助貨幣が使用されてゐる。銀弗は新京出發前に少し兩替して置く方が都合だ。

一チエルウオーネツは邦貨約十圓に相當する。チエルウオーネツの十分の一の一留紙幣の外、三留、五留、十留、三十

三、査證の種目 各領事館に於てはソヴェート聯邦への入國、往復(短日間ソ

聯に滞在する人に對し)並びにソヴェート聯邦通過の査證(公用及び私用とも)を下附す。函館及び小樽にては特別の漁業用査證を下附す。外交官査證は東京のソヴェート聯邦大使館に於て交付す。

四、査證を受ける手續 査證下附願は本人又は他の代理者を通じても差出すことを得、但し、成可く本人の出願を望む。

願書には常に本人の署名を必要とす。査證下附希望者は三枚の用紙に記入し三枚の寫眞を添附す。寫眞の表面には本人の署名を附すべし。出願用紙は領事館に於て下附せらる。十六歳未満の兒童は別の出願用紙に記入することを要せざる代りに母又は同行者の用紙に合せて記入すべし。然し、寫眞は十歳以上の兒童にはこれを必要とす。

通過の目的にて行く人々はソヴェート聯邦の次に入る國(例へば、ポーラン

留、五十留、百留紙幣があり、其他一、三、五哥の銅貨、一〇、一五、五〇哥の銀貨も用ひられてゐる旅行中現金を携帯するは種々不便なるを以て必要なる旅費以外に信用狀或はトラベラスチエツク(旅行小切手)等にて携帯するが便利である。

殊にソヴェートに於てはソ貨の携入、携出を許されぬから同國への入國又は通過の旅行者は入國後又は國境に於て國立銀行の公定によりソ貨を買入れなければならぬ)此場合は兩替證明書を呉れるから出國迄紛失せぬ様にして置かねばならぬ)従てソ貨はソ國內の旅行に必要な限度(單に通過の場合五、六十留莫斯科一日滞在の場合七、八十留)を買入れて置くのが便利である。若し出國の場合ソ貨の殘額ある場合は、入國の場合の兩替證明書に依り他國の貨幣に兩替して呉れる。

ソ國以外の外國貨幣は金額に制限なく携入を許してゐるが、携出は國外より携入したる事の證明あるものに限られてゐる。

ド、フィランド、又はラトヴィア等々の査證を豫め受けおくべし。

五、査證を受けるに要する時間 査證に對しては規定としてソヴェート聯邦中央政府の許可を要す。場合によりては出願者の自辨(凡そ十五圓)にて電報を以て問合すことを得。

六、査證期間 入國査證の有効期間は査證交附の日より十五日間。通過査證の有効期間はソヴェート聯邦への入國の國境と出國の國境との間を通り抜けるに要する日數を與へらる。査證はたゞ一回限り有効とす。

七、査證料 査證料は赤十字税を加へて入國及び通過とも五留五十哥。入國の往復査證料は十一留。料金は當日の爲替相場により圓にて徴收さるべし。但し、外交査證及公用證書は無料。出願用紙料は一枚二十五哥とす。

出願用紙左の方法によつて記入するを要す。

- 1、姓 名 (姓を先に名を後に書く)
- 2、出生年月日 (年號は西曆にて記する)



こと)

- 出生地 (市或は府縣)
- 3、家族關係 (未婚、既婚、未亡人等)
- 4、國籍 (日本人ならば「Japan」と書けばよし)
- 5、教育 (卒業學校の種類、例へば大學卒業は「University」)
- 6、職業 (官吏、會社員、教師、學生等の場合は附屬の官廳、會社、學校等の名を明記すること)
- 7、旅券交付者 (日本人の場合は「Minister of Foreign Affairs of Japan」と書き、併せて旅券番號並に交付日をも記すこと)
- 8、出發日 (出發地を出發する年月日、例へば「15th June 1938 from Tokyo」と書くが如し)
- 9、通過の場合 (通過の場合、入國及び通過の國境 (通過の場合、入國及び出國兩方の國境名を書く。例へば「Manchoulia (Negoreoe)」)
- 10、旅行の目的及び行先地名 (通過の場合、例へば「Breslaw via USSR to Berlin」の如く書く)
- 11、如何なる商會の代表として又如何なる

商會によつて派遣されるか (私用にて行く時は單に「私」と記入)

- 12、十六歳未満の子供を同伴する場合は別に出願用紙は必要とせざる代りにこの欄にその子供の姓名、年齢を記入のこと
- 13、ソヴェート聯邦或は革命前のロシアに以前行つた (又通過した) 事があるならば其年月日及び用件猶當時ソヴェート聯邦の査證を交付した領事館又は大使官及び交附の日附、査證番號等を記入のこと
- 14、政黨との關係 (入黨及び脱黨の年月日)
- 15、以前ロシアに行つたことのある場合は如何なる事情によつて出國したか。又如何なる書類によりどの國境を経て出國したか
- 16、反ソヴェート軍事行動に参加したことある時は、その参加の年月日、陣地及び從軍資格、徴募によるか志願によるかを別
- 17、裁判又は懲罰を受けたる場合はその場所年月日及びその原因を記入し、無き場合は「No」と記す
- 18、ソヴェート聯邦内に不動産を所有し居る場合はその場所及び品名を記入し然らざる時は「No」と記す

19、ソヴェート聯邦内に親近者ある場合はその姓名、詳細なる住所を記し無き場合は「No」と書く

- 20、紹介状を與へる人ある場合はその人の姓名、商用を以て入國する人は銀行會社等のこれに關する證明書
- 21、査證出願者の保證人となり得る人の住所氏名 (査證出願者が官職にあれば、その所轄の長官、學校ならば校長、會社ならば社長等の住所姓名、然し通過には必ずしもこれを必要とせず)

入露携帶品通關規則

(左表以外は課税せらる)

品名	男一人	女一人
一、外用被服其中に防寒外	四點	四點
套一着以上たらざること		
二、頭飾物其中に毛皮帽子	四點	四點
一個以上たらざること		
三、手袋	二個	二個
四、毛皮肩掛	一個	一個
五、履物及新底三組	六足	六足
六、家庭用スリッパ	二足	二足

七、エリ巻若くは肩掛	二個	二個
八、男子用衣服	四組	一個
九、婦人用衣裳	四組	一個
一〇、上用婦人シヤケツ	六組	一個
一一、就寢用婦人シヤケツ	六組	一個
一二、外用スカート	六組	一個
一三、下着	二組	二組
一四、手拭	二組	二組
一五、男子及婦人用靴下	二足	二足
一六、鼻カミ用ハンカチーフ	一八個	一八個
一七、瓦斯織等の頭部用ハンカチーフ	三個	三個
一八、男子用シヤツ	九個	一個
一九、カラー	一八個	一個
二〇、カフス	二個	二個
二一、ネクタイ	二個	二個
二二、寢臺用敷布	六個	六個
二三、枕	三個	三個
二四、毛織肩掛若くは毛布	三個	三個
二五、暖下着及男子用スウェーター	六個	一個
二六、編みたる婦人用シヤケツ及ズボン	一個	六個
二七、手袋	三組	三組
二八、男子婦人用防寒靴	二足	二足
二九、傘	二本	二本

交通・郵電・聯絡

三〇、杖	一個	二本
三一、婦人用革製手提袋	一個	二個
三二、手提紙入	一個	一個
三三、刻煙草	〇・一キログラム	〇・二キログラム
若くは煙草の代りに卷煙草	二五〇本	二五〇本
又は卷煙草若くは煙草の代りにシガー	五本	五本
量二五〇瓦以下	一瓶	一瓶
開かれたる香水重量一五〇瓦以上	一瓶	一瓶
開かれたる化粧石鹼	一瓶	一瓶
固形白粉五〇瓦以下若くは粉白粉一五〇瓦以下開かれたる有様にて	一箱	一箱
三六、剃髮用具	一組	一組

日ソ兩國外人査證料

ソ聯旅行案内局インツォリスト日本支部發表同國在外領事館が徴收するソ聯邦入國又は通過査證料は各國人によつて區別に別れてゐるが、その主なるものは次の通りである。

日本	五留
英國	三七哥

白	五留
洪	一九留四七哥
希	二留二五哥
西	五留
支	五留
諾	七留五〇哥
米	一九留四七哥
土	六留
瑞	五留
波	五留
獨	五留
亞	四六哥
爾	一九留四七哥
然	一〇留
丁	七留五〇哥
瑞	一〇留
典	七留五〇哥
和	五留
伊	五留
太	一九留四七哥
利	五留
墨	五留
波	五留
佛	五留
芬	四留
蘭	五留
チ	五留
エ	五留
ツ	五留
コ	五留

右に對し本邦在外領事館が徴收する西伯利經由來朝する外人旅券査證料は左の



通り。

駐ソ帝國領事館

イ、一般外國人	三留八〇哥
ロ、米 國 人	二〇留
ハ、墨 國 人	三留
ニ、ソ 聯 人	五留五〇哥
駐佛領事館	
イ、一般外國人	五〇法
ロ、米 國 人	二五〇法
ハ、墨 國 人	三七法
ニ、ソ 聯 人	七〇法
駐獨領事館	
イ、一般外國人	八馬克
ロ、米 國 人	四〇馬克
ハ、墨 國 人	六馬克
ニ、ソ 聯 人	一一馬克
駐英領事館	
イ、一般外國人	八志

歐亞聯絡貨客昭和十一年度統計

鐵道省經理局調査に依る昭和十一年一月より十二月までの内地省線各驛發歐露並に西歐行浦鹽及滿洲里經由旅客件數、貨物取扱數、ソヴェート鐵道寢臺券發行

高統計は左の如し。

「旅客」

年	一等	二等	三等	賃 銀(圓)
十一月	一〇	一九	二	一、七四・七〇
十二月	九	一九	一	一、三三・七九
一月	三〇	六	一	一、四七・四九
二月	九	九	一	一、五〇・三三
三月	三	二	〇	一、六四・六七
四月	三〇	二五	三	六、三四・一九
五月	三	二	〇	三、三三・七三
六月	三	二	〇	三、三三・七三
七月	三	二	〇	三、三三・七三
八月	三	二	〇	三、三三・七三
九月	三	二	〇	三、三三・七三
十月	三	二	〇	三、三三・七三
十一月	三	二	〇	三、三三・七三
十二月	三	二	〇	三、三三・七三
合計	一七〇	一四	一	一、九一・九七

ソヴェート鐵道(朝鮮經由)寢臺券發行高

月	(一等)	(二等)	(三等)
一月	一六	三	二
二月	一三	二	一
三月	一三	一	一
四月	一三	一	一
五月	一三	一	一
合計	一七〇	一四	一

手小荷物、貨物扱高

月	手小荷物 件數(キロ)	貨物 件數(キロ)
一月	二	一三三
二月	二	一三三
三月	二	一三三
四月	二	一三三
五月	二	一三三
六月	二	一三三
七月	二	一三三
八月	二	一三三
九月	二	一三三
十月	二	一三三
十一月	二	一三三
十二月	二	一三三
計	二二	一、三三〇

日ソ郵便關係

一、通常郵便物

日ソ兩國間に交換する通常郵便物は一九二四年八月瑞典ストックホルムに於て締結され、一九二五年十月一日より實施の萬國郵便條約及同價格表記書狀箱物に關する約定により取扱はる。

郵便送達経路は左記三線路による(但しソ聯側は滿鮮經由線を利用せず殆ど浦鹽敦賀線による)

(A) 鮮滿經由線 下關、釜山、哈爾濱、滿洲里經由に依る鐵道便にしてチタ以遠のソ聯宛通常郵便物の全部を送達し一週三回の差立をなす。

(B) 浦鹽線 此の線路は敦賀浦鹽間月三回の差立をなし極東露西亞たる沿海州黒龍州宛の郵便物を送達す。

(C) サガレン及カムチャツカ線 夏期中函館又は小樽發の船便による。又冬期中サガレン發着の郵便物は我樺太廳郵便局とサガレン露國郵便局との間に開

交通・郵電・聯絡

設せる陸送便による。

二、小包郵便物

日ソ間の小包交換は大正十二年八月停止せられたのであるが、其後ソヴェート聯邦は萬國郵便聯合の小包約定に加盟しないので、我週信省では兩國間小包の直接交換及西伯利鐵道に依る歐洲方面小包の送達を再開するため同國と特別に小包郵便約定を締結すべく、大正十四年兩國の國交恢復と共にソヴェート側に對し交渉を開始した。然るにソヴェート側に於ては容易に之に應ずる色なく、爾來屢々交渉を重ねたる所、昭和三年に至り漸く莫斯科に於て協議したき旨を申來つた。依つて我方よりも委員出席して同年十月第一回會議を開催し、其の後引續き折衝を重ね昭和六年十一月二十三日莫斯科で調印を了つた。而して同條約は昭和七年八月二十三日から效力を發生することになった。その要領左の如し。

A、條約の要項

一、約定の適用範圍 本條約は兩國間に

直接交換する小包及開囊にて繼續小包に適用す

一、開囊繼續小包の範圍 前項の開囊にて繼續小包の範圍は本邦は直接と間接とを問はず交換關係ある國に宛て又は之より發するものなるに反しソ國は同國が小包交換に關する約定を締結せる國に宛て又は之より發するものに限る

一、重量、寸尺の制限 兩國間に交換する小包の重量制限は五キログラム、長さは一メートル二五、容積二百十六立方デシメートルとす

一、價格表記金額の制限 小包は一千フラン(約四百圓)迄、之を價格表記と爲すことを得

一、料金 小包の料金は本邦は萬國郵便聯合約定の規定に依る額、ソ國はその約倍額とす。而して本邦の三郵政廳(日本、朝鮮、其の他の日本屬地全體)は聯合其の他の約定の例により各別の料金を徴收することを得

一、航空小包 小包の原包裝損し再包裝



を爲すに非ざれば爾後の發送不能なるときは再包装を爲したる郵政廳は五十サンチーム(二十錢)迄の特別料金を名宛人又は差出人より徴收することを得

一、閉囊に依る小包の繼越—海路に限り繼越を引受く、右繼越小包の料金其の他の條件は兩國郵政長官の協議を以て定む

一、禁制—締約國の小包の有品に關し制限を設くることを得

一、業務の停止—締約國は非常の場合は一時業務の全部又は一部を停止し又は輸送の狀況に従ひ繼越小包の數量を制限することを得

一、聯合の小包郵便約定の規定の適用—其の他は大體聯合の小包約定の規定に従ふ

一、約定の施行規則—小包の遞送方法其他約定の施行に必要な細目手續は兩國郵政長官間に協議の上施行規則に於て之を定む

B、施行規則

昭和七年八月條約第六號日本帝國及ソヴェート社會主義共和國聯邦間小包郵便物交換に關する約定の施行規則に付き遞信省告示第千四百七十六號を以て左の如く發表した

昭和七年八月四日

遞信大臣 南 弘

日本帝國及ソ聯邦間

小包郵便施行規則

下に署名する者は昭和六年十一月二十三日即ち一九三一年十一月二十三日日本帝國及ソヴェート社會主義共和國聯邦間に締結したる小包郵便物交換に關する約定第九條に依り左の如く協定したり

一、當分の内小包郵便物の交換局は日本帝國に在りては敦賀、小樽、函館、豊原、又ソヴェート社會主義共和國聯邦に在りてはウラジオオストツク、オハ、アレクサンドロフスク(サガレン)、ペトロパウロフスク(カムチャツカ)とす

二、當分の内小包郵便物の遞送は直接交換

に於ても繼越に於ても露出の儘(行囊に納めず小包に)之を行ふべし。繼越郵便物に關する各類書の遞送も露出の儘にて之を行ふべし

三

小包郵便物には同一に作成したる送付書二通を添附す其一通は小包郵便を受領したる吏員之を保存し他の一通は小包郵便物を送附したる吏員之を保存す

右送付書には露出の儘にて遞送する小包郵便物を一括記入し之に關係小包目録の番號を附記す

交換局に於て作成したる小包目録は送付書と共に之を受領吏員に交付することを要す

小包郵便物受領の爲出頭せる吏員は交付すべき小包郵便物なきときは正當に日附印を押し且署名したる無記入の送付書を交付することを要す

四

包有品に接觸し得る程度に包装破損したる爲小包郵便物を受領すること能はざるときは吏員は送付書二通に小包郵便物

を受領せざることに關し必要の註記を爲すことを要す該註記には受領せざることを事由を記載し受領吏員及小包郵便物を交付する吏員に於て署名することを要す

五

通則として小包郵便物に對する料金は送狀に貼附する郵便切手に依り之を徴收す但し各締約郵政廳は事情已むを得ざるときは通貨に依る支拂を定むる權利を留保す

六

締約國郵政廳は送狀の通知券に通信文を記載することを許さざる權能を有す

七

一、直接交換又は繼越の小包郵便物に關する計算書は萬國郵便聯合の小包郵便物に關する約定の施行規則の規定に従ひ毎月之を作成す

二、計算書には關係書類を添附し其の關係する月の經過後成るべく一日中に且遅くとも六週中に之を他方の締約國の郵政廳に送付することを要す該計算書

交通・郵便・聯絡

は其の受領の日より起算し一月の期間内に之を審査の上返送することを要す

三、締約國の作成し且承認したる月次計算は三月毎に作る總計算書に貸越郵政廳に於て之を記入することを要す其の差額は總計算書受領の日より起算し一月の期間内に之を支拂ふべきものとす

差額の支拂が右期間内に爲されざるときは支拂はるべき金額は該期間満了の日より起算し年七分の割合にて利子を生ず

四、右計算書の差額は貸越國の首府に在る銀行の媒介に依り同國の貨幣にて又貸越郵政廳の請求あるときは貸越郵政廳及借越郵政廳間に協議の協議の上他國の貨幣にて貸越郵政廳に之を支拂ふ

八

五、支拂に附隨する費用は借越郵政廳に於て之を負擔す  
本則は小包郵便物交換に關する約定實施の日より之を施行すべし

本規則は締約國郵政廳間の協定に依り之を改竄するに非ざれば右約定と同一の存續期間を有すべし

昭和六年十一月二十三日即ち(一九三一年十一月二十三日)モスクワにて本書二通を作成し之に署名す  
日本帝國郵政廳の爲に  
大使館參事官 天 羽 英 二

日ソ間小包郵便交換局設定

兩國間に於ける小包交換は交換局を経行ひ差向き左の各四局である。

▽日本側—敦賀、小樽、函館、豊原  
▽ソ國側—浦鹽、オハ、アレキサンドロフスク、ペトロパウロフスク

而してその連結系統は大體左の如し。

▽北樺太方面—夏期は小樽、オハ間毎月約二回就航する北樺太石油會社船により(小樽オハ間四日乃至七日)冬期は樺太國境上に於て毎年豊原局とアレキサンドロフスク局間に交換せらるゝ通常郵便物の交通機關による(豊原、ア港間約十三日)  
▽堪察加方面—結氷期を除き一年約七回航行する栗林商船會社便により小樽、ペトロパウロフスク局間に交換す(約七日)。



▽其他ノ國各地方面ニ每週一回敦賀、浦鹽間を航行する北日本汽船會社便により敦賀、浦鹽兩局間に交換す。

ソ聯發着の小包制限

ソヴェートは小包郵便により外國より輸入し得る物品の品目を限定し、許容品目に該當する物品と雖も輸入許可なくして外國より輸入し得るものは名宛人自身の需要に充つる物品に限り商業を目的とせざることを條件とし其數量は一品目に付き一年包装の重量を込め五キログラムを限度とする。尙發受人共個人なることを要し、個人の場合と雖も屢々小包を輸入するときは組織的即ち商用の目的を以てするものと認められ通關を許さざる等の規定がある。更に外國へ發送する小包については原則として輸出許可を要せず、又數量の制限を受けざるも發受人共個人たることを要する。従つて商業の目的を以てする商品を小包郵便によりソ聯へ發送することは不可能にして利用範圍は著しく局限せらるゝの感があるが、ソ聯經由小包に就ては目下斯かる制限がな

いから繼越小包の利用價值は相當大なるものあるべく本邦發送數は一年二萬個内外に達するであらうと豫想されてゐる。

料金の概算

日本陸路	一匁迄	五匁迄
ソ聯陸路	〇・五法	〇・七五法
日ソ間海路	〇・五〇	〇・五〇
ソ聯邦陸路		
直接(亞ソ發着)	二〇〇	二〇〇
交換(歐ソ發着)	四〇〇	四〇〇
繼越(亞ソ遞送)	四〇〇	四〇〇
繼越(歐ソ遞送)	八〇〇	八〇〇

北樺太冬期小包交換

さきに締結された日ソ小包郵便條約の規定に基き我通省は北樺太各地との冬季間小包郵便交換に關しソヴェート郵電人民委員部との間に之が實施方につき打合せ中のところ、昭和七年冬より實施することになり、十二月二十九日第一回の交換が行はれ、昭和八年春解氷期に入り函館、小樽より同地方への受命船航行するまで左の通り豊原經由で小包郵便並に普通郵便物が交換されることになつた。

交換地ニ半田澤、オノール間國境

同 十年	七、五二三
同 十一年	八、六九〇

△十一年度月別精計

一月	八四二	八四八
二月	八四二	六一二
三月	一、〇八三	一、二五八
四月	一、二〇七	六三六
五月	一、一七二	七九六
六月	九八〇	二二五
七月	九六三	八四二
八月	九二九	六三四
九月	一、〇二九	七七二
十月	九三三	八四一
十一月	一、一六六	八三七
十二月	一、三八二	一、〇六四
計	一二、四八四	八、六九〇

日ソ電信關係

日ソ電信聯絡の沿革

我國とソ聯との電信聯絡は明治三年丁抹大北電信會社が日本政府の特許を得、

交通・郵電・聯絡

昭和 八年	三、九九七
同 九年	四、五二三
同 十年	五、二九二
同 十一年	一、二、四八四
日本へ到着	
昭和 八年	二、七五四
同 九年	五、二九一

道の運賃高率なためで、ソ聯邦が聯合の小包約定に加入せぬ理由の一つである。更に小包の重量を五キログラム迄に制限してオキログラム小包を取扱はないことは、ソ聯邦が外國貿易を公認せず且個人用として輸入し得る物品の數量を一種類五キログラム迄に制限せるためで、西比利鐵道に依り小包を送達し得る範圍を獨逸外國に限れるは、ソヴェート聯邦が條約關係を有せざる國に對しては媒介送達を許さざるためである。

西比利經由小包郵便扱高

(遞信省外國郵便調査) 西比利經由内地着發小包郵便物、昭和八、九、十、十一年度扱數左の如し。

内地より差立

昭和 八年	三、九九七
同 九年	四、五二三
同 十年	五、二九二
同 十一年	一、二、四八四

交換日ニ每週二回(火曜、木曜)

聯絡先ニアレキサンドロフスク、オハ方面

昭和十年度は十二月未開始、翌十一年四月五日終了した。開始及終了の時期は毎年一定せず氣象の状態等に依り多少の變化を見る。

北樺太、オハ、アレキサンドロフスクドウエ地方には我石油石炭利權事業に従事する邦人が多數在住してゐるので日本内地との聯絡は非常に便利になる。

前述せる條約の締結により、從來英國等を経由して大迂廻送達せられたる露國宛小包特に沿海州及北樺太方面宛小包が速達せらるべきは言を俟たず。又料金は歐露宛小包に於て二割五、亞露宛小包に於ては約六割低減せらるべし。西比利鐵道を経由して小包を送達し得る其他の國は差當り獨逸、エストニア、ラトヴィア、波斯、土耳其の諸國にして、加奈陀、英國經由に比し、料金低廉、送達迅速となつた。

尙ソ聯宛小包料金は戦前に比較して約三割乃至四割方高くなるが、西比利亞鐵

長崎浦鹽間に海底電線一條を敷設せしに始まる其後明治十五年更に一條を増加したが、大正三年朝鮮浦鹽間の陸線聯絡及南北樺太間の陸線聯絡が設けられ、日露間の電信交通に一新紀元を劃した。露國革命によつて陸線聯絡は久しく停止されてゐたが、大正十四年三月一日より再開され、更に大正四年には落石無線電信局と堪察加ペトロパウロフスク間に無線電信聯絡が開設され、本邦の對外固定局無線電信聯絡の嚆矢となつた。

電信聯絡の現況

現在の兩國間電報經路は大體左の如くである。

- 一、朝鮮京城、浦鹽線
- 二、南樺太豊原、北樺太亞港線
- 三、長崎、浦鹽線
- 四、長崎、上海線
- 五、落石、ペトロパウロフスク間無線電信聯絡
- 六、大泊、亞港間無線電信聯絡



歐亞聯絡關係汽船

(A) 川崎汽船

日ソ國交恢復前、大正十三年六月栗林商船株式會社はソ聯烏蘇里鐵道、栗林商船會社直通運送協定並にソ聯國營黑龍江汽船、栗林商船會社直通運送協定を締結し以つて北滿及極東露國と日本及支那間輸送貨物の安全迅速と經費低廉を期し併せて金融の圓滑を圖り貿易發展上大いに資する所あつた。

大正十四年五月、川崎汽船株式會社之に代つてソ聯側と引續新協定を結び、今日に至つてゐる。その運輸系統及協定港左の如し。

1、東支鐵道沿線(北滿)、烏蘇里鐵道沿線(沿海州及黑龍州、ブラゴエシチエンスクを含むウシユムンに至る)より浦鹽斯德を經由して日本各港(太平洋岸、日本海、北海道)及支那各港に至る。日本及支那より右沿線に至る。

2、松花江、黑龍江(バイカル以東ステレチエンスクに至る)沿岸よりニコライエウスク港を經由し、日本各港(太平洋岸、日本海及樺太を含む)支那各地に至る。日本及支那より右河川各港に至る。

(B) 北日本汽船會社

敦賀・北鮮・浦鹽線

本航路は同様通信省受命航路で鐵道省、滿洲、ソ聯エストニア、ラトヴィヤ、リトワニヤ、波蘭、チエツコスロヴァキヤ、埃國、獨國、芬蘭、瑞典、和蘭、伊國等各國有鐵道、ロンドン北東鐵道會社及芬蘭汽船會社、ボーレ汽船會社、ストックホルムスウヤ汽船會社、ジールランド汽船會社等と協定した西伯利亞經由歐亞聯絡機關であり、昭和四年大阪商船株式會社より繼承して今日に至る。月三回定期運航。

就航船

さいペリヤ丸(敦賀・北鮮・浦鹽線)

總噸數 三、四六噸

速力 一七哩

旅客定員 特等 二名 一等 三名 二等 四名 三等 四名

連絡船發着時間表

Table with columns: 港名, 時刻, 發着, 着

(C) 栗林汽船會社(堪察加航路)

栗林汽船株式會社が大正十一年受命せしより引續き經營する航路にして函館を起

點として小樽經由ベトロバウロフスクに至り堪察加東海岸又は西海岸經由函館に至り一航路とす。航海度數は一ヶ月夏期四月より、九月迄七航海にして本航路の目的は郵便物の運送、旅客及貨物の輸送である。現在の就航船は神島丸で堪察加寄港地左の如し。

東海岸||リストウイチヤナ、ナラチエフ、ウスチカムチヤツカ、ナチキン、マロワヤム、ウカ、カラガ、カラギンスキ。

西海岸||オゼルナヤ、ヤイナ、ゴセグチツク、オバラ、キシカ、ミトカ、ウトカキクチツク、ブイムタ、テジヤイチ、ケフタ、ウオロフスコイ。

浦潮商船組閉鎖問題

歐亞聯絡の重要役割を演じてゐる北日本汽船(敦賀||浦鹽)及び朝鮮郵船(大阪||浦鹽)兩會社定期船の浦鹽代理店たる商船組は、昭和十二年一月十八日朝鮮郵船金剛山丸のソ聯官憲不法臨檢より端を發し、相繼ぐソ聯官憲の不法彈壓の爲

交通・郵電・聯絡

シベリヤ經由歐亞聯絡航程表

Table with columns: 發着, 經由, 料程

備考 (ワ)一ワルソ一經由 (チ)一チルヂツト經由

五月十日閉鎖の運命に陥つた。北日本汽船及朝鮮郵船兩社及關係當局では歐亞交通聯絡上重大な問題であるので商船組に代る新しき代理店及代表駐在員を設置すべく、六月北日本汽船事務田邊貞造、通譯鮎見冬雄兩氏を浦鹽に派遣した。爾來ソ聯側交渉代表たる浦鹽港務局長が更迭する事三度に及び交渉は三ヶ月の永きに亘つたが遂に八月二十八日代理店契約は調印を見るに至り代表駐在員問題はモスクワにて外交交渉を移す事となり田邊代表は九月十三日歸朝した。(外交問題浦鹽商船問題参照)

同上運賃概算表

Table with columns: 1等, 2等, 3等

※主要驛浦鹽港相互間 三等運賃(圓)

Table with columns: 仙臺, 秋田, 山形, 千代田, 東横, 靜岡, 名古屋, 富山, 目下, 哈爾濱



# 外蒙及新疆の部

## 内容

- 赤化の外蒙及新疆
- 赤化外蒙
- 赤化新疆
- ソ聯邦の東邦政策

目次

第一章 赤化の外蒙及新疆	1
第二章 赤化外蒙	15
第三章 赤化新疆	35
第四章 ソ聯邦の東邦政策	55

第一章 赤化の外蒙及新疆

第二章 赤化外蒙

第三章 赤化新疆

第四章 ソ聯邦の東邦政策



## 赤化の外蒙及新疆

### 赤化外蒙

#### 一、内蒙防共政府と外蒙

支那事變による皇軍の綏遠、太原の占領、雲王を主班とする内蒙防共自治政府の出現はソ聯の外蒙古經由對支、對滿赤化政策に多大の打撃を與へた、そればかりでなく皇軍の光被によつて數百年來漢族の羈絆より脱した内蒙古民族は成吉思汗の偉業を追慕してやまない其の民族的心理の上から往昔の大蒙古建設の理想に燃え、その熾烈な希求動向は元來ソヴェト制度を喜ばざる外蒙古における同民族の上にも顯著な影響を與えずにはおかないであらう。近年外蒙内にはソ聯邦を構成するブリヤート蒙古共和國の反ソ運動と氣脈を通じてソ聯離脱の陰謀を企圖

赤化の外蒙及新疆

する者あり、昭和十二年八月二十二日外蒙陸相デミツドがモスクワ訪問の途次シベリヤ鐵道タイガ驛附近において變死せる事件も右反ソ運動の犠牲と見られてゐる。又、一方にはソ聯邦内異民族共和國におけるブルジョワ國家主義の擡頭に關聯して各種の陰謀事件行はれ、之等民族共和國首領の逮捕事件は頻々と行はれ、これが外蒙民衆に與へつゝある影響も見違すわけには行かない、由來カザクスタン、トルキスタン、キルギス等のトルコ系住民は往昔の匈奴であり、是等地方の反ソ運動を民族的に血をひく外蒙民衆が共鳴を發見しないわけはなく、是等ソ聯内アジア民族が、ソ聯と外部との關係如何により相提携して一聯の反ソ戦線を結成するとも限らない情勢が温醸しつゝあることは事實である、従つて内蒙におけ

る防共自治政府の出現が外蒙の反ソ陣營に強固なる支柱を與へることは當然であらう。

#### 二、外蒙の獨立

##### 外蒙獨立とソ、支

外蒙古民族が支那政府の壓制に反抗して初めて獨立運動を起したのは清朝の末期にして、一九一一年十一月外蒙古民族は帝政ロシアの支援を待み、支那の革命動亂に乗じて外蒙古の獨立を宣言した。ロシアはその傳統たる東方經綸の大政策を遂行するに當り、夙に外蒙古の政治的意義に着眼して、外蒙と密接な關係を保持するに努めて來た。ロシアは外蒙が支那政府の壓制的統治に平素不平を抱いてゐることを熟知しこの不平を巧みに利用してロシアの勢力を外蒙古に扶植することを怠らなかつた。而して外蒙は支那政變の好機を捉へて獨立の旗揚げを決行するに至つた。裏面にはロシアの觸手が動いてゐた帝政ロシアの外蒙進出は外蒙の獨立宣言を期として頗る活潑に行は



れ、翌一九二二年十一月ロシアは早くも外蒙新政権との間に修交條約を締結して、外蒙に對する保護權を掌握することに成功した。即ちその條約の第一條に

ロシア政府は外蒙古を自主的政權並に自國軍隊を維持せしめるために外蒙古政權を援助し、かつ外蒙古政權はロシアの援助によつて支那軍隊の駐屯及び支那人の外蒙殖民を許容しないことを約す。

とある。然るに支那政府は外蒙の獨立宣言を承認せず、また前記ソ蒙條約に抗議して外蒙古問題に關してロシアと交渉を行つたが一九一三年兩國間に諒解成立のソ支兩國の名を以て共同宣言を發表して

ロシアは外蒙古が支那の宗主權下に在ることを承認し、また支那は外蒙古の自治權を承認する。

尙ほ二國宣言において、支那は外蒙古に軍隊を派遣しない、また殖民しない、これに對しロシアは領事館護衛兵以外の軍隊を駐在せしめない、尙外蒙古の統治に干渉しないことを互に約した。この露

て、フーレン市に進撃してウンゲルン將軍揮下の白軍を撃破した、時に一九二二年七月である。

フーレン市に入城した外蒙國民革命黨員は王族等と妥協して聯立内閣を組織し、活佛を新政府の君主に奉戴し、政體を君主制となし國民革命黨首領ボド氏自ら總理兼外務大臣に就任した。古來外蒙は政教一致の國であつてラマ教の法王たる活佛（哲布尊丹巴圖克圖と尊稱す）が主權者として支配してゐた。即ち活佛は佛敎を保護する法王であると同時に亦政治上の君主でもあつた。活佛は西藏の達賴ラマに次ぐ聖僧として蒙古人の間に絶大なる崇拜と熱烈なる信仰を受けてゐた。

こんな事情で國民革命黨は今俄かに活佛を廢し王族を斥けて共和政府を建設することは蒙古國民動搖の懼れあることを懸念し人心收攬の方便として活佛を在來通り君主として据へ置いたのである。しかし新政府は活佛の權力に大制限を加へたので、君主といふも單に名義上に過ぎ

赤化の外蒙及新疆

支共同宣言の結果外蒙古政權は一旦宣言した獨立を取消して再び支那政府の主權下に置かれ、そして自治權のみに甘んぜざるを得ないことになつた。

越へて一九一五年露、支、蒙三國は新たな取り極めを行ひ、前記一九一三年の露、支共同宣言の主旨を擴充した新協定に調印した。この三國協定は外蒙古に對する支那の宗主權を強調すると共に、外蒙の自治權を確實にしたものであつた。

### 白系露軍の外蒙侵入

支那政府としては外蒙の獨立は言ふに及ばず、自治權さへも許與することを欲しなかつた。支那が外蒙の自治權を承認したのは、元と民族自決の時潮に乗じた外蒙の獨立運動を抱壓するの力なく、また外蒙の蔭にロシアあるを怖れて已むなき事情に出でたものであつた。それ故一九一七年にロシアに革命勃發するや、支那は好機逸すべからずとなし、外蒙に對する完全な支那の主權恢復に乗り出し

ない觀があつた。新政府の實權は國民革命黨と一部王族によつて掌握され、ラマ僧の勢力は著しく減殺された。

### 蒙古國民共和國成立

その頃（一九二一年）結成式を擧げた外蒙青年同盟は政治上の意見に關し國民革命黨との間に軋轢を生じた。外蒙青年同盟を牛取る幹部等は何れも嘗つてソヴェート聯邦に留學した連中であつて、彼等はモスクワ滞在中の思想上の洗禮を受け、コミンテルン大會に出席し、後にコミンテルンの密旨を携へてフーレン市に歸國したものであつた。かゝる急進的な青年同盟と、妥協的な國民黨との關係は漸次意志の疎隔を來たし青年同盟は國民黨がラマ僧及び王族等と妥協したことを以て手ぬるしとして聯立内閣を攻撃し反抗の氣勢を揚げたため聯立内閣は一九二二年十二月脆くも瓦解した。

しかるに一九二四年五月、外蒙の運命に至大の役割を有する事件が発生した、それは蒙古における最終の活佛の示寂である。

た。一九一九年十一月支那は曩にソ、支、蒙三國共同宣言において承認を與へた外蒙の自治權を取消し、一九二〇年十二月徐樹錚氏を西北籌邊使として外蒙に派遣して外蒙を管轄させた。

一九二一年秋、赤軍のためにシベリヤから追はれた白軍約二千はウンゲルン將軍に引率されて外蒙の首府フーレン（庫倫）に逃げ込みフーレン駐劄の徐樹錚西北籌邊使及び支那軍隊を驅逐し、ラマ教の法王活佛を君主とする外蒙古政府を組織せしめた。當時支那政府は内争を事として外蒙古の如き遼遠な邊疆を顧みるの暇がなかつたので、外蒙古は再び支那の統治を脱出するに至つた。

### 新政府建設

これより先き親露派に屬する外蒙の有志はソヴェート政府の援助を得て頻りに外蒙の獨立を劃策運動してゐたが、一九二一年二月露、蒙の國境アルタン・ブラツク（賣買城）に第一回の外蒙國民革命黨大會を催し、三月外蒙古人民臨時政府を組織した。臨時政府軍は赤軍と協力し

急進過激な政治思想の青年同盟と他方國民革命黨、王城、ラマ僧との意見の對立は活佛の死に直面して益々表面化して來た。國民黨や王族等は活佛の後繼者を立て、外蒙の政體を依然君主制にすることを主張して、共和政治尙早を唱へた。これに對し青年同盟及び國民黨中の急進派は活佛の死を機會に根本的改革を斷行し、在來の政教一致を打破し、政治上からラマ僧の勢力を一掃して斷乎共和政體を布かんとを要求した。活佛の遷化を繞つて巻き起された硬軟兩派の暗闘は結局において過激派の勝利となり、爾來王族及びラマ僧との協調を主義として來た穩健分子は屏息して影を潜めるに至つた。

かくて外蒙は同年六月を以て外蒙國民共和國と宣言された。

### リ、蒙條約内容

外蒙とソヴェート政府との關係に就いては前章にも述べるところがあつたが、ソヴェート政府と蒙古國民政府とが正式に修好條約を締結したのは一九二一年で



ある。

外蒙政府は全權使節をモスクワに特派し一九二一年十一月五日ソヴェート政府と兩國の新關係を規律すべきソ蒙條約に調印した。この條約は外蒙とソヴェート政府間の關係を研究する上に重要な文書である。ソ、蒙兩國は帝政ロシア時代に締結された諸條約を廢棄して、その後兩國に發生した新事態に應じて新條約を締結するに至つたのである。その要點は

第一條 ソヴェート政府は蒙古國民政府を蒙古の唯一の正當なる政府と認む。

第二條 蒙古人民政府はソヴェート政府をロシアの唯一の正當なる政府と認む。

第三條 兩國は相互に左の義務を負ふ。

- 一、各自の領域内において相手國に對する抗敵、または相手國の政府の顛覆を目的とする政權、團體、個人の組織または存在を許さない。各自の領域内において自國民たる他國民たるを問はず、これを相手國の敵軍に編入するために行ふ動員または募兵を許さない。
- 二、直接若くは間接に相手國に抗敵する一

切の團體の使用に供せらるゝ武器の輸入または輸送を禁止し、かつこれを防遏するために措置を執る。

第四條 ソヴェート政府は全權代表を蒙古の首府に派遣し、ホブトウ(科布多)

ウリヤスタイ(烏里雅新台)アルタン・ブラツク(寶賈城)各市並に蒙古人民政府との取り極めによりその他の都市に領事を駐在せしむ

第五條 蒙古人民政府は全權代表をソヴェート聯邦首府に派遣しまた領事をソヴェート聯邦の國境地方に派遣す

第六條 ソ、蒙間の國境は特別委員會において決定する筈である

第七條 相手國の領土内に居住する兩國の人民は最惠國の居住民と同一の利權を享有しかつ同一の義務を負擔す

第八條 兩國の人民はその居住する相手國の司法權に服する

第九條 關稅に關しては兩國人民は最惠國條款を適用す

第十條 ソヴェート政府は蒙古にあるソヴェート政府所有の電信局及びその設備を無償にて蒙古人民に讓與す

第十一條 蘇蒙間の郵便電信並に蒙古を經由する電信の傳達問題に關しては速に特別の取り極めをなす

第十二條 蒙古に土地、建物所有するソヴェート聯邦人民に對し蒙古人民政府は最惠國條款を適用す

前記蘇蒙條約の規定に基きソヴェート政府は全權代表を外蒙に派遣するに決し初代代表はリエバルスキー氏であつた。ソヴェート領事館は帝政時代から領事館を置いてゐたアルタンブラツク、デブホラントウ(ウリヤスタイ)、デルガラントウ(ホブトウ)の外に、サンベイス(舊名ヘルレン)には副領事を駐在せしめてゐるといふ。

一九二六年六月外蒙駐劄ソ聯外蒙代表と蒙古政府との間にセレンゲ河(色楞格河)にソ聯國營汽船船舶を航行せしめることに關し協定成立し、ソ聯汽船は外蒙内地の河川を航行することになつた。

外國保護國化

外蒙國民黨が兎も角も外蒙共和國を建

設して、數百年來の支那の支配を脱離することが出來たのは全くソヴェート政府の援助の賜にして將來とてもソヴェート側の直接間接の支援なくして果して存続し得るや否やは甚だ疑問とされるところである。帝政ロシアも東方政策上から外蒙に對しては相當力を入れて獨立運動を陰に陽に援助してゐたが、ソヴェート政府になつてからは援助の度を越へて外蒙を恰も保護國化してゐることは上に述べたところによつて推知されるであらう。一九二二年のソ、蒙條約でソヴェート政府は外蒙を以て獨立國と認めると稱するけれども、外蒙共和國の獨立なるものは今日ソヴェート聯邦領域内に分散して、ソヴェート聯邦の構成部分をなしてゐるところの所謂ソヴェート社會主義共和國と大差はないやうに見受けられる。外蒙共和國の政策はソヴェート共產黨並にコミンテルンの指導監督下にある外蒙國民革命黨によつて決定され、而してその政治組織はソヴェート制に則とりソヴェート政府の制度組織と全然同一である。約

赤化の外蒙及新疆

言すれば、外蒙共和國はその政治施設においても、將にまた政治形態においても、ソヴェート政府と異體同心の觀を呈した。たゞソヴェート聯邦に加盟してゐないだけのことである。

ソ政府の援助實例

ソヴェート政府が外蒙共和國の援助に如何に力を注いでゐるか、その一端を窺ふために今左に援助の具體的事實を列擧して見やう。

一、軍事上の援助

(イ) ソヴェート軍隊は外蒙國民軍と共同作戰してウングエルン將軍揮下の白系軍を掃蕩し、外蒙國民革命黨を援けて外蒙政權の樹立を保護した。

(ロ) 外蒙政府は一九三一年四月軍事會議長リンチノ氏をモスクワに特派しソヴェート政府から武器彈藥の供給を受け軍事教官を招聘した。この種の軍事上の援助はその後も引續き行はれてゐる。

(ハ) 外蒙の軍隊なるものはソヴェート軍人によつて創始編成されたものに對して教官は無倫總てソヴェート軍人にして、外蒙軍隊は悉くソヴェート軍隊と同一で

二、人的並に技術的援助

外蒙政府はもとゞソヴェート政府援助の下に組織されたものであるから、外蒙政府軍隊及び國民黨青年同盟中には多數のソヴェート人が重要な地位に就いて活躍し、ソ政府の勢力扶植に努力しつつあることは改めて述べるまでもない。外蒙政府の政策、施設は主としてこれ等ソヴェート人によつて決定される従つて各官廳において實權を握つてゐるものはソヴェート人であると言はれる。外蒙政府のために重く用いられてゐるソヴェート人はこれを外蒙政府の官吏、顧問、教官、使用人、教師等に區別することが出来るが、今その中で主要な人物表を左に掲げやう。(一九二七年現在)

外蒙政府の官吏

- アムガ(別名アマガエフ) 經濟會議長
- バイルトン 經濟會議學術委員兼コオ
- ペラチーフ 學校長
- ジャムチャラノ 學術委員會長



- シルコフ 博物館長
  - ツツカロフ 獸醫畜産廳長
  - オルロフ 同 次長
  - ベルトニコフ 同 經理課長
  - グラツキイ 同 醫務員
  - ゾロツウヒン 財務省稅務委員長
  - チビソフ 財務省書記
  - チユルン 外蒙軍司令官兼騎兵教官
- 顧問又は教官**
- ミリュシン 經濟省農務局指導官兼ハラ農場長
  - グナドベルク 經濟省農林技師
  - ボボフ 同ホブト區國營農場長
  - サンビロン 同 顧問
  - ガブリロフ 財務省稅關指導官
  - シエビリマル 軍需局指導官
  - ラトムスキイ 同 指導官
  - シモノフ 軍政治部指導官
- (二) 經濟機關**
- セミヨノフ モンツェンコオブ顧問兼技師
  - ロソフ 外蒙建築株式會社社長
  - ダシチン 同 會社技師長
  - サンピロン 外蒙運輸會社支配人

- (三) 國民黨及び青年同盟**
- アマガリーエフ コミンテルン代表
  - ボンダレンコ 黨中央委員會組織部指導官
  - ラドノバザロン 青年同盟中央委員會教官兼機關紙ウネン編輯部書記長
- 尙ほ外蒙コオペラチーフ全使用人中その四割五分はソヴェイト人が占め、二割はソヴェイト國籍のブリヤイト人である。
- 三、財的援助**
- ソヴェイト政府は外蒙の幣制改革紙幣發行準備金として外蒙政府の公債に應募してゐる。
- 外蒙におけるソヴェイト政府の經濟機關は國營貿易部及びツェントロス！ズ消費組合中央聯盟が蘇蒙間の貿易に従事し、ネフテンヂケイトが石油を輸入販賣し、獸毛株式會社が獸毛買入れに従事してゐるが、これ等貿易機關は一九二七年に合同して蘇、蒙貿易株式會社(ストルモング)と略稱す)を新

たに組織してこの新會社を通じて兩國軍の貿易に従事してゐる。

一九二六年ウラン・バートル市舊名フレンにおいて蘇蒙有力者を以て蒙、蘇實業俱樂部を組織して、兩國經濟關係の増發達を圖りつつある。

**三、ソヴェイト制度の外蒙**

**コミンテルンの指導監督**

外蒙政府は政體を共和制に變改すると同時に憲法會議の召集準備に着手し一九二四年十一月愈々憲法會議が開かれた。この大會において外蒙共和國の新憲法及び宣言を採決したが、新憲法なるものはソヴェイト憲法を基礎として纂譯したものである。

共和國になつた外蒙の政府はソヴェイト聯邦の憲法を複寫した新憲法に基いて行はれてゐるから、その政治組織もソヴェイト聯邦のそれと大同小異である。外蒙共和國は蒙古國民共和國と稱して「ソヴェイト」なる字句こそ冠しないが、實

質はソヴェイト制の政治に外ならない。外蒙は共和國として宣言されて以來、國民黨と青年同盟の天下となつたが、國民黨も青年同盟も共にモスクワのコミンテルン(第三インターナショナル)の指導を仰ぎ援助を受けてゐるものである。今日黨及び青年同盟の幹部として活躍してゐる者は大抵モスクワに留學したものである。

蒙古國民黨はその黨規中に「蒙古國民黨はコミンテルンに加入し、その會議に代表者を派遣す」と明記し、また「コミンテルンの指導に従ひ、その紀律を嚴守する」ことを規定してゐる。モスクワのコミンテルンも亦外蒙に黨員を派して蒙古革命黨並に青年同盟を指導し監督しつゝある。蒙古革命黨はソヴェイト聯邦共產黨と全く異體同心の政黨であると言ひ得る。蒙古革命黨がかく純然たる共產主義でありながら、その黨名を單に國民黨とごまかして共產なる名稱を避けたのは多分對内對外上の理由に基いたものではないかと推せられる。國民

赤化の外蒙及新蒙

黨のみならず蒙古青年同盟職業組合等もソヴェイト聯邦におけるものとその性質、組織を同じうしてゐることは言ふまでもない。

蒙古國民黨及び青年同盟は幾何の黨員を有するかといふに、黨員約一萬五千三百人青年同盟會員約七千九百人、合計二萬三千二百人である。外蒙の總人口約七十萬人に比較すれば黨員及び青年同盟會員の數は論ずるに足りないほど微々たるものであるが、その一部の極めて少數の黨員が外蒙の政權を握つて外蒙の國民が國民黨の執政下に置かれてゐることは、ソヴェイト聯邦における同一状態である。

**ソヴェイト政治**

外蒙政府の政治は徹底したソヴェイト制度であつて、ソヴェイト聯邦の模倣政府に外ならない。

外蒙國民政府はソヴェイト政府に倣つて思ひ切つた改革を斷行した。即ち

- 一、國體を共和制としたこと
- 二、土地國有

- 三、外國貿易及び經濟の國營
- 四、徵兵制度の採用
- 五、政教分離
- 六、男女、諸民族及び各宗教の平等
- 七、王公貴族の稱號、特權廢止

外蒙政府は自ら民主的共和國と稱してゐるけれども、前記の改革を一瞥する時は決して民主的共和國でなく、全くソヴェイト制度であることは容易に首肯出来るであらう。

外蒙の至上權は國民大會「フラルダン」に屬し、フラルダン閉會中は小フラルダンに屬する。フラルダンは蒙古語で會議の義にして外蒙政府は、外蒙各地方の民衆及び軍隊から選出される代表委員(議員)の大會を大フラルダンと稱し、大フラルダンの中から選舉される委員で組織する會議を小フラルダンと呼んでゐる。解り易く例を取つて言へば、大フラルダンはソヴェイト聯邦のソヴェイト大會に、小フラルダンは中央執行委員會に相當するものである。大フラルダンは外蒙最高權の執行機關であつて、



- 一、外交、條約の締結
- 二、國境變更、宣戰講話
- 三、内外公債
- 四、貿易の管理
- 五、軍 隊
- 六、運輸、郵便電信
- 七、貨幣、銀行制度
- 八、土地使用の原則制定
- 九、裁判、其他

これ等は總て大フラルダンの管掌に屬す。

大フラルダンの議員の任期は一ケ年にして通常大會は一年一回約一ケ月開會される國家的重大事件突發の場合は、臨時大會を召集する。

大フラルダン議員中から選出される小フラルダンは大フラルダン閉會中、大フラルダンに代る最高機關である。(一)法律、法令の發布(二)政府高級機關の監督(三)小フラルダン幹部會及政府の事務範圍の決定(四)法典及び大フラルダンの決議事項實施の監督は小フラルダンの管掌に屬する。  
小フラルダンは一年二回各約十日間位

開會され、閉會中は幹部會が代表機關として常務に當る組織になつてゐる。  
大フラルダン、小フラルダンの議員の現在數は不明であるが、大フラルダンは外蒙全國から選出されるもので、現在は約百名内外小フラルダンは約四五十名かと思はれる。

**露蒙修好協定**

(一九一二年十一月三日訓印)

蒙古人が一致表明せる蒙古國土の民族的及び歴史の政體を持せんとするの希望に従ひ、支那國軍隊及び官憲は蒙古領土より撤退するの餘儀なきに至り、哲布尊丹巴呼圖克圖は蒙古人民の君主として宣言せられたり

蒙古及支那國の舊關係は斯くして終結せり上記の事實並露西亞國民及蒙古人民間に從來存在したる相互友誼を考慮し、且露西亞國及蒙古間の通商を規律すべき組織を明確に決定するの必要あるに鑑み茲に露西亞帝國政府より之が爲正當なる委任を受けたる「コロストヴェツ」及蒙古人民の君主、蒙古政府及蒙古諸王より、正當なる委任を

受ける全權(委員氏名省略す)は左の如く協定せり

**第一條**

露西亞帝國政府は蒙古をして其の確立したる自治制度並自國軍隊を有するの權利を維持せしめ且其の版圖内に於ける支那國軍隊の駐屯及支那人の植民を認許せざらしめむが爲蒙古を援助すべし

**第二條**

蒙古君主及蒙古政府は從來通り露西亞國の臣民及通商に對し本國協定附屬議定書に列記せる權利及特權の享有を附與すべし露西亞國民が蒙古に於て享有せざる權利は同國に於て之を他の外國臣民に附與せざるものとす

**第三條**

蒙古政府が支那國又は他の外國と別個條約締結の必要を認むる場合と雖も露西亞帝國政府の同意有るに非ざれば如何なる場合に於ても右新條約を以て本協定及其の附屬議定書の條項を侵犯し又は之を修正する事を得ず

**第四條**

友誼的なる本協定は署名の日より之を施行す右證據として各全權委員は二通を作成せ

る本協定の露西亞語及蒙古語兩正文を對照し其の相一致せるを認め署名調印の上之が交換を了せり

一九一二年十月二十一日即蒙古曆共載第二  
年秋末月二十四月(一九一二年十一月三日)  
庫倫に於て作成す

**露蒙協定附屬議定書**

(一九一二年十月二十一日  
十一月三日)

露西亞帝國政府全權委員「コロストヴェツ」  
と蒙古君主、蒙古政府及蒙古諸王の全權代表として蒙古總理大臣敦護持三晉諾汗那木囊蘇倫全權委員內務大臣沁蘇朱克圖親王喇嘛「ツエリン・チメツト」全權委員外務大臣額爾德呢「ダイチン」親王杭達多爾濟(汗待遇)全權委員陸軍大臣額爾德呢達賴郡王棍布蘇倫全權委員大藏大臣土謝圖郡王察克都札布及全權委員司法大臣額爾德呢郡王那木薩賚との間に本日署名せられたる露蒙協定第二條の規定に依り前記全權委員は蒙古に於ける露西亞國民の權利及特權(其の内若干は同臣民既に之を享有す)及露西亞に於ける蒙古人民の權利及特權を示せるものにして左記條項に關し協定を締結せり。

赤化の外蒙及新疆

**第一條**

露西亞國民は從來通り蒙古内に於て隨所に居住し及自由に移轉し商業、工業及其他の業務に従事し又露西亞國蒙古、支那又は外國の個人、商社又は公施設物の何れを問はず之と各種の契約を爲すの權利を享有すべし

**第二條**

露西亞國民は從來通り輸出輸入税を支拂ふことなく露西亞、蒙古、支那國及其他の諸國の各種の土地生産品及製造品を何時たりとも輸出入を爲すの權利及蒙古に於て何等の輸出入税、税金又は課金を支拂ふことなくして自由に商業に従事するの權利を享有すべし、露支共同事業又は自己の所有物に非ざる商品を偽りて其の所有者なりと稱する露西亞臣民に對しては本(第二條)規定の效力を及ぼすことなし

**第三條**

露西亞國の金融施設は蒙古に其の支店を開設し個人、施設物又は會社の何れたるを問はず之と金融上其他の取引を爲すの權利を享有すべし

**第四條**

露西亞國臣民は現金又は貨物の交換(物物

交換)に依り賣買を爲し且信用取引を爲すことを得各旗及蒙古國庫は孰れも私人の負債に對し其の責に任ぜざるべし

**第五條**

蒙古官憲は蒙古人又は支那人が露西亞國臣民と各種の商取引を爲し、其の個人的雇人となり又は其の組織する商工業に加入する事に對し障害を加ふることなかるべし商工又は工業に關する獨占權は之を蒙古に於ける公私の會社施設物又は個人に對して許與せざるべし

本協定締結前既に蒙古政府より各獨占權を得たる會社及個人は所定期間の満了迄其の權利及特權は之を保持するものとす

**第六條**

露西亞國臣民は蒙古の都市又は其孰れたるを問はず隨所に商工業上の經營所を創設し又家屋、店舗及倉庫を建設する爲指定地を賃借し又は自己の所有物として之を取得するの權利を許與せらるべし右の外露西亞國臣民は耕作の目的を以て空地を賃借するの權利を有すべし右の指定地は前記目的の爲に取得又は賃借すべく投機を以て得べからず又該指定地は蒙古の現行法に従ひ蒙古政府との協議を以て割當てらるべし



聖地及牧場は此の限りに在らず

第七條 露西亞國臣民は礦物及木材の採取、漁業及其他に關して蒙古政府と協定を爲すの權利を有すべし

第八條 露西亞國政府は蒙古政府と協議の上必要と認むる蒙古各地に於て領事を任命するの權利を有すべし

第九條 露西亞國領事館所在地並露西亞國の商業上重要なる其の他の地方に於ては露西亞國領事と蒙古政府との協議を以て露西亞國臣民の各種工業及住居に供する爲特別商業地域を劃當つべし、右商業地域は其の地駐在の前記露西亞國領事又は該露西亞國領事なき場合は露西亞商業組合長專管の下に置かるべし

第十條 露西亞國臣民は蒙古政府と協議の上蒙古各地間並特定地方と露西亞國境上の各所との間に於て借書の發送及貨物の輸送を爲さし

爲右契約を地方官憲に呈示することを得又官憲は右契約の證明に對し異議あるときは直に之を露西亞國領事に通告することを要し誤解は右領事と協議の上之を解決すべし  
不動産に關する契約は書面を以て之を爲し且證明及確認を受ける爲當該蒙古官憲及露西亞國領事に呈示することを要す天然資源開發の權利を附與する書類には蒙古政府の承認あることを要す口頭又は書面を以て取結びたる契約に關して爭議發生せる場合當事者は其の選定せる仲裁者の援助を得て事件を和解することを得此の方法に依り解決を見ざるときは事件は混合法律委員會に依り解決せらるべきものとす  
常設及臨時の二混合法律委員會を設け常設委員會は露西亞國領事の駐在する各地に之を置き領事又は其の代表者及之に相當する官位を有する蒙古官憲の代表者を以て之を組織す臨時委員會は事件發生に應じて前記以外の各地に之を置き露西亞國領事の代表者及被告の所屬又は居住する旗の首長の代表者を以て之を組織す混合委員會は此種事件に關する識者を専門家として露西亞國臣民蒙古人及支那人中より招請することを

赤化の外蒙及新疆

むが爲自費を以て郵便事務を開設するの權利を保有すべし  
驛舍其の他必要なる建物を建設する場合に於ては本議定書第六條に定むる規則を遵守すべし

第十一條 蒙古に於ける露西亞國領事は必要ある場合公用通信の發送其の他公務上の必要の爲蒙古政府の郵便營造物及傳書使を利用する事を得但し右の目的を以てする無料使用は一箇年馬百頭及駱駝三十頭を超えざるものとす、傳書使の旅券は其の都度蒙古政府より之を受くべし、露西亞國領事及一般露西亞國官吏は旅人中料金を支拂ひて右營造物を利用する事を得、蒙古政府の驛舍を利用するの權利は之が使用に對して蒙古政府と協議決定したる額を支拂ふ時は露西亞國民たる個人にも之を及ぼすべし

第十二條 露西亞國臣民は蒙古内地より露西亞國領土に流る、河川及其の支流に其の所有する商船を浮べ且其の沿岸住民と通商するの權利を有すべし露西亞國政府は前記河川に於ける航行の改善必要なる水路標識の設置其他に關し蒙古政府を援助すべし蒙古官憲は得、混合法律委員會の判決は露西亞國臣民の場合に於ては被告の所屬又は居住する旗の王に依り遲滞なく之を執行すべし

第十七條 本議定書は署名の日より之を實施す右證據として各全權委員は二通を作成せる本議定書の露西亞語蒙古語の兩正文を對照し其の相一致せるを認め署名調印の上之が交換を了せり  
千九百二十二年十月二十一日即蒙古曆共載二年秋末二十四日庫倫に於て作成す  
外蒙古に關する露支宣言書並  
附屬交換公文  
(一九一三年十一月五日調印)

露西亞帝國政府は外蒙古に關し支那國との關係の基礎として其の採るべき原則を決定し支那共和國政府は右政府は右原則の承認を表明したるを以て兩國政府は左記の通協定せり  
一 露西亞國は外蒙古が支那國主權の下に在ることを承認す  
二 支那國は外蒙古の自治權を承認す  
三 支那國は外蒙古の蒙古人が自ら自治蒙古の内政規定を設け且外蒙古に關する商業上

本議定書第六條の規定に準據して船舶緊留埠頭及倉庫の建設薪炭の貯藏其の他の用に供する爲右河川上に於て場所を劃當つべし

第十三條 露西亞國臣民は貨物運搬及家畜移行の爲陸路及海路を利用するの權利を有すべく且蒙古官憲と協定の上自費を以て橋梁、渡船其他を設置し其の通行人より特別料金を徴收するの權利を有すべし

第十四條 露西亞國民の所有する家畜は移行の途次休憩の爲停留することを得、停留の必要ある場合地方官憲は家畜移行路に沿ひて且家畜市場に於て適當なる地域の牧場を劃當つべし右地區の三月以上の使用に對しては使用料を徴收すべし

第十五條 蒙古國境を超えて漁獵及刈人牧草をする露西亞國境地方の住民の從來の慣習は今後何等變更なく繼續せらるべし

第十六條 一方露西亞國臣民及公益團體と他方蒙古人及支那人との間の契約は口頭又は書面を以て取結ぶことを得契約當事者は證明を受く

一切の問題を解決するの專屬的權利を認むるを以て支那國は右の事項に付干渉せざることと約す從つて支那は軍隊を外蒙古に派遣し又は同地に一切文武官を駐在せしめざるべく且同地に植民することなかるべし尤も支那國政府派遣の高官は必要なる屬員及護衛者を伴ひ庫倫に駐在することを得べし支那國政府は右の外必要ある場合本協定第五條に規定する會議の決定せらるべき外蒙古の一定の地に自國人民の利益保護の爲代表者を駐在せしむることを得べし一方露西亞國は外蒙古内に於て領事館護衛兵以外の軍隊を駐在せしめ同地行政の一切の部分に干渉し又は植民することなかるべきことを約す  
四 支那國は前記原則及千九百二十二年十月二十一日(千九百二十二年十一月三日)の露蒙通商議定書の規定に準據し外蒙古と自國との關係確立の爲露西亞國の斡旋を何時にても承諾すべしことを聲明す  
五 外蒙古に於ける露支兩國の利益に關する諸問題に關して同國に於ける新事態に因りて發生するものは之を爾後の會議の主題となすべし  
右證據として此が爲正當なる委員を受け



たる下名等は本宣言書に署名調印す  
千九百十三年十月二十三日(十一月五日)  
即中華民國二年一月五日北京に於て本書  
二通を作成す

孫 寶 琦  
バクルペンスキ

外蒙古に關する露、蒙、  
支三國協定

(一九一五年六月七日調印)

支那共和國大總統

大露西亞皇帝陛下

外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗

は外蒙古に於ける新事態に因りて發生し  
たる各種問題を相互間の協議に依り解決  
せんとするの眞摯なる希望に促され此目  
的を達する爲左の如く全權代表者を任命  
せり。

支那共和國大總統は都督銜畢桂芳及墨西  
哥國店割支那國全權公使陳鏞

大露西亞國皇帝陛下は蒙古駐劄外交官兼  
總領事正參議官「アレクサンドル、ミル  
レル」

外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗は

露西亞帝國政府は庫倫駐在同政府代表者に  
對し領事護衛兵として、百五十名以上を派  
遣せざるものとす既に設置せられたるか又  
は將來外蒙古自治政府との協議に依り設置  
せらるべき露西亞帝國領事館及副領事  
館の護衛軍隊は各五十名を超えざるものと  
す

第九條

儀式又は公の典禮の一切の場合に於ては最  
高名譽席は之を庫倫駐在支那國大官に充つ  
べし該大官は必要あるときは外蒙古博克多  
哲布尊丹巴呼圖克圖汗に私調するの權を有  
すべし露西亞皇帝代表者は右同様の私湯權  
を享有す

第十條

庫倫駐在支那國大官及本協定第七條に規定  
せる外蒙古各地方に駐在する該大官補佐員  
は外蒙古自治政府及其の隸屬官憲の行動が  
自治蒙古に於ける支那國及同國人民の利益  
を害することなからしむる爲一般的取締を  
行ふものとす

第十一條

民國二年十一月五日(千九百十三年十月二  
十三日)附支那國及露西亞國間の交換公文  
第四條に準據し自治外蒙古の版圖の包括す

赤化の外蒙及新疆

司法次官額爾德尼卓囊貝子色楞丹津及大  
藏大臣土謝圖親王察克都爾札布

右各委員は互に其の全權委任狀の眞正  
なるを證明し其の良好妥當なることを認  
めたる後左の如く協定せり。

第一條

外蒙古は民國二年十一月五日(千九百十  
三年十月二十三日)

附露支宣言及同日附支那國及露西亞國の交  
換公文を承認す

第二條

外蒙古は支那國の宗主權を承認し支那國及  
露西亞國は支那國版圖の一部たる外蒙古の  
自治權を承認す

第三條

自治權は政治上及領土上の問題に關する外  
國との關係條約を締結するの權を有せず  
外蒙古に於ける政治及領土上の問題に關し  
ては支那國政府は民國二年十一月五日(千  
九百十三年十月二十三日)附支那國及露西  
亞國間の交換公文第二條に準據すべきこと  
を約す

第四條

外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖汗の稱號は支那

るところは庫倫辦事大臣烏里雅蘇台將軍及  
科布多參贊大臣の管轄の下に在りたる地方  
にして東は呼倫貝爾(海拉爾)地方、南は  
內蒙古、南西は新疆省及西は阿爾泰地方を  
以て界とする喀爾喀四盟の諸蒙族及科布多  
地方の限界を以て支那國境と相接す

支那國境自治蒙古間の境界の正式劃定は支  
那國、露西亞國及自治外蒙古の各代表者よ  
り成る特別委員會之を行ふ右委員會は本協  
定署名の日より二年の期間内に於て劃定事  
業を開始すべし

第十二條

支那國商人が自治外蒙古に輸入する貨物は  
其の産地の何處たるを問はず之に對し關稅  
を設定せざるものとす尤も支那國商人は自  
治外蒙古に於て既に設定せられたるか又は  
將來同地に於て設定せらるべきものにして  
自治外蒙古の蒙古人が支拂ふところの内國  
商業に對する一切の税金を支拂ふべし。自  
治外蒙古商人は同様に其の地方の生産貨物  
を支那國に輸入するに際し支那内地に於て  
既に設定せられたるか又は將來同地に於て  
設定せらるべきものにして支那商人が支拂  
商業に對する一切の税金を支拂ふべし、自  
治外蒙古より支那内地に輸入する外國貨物

共和國大總統之を付與す支那曆は蒙古于支  
記年と共に公文書に使用せらるべし

第五條

支那國及露西亞國は民國二年十月五日(千  
九百十三年十月二十三日)の露支宣言第二  
條及第三條に準據し外蒙古の一切の内政を  
處理し且自治蒙古に關する商工業上の一切  
の問題に關し外國と國際條約及協定を締結  
するものは外蒙古自治政府に專屬するもの  
なることを承認す

第六條

支那國及露西亞國は該宣言第三條に準據し  
外蒙古現在の自治内政に干渉せざることを  
約す

第七條

前記宣言第三條に規定する庫倫駐在支那國  
大官の護衛軍隊は二百名を超へざるものと  
す烏里雅蘇台科布多及蒙古恰克圖に駐在す  
る該大官補佐員の護衛軍隊は各五十名を超  
えざるものとす外蒙古自治政府との協議に  
依り蒙古の前記以外の地方に於て庫倫駐在  
支那國大官補佐員の任命ありたる場合に於  
ては其の護衛軍隊は各五十名を超えざるも  
のとす

第八條

に對しては光緒七年(千八百八十一年)の  
陸上貿易規則に規定せる關稅を課すべし

第十三條

自治外蒙古に居住する支那國人民間の民事  
上及刑事上の訴訟は庫倫駐在支那大官及自  
治外蒙古の庫倫以外の各地に駐在する該大  
官補佐員之を審理判決するものとす。

第十四條

自治外蒙古の蒙古人と自治外蒙古に居住す  
る支那國人民との間に起る民事上刑事上訴  
訟は庫倫駐在支那國大官及自治外蒙古の右  
以外の各地に駐在する該大官補佐員又は右  
兩者の代表者及蒙古官憲共同して之を審理  
判決するものとす。被告が支那國人民にし  
て原告が自治外蒙の蒙古人なるときは其訴  
訟事件の共同の審理及判決は庫倫駐在支那  
國大官及自治外蒙の右以外に各地に駐在す  
る該大官補佐員の事務所に於て行はるべし  
被告が自治外蒙古の蒙古人にして原告が支  
那國人民なるときは其の訴訟事件は同様に  
蒙古衙門に於て審理判決せられるべし。有  
罪者は各自國の法律に從つて處罰せらるべ  
し。關係當事者は各自の選定せる仲裁人に  
依り其の爭議を平和に解決するの自由を有  
す



第十五條 自治外蒙古の蒙古人と自治外蒙古に居住する露西亞國臣民との間に起る民事上の訴訟は千九百二十二年十月二十一日附露蒙通商議定書第十六條の規定に準據して審理判決せらるべきものとす

第十六條 自治外蒙に於ける支那國民と露西亞國臣民との間に起る訴訟は左の方法に依り審理判決せらるべし。即ち原告が露西亞國臣民にして被告が支那國民たる場合の訴訟に於ては露西亞國領事は庫倫駐在支那國大官若は其の代表者又は自治外蒙古の庫倫以外の各地に駐在する該大官補佐人と同一なる權利を享有して自身若は其の代表を以て其の裁判に参加すべし。露西亞領事は其の代表者は開廷して原告及露西亞國證人を審問し、且庫倫駐在支那國大官若は其の代表者又は自治外蒙古の庫倫以外の地方に駐在する該大官補佐員の手を経て被告及支那國證人を訊問す。露西亞國領事は其の代表者は提出せられたる證據の取調を爲し答辯に對する保障を要求し、且當事者其の他の權利を明らかにせしむる爲、専門家の意見を必要なりと認めたる時は右專家門の意見を徴するのみならず、判決及判決文の起草に参加し、尙庫倫駐在支那國大官若は其の代表者又は自治外蒙古の庫倫以外の各地に駐在する該大官補佐員と共に右判決文に署名すべし。判決の執行は支那國官憲の職務たるべし。庫倫駐在支那國大官及自治外蒙古の庫倫以外の各地に駐在する該大官補佐員は同様に自身若は其の代表者を以て、露西亞國領事館に於て行はる、被告が露西亞國臣民にして原告が支那國民たる場合の訴訟の審理に出席することを得判決の執行は露西亞國官憲の職務たるべし

第十七條

電信線路の一部克圖—庫倫—張家口間は自治外蒙古の版圖内に在るを以て該部分は外蒙古自治政府の完全なる財産たる事を協定す。電報傳送の爲支那國使用人及び蒙古使用人に依り管理せらるべき外蒙古及内蒙古間の國境上に於ける電信局設置に關する詳細並傳送せられたる電報の料金、其の收入金の配分、其の他の問題は支那國、露西亞國並自治外蒙古の技術家代表者よりなる特別委員會之を審査決定すべし

第十八條

庫倫及蒙古恰克圖所在の支那郵便機關は舊

規模に依り存續すべし

第十九條

外蒙古自治政府は支那共和國政府の完全なる財産たるべきものにして庫倫駐在支那國大官及烏里雅蘇台、科布多及恰克圖に駐在する該大官補佐員及右兩者の屬僚に必要な家屋を之等の任意使用に供すべし同様に前記屬僚の護衛隊に對し該屬僚の住居附近に於て必要なる土地を供與すべし

第二十條

庫倫駐在支那國大官及自治外蒙古の庫倫以外の地方に駐在する該大官補佐員並右兩者の屬僚は千九百十三年十月二十一日の露蒙議定書第十一條の規定に準據し自治外蒙古政府の驛站を使用するの權利を享有すべし

第二十一條

民國二年十一月五日(千九百十三年十月二十三日)附露支宣言及同日附支那國及露西亞國間の交換公文の規定並千九百二十二年十月二十一日附露蒙通商議定書の規定は引續き完全に有效たるべし

第二十二條

支那、露西亞語蒙古語及佛蘭西語を以て三通作成したる本協定は其の署名の日より效力を發生す適法に對照し其の相一致する

ことを認めたる四國語の本文中佛蘭西語本文を以て本協定代釋の際の正文とする民國四年七月七日節千九百十五年五月二十五日(六月七日)恰克圖に於て作成す

交換公文

恰克圖三國協商露西亞國全權代表たる下名は恰克圖三國協商支那共和國全權代表畢桂芳閣下及陳籙閣下より本日附左記書翰を以て申越の趣敬承致し候恰克圖三國協商支那共和國全權代表にして之が爲正式の委任を受けたる下名は自治外蒙古に關する本日附三國協定に署名せむとすに際し恰克圖三國協商露西亞帝國全權代表たるミルレル閣下に向つて本國政府の名に於て左の如く聲明するの光榮を有し候即支那共和國政府は本露支蒙協定署名の日より外蒙古自治政府に歸屬せる蒙古人全部に對し、完全なる大赦を行ひ、且外蒙古の蒙古人全部に對し内蒙古人の居住及旅行の自由を存置すべし、支那共和國政府は外蒙及博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗陛下に對する敬虔の念を表證

赤化の外蒙及新疆

する爲庫倫に巡禮する蒙古人に對し何等の羈束を加ふることなかるべし、下名は此機會に於て支那共和國全權代表に對し重ねて敬意を表し候  
一九一五年五月二十五日(六月七日)恰克圖にて

支那國全權代表

都督衛畢桂芳閣下  
陳 籙閣下

ミルレル署名

恰克圖三國協商露西亞帝國全權代表にして之が爲正式に委任せられたる下名は自治外蒙古に關する本日附三國協定に署名するに際し恰克圖三國協商支那共和國全權代表たる、畢桂芳閣下及陳籙閣下に對し、本國政府の名に於て左の如く聲明するの光榮を有し候、外蒙古に存在し且恰克圖協定第十七條に記載する張家口庫倫恰克圖間の部分に沿ひて所在する一切の電信局は前記恰克圖協定署名後最後最長六月の期間内に於て支那國官吏に引渡さるべきこと及支那國電信線路及露西亞國電信線路の接續線は前記第十七條に規定せる技術委員會に依り決定せらるべきことを協定す

上記の次第は同時にこれを外蒙古自治政府の全權代表に通知したり下名は此の機會に於て支那共和國全權代表に對し重ねて敬意を表し候

一九一五年五月二十五日(六月七日)

ミルレル

支那國全權代表閣下

リ蒙修好取極

(一九二一年十一月五日調印)

露西亞帝國政府と舊蒙古自治政府との間に締結せられたる一切の舊條約及取極は上記露西亞國政府の陰險なる侵略的政策に基因せるものにして、其の後兩國に生れたる新事態の結果として其の效力を喪失したるに因り一方に於て蒙古人民政府他の一方に於て、露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府は隣接兩國民間の自由なる友誼的及協力を遂げむとするの眞摯なる希望に促され、此の目的を以て會商すべきことに決定し、此れが爲左の如く其の全權委員を任命せり。

蒙古人民政府

ダ ン ザ ン  
ス ー へ ー バ ト ー ル



ツエレン・ドルチ  
エルデニ・チヨーン  
ウアン・シアルニン  
ダム・デイン

露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府  
セルゲイ、イヴァノヴィッチ、  
ドウホフスキー

ボリス、フィルティノヴィッチ、ゲツツ  
因て各委員は互に其の全權委任状を示し其  
の良好妥當なるを認めたる後左の如く協定  
せり

第一條

露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府は  
蒙古人民政府を蒙古の唯一の正當なる政府  
と認む。

第二條

蒙古人民政府は露西亞社會主義聯邦制度勞  
農共和國政府を露西亞の唯一の正當なる  
政府と認む

第三條

兩締約國は相互に左の義務を負ふ  
一 各自の版圖内に於て他の當事國に對する  
抗敵又は他の當事國の政府若は其の同盟國  
の政府の顛覆を目的とする政府、團體、集  
團又は個人の組織又は存在を許さざること

及び各自の版圖内に於て自國民たると他國  
民たるとを問はず、之れを他の當事國の敵  
軍に編入する爲に行ふ動員又は自由募兵を  
許さざること

二 直接又は間接に當事國の一方に抗敵する  
一切の團體に屬し又は此に仕向けらるる武  
器にして右の抗敵の用に供せらるるの慮あ  
るものを各自國の版圖内の地點及び其の同  
盟國の版圖内に輸入し、又は右版圖を經由  
して輸送することを禁ずること且之を防遏  
する爲一切の措置を執ること

第四條

露西亞社會主義聯邦制度勞農共和國政府は  
其全權代表を露國の首府に派遣し其の領事  
を(コプト)、(ウリアスタイ)及び(アルタ  
ン・ブラク)(賣買城)の諸都市並に蒙古  
人民政府との取極めに依り其の他の都市に  
派遣する

第五條

蒙古人民政府は其の全權代表を露西亞社會  
主義聯邦制度勞農共和國の首府に派遣し及  
び其の領事を露西亞社會主義聯邦制度勞農  
共和國政府との取極めに依り露西亞の國境  
近くに派遣する

第六條

占有に付認め且税金、地代及其の他の支拂  
に付同一の徴收手段を適用することを聲明  
す

第十三條

本取極は露西亞語及蒙古語を以て二通を作  
成し署名の時より之を實施す

赤化新疆

問題化する新疆

ソ支不可侵條約の締結により、ソ聯の  
對支軍事、經濟的積極援助が益々露骨と  
なるにつけ、ソ聯より支那への唯一の武  
器輸送通路として残された新疆の政治的  
經濟的重要性が問題となつて來た。時も  
十月二十一日の各新聞は、ソ聯機十  
餘臺が公然新疆都市の空爆を斷行し、暴  
動鎮壓と稱して新疆領土に侵入した極東  
赤軍陸上部隊は重要都市を占領したと、  
大々的に報道した。

何しろ交通不便な邊境奥地の出來事では  
あり、特にソ聯側が一切の通信機關を  
遮斷してゐるので、今の所その詳報を知  
るすべもない。但し十月十七日印度孟買

露西亞、蒙古の國境は露西亞社會主義聯邦  
制度勞農共和國と蒙古人民政府との特別取  
極めにより任命せらるる特別委員會之を決  
定すべく右取極めは成るべく速に締結せら  
るべし

第七條

他の一方の當事國の版圖内に居住する各締  
約國の人民は最惠國の居住民と同一の權利  
を享有し、且同一の義務を負擔す

第八條

各締約國の司法上の權限は民事上及び刑事  
につき其の版圖内に居住する他の締約國の  
人民に及ぶべく、且當事國は文明及人道の  
崇高なる原則に従ひ肉體的の苦痛を惹起し  
又は人類の道義的地位を墮落せしむる一切  
の刑罰的、又は訊問的措置を其の司法訊問  
及其の他の機關により適用する事を廢止  
す、同時に兩締約國は一方當事國が刑事管  
轄司法手續又は判決執行の範圍に於て、第  
三國の人民に特權及特殊利益を許與する場  
合には右特權及利益は當然他の締約國の人  
民に均しく及ぶべきことを認む

第九條

兩締約國の人民は貿易に仕向けらるる貨物  
を他の一國の領域内に輸入し又は之より輸

出するときは外國の法律に依り定められた  
る税金を支拂ふ、尤も右税金は同種の貨物  
の輸入及輸出に付最惠國人民より徴收する  
同種の税金を超えざること

第十條

蒙古勞働民衆の文化的發達に缺くべからざ  
る郵便及電信交換の組織に關する蒙古人民  
政府の賢明なる措置に副はむが爲、露西亞  
勞農政府は侵略的傾向を有する世界の帝國  
主義の據る事なく、蒙古領域に存在する露  
西亞勞農共和國所屬の電信局の建物を其の  
電信設備と共に無償にて蒙古人民の完全な  
る所有に譲る

第十一條

蒙古間の郵便及電信關係並蒙古を經由する  
電信の傳達問題を處理するの極めて肝要な  
るに鑑み、且兩國人民間に生ずる文化的及  
經濟的相互關係を鞏固ならしむるの目的を  
以て兩當事國は前記の問題に關し成るべく  
速に特別取極を締結することを約す

第十二條

蒙古に土地又は建物を所有する露西亞人民  
に對し蒙古人民政府は最惠國人民に對し現  
に承認適用し又は將來承認適用すべきもの  
と同様の權利を建物用地區の所有、貸借及

赤化の外蒙及新疆

に達した確實な情報によれば、過般來新  
疆南部の中心地和闐城に立籠つて此の地  
方一帶の軍事行政の實權を握つてゐた回  
教王モハメット・エミール・アホンの積  
極的反支反ソ行動に對抗しつゝあつたソ  
聯側は、新疆邊防督辦盛世才以下赤化し  
た漢人部隊を極力援助して回教徒軍の鎮  
壓に狂奔してゐたが、全新疆に蜂起した  
回教土民軍の勢力侮るべからずと、今回  
積極的討伐を斷行したもので、十月十五、  
六日前後、ソ聯は飛行機十臺乃至十五臺  
及赤軍をソ聯國境監視所ウシトルハン及  
イルケンタムより新疆領内に侵入させ、  
北部新疆の庫車、庫爾勒英吉沙爾、南新  
疆の葉兒羌、葉城、皮山、和闐、喀什噶  
爾の各都市に空爆を斷行した。全然無防  
備の各都市は莫大の被害を受け、非武装  
民も多數殺傷された。尙ほ赤軍は暴動の  
根據と目される喀什噶爾、葉兒羌和闐を  
占領したため、エミールはカラコルム山  
脈を越えて印度のリー市へ避難した。

世界革命の頓坐を契機として、赤化の  
第一目標となつたのが蒙古、支那本部、



新疆であつた外蒙は既に完全にソ聯の掌中であり、支那また抗日戦線の共同目的のため、國共合作の假面の下に、事實上ソ聯の魔手に操られ、今また新疆の攻略が公然敢行されつゝある。支那の領土として名目上の存在だつた新疆は、今日既に英國の勢力も消極的となり、ソ聯の政治的、經濟的の勢力、支配圈内にある事は疑へない。

今回のソ聯の積極的新疆攻略が果して奏效するか、新疆が第二の外蒙となるか。極東赤化のコミンテルン・ルートは今や新疆を通過して、甘肅、寧夏、綏遠へと延長せんとしてゐる。従つて日本の新疆に對する關心は一段高まつて來た。此の意味に於て今度のソ聯の攻勢は新疆の再認識、再検討を促すことになつたのである。

### 新疆の一般事情

新疆は亞細亞大陸の殆んど中央に位し、支那の西端にある支那最大の省である。正確な調査がないので、その面積人口

言語も漢語を用ひるが、獨立、反支の猛烈な氣概を持ち、甘肅隣接地域及北部新疆一帯を根據として、強固な回教プロックを形成してゐる。一九三一年—三四年の回教徒獨立運動（指導者、馬仲英）こそは東干人の民族意識の發露であつた。南新疆地方に勢力ある民族はトルクメンとサルト人で、殊にサルト人は新疆諸民族中、最も狂信的信仰を持つ回教徒で最近の纏回獨立運動に活躍した。その他キルギス人は所謂騎馬に長じたコサツクの事で、最近ソ聯領内のキルギス人に對する官憲の壓迫で、新疆逃入の數が漸次増加する傾向がある。タタール人は少數ではあるが、文化の程度高きこと遙かに他の回教徒を凌駕し、多くは富裕商人として北部伊犁地方に住んでゐる。

### 新疆の政治と民族運動

『新疆』の名稱は一八六七—七七年の同地に於ける回教徒反亂鎮壓後、清朝政府に依つて命名された。當時帝政ロシアの勢力は東漸して新疆と接することにな

赤化の外蒙及新疆

も支那側は百六十一萬二千平方料、二百五十五萬二千人といひ、ソ聯側は概算百四十二萬五千平方料、三百二十萬人と發表してゐる。東は甘肅省、青海省に、北東は外蒙に、北及西はソ聯領に、南西はアフガニスタンに面し、南は印度、西藏に接する。西南方の國境には『世界の屋根』と言はれるパミール高原及カラコフム山脈が蟠居してアフガニスタン及印度との交通を困難ならしめ、カシュガルから印度のラワルピンディ驛まで五、六週を要し、しかも峠の交通は半年以上も不能となるので、英國勢力の北進に自然の要害となつてゐる。然るにトルキスタンとの連絡交通は、國境の山壁に阻まれてはゐるが、前者に較べれば遙かに容易で、自動車道路も拓かれ、特に一九三一年トルキスタンに開通したトルクシブ鐵道は容易に雙方の關係を密接にし、モスクワとカシュガルは二週間で繋かれる。然るに支那本土と新疆はゴビ大砂漠に隔離され、北京より迪化まで駱駝隊商で三ヶ月を要し、交通は極めて困難であ

る。この地理的條件によつて、新疆は支那から政治的にも經濟的にも獨立した存在となつてゐたのである。

新疆は古來東西交通の衝路にあたり、民族移動が頻繁だつた爲、この地方住民の民族構成は甚だ複雑である。人口調査が行はれた事がないから人口も大體推定で、漢族、滿洲族、蒙古族、西藏族、トルコ族、イラン族等十四種の異民族を包含してゐる。就中トルコ族即ち回教徒は全人口の六〇%を占め、政治、經濟、社會的に重大な役割を演じてゐる。次に蒙古族の三〇%で、支配民族たる漢人は全人口の二十分の一といふ少數である。僅か五%の漢人の統治下に、六〇%の回教徒が服従する筈がない。このトルコ系回教徒は種族的に分類して、(一)纏回人即ち東干人、(二)纏回人即ちトルクメン、(三)カシュガル人所謂サルト人、(四)タラン人、(五)キルギス人、(六)タタール人とする。

右の中東干人は、トルコ系住民の中最も特色ある存在で、文化の程度最も高く、

つた。時しも一八七八年天山地方に回教徒の叛亂勃發するやロシアは暴徒鎮壓と稱して北部伊犁地方を占領したが、清國は一八八一年この地を償金九百萬ルーブルをもつてロシアから回收した。然しその後支那本部の混亂紛糾と共に事實上獨立の地位に立ち、漸次北南兩方より露英の勢力が進出するに至つて、土着の回教徒を中心とする英露の角逐は絶えず繰り返されたが、一九二八年に至り新疆省政府は南京政府を承認し、楊增進を主席とする省政府が新たに成立した。主席は邊防督辦を兼ねて獨裁化し、中央の威令は通らず、加之、政府成立七日目に主席楊を暗殺した部下の金樹仁の武斷獨裁は飽くなき苛斂誅求を敢てし、新疆は事實上支那の中の一國家を形成した。

終に一九三一年馬仲英を指導者とする漢回軍の叛亂を契機とし、同三三年省城の兵變に際し金の脱走となり、次いで三四年督辦盛世才はソ聯の援助により馬軍を破つて省内の實權を掌握するに至つた。南京の威令は空文と化し、蘇聯の軍

事、財政、經濟的勢力の扶植は著しく奏效して、迪化を中心とする盛世才政權は謂はゞ背後から操るソ聯の傀儡化した。内亂は一時平定したが、民族的に複雑を極める新疆では、少數漢族の支配に對する大多數回教徒の宗教的、民族的反抗が根を斷つ譯はない。この間にあつてコミンテルンの根強い宣傳と、夙に西藏に勢力を植付け且南部新疆に進出して、新疆を緩衝地帯とする英國の政策とは激しい火花を散らすに至つた。

英國は一八八六年以來最近まで、新疆に探險隊を送る事十四回に及び、學術研究以外に軍事的目的のあつた事は明らかであつた。終に一九三三年末に至り、回教動亂の渦紋を好機とし、南新疆の纏回族の獨立運動を應援して、三四年には支那トルキスタン政府の樹立まで成功したが、月餘で崩壊した。これがため英國の計畫は見事失敗し、英國は一時新疆から手をひいて、ソ聯の新疆制覇を傍觀するの止むなきに至つたのである。但し和蘭を中心とする纏回族はその後も獨立的



地位を保持して迪化政府の閣外にあつた。

### 赤化しゆく新疆

帝政ロシアは既に一八五八年新疆探検隊の派遣を最初とし、その後引き続き何回も研究調査隊を送つてゐる。尙ほ新疆に關する最も完備した研究もソ聯商業會議所編纂の『東方諸國』の中になされて居り、ロシアが新疆に著眼した事の古く、且勢力扶植を今日まで持續、發展せしめた事は驚歎に價するものである。一八五一年の伊犁通商條約を始めとし、一八八一年の露清ペテルスブルグ條約、一九一五年の露支議定書等、前後八回の協定、取極、條約によつて新疆に於ける通商の自由、ロシア人の土地所有權、領事館の設置と進んで行つた。

斯くて一九一七年ロシア革命によるソヴェート政權樹立後は、ソ聯は今までの帝國主義的侵略の態度を捨てて、弱小民族解放のスローガンの下に、新疆經由支那、西藏、印度に至るコミンテルン・ル

ートの完成に邁進した。一九二四年六月ソ聯は新疆政府と最初の通商條約を締結して、新疆に於ける帝政時代の政治經濟的優位を恢復した。その後ソ支國交回復後は新疆との關係を急速に進展し、一九二九年ソ支の外交關係斷絶後もなほ新疆との外交關係は維持されたほどである。

一九三一年末に至つては省主席金樹仁と秘密協定が結ばれ、全省の重要都市に通商代表設置權を認められ、自由活躍の道が開かれた。終にソ聯は一九三一年より三三年に亘る回教徒の擾亂を巧に利用して、前章に記した如く、省政府軍を軍事財政的に支持し、盛世才を完全なる傀儡と化し、現在では文字通り新疆の支配權を見事に掌中に收めた情勢である。ソ聯の新疆に於ける主要支配機構は、新疆保安處、政府顧問團、迪化駐劄ソ聯總領事の三者である。現在總領事館を迪化と喀什噶爾に、領事館を伊犁、塔城、承化寺に置いてゐる。これ等施設の共同目標は勿論、新疆赤化工作の擴大であり、支那本部への赤色通路の開拓である。

今回突發した回教徒の暴動も、一時平靜に治まつたかに見えた反ソの民族意識が飽くまでも根強く、好機の到來を待つて爆發したものであらう。北部の漢回

族、南部の纏回族の獨立運動の蹶起に對しては、その鎮壓に大童の盛世才軍の力及ばず、最後の徹底的解決手段としてソ聯空陸の共同攻撃となつたものである。争亂及空爆の詳細は目下不明であるが、十月三日新疆から歸還したドイツ飛行家の話によつても動亂が進行中であることは確實と信じられる。即ちルフト・ハンザ航空會社理事フオンゴブレンツ男、機關士ウンントウフト、無電技師キルフホフの三氏は、甘肅省安西縣を發してカブールに向け歸還飛行の途中、不幸にも新疆南部、和闐の東方三十軒のオアシスに不時著した。愛機ダノイ號の修理に一時間半を要し、周圍に集る土民の果實、食物の歡待に喜び勇んで離陸せんとする時、突如發砲を見舞はれ、機上から曳き下ろされた。兵士は三名の所持品を悉く掠奪した上、手錠をかけたまま、和闐城内に監

禁した。四週間の獄中生活に在つては極めて冷遇されたが、迪化政府との抗争で當時市内は物狀騒然たるものであつた。然し間もなく和闐城は新主權者の手に入つたので、漸く釋放され、九月二十七日出發歸國したのである。これから見て、今回のソ聯側の新疆攻略の公々然たる『領土侵略』は回教叛亂に徹底的打撃を與へたものと思はれる。

### 新疆の産業

新疆は廣大なる面積を有しながらその經濟的發展は未だ遲々としてをり、不毛の土地が少くない。然しその將來は極めて有望視されてゐる。

新疆進出を企てた英國の勢力が一九三四年を最後として事實上後退せざるを得なくなり、政治的にも經濟的にもソヴェートの覇權が確立された。然し今の所、近代的資本主義企業の發達は見られず、ソ聯の經濟的支配も多く商業的方面に限られてゐる。

新疆の主産物は小麦、大麦、玉蜀黍、

赤化の外蒙及新疆

米、次に棉花、亞麻等であり、全人口の半數以上が遊牧民であるから、綿羊、山羊、牛馬、駱駝の飼育は盛んに行はれ、その他狐、狼、熊、豹、タルバカンの毛皮も主要輸出品である。礦物は金、銀、銅、鐵はもとより、石炭、石油も未だ原始的な方法によるのみで、開發は今後にある。

### ソ聯邦の東方政策

ソ聯邦第二次五ヶ年計畫の主要條件は第一次五ヶ年計畫によつて西歐依存の經濟的束縛から開放され、あらゆる方向に於ける經濟的安全感を得た結果、既に完成した各種重工業中心地を足溜りとして東部露西亞に於て行動を起し、鐵、石炭、機械科學者、熱練工、指導者の大集團が續々とウラルを越えて東へ東へと指して進み、有史以來の不毛の地西比利亞が近き將來における大工業地として併もその目的が太平洋を指して居る處にある。

ソ聯邦の東方政策中最も注目すべき

は、數個地域毎にその經濟活動を結合して所謂綜合企業制を設定しつゝあることである。一九三六年に完成せらるべきウラル・クヅネツ綜合企業は、ソ聯第二の金屬及び石炭中心地として同地以東の工業化に對する機械製作根據地たるのみならず、ウラル地方西部西比利亞、パンキル共和国カザクスタン及び中部ヴォルガ等の廣大なる地域に於ける輕工業、食糧工業及び集團農業を統制せんとし、又ソ聯邦第三の金屬及び石炭中心地たるアングラ・エニセイクス綜合企業は、その完成は第三次五ヶ年計畫の事業に屬するもバイカル地方及び極東地方の産業統制を目的とするものにして世界最低廉の電力供給を確立し、これに依りアルミニウム及び窒素工業を起さんとしてゐる。

北氷洋方面の開拓亦東方政策として注目に値するものがあり、一九三二年夏ソビリヤコフ號はアルハンゲルスクよりウラヂオストツクまでの航行に成功したるが、這は氷上冬營を行はずして北氷洋を回航せる最初の事例にして、北氷洋地方



開發に關し特に注意すべきは極地圏内エニセイ河畔に位するイガルカ市にして、同市は木材及び小麦の綜合企業中心地である。

『印度に到る北東の道』北洋航路への進出に於て第二次五ヶ年計畫では此の費用實に五億留に達して居る。而も大ヴォルガをも包含する大運河計畫は三十億留の經費を以て、ヴォルガ・モスクワ運河を開鑿してモスクワを深水港たらしめんものであつて一九三七年七月完成した。

更に驚異すべきは尨大なる鐵道計畫にして、第一次五ヶ年計畫では六、五〇〇軒の新線の建設を終り、この内、その八割まではトルクシブ鐵道も含む東部に建設されたものである。第二次五ヶ年計畫では更に一一、三八一軒の新線が計畫され、本年度中にはソ聯鐵道延長は實に九二、二八一軒に達する見込であり、その最重要なる意味をなすものは、ウラル地方、カザツクスタン・アルタイ地方、即ちウラル—クーズネツク大工業地帯の鐵道網完成である。

そこで第二次五ヶ年計畫に表れた、東洋に於ける鐵道部計畫を拾つて見ると大體左の如くである。

チエレムネーアングラ (一九三七年完成)  
レナムホ線 (一九三四年完成)  
第三次五ヶ年計畫  
極東地方  
バイカルアムールオホツク海 (第三次五ヶ年計畫)  
スチヤンスカヤ線 (一九三五年完成)  
プレヤーライチハ (一九三四年完成)

ウラル地方  
シナルドスカヤ、チエリヤビンスク (一九三八年完成)  
エマンツエイリンスカヤ線 (一九三五年完成)  
スウエルドロフスク、クルガン (一九三四年完成)  
ウファ・マダニトゴルスク (一九三七年完成)

中央亞細亞地方  
チムケント—レンゲル (一九三四年完成)  
スタリナバット—クルガンチユーベ (第三次五ヶ年計畫)  
タシユケント—メリニコワ (一九三六年完成)  
ナリンスカヤ線 (一九三四年完成)  
メリニコワ—シユラフ (一九三四年完成)  
カントーリバチエ (一九三七年完成)

カザツクスタン地方  
イレッツクウラルスク (一九三五年完成)  
カラガンダーバルハシ湖 (一九三五年完成)  
ルブツオフスクリツデル (一九三六年完成)  
アクモリンスク—カルタリ—(一九三六年完成)

西部ツベリヤ地方  
インスカラーソク—(一九三五年完成)  
アンゼルスカヤ—ケメロワ (一九三五年完成)  
トムスク—チユウリム (一九三四年完成)  
アチンスク—エニセイスク (一九三七年完成)  
トプキ—エレシノ (一九三七年完成)  
クズネツク—ムンデバシユ (一九三四年完成)  
ノヴォシビリスク—レニンスク (一九三四年完成)

東部シベリヤ地方  
ヴェルフニウザンスク—キヤフタ

斯くの如く東部露西亞建設の大計畫を見て、例へそれが多少割引を要する宣傳と見ても東洋の恐威たることに疑ふ餘地なく、帝政露西亞時對代に於ける東方政策が不凍港を求めて東漸したるに、現在のソ聯邦は遠大深酷なる大プランの下に、軍事的にも産業的にも一歩々々我が帝國に迫りつゝあるを見るのである。

内容

- ソヴェート聯邦の部
- 日滿ソ關係の部
- 漁業の部
- 滿ソ關係の部
- 防共の部

増補



昭和十三年版  
日露年鑑 増補

ソヴェート聯邦の部

ソ聯邦最高會議總選舉

相繼ぐ國內肅正・赤色テロルの嵐の最中に一九三七年十二月十二日「民主的」スターリン新憲法に基くソ聯邦最高會議（ソヴェート）選舉は施行された。  
これより先き十月十二日付決定を以て新憲法による選舉運動開始を發令した聯邦中央執行委員會は左の如き公共團體及び勤勞者團體の代表を以て構成する中央選舉委員會を任命した。

議長 モスカートフ（全聯邦勞働組合中央評議會代表）  
副議長 シュミット（全聯邦高等學校、學  
ソヴェート聯邦の部

術機關職員同盟代表

書記 マレンコフ（全聯邦政治教育機關職員同盟代表）  
委員 フルシチオフ（モスクワ共產團體代表）

ウガロフ（レニングラード共產團體代表）  
メフリス（ブラウダ紙編輯者代表）  
シヨロホフ（ソヴェート作家同盟代表）  
コサリオフ（全聯邦レーニン共產青年同盟代表）  
ゴルシエニン（全聯邦國防飛行化學協會代表）  
シヤボワロフ（ウオロネシ州「ポリシエウイク」ホルホーズ代表）  
コレスニク（ハリコフ市トラクター工場

從業員代表

シモンシエンコワ（十月革命工場從業員代表）  
シヤボワロフ（クラスノダール地方「新世界」ホルホーズ代表）  
エフトウシエンコ（キエフ共產團體代表）  
ユスボフ（ウズベク共產團體代表）

十月十二日から選舉投票日まで二ヶ月間に亘る選舉運動は終始一貫スターリン政權強化の線に沿つてソ聯全土に展開され、ソ聯各紙は毎日候補者の寫眞演説等に紙面の大半を割き、黨政府公認推薦候補者の提燈持ち、ソ聯國力の強化、國民福祉増大の宣傳に日も尙足らぬ状態であつた。

新憲法に基くソ聯邦國家權力の最高機關たる最高會議は聯邦會議及民族會議の兩院より成り、聯邦會議は人口三十萬につき一名の基準により選舉される代議員を以て構成、民族會議は聯邦構成共和國より二十五名、各自治共和國より十一名各自治州より五名、各民族管區より一名の基準により選舉される代議員を以て構



成する旨規定され、全聯邦は聯邦會議選舉區五六九、民族會議選舉區五七四に分れ各區より一名の代議員を選挙することになった。

斯くして、十二月十二日施行された總選舉の結果は遠隔の地方より到達した投票、運輸中の汽車汽船内に於る投票を含めて十六日全聯邦總選舉投票集計を完了、中央選舉委員會の手により十七日投票總數九一、一一三、一五三(聯邦會議投票數八九、八四四、二七一、民族會議投票數八九、〇六三、一六九)と最終結果を發表、スターリンを始めとする現政權巨頭、黨政府要人、スタハノフ運動功勞者、文化團體代表等すべてのスターリン政權支持者より成る聯邦會議代議員五六九名、民族會議代議員五七四名、合計一、一四三名の代議員が選出された。右投票總數を賛成投票、選舉法第九十條による無効投票、候補者を抹殺して明確な反對意思を表明した反對投票の三種に分類してみると左の如く有權者總數九四、一三八、一五九人のうち一、一九四、

四七六人(約一%強)が、現スターリン政權反對者たる事實が判明したわけである。

△聯邦會議 賛成投票 八八、四四二 無効投票 六六、八〇八 反對投票 六三、〇七四 △民族會議 賛成投票 八九、〇六三 無効投票 一、四七七 反對投票 五六一、四〇二

而して、右當選候補者一、一四三名は何れも黨員及非黨員ブロックの公認候補で、このうち黨員八五五名、非黨員二八八名、性別にみると男子九五九名に對し女子一八四名の比率を示し、投票率九六、八%、棄權率僅かに三、二%といふ好成績を挙げたもので、これによつて肅清下のソ聯邦に於るスターリン政權の度は更に強度化されたものと觀測される。中央選舉委員會の調査發表になる聯邦構成各共和國別有權者數及投票實績を表示すれば左の如し。

聯邦構成共和國	有權者數	投票者數		黨員及非黨員ブロック候補者に對する投票者			
		投票數	有權者に對する比率%	聯邦會議	民族會議	投票者數に對する比率%	投票者數に對する比率%
ロシア共和國	60,571,292	58,623,335	96.8	57,687,755	98.4	57,142,882	97.5
ウクライナ共和國	17,539,876	17,156,273	97.8	16,980,303	99.0	16,799,399	97.9
白ロシア共和國	3,007,342	2,929,666	97.4	2,892,815	98.7	2,884,244	98.4
アゼルバイジャン共和國	1,648,877	1,577,117	95.6	1,564,183	99.2	1,555,523	98.6
グルジア共和國	1,940,547	1,866,189	96.2	1,849,932	99.1	1,847,367	99.0
アルメニア共和國	620,220	596,675	96.2	592,146	99.2	592,682	99.3
トルクメニスタン共和國	691,925	651,962	94.2	647,345	99.3	644,329	98.8
ウズベクスタン共和國	3,548,441	3,319,216	93.5	3,286,897	99.0	3,274,473	98.6
タジキスタン共和國	774,864	738,099	95.3	728,656	98.7	726,064	98.4
カザクスタン共和國	2,995,367	2,901,072	96.9	2,882,844	99.4	2,862,726	98.7
キルギスタン共和國	799,408	753,549	94.3	732,395	97.1	733,480	97.3
ソ聯邦總計	94,138,159	91,113,153	96.8	89,844,271	98.6	89,063,169	97.8

極東地方代議員決定

極東地方に於る最高會議代議員はブリユツヘル極東赤軍司令官、スタツエーウイチ黨極東部第一書記、レフコンラーウオフ極東地方執行委員會議長を始め極東地方娘子移民運動の提唱者として著名なヘタグーロワ女史等左記黨員及非黨員が選出された。代議員名を選挙區別に表示すれば左の通りである。

- △聯邦會議 代議員名 選出區名
ブリユツヘル元帥 ウオロシローフ
スタツエーウイチ黨第一書記 ハバロフスク
レフコンラーウオフ 黒龍江
執行委員會議長 クイブイシエフ
シヤリモフ飛行中尉 コムソモリスク
ヘタグーロワ女史
レワンドフスキー軍 團大將 スバスク
ベルドニコフ海軍下士官 浦潮
ベトウホフ樺太木工 沿海州
林區班長
ソヴェート聯邦の部

勸察加コルイマ

- リユシコフ
△民族會議
チエルバツク
ゴリドマツヘル
クロバチオフ極東軍政治部長
ウオローギン
スハレフ
ソシニヤンスカヤ女史
ツイデノワ女史
トワチオフ
モクソエフ
ツイビコフ
クルバトフ
ハハロワ女史
ベリガエフ
ボボフ
ウオルフロメエフ
ナムサラエワ女史
ベトロフ
極東地方
ビロビジャン
ブリユツヘル
スミドワイチ
ビラ
スターリンスク
ウラン・ウデ市區
同機關車製造區
ウラン・ウデ村區
トウシキン
カバニ
バルグジンスク
エラウニンスク
タルバガタイ
ビチウル
キヤフタ
ザヂンスク

第一次聯邦最高會議

スターリン獨裁に新紀元を劃した第一

次最高會議は一九三七年一月十二日聯邦會議、民族會議共モスクワ、クレムリン宮殿の大廣間に於てスターリン、モロトフ、カリーニン、ウオロシローフ、カガノウイツチ、リトヴィノフ、ミコヤン、エジヨフの諸氏以下政府首腦部及び外交團、外國新聞、通信社代表その他多數列席の下に文字通り世界の視聽を集めて開會された。

△聯邦會議は午後四時からロンヤ皇帝の即位室を改造した議場に於て開會された。恒例に依り議員中最年長者たる學士會員アレキセイ・パフ氏が開會の辭を述べ役員選舉に移り、同氏の提議で滿場一致、次の役員を選出した。

- △聯邦會議議長 黨政治局員兼黨中央委員會書記 ア・アンドレエフ
△第一副議長 生物學者、非黨員議員テ・リツセンコ
△第二副議長 ウズベツク共和國人民委員會議長 エス・セギズバーエフ



次いで黨政治局員ジユダーノフ氏の動議に成る次の議事日程を確認した。

- 一、資格審査委員會議選擧
- 二、常任委員會議選擧
- 三、ソヴェト聯邦憲法の條項中若干の修正
- 四、最高會議幹部會選擧
- 五、新人民委員會議の構成
- 六、聯邦檢事總長任命
- 七、議員歳費支拂

議事日程三、四、五、六に關する民族會議との共同協議については、議長が代つて民族會議長と協議する議長に指令、斯くて左記十一名の資格審査委員會議の選擧後聯邦會議は午後五時、一時間にして第一日を終了した。

△聯邦會議資格審査委員會議議長

- シチエルバコフ
- △會員(十名) アレマソフ、シヤギマルダノフ、アイトバイ、ニコラーエワ、コルネイチウク、ヂユカノフ、スゴニヤカ、クルジヤン、アルチウニヤン、クリエフ、テイムール

△民族會議はクレムリン宮殿舊スエドロフ俱樂部の議場に於て午後八時十分か

ら二時間に亘つて開會された。先づ最年長議員の古參ボルシエヴィキ・ニーハ・ツハカヤ氏が開會の辭を述べた後役員選擧に移り左の諸氏が當選した。

△民族會議議長

- 全露勞働組合中央評議會書記 エヌ・シユヴェルニク

△第一副議長

- バーク女學校教諭

ア・アストラノワ女史

△第二副議長

- 白ロシア共產黨書記 ア・レヴィツキ

聯邦會議と同様の議事日程を確認、左記十一名より成る資格審査委員會議を任命した。

△民族會議資格審査委員會議議長

- ヌルベイソフ
- △會員(十名) シユキリヤートフ、ニキーチン、バビヤン、マツアク、ブルミスチンコ、チモシエンコ、ラチオク、ソフイヤ、クゼムバーエフ、ボスイ、クルバシ、ホラワ、アカーキイ、フダイク

次いで左の三常設委員會議を任命した。  
△民族會議立法委員會議(十名)

會議と同様に左の三常設委員會議を任命した。

△聯邦會議立法委員會議(十名)

- 委員長 キエフ地方黨書記
- 委員 ウガロフ、カガノウイイチ(ユイ)、シオロホフ、モスカートフ、ユスボフ、レオノワ(女)、シヤギマルダーノフ、コワレフ、バクララゼ

△聯邦會議豫算委員會議(十三名)

- 委員長 モスクワ市ソヴェト議長 シドロフ
- 委員 ペトロフスキ、ニコロフ、サエフ、クルバーノフ、コワレフ、ブルデンコ、レフコンラーウオフ、ニコラーエワ(女)、クリエフ、ジウク、イストラモワ(女)、フェセンコ

△聯邦會議外交委員會議(十一名)

- 委員長 黨政治局兼中央委員會議書記
- 委員 フルシチエフ、ベリリヤ、メフリ、スタツエウイチ、コサリオフ、ド、ウインスキー、ウオルコフ、アファン、ババーエフ、ママイルスキー、フェダ

ソヴェト聯邦の部

委員長 ロシア共和國教育人民委員

- 委員 ヌルベイソフ、ウエリベコフ、ペトルーニチエフ、ビーキナ、ネズゲメシコ、ウエデネエフ、アリ、グゼイノフ、デカノゾフ、ペトロワ

△民族會議豫算委員會議(十三名)

- 委員長 モスクワ地方執行委員會議議長
- 委員 スホムリン、グゼイノフ、フィノ、ゲイノフ、コロボフ、ホシユタリヤ、イブラギーモフ、アトリエフ、ボボカロノフ、クジヤノフ、ユルダシエフ、シユビレウオイ

△民族會議外交委員會議(十名)

- 委員長 ロシヤ共和國人民委員會議議長
- 委員 レウイツキ、マルチャク、イス、カンデロフ、ボスクレブイシエフ、バビヤン、ウエルシコフ、ロゾフスキ、チモシエンコ、シユミツト

斯くて民族會議は午後十時閉會した。

△聯邦會議第二日は十三日午前十一時  
アンドレエフ議長司會の下に開會、民族

△聯邦會議第三日は十四日午前十一時より開會、直ちに資格審査委員會議の報告を聴取した。シチエルバコフ資格審査委員會議は先づ聯邦會議代議員に内部人民委員部員多數が選出されたことはソヴェト國民がトロツキ主義者、ブハリン主義者等人民の敵を彈壓する内務人民委員部の活動を全的に支持する證左に他ならないと強調したが、次いで聯邦會議代議員の構成につき左のごとく報告した。

「聯邦會議代議員總數五百六十九名中資格審査に合格した五百四十六名につき調査した結果その社會的構成は左の如く、

- 農 民 二四七名
- 一三〇名
- 官吏、知識勞働者 一六九名

右代議員中黨、政府機關内で經濟、軍事活動に従事する勞働者は二百一名、農民は七十九名である。更に代議員中には學士會員九名、教授六名があり、代議員中二百四十二名はソヴェト各種勳章の所有者で「ソヴェトの英雄」の稱號を有

する者十八名に上つてゐる。最後に代議員中黨員、非黨員の割合は左の如く、

- 黨員 四六一名 八一%
- 非黨員 一〇八 一九%

右は黨が民衆の間に權威を有し非黨員大衆と緊密に結び付いてゐる事實を證明するものである。

△民族會議第三日は十四日午後續開、資格審査委員長サヂク・ヌルベイソフ氏から左の審査報告があつた。

「民族會議代議員五百七十四名は全部代議員の資格を具へてゐることが判明した。これら代議員はソヴェト聯邦全土に住む五十四民族を代表してゐるが、その民族別は左の通りである。(括弧内數字は代議員數)

- ロシア人(一四六)、ウクライナ人(三四)、白ロシア人(一五)、アゼルバイジャン人(三四)、シヨルツヤ人(三三)、アルメニア人(三〇)、トルコメン人(一七)、ウズベク人(二六)、カザク人(二四)、キルギス人(一七)、タチク人(一六)、ダタール人(一五)、ユダヤ人(一五)、ドイツ人(九)、コ



ミ人(八)、マリ人(六)、バシユキル人(六) ヲクト人(六)、カバルダ人(四)、チユウ ヲアシエ人(四)、カルカルバキア人(四) 民族會議代議員の構成は次の通りであ

る。 黨 員 四〇五名 非 黨 員 一六五名 勞 働 者 二一八名 農 民 二〇〇名 官吏、知識労働者 一五六名 右代議員中黨、政府機關内で經濟、軍 事活動に従事する労働者農民數は左の通

りである。 勞 働 者 一五二名 農 民 一〇〇名 △代議員の年齢別 (年齢) 代議員數

二〇以下 八名 二一以上三〇以下 一六四名 三一以上四〇以下 二七三名 四一以上五〇以下 一〇二名 五一以上六〇以下 二〇名 六〇以上 七名

△聯邦及民族兩會議の第一回合同會議 は十五日午後二時よりスターリン氏以下 各代議員並にモスクワ外交團、新聞通信 記者團參列の下にアンドレーエフ聯邦會 議々長の司會で開會、劈頭中央執行委員 會書記長ゴルキン氏より憲法改正に關す る法案を提出し審議の結果次の如き改正 案を決定した。

一、ソヴェート聯邦最高會議幹部會は 必要に際しソヴェート聯邦の一部若 くは全部に非常戒嚴令を公布する權 限を有すべきこと

一、穀物貯藏局を昇格して穀物人民委 員部とし國立銀行總裁を人民委員の 一人に加へること

一、内國商業貿易人民委員部を商業委 員部と改稱すること

右改正案の提案に際しゴルキン書記長 はその提案理由を左の如く述べ、極東情 勢に對處する措置なる旨を明にした。

本改正は將來極東に於ける事態の發展 に鑑み幹部會に戒嚴令公布の權限を賦 與する必要があるに基くものである。

なほこれは西方に關しても全く同様で ある。

猶ほ同日席上に於て聯邦人民委員會議 議長モロトフ氏は海軍人民委員部の國防 人民委員部よりの分離獨立に關し説明を 行つたが、ソヴェートの海軍擴張計畫に 言及し日伊兩國と建艦競争を行ふ用意あ る旨示唆して左の如く豪語した。

日本をはじめ資本主義國家が海軍軍縮 に同意しない事實並びにイタリヤが地 中海の制覇を企てつゝある事實を考慮 すればソヴェートはその國力に相應す る海軍力を保有することが極めて必要 である。政府は斯る必要に應じ急速に 又多量に建艦して海軍力を補強し得る やう目下着々造船所の増設を行つてゐ る。

△聯邦及民族兩會議の第二回合同會議 は十七日午後二時民族會議議長シユウエ ルニク氏司會の下に開會、先づ議員歳費 支拂案を上程審議した結果モスカードフ 議員案を滿場一致採擇した。議員歳費は 次のごとくである。

一、月千ルーブルとす 二、但し會議開會中は一日五十ルーブ ルの手當を支給す 三、鐵道パスを下附す 四、聯邦、民族兩會議長歳費は年三十 萬ルーブルとす

シユヴニルク議長は憲法第七十條に基 き聯邦人民委員會議は任務を終り辭任す る旨のモロトフ人民委員會議長の聲明を 讀みあげ次いで新政府構成の審議に入つ たがシユダノフ議員の動議によりモロ トフ氏に新政權の組閣を一任するに決し た。

次いで最高會議幹部會員の選舉を行つ た結果左の二十五名が當選した。議長に は現中央執行委員會議々長カリーニン氏 が當選、スターリン書記長は一會員とし て従來通り背後にあつて實權を握ること になつた。

△最高會議幹部會議長 カリーニン △同議長代理(十一名) ホフロフ(ロシア 共和國)、ベトロフスキー(ウクライナ共 和國)、ナタレーウイチ(白ロシア共和 國)

ソヴェート聯邦の部

國)、カスモフ(アゼルバイジャン共和 國)、マハラゼ(グルヂヤ共和国)、バ ビヤン(アルメニヤ共和国)、ババーエフ (トルクメン共和国)、アフンババーエフ (ウズベク共和国)、シヤガダーエフ(タ ヂク共和国)、ウムルザコフ(カザック 共和国)、サリホフ(キルギス共和国)

△幹部委員 バギロフ、ペーリヤ、ブリユ ヲ、ヘル、ブザヨンスイ、ウオルコフ、ヂ ャムハメートフ、シユダノフ、カガノ ーウイチ(ユイ)、コサリオフ、クルプス カヤ(女)、マレーンコフ、モスカートフ、 ニコラーエワ(女)、ベトロフスキー、シ ドロフ、スターリン、タフタロフ、チモ シエンコ、ウカロフ、フェツコ、フルシ チエフ、イブラギギモフ、シユキリヤ ートフ、ユスポフ

民族會議代議員カリーニンが何故に議 長に選ばれたかに關しては大體次の如く 觀測されてゐる。

一、スターリンの性格が表面に立つこ とを好まず飽くまで蔭の人として終 始する意向とみられること 一、最高ソヴェートの選舉前は多分ス

ターリンが議長就任を豫定したと見 られるが其の後の國內情勢、就中清 掃工作が今猶續いてゐる状態ですタ ーリンが表面に立つことは種々の點 よりして障得となると見られること 一、新憲法による最高ソヴェート會議 も要するに單なるヂエスチユアにす ぎず従來のソヴェート機構には何等 の變革を來さずカリーニンを議長と する最高ソヴェートは結局スターリ ンを頭部に頂く共產黨の指導下に置 かれるわけで、この點従來の黨と聯 邦中央執行委員會との關係と同様ス ターリンは依然黨の立場から最高ソ ヴェートに對して批判的指導的態度 を以て望み、蔭にあつて絲をあやつ る爲め最高ソヴェートの可能なる 誤謬その他失策等の責任的地位を巧 妙に回避し黨の獨立的立場を堅持し たものと見られる。

十七日のソヴェート最高會議の席上、聯 邦會議外交委員長アンドレ・シユダノフ 氏が對日強硬政策を主張し政府の所信を



訊したに對し人民委員會議長モロトフ氏は十九日の會議において「政府は極東國境事件に關しては從來よりも強硬な態度を以て日本へ臨みソヴェートの利益を確保する積りである」と言明し、更にモロトフ氏は領事館問題についても善處する旨確言し、フランスが國內に反ソ・テロ團體の存在を許してゐることを非難したジユダノフ氏の批判も看過し得ないと述べた。以上モロトフ氏の言明に徴しリトヴィノフ外務人民委員は今後對日佛外交において從來よりも強硬な態度を持するだらうとみられる。

△第三回合同會議は十九日午後二時聯邦會議議長アンドレエフ氏司會の下に開會、ウイシンスキー聯邦檢事總長の留任を承認後、モロトフ氏の詮衡した新人民委員を承認第一回最高會議の幕を閉じた。新人民委員會議は議長一名、副議長三名、聯邦委員會議長四名、人民委員二十二名より成り大多數は留任だがウクライナの探題コシオル氏、内務人民委員部次長ルイジヨフ氏等を起用し、スターリ

ン獨裁は一層強化された。  
新人民委員會議の顔觸左の如し(留任、新新任)

- 議長 ヴエ・エム・モロトフ(留)
- 副議長 ヴエ・ヤー・チユーバリ(新)
- アー・イー・ミコヤン(留)
- エス・ヴエ・コシオル(新)
- 國家計畫委員會議長 エヌ・アー・ヴオズネセンスキー(新)
- 統制委員會議長 エス・ヴエ・コシオル(新)
- 外務人民委員 エム・エム・リトヴィノフ(留)
- 内務人民委員 エヌ・イー・エシヨーフ(留)
- 國防人民委員 カリー・エー・ウオロシロフ(留)
- 海軍人民委員 ペー・アー・スミルノフ(留)
- 重工業人民委員 エル・エム・カガノヴィツチ(留)
- 機械製造工業人民委員 アー・デー・ブルスキン(留)
- 國防工業人民委員 エム・エム・カガノヴィツチ(留)
- 食料工業人民委員 アー・エル・ギリンスキー(留)

黨員除名及黨に關する決議

新憲法に基く聯邦最高會議開會と同時に開かれた全聯邦共產黨中央委員會定時總會は中央委員會政治局員候補ボスツイシエフを解任してモスクワ州黨委員會書記長フルシチエフを後任に起用、この程赤軍政治部長に就任したメフリスを組織局員に任命すると共に、「黨員除名に際しての黨機關の誤謬、被除名者の上申に對する形式的官僚主義的態度並びに此らの缺陷根絶に對する諸方策」に關する長文の決議を採擇、從來頻繁に行はれた黨員除名の輕卒極まる態度に徹底的批判を加へ、左の如き結論を發表した。

- 一、黨機關は十把一絡げ式の黨員除名の事實を根絶し除名並びに復黨問題解決に際し個別的審査の方法を確立すること、
- 二、黨中央委員會指令を遂行せず黨員及候補者の除名をなんらの證據無しに行へる黨指導者はこれが任を解くこと
- 三、被除名者の上申書は三ヶ月内にこれを審査すること

ソヴェート聯邦の部

輕工業人民委員

- ウエ・イー・シニスタコフ(留)
- 木材工業人民委員 エム・イー・ルイジヨフ(新)
- 交通人民委員 アー・ウエ・バクリン(留)
- 水運人民委員 エヌ・イー・パホモフ(留)
- 通信人民委員 エム・デー・ベルマン(留)
- 農業人民委員 エル・イー・エイ(留)
- 穀物牧畜國營農場人民委員 テー・アー・ユルキン(留)
- 穀物貯藏人民委員(新設) エム・ウエ・ポボフ(昇格留任)
- 財務人民委員 アー・ゲー・ツペーレフ(新)
- 商業人民委員(改稱) エム・ペー・スミルノフ(留)
- 外國貿易人民委員 エー・デー・チビアレフ(新)
- 司法人民委員 エヌ・エム・ルイテコフ(新)
- 保健人民委員 エム・エフ・ボルザレフ(留)
- 國立銀行總裁 アー・ペー・グリチマノフ(留)
- 高等教育委員會議長 エス・ウエ・カフタノフ(新)
- 藝術委員會議長 アー・イー・ナザロフ(新)

スターリンの公開狀

- 四、黨委員會は除名の動機を明確に發表し上記機關の審査の正確を期すること、
- 五、黨機關は不當なる被除名者を復黨するに際してはこれを明示すること
- 六、復黨者に對しては黨文書を交付し黨活動に参加せしめること
- 七、黨機關は黨員を誹謗せる者の責任を問ひ、右黨員を完全に復歸せしめこれを公表すること
- 八、上申書の審査並びに除名決定前に除名の事實を審査表に記入することを禁止すること
- 九、黨職剝奪の際は必ず他に就職を決定後これを行ふこと
- 十、一九三八年二月十五日までにソヴェート及經濟諸機關を通じて被除名者の就職を決定し無職者を無くすること

スターリンの一國社會主義完成論に對しソ聯青年層は深い疑問を抱いてゐるとの見解が行はれてゐるが、此の問題に關し二月十四日のブラウダはクルスク州のコムソモール宣傳員イワノフなるもの

の質問狀と之に對するスターリンの回答文を發表してゐるがその要旨は次の通りである。

△イワノフの質問—ソ聯邦に於て社會主義の最後の勝利に付二通りの解釋が行はれてゐるが社會主義國は資本主義國との矛盾に關する對外關係に於て貴下は社會主義の最後の勝利は對外矛盾の解決、外國干渉及資本主義復活よりの完全なる保障を意味し、右は各労働者の協力に依りて解決し得るものなりと言はれ又レーニンに依れば最後の勝利は世界的規模に於てのみかち得るものなりと言へり。余が之を引用したるに對し州委員會書記及宣傳監督員は右スターリンの説は一九二六年のものにして時代は變化せり。現在は既に社會主義最後の勝利を占め最早干渉等の危険なしと述べ余をトロツキストとして解職せり。吾人は社會主義の最後の勝利を獲得したりや否や回答ありたし。

△スターリンの回答—イワノフの言正當なり。一國社會主義勝利の問題は左の



両面あり。一は國內關係にして労働者と農民との協力に依りて國內のブルジョアを撲滅するにあり。レーニンはソ聯は完全なる社會主義の社會開設の爲に一切の必要なるものを有すと教ふ。其後の事態はトロツキー、ジノヴィエフ、カメネフ等が資本主義國に於ける社會主義革命なくしてはソ聯の社會主義建設不可能なりと言へるも右説にして我意の正當なりしことを立證せり。是れ資本主義國に革命なかりしに拘らずソ聯に於てはブルジョア潰滅、勞農協力、社會主義社會の建設を見たる所以なり。二は、對外國關係にしてソ聯労働階級と外國ブルジョアとの相互關係なり。即ちソ聯の社會主義勝利は最後のなりや、換言すれば我國は資本主義國の包圍の中にあり乍ら外國よりの干渉、資本主義復活の危険より保障せられ居れるやの問題なり。レーニンは本問題は國際的規模に於てのみ可能なりと教へたるが右は國際的プロレタリアの援助なくしては一國社會主義の最後の勝利の解決不可能なりとの意なり。ソ聯は單に

消極的外國労働者の援助をまつのみならず軍事的侵略、ブルジョア復活の排撃を目的とする自國の國防強化、即ち國民總動員の事業と相並んで積極的に國際労働運動を結合せざるべからず。レーニンはソ聯と帝國主義諸國との長期併存は考へられず、ソヴェートとブルジョアとの衝突は不可避なりと言へり、余の著書中にも社會主義の最後の勝利は外國干渉よりの完全なる保障を得るにあり、如何となれば外國の支持に依つてのみ資本主義復活は試みられ得ればなり、従つて外國労働者のソ聯革命に對する援助、少くとも若干國に於ける労働者の勝利は社會主義の最後の勝利の必須條件なりと言へる次第なり、ソ聯が資本主義國に包圍せらるゝ限り又干渉復仇の危険より保障せられざると言ふを得ず。第一の國內問題はブルジョア潰滅、社會主義の基礎的建設に依り解決せられたり、之を一國社會主義建設の勝利なりと言ふも吾人は孤島にあらざ、又資本主義國に包圍せらるゝ限り最

後の勝利と言ふを得ざるなり。

次に對外關係は今後の解決にまつべきものにして第一の國內問題の如く自力のみにては爲す能はず國際的プロレタリアの我國民に對する協力のみに依りて解決し得るものなり。従つてソ聯及ブルジョア労働階級の國際聯繫を強化することをソ聯に對する攻撃の場合、ブルジョア労働階級との間に政治的相互援助を組織することが我が陸、海、空、オソビアヒムを強化すること必要なると共に突發事件及外敵の術策、攻撃に備ふる爲常に全國民を動員せざるべからず。若し吾人が干渉復仇より保障せられ居るならんには右に要する幾十億の金を他の必要に向け軍隊は最少限度或は全く解消するに如かず余は一國社會主義勝利説が陳腐となり又資本主義國包圍や侵略及資本主義復活の危険が此の世より消滅せんことを希望するものなるが事實は然らず。

**ソ聯の對伊支拂停止公布**

ソ聯人民委員會議は一九三八年一月十

四日付命令を以てイタリアに對する諸債務支拂の一時停止を公布した、其の全文左の如し

イタリア商社及機關は一方的意志を以てソヴェート諸機關に對する商取引支拂を行はず、今後も支拂を行はざる危険性あり、且、イタリア政府よりソヴェート政府の覺書に對する回答あらざるに鑑み人民委員會議はソ聯邦が之によつて受くる損害を迴避する爲め次の如く決定せり

- 一、在イタリアソ聯通商代表部及ソ聯經濟機關に依り現在並びに本命令公布後のイタリア商社其他宛債務及第三者に讓渡せられたる債務に對し特別の指令ある迄右債務決済の爲め國立銀行に特設せる口座に支拂金額の一時供託を命ず
- 二、人民委員會議特別の指令ある迄、前記口座よりする支拂送金を行ふことを得ず

右命令に關しソ聯政府代辯者は左の如く釋明してゐる。

昨年度より若干のイタリア商社其他は裁判所手續によらず一方的意志を以てイタリアに供給せる物資代金不拂を開始せ

ソヴェート聯邦の部

り、例へばイタリア海軍省は「石油輸出聯合」との契約を無視して昨年九月の重油代金支拂を行はず、「石油輸出聯合」は一再ならず支拂を督促せらるゝに拘らず、イタリア海軍省は支拂を拒絶せり其有力なるイタリア商社も亦、「石油輸出聯合」に對し同様の行爲を爲せり、且國家財産に關するソ伊兩國間の特別協定を蹂躪して度々イタリア港碇泊のソヴェート商船を抑留せり、ソ聯經濟機關はイタリアに於ける今後の損害に對する保障なきに鑑み今回の命令公布を見るの餘儀なきに至つた。

然るに其後イタリア側からの情報によれば對ソ債務の支拂を拒絶した理由は左の通りである。

- 一、ソ聯石油輸出聯合はイタリア海軍省及イタリア商社に供給した重油の契約量を輸出しないので輸入輕油代金の支拂を一時保留した
- 二、アンサルド商社がソ聯に賣却せる商品代金百萬リラをソ側が支拂を拒否したのでミラノ駐在のソ聯通商代表部の財産

**（銀行預金）を差押へた。**

**本年ソ聯農業計畫決定**

ソ聯邦人民委員會議は一月二十七日付決定を以て左の如く本年度農業國家計畫を發表した。（單位千ヘクター）

- △春耕計畫九〇、八〇四、九（國營農場七、五〇八、七、共營農場七七、三〇八、六、個人經營農場七〇三、八）
- △休田開墾計畫三二、六四一、七（國營一三、一二三、二、共營一二九、五一六、五）
- △粒穀物秋蒔計畫三六、四八一、〇（國營一二、〇八七、〇、共營一三四、一八一、五、個人一二二、五）
- △秋耕計畫六七、九〇七、九（國營一六、三、五七、九、共營一六一、五五〇、〇）
- △共營農場に於る紫首菊種子植付計畫（廣畦）一三五、普通植付一五〇、牧草植付五八、四

**ソ聯國境兵銃殺事件**

某所着情報によれば一月二十五日ソ聯政府は十九日エストニア國境に於て越境事件あり、ソ聯國境守備兵二名死亡せる旨公式に發表した。

因みに右事件に關する兩國の主張は著



しく相異してゐるがソ聯側の主張は次の如し

去る十九日ソ・エ國境に横はるベイブス(露語チユードスコエ)湖畔に於てソ聯國境守備兵二名は二臺の橋に便乗した越境者がエストニア側よりソ領内七百五十米に侵入せるを發見之を追跡した所突如エストニア領内から同國國境守備兵の爲に約百米の距離に於て發砲を受け兩名共死亡した。

### 一九三八年工業生産及鐵道作業計畫

第三次五ヶ年計畫開始年度たる一九三八年工業生産及鐵道作業計畫は三十七年十二月二十九日付聯邦人民委員會議決定を以て發表された。即ち、左の如し。

#### 一九三八年工業計畫

一、一九三八年工業生産總額を八百四十三億留(一九二六—二七年度不變價格に依る、右は三十七年に比し一五、三%の増加に當る)とし其の内譯は各人民委員部別にみれば左の如し(單位千萬留)

(イ) 重工業、機械製造及國防工業	四、三九〇
(ロ) 輕工業	一、六五二
(ハ) 食料品工業	一、四〇〇
(ニ) 林業	三、八四〇
(ホ) 地方工業	三、八四〇
(ヘ) 聯邦人民委員會議附屬入委員會	二、二〇〇
二、一九三八年度労働者一人當り年生産額(以下Aとす)及年平均勞銀(以下Bとす)を次の如く決定(單位留)	
(イ) A一四、二八三(本年度に對する豫定數字に比し一四、四%増加、以下同様増加割合を示す)	
B三、七〇七(一〇、一%)	
(ロ) A一一、五三七(一一、一%)	
B二、五九三(一一、〇%)	
(ハ) A一七、一七〇(一一、一%)	
B二、六〇四(八、八%)	
(ニ) 林業工場のみ産額	
A一〇、二五五(一三、三%)	
B二、五八九(九、九%)	
三、一九三八年工業生産品の生産原價を三十七年に比し左の如き比率に引下	

々(%)

重工業三、四 機械製作五、四 輕工業一、九 食料品工業二、三 林業三四、〇	
四、一九三八年鐵道運輸部門作業計畫	
(イ) 一晝夜平均積込車數九萬五千	
(ロ) 貨物輸送量五億六千八百萬噸	
(ハ) 從業員一人當り年平均作業量三十九萬八千四百噸(三十七年度に比し六、五%増)	
(ニ) 從業員一人當り年平均勞賃三、五九〇留(三十七年度に比し五、六%増)	
一九三八年度第一・四半期計畫	
一、工業生産總額 二、〇二〇	
(イ) 重工業機械製造及國防工業	一、〇六六
(ロ) 輕工業	四〇二
(ハ) 食料品工業	二九〇
(ニ) 林業	一一〇
(ホ) 聯邦人民委員會議附屬入委員會	六一
(ヘ) 地方工業	九二
二、工業労働者一人當り生産額及平均勞賃	
(イ) 重工業、機械製造及	

#### 國防工業

(ロ) 輕工業	三、四六五	九一七
(ハ) 食料品工業	二、七九五	六三一
(ニ) 林業	三、六七〇	六四〇
(三) 工業生産原價引下(三十七年度平均に對する比率)	二、二七八	六二二

(イ) 重工業	一、八%
(ロ) 機械製造工業	三、五%
(ハ) 輕工業	〇、九%
(ニ) 食料品工業	〇、三%
(ホ) 林業	〇、六%

#### 重工業第一年度計畫

聯邦重工業人民委員カガノフウイチは三八年一月二十九日一九三八年度重工業(機械製作及國防工業を含まず)の生産計畫遂行に關する一月一日付同人民委員部令を發表、客年度の重工業実績並に本年度重工業生産計畫及同計畫實施の方策を

ソウエート聯邦の部

示した。要旨左の通り。

一、本年に於ける重工業人民委員部所管工業(以下重工業と略す)の總生産額を客年に比し一割六分増加せしめ、  
二、重工業の客年に於ける生産額は前年に比し六分八厘の増加を示したが、客年度計畫に依る豫定生産額の八割八分九厘(即ち遂行不足率一割一分一厘)に該當する不良の實績を示した。客年中尤も立運れたる部門は有色金屬(特に銅)工業、製管工業、及セメント工業であり、石炭及製鐵工業は最近増産に付改善を示したが、石炭、銑鐵、鋼及壓延鋼に關する客年度計畫生産高は依然遂行されなかつた。右主要部門立運れの根本原因は左の如く

- (イ) スタハノフ運動に關する一九三五年十月の黨指令が勵行されなかつた。即ち若干の鑛業經營者等は特別優良なるスタハノフ記録保持者の仕事に付てのみ關心し各個の突撃作業の爲必要とする條件の保障を忘却したこと
- (ロ) 機械及設備の停止及破損技術の不正

確、労働規律の缺如

- (ハ) 生産的技術の過大に對する注意不十分
  - (ニ) 企業に對する原料及燃料の供給不調
  - (ホ) 多數の企業指導者は生産費引下の爲具體的考究を爲さず却て原料燃料巨額の不合格品及勞銀に關する過當支出を行ひ生産費を引下げたこと
  - (ヘ) 多くの工場經營者は企業に必要なき不揃の豫備品を貯へて居ること、
  - (ト) 巨額の不揃品を生産し倉庫内に既製品及不合格品を死蔵したこと、
  - (チ) 企業に餘剩勞働力を存してゐたこと
  - (リ) 労働の標準化及賃銀の組織化に關する問題の不調整
  - (ヌ) 人の選擇及配置の拙劣
  - (ル) 鑛業(特に石炭價格、製鐵、有色金屬及發電)に對する反ソ行爲の排除今猶不十分なこと
- 三、本年に於ける重工業主要部門の生産豫定額左の通り
- △重工業人民委員部所管發電量三四〇億キロワット時、石炭(以下單位百萬噸)一三



九、泥炭一五・一六、石油及瓦斯三三・五  
 コークス二二・四、鐵礦三三、滿鐵礦三・  
 二、鐵礦一五・八、鋼塊一五・六、鋼材一  
 二・五、鐵管〇・九八、鑄鐵管〇・三三、  
 磷酸肥料〇・三三、セメント六・二五

客年度重工業の一般的不振情勢は前記  
 の如く、重工業各部門の個々の実績は未  
 發表であるが、主要部門の不成績は客年

發表の通りで又殊に石炭、銑鐵礦及鋼材  
 の前記本年度生産豫定額は客年度生産豫  
 定額（石炭（以下單位百萬噸）一五〇・一  
 五、銑鐵一六・〇一二、鋼二〇・一五、  
 壓延鋼一五・六二三）に比し増加せず、  
 却て減少（本年度の客年度に對する減少  
 率は夫々八分、一分四厘、二割九分一厘、  
 二割五分）して居る點注目に値する。

鑛場十萬四千六百四十九噸、カタングリ  
 鑛場一萬六千九百六十五噸、合計十二萬  
 一千六百四十四噸である。（單位噸）

△北樺石油會社十二年度變更計畫

變更計畫	遂行成績	舊計畫
採油高	三〇,〇〇〇	二九,〇〇〇
搬出高	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇

（十二年十二月末迄）

北樺鑛業の十三年度計畫

北樺太鑛業會社昭和十二年度事業計畫  
 がソ聯官憲の絶え間なき暴壓のため遅々  
 として進捗せず、採炭高の如きも計畫の  
 五分の一に當る五萬噸に過ぎず、搬出高  
 も僅か十二萬五千噸（内、報償炭一萬七  
 千噸）であるが、同社としては来る四月  
 から昭和十三年度にはいるので、これが  
 新計畫も樹てねばならず、目下研究中な  
 るものゝ、現在の如き状態では如何とも  
 計畫の樹てやうがなく、寧ろソ聯の壓迫  
 への強硬對抗策を講ずることが先決問題  
 とされてゐるほどで、何れにしても新計  
 畫案と壓迫對抗策を關係官廳たる商工、

日滿ソ關係の部

北樺石油會社計畫變更認可

北樺太石油社が昭和十二年度から乗り  
 出した我が對ソ利權事業たる北樺太油田  
 開發五ヶ年計畫が、絶え間なきソ聯側の  
 不法壓迫により事業計畫遂行上支障を來  
 したし、遂に昭和十二年度（十二年四月一  
 十三年三月）計畫の一部を變更、十三年  
 度に於いて必ず前年度未遂行分を取り戻

す方針となり、右十二年度變更計畫案は  
 監督官廳たる商工省當局の正式認可を見  
 た。斯くて重要事業たる試掘計畫に多少  
 の變更を見た譯で、採油及び搬出計畫も  
 左の如く舊計畫より變更され、このうち  
 既に終了した十二年度搬出高約二十三萬  
 噸は優に新計畫を超過する程の好成績で  
 あり、採油高は十二年十二月末現在オハ

外務兩省に提出の上、慎重協議すること  
 になつた。因みに同社の利權炭礦たる北  
 樺太土威炭礦には現在同社社員及び労働  
 者計六十名足らずとソ聯人労働者約百名  
 が越年してゐるばかりで、この少人数で  
 は採炭もおぼつかないのである。

北樺鑛業事業縮小に  
 ソ聯抗議

ソ聯官憲が一九二五年日ソ基本條約に  
 基づく我帝國の嚴乎たる利權を驅逐せん  
 とする計畫的意圖のもとに凡ゆる手段方  
 法を弄して惡辣極まる彈壓を加へつゝあ  
 る事實は、屢々報ぜられてゐるが、ソ聯  
 の暴戾なる遂に過去十年來苦心經營の北  
 樺太鑛業の土威鑛業所の事業縮小、即ち  
 全面的採炭作業休止を餘儀なくせしめた  
 る上、しかも會社がソ側の暴壓に原因せ  
 る事業縮小に對し、自らの非戾を棚に上  
 げソ聯重工業人民委員部の名に於て左の  
 如き奇怪極まる通告を會社モスクワ出張  
 員坂口卯吉氏に對し手交した。

サガレン西部地方鑛山署長は、サガレ

ン島に於ける貴方利權企業支配人が鑛  
 山署長に對し、十月十日迄に利權企業  
 の作業を全部中止し、一つの坑を除く  
 外全坑を閉鎖する旨の會社の決意を通  
 告したる趣拙者に申達せり。  
 特に吾人は會社が排水を中止して坑内  
 を水没せしめつゝある旨及之と關聯し  
 て會社は既にソ聯労働者百人、日本人  
 労働者四十人を除き利權企業の全労働  
 者に解雇を豫告せる由の報告に接した  
 り。然るに利權契約は會社に對して重  
 工業人民委員部の同意なくして勝手に  
 利權企業の作業を中止し、又會社に附  
 託したる石炭埋藏地域を適當に稼行せ  
 ずして放置するの權利を附與し居ら  
 ず、尙特にソ聯國家に屬する石炭埋藏  
 地域に多大の損害を齎す坑内水没は、  
 利權契約の驚異すべき違反にして且直  
 接的破壊行為なることを指摘せざるを  
 得ず。敝上に基きソ聯邦重工業人民委  
 員部は、前述貴方の利權契約の亂暴な  
 る違反に關し重大警告をなすの必要を  
 認め、茲に當方はソ聯國家の合法的利

益擁護の爲凡ゆる必要なる手段を講  
 じ、又其の蒙りたる總ての損害賠償を  
 會社に要求するの權利を留保するもの  
 なることを通告す。  
 右通告に對し會社は舊臘三井取締役會  
 長の名を以て回答文を在モスクワ帝國大  
 使館を通じソ側に手交したが、其の内容  
 は一、事業縮小の己むなきに至れる事由  
 としてA、苛酷なる裁判、拘引收監、B  
 日本人労働者の入露制限、C、爆藥類入  
 手困難、D、物資輸入制限及配給品値下、  
 E、團體契約改訂、  
 二、事業縮小に關するソ側の意見に對  
 する反駁等である。  
 而して一方ソ聯重工業人民委員部は我  
 北樺太石油會社に對しても北樺鑛業に  
 對すると殆んど同様の抗議を爲し來つ  
 たので北樺太石油は左近司社長の名を  
 以て反駁書をソ側に提出した、ソ側の  
 我利權驅逐の計畫的壓迫行為は既に歴  
 然たるものがあるので、今や該問題は  
 嚴肅なる日ソ條約の侵犯に關する重大  
 問題となり、大正九年尼港に於てバル



チザンの魔手に虐殺せられた同胞七百の犠牲に對する賠償として獲得した貴重なる帝國の利權が事實上放棄に至る懼れあり、問題はソ聯脅威の一途あるのみといふ關頭にまで迫つてゐる。

ソ聯アグネオ利權取消強要

ソ聯政府は先に大正十四年北京に於て締結せられた日ソ修交條約に基づく北樺太に於ける我が石油及石炭兩利權に對し自ら總ゆる惡辣極まる手段を弄して壓迫を加へながら兩利權企業が、その重壓に堪えかね一部事業の縮少を餘儀なくせられるや、その虚につけ入りて逆に右事業縮少を以て不當にも契約違反なりとして損害賠償の要求を通告し來つたことは既報の通りであるが、今回ソ聯政府は又々前記兩利權企業と共に日ソ修交條約に於て獲得せる坂井組合の北樺太アグネオ石炭利權に對し突如「ソヴェート國家の財産保護に付何等の措置を講ぜず、所在の施設、設備、器具並に炭坑の破壊を放任せり」との理由を附し許可取消を重工業

人民委員代理ザヴェニヤギンの名を以て通告し來り、我が關係方面に多大の衝動を與へた。右ソ聯政府の行爲は總て北樺太における邦人企業の破壊及放逐の計畫的意圖に出づることは明らかであり、尼港事件の貴き代償としての我三利權は今や壊滅の危機に瀕してゐる。昭和十三年一月二十二日の議會に於ても廣田外相は此點に論及し

日ソ基本條約に由來する此種の利權が不當の壓迫により有名無實となるが如きは帝國政府として黙過し得ない所である

と言つて我政府の強硬なる態度を表明してゐるのは當然であり、之に對しソ聯政府が反省し適當なる處置を講ぜざれば悔を後日に殘すであらう。

不法通告を斷乎一蹴

ソ聯政府よりの利權取消通告は昨年十一月十五日亞港田中總領事より通告あり、十二月十三日正文到着したものであるが、組合側は十二月一日取敢えず駐日

ソ聯大使館に代理大使を訪問、口頭を以てソ側の通告に對し異議の申立を爲すと共に右通告の撤回方を要求した。爾來組合はソ側の通告に對する抗議書内容に付き協議中の處、最近抗議文の作成並びにこれが露譯成つたので一月二十六日モスクワ重工業人民委員部に發送及び駐日ソ聯大使に宛て手交した。今ソ側の利權取消通告文並びに組合側の反駁抗議の概要を併記すれば左の通りである。

△ソ側の取消通告内容 (一) 坂井組合は今日に至る迄十二年間試掘又は利權經營に着手せず (二) 組合は委託せられたるソヴェート國家の財産保護に付何等の措置を講ぜず其の結果埋藏地に大なる損害を與へた、(三) 右に對しソ聯政府は損害賠償請求權を留保す、(四) ソ聯政府は延滞租借料請求權を留保す。

△坂井組合の抗議内容 (一) 過去の事業着手の延期し居れることは年々現地當局との間に諒解を得合意の結果今日に及べるものにして、利權契約第一條及第十二條は事業經營の條件及態様を規定す

北樺鑛業に理不盡な壓迫

北樺太鑛業會社に對するソ聯官憲の不法暴壓は屢々傳へられるところであるが、最近に於いても復又理窟抜き無茶苦茶な壓迫を續け、會社の採炭利權事業に多大の支障を來たさしめたので、會社側は外務當局を通じて嚴重抗議中である。その壓迫状況左の如し。

※港灣稅八十萬八千留強要：利權契約によれば亞港の如き開港場入港船舶にのみ港灣稅(噸稅及び貨物稅)が課せられ、土威沖の如き不開港場に於ては入港許可を得た上、稅關出張費等を出すだけでよいことになつてゐるがソ側は土威入港の會社輸送船に對し、昭和十二年十二月上旬、不當にも多額の港灣稅を強要し來たつた。そも土威沖は不開港場なるに拘らず、會社採炭輸送が開始された第一年目(大正十五年)にソ側が港灣稅を要求したに對し、強硬折衝の結果、その要求は撤回され、爾來順調であつたが本年になつて又もや會社輸送船は一旦開港場

るも即時着業の義務を規定せず (二) 本航海期中に現地復舊工事に着手し得ざりし今日の狀態は全くソ聯の査證許可遷延がその唯一の原因たりしなり、(三) 財産關係は日ソ兩國政府間に於て未だ繫争中の問題にして其の解決迄は組合の責任問題に起らざる筋合なり、(四) 報償の不納に付言及せられたるも利權契約第十四條によれば利權業者の採取する實際の收益と同時に發生するものなるを以て事業が開始する時始めて問題となるべきものなり、(五) 利權の取消は總て利權契約第十三條列舉の場合に限られるものなる處、組合の場合は何等右に該當する違反行為なし、(六) ソ側今回の通告は一方的且突發的にして日ソ基本條約の精神を無視し、且利權契約の規定によらず不合理不適法のものなり。

日滿關係の部

△アグネオ炭坑とは問題の炭坑は北樺太西海岸日ソ國境より北約十五里、亞港より南十里アグネオ河口より南一里に在り、鑛區は海岸を距る約半里に所在す、面積は百四十萬坪、現在迄確定せる炭層は厚さ六尺乃至二十尺のもの十二層、此層厚さ七十尺以上に及び確定炭量四十萬噸以上にして此の實收率二千五百萬噸以上である、又ソ側との利權期間細目協定後四十五年となつてをり、猶三十五ヶ年を存してゐる、因みに坂井組合は昨資本金八百萬圓の株式會社組織に改め北樺太炭業株式會社と改稱した。



たる亞港に入港、港灣稅納付の上、土威  
沖に廻るべしとの不法要求を繰り返し  
た。而して該要求も數度の折衝により去  
る六月漸く撤回されたのであるが、ソ側  
は性懲りもなく最近復又第一年より同年  
に至る十一年間の港灣稅總額八十萬八千  
留を強要し、今回は土威(亞港から五哩)  
を亞港の屬港だと稱してゐる。

※越年食料品を沒收：：會社は昭和十二  
年十一月三日、同年度最終船を以て林檎、  
蜜柑、葡萄、各種野菜、果實、乾物類相  
當數量を土威に輸送、稅關庫に荷揚終了  
したるに、之が引渡許可に關し駐日ソ聯  
通商部(東京)と土威嶺山所長(ソ聯人)  
との間に事務上の譲り合ひが行はれ、漸  
く一ヶ月過ぎた頃許可されたが、その時  
既にこれら食料品は腐敗或ひは凍結し、  
その上、入庫一ヶ月経過の物資は沒收す  
るといふ稅關規則によつて沒收されてし  
まひ、土威に越年中の勞働者等百五十名  
の壞血病豫防食品が極度の缺乏をつぐる  
に至つた。

※採炭用雷管の供給中止：：爆藥や雷管

越境ゲ・ペ・ウと  
邦人釋放問題

浦鹽、ハ・ロフスク等の我公館公務執  
行妨害等ソ側の不法行為に次いでソ聯官  
憲に拘留中の邦人は北樺太鑛業従業員八  
名、北樺太石油五名、浦鹽在留民八名、  
其他三名で合計二十四名の多數にのぼつ  
て居り、その外鮮人は五、六十名の多き  
に達し、猶浦鹽、ボセト等に抑留されて  
居る朝鮮近海漁船は十隻あり右のうち舊  
臘ソ側との折衝の結果北樺太國境に於て  
釋放する筈の邦人は北石、北鑛を合せて  
七名、國境に於て道に迷ひソ聯官憲に拘  
留されて居た邦人一名、合計八名あるが  
ソ聯當局は十二月廿八日釋放した旨我方  
に通告して居るが其後取調べの結果未だ  
ソ側に監禁されて居り茲に司法權の獨立  
を高揚してゐるソ聯司法機關の決定を單  
なる地方行政機關が勝手に左右するが如  
き不統制振りを計らずも暴露するに至つ  
た。

而して一旦釋放を決定せる邦人を再び  
監禁したソ側の言分によれば最近我南樺

日滿關係の部

は土威採炭事業に必須不可欠なもので、  
ソ聯が之を供給することになつてをり、  
昭和十二年度分として爆藥だけは會社が  
數度交渉の結果、同年五月浦鹽より土威  
に到着したが、續いて六月頃到着豫定の  
雷管は之が輸送配船等事務一切をソ聯側  
に任せたとする例によつてお互に責任を  
譲り合ふソヴェートの官僚主義のため  
に、未だに到着を見ず、炭層爆破事業は  
大頓挫を來たすに至つた。

※越年従業員十分の一に減少：：北樺太  
鑛業會社に對するソ聯官憲の不法壓迫に  
より同社の採炭事業は多大の支障を來た  
し、事業縮小を餘儀なくさせられたが、  
之がため土威、ウラヂミルスキイ、マー  
チの各採炭現場に於ける昭和十二年度越  
年従業員數は例年の十分の一足らずに減  
少、例年ならば千六百六十人(日本人五〇〇  
人、支那人一〇〇人、ソ聯人一、〇〇〇  
人)越年したのが、現在では僅か日本人  
五八人、ソ聯人一〇〇人といふ状態で、  
會社としては外務當局を通じて各種の不  
法壓迫に關し嚴重抗議中である。

太安別に抑留中のソ聯船の釋放を交換條  
件として居るが右船舶は安別沖合我領海  
内に於て不可解の行動あり併せて當時何  
等不可抗力と解される暴風雨等の自然的  
現象もなく且つ乗組員中には六名のゲ・  
ペ・ウがあり多數の武器彈藥等も積載し  
て居り斯る不穩なる形態によつて領海侵  
犯せる船舶の釋放を交換條件とする如き  
は全く言語同斷であり、僅か道に迷つて  
越境せる邦人の取調べに三ヶ月以上も費  
すが如きソ聯官憲の不誠意を難詰すると  
共に今明月中ソ聯政府に對し諸種懸案の  
解決に誠意を以て當る可く冀望し嚴重な  
る警告を發した。

昭和十二年度  
本邦對ソ貿易

大藏省調査、昭和十二年十一月の本邦  
對ソ輸出入左の如く

輸 出	亞 露	歐 露
輸 入	三〇、九五五	九八、〇九八

左の通りである		本年十一月	前年十一月
△輸 出	數量	三三、六九四	三、三八一、五〇八
△輸 入	數量	三〇、八〇〇、六六五	二〇、六七三、七九七
△總 額	數量	三、八八八、八三三	七、七〇八、二二一
△輸 出	價 額	一三、三三六、九四九	三〇、一八五、五九
△輸 入	價 額	三、五九八、八五五	六、三六五、九四六
△總 額	價 額	九、六四〇、〇〇四	一三、八一九、五七三
△出 超	價 額	三六、九三六、三九四	四八、五三七、〇二七
△出 超	價 額	一〇、四四〇、四九	八、一九五、九六九

  

同期に於る主要品目別輸出入額左の通		本年十一月	前年十一月
△輸 出	數量	三三、六九四	三、三八一、五〇八
△輸 入	數量	三〇、八〇〇、六六五	二〇、六七三、七九七
△總 額	數量	三、八八八、八三三	七、七〇八、二二一
△輸 出	價 額	一三、三三六、九四九	三〇、一八五、五九
△輸 入	價 額	三、五九八、八五五	六、三六五、九四六
△總 額	價 額	九、六四〇、〇〇四	一三、八一九、五七三
△出 超	價 額	三六、九三六、三九四	四八、五三七、〇二七
△出 超	價 額	一〇、四四〇、四九	八、一九五、九六九

  

米及穀		本年十一月	前年十一月
米	百斤	三三	五〇五
茶	百斤	三、六九〇	一、八七、八五
罐詰詰食料品	百斤	一、五七	五、三六
紙 類	百斤	一、九三	四三、〇五
鐵 製 品	百斤	一、四、三六	一四、三六
機械及同部分品	百斤	四、五九、九三	四、五九、九三
△輸 入	英噸	三、四六	六〇、〇六
石 炭	噸	三、四六	七三、〇七
木 材	噸	三、四六	七三、〇七

北樺太兩利權邦人四名追放

昭和十二年十二月二十二日モスクワ重  
光大使發二十三日外務省着公電によれ  
ば、ソ聯外務人民委員部は北樺太鑛業及  
北樺太石油會社左記現地従業員四名に對  
しソ聯最高法院は五ヶ年間の國外追放の  
判決を下した、因みに邦人四名に對する  
ソ聯當局の前審決定は左の如くであつ  
た。

- 一、相見富次(技師)菅原清一(技手)  
の兩氏は去る四月二十九日坑内に於て  
炭塊落剝の爲、一露人坑夫負傷死亡し  
たる理由により裁判の結果兩氏共刑法  
一〇八條により體刑各三年を言渡さる  
一、小林大助氏(技手、第八坑主任)去  
る五月二十一日時間外勞働を爲さしめ  
たりとの理由を以て刑法一三三條(強  
制勞働一ヶ年)により起訴禁足せらる  
(以上三名北樺太鑛業)
- 一、小杉吉榮氏(鑛手)昨年五月一日露  
人鑛手チエルニコフと相争ひチエルニ  
コフは右足骨折す、刑法一四二條一項  
(以上北樺太石油)



省調査によれば左の如く

△輸出	二七、六七、六四九
亞露	三三、八五〇、九三六
△輸入	一三、五四五、二七五
亞露	三、九〇三、四八〇
△總額	四、三三、三九四
△出超	一四、四三、三七四

昭和十二年十月以降

北鐵代償物資拂状況

駐日滿洲國財務官發表、昭和十二年十月—十二月北鐵代償物資拂状況は左の如し。

△昭和十二年十月	一、承認件數	八四八件
	二、承認總額	九二、七七七千圓
内譯	第一期	一三、三〇八千圓
	第二期	一六、六四四千圓
	第三期	一五、八八二
	第四期	一六、二五〇
	第五期	一五、〇〇四
	第六期	一五、七四〇
三、十月中支拂額		一一、五五二、三一九圓一三錢
四、支拂濟累計		八六、四五三、一三一圓三一錢

物資内譯

船舶類	一八、四三三
機械類	一八、四四六
大豆及	九、三三四
銅線類	八、五五五
綠茶	七、九三七
セメント	五、九六六
計	九三、七七七

△昭和十二年十一月

一、承認件數	八五一件	
二、承認總額	九三、〇六〇千圓	
内譯	第一期	一三、三〇八千圓
	第二期	一六、六四四千圓
	第三期	一五、八八二
	第四期	一六、二五〇
	第五期	一五、〇〇九
	第六期	一五、八八二
三、十月中支拂額		一一、一九二、五六九圓一三錢
四、支拂濟累計		八七、六四五、八〇〇圓三四錢
物資内譯	船舶類	一八、四三三
	機械類	一八、四四五
	大豆及	九、三四〇
	銅線類	八、五五五
	綠茶	七、九三七
	セメント	五、九六六
	計	九三、七七七

物資内譯

銅線類	八、五五五
綠茶	七、九三七
セメント	五、九六六
計	九三、〇六〇

△昭和十二年十二月

一、承認件數	八五四件	
二、承認總額	九二、八八一千圓	
内譯	第一期	一三、三〇八千圓
	第二期	一六、七六六千圓
	第三期	一五、八八二
	第四期	一六、二五〇
	第五期	一五、二四六
	第六期	一五、七三三
三、十二月中支拂額		一一、五八三、八〇五圓四一錢
四、支拂濟累計		八九、二二九、六〇五圓七五錢
物資内譯	船舶類	一八、四三三
	機械類	一八、四四七
	大豆及	九、三四〇
	銅線類	八、五五五
	綠茶	七、九三七
	セメント	五、九六六
	計	九三、〇六一

△昭和十三年一月

一、承認件數	八五四件	
二、承認總額	九二、九一〇千圓	
内譯	第一期	一三、三〇八千圓
	第二期	一六、七六六千圓
	第三期	一五、八八二
	第四期	一六、二五〇
	第五期	一五、二四六
	第六期	一五、七三三
三、一月中支拂額		二七〇、五二九圓七六錢
四、支拂濟累計		八九、五〇〇、一三五圓五一錢
物資内譯	船舶類	一八、四三三
	機械類	一八、四四七
	大豆及	九、三四〇
	銅線類	八、五五五
	綠茶	七、九三七
	セメント	五、九六六
	計	九三、〇六一

日ソ小包郵便交換停止

日ソ間の小包郵便條約は昭和六年十一月二十三日モスクワで調印され、同七年

日滿ソ關係の部

七月二十三日から效力を發生、右交換取扱局として、日本側は、敦賀、小樽、函館、豊原の四局を指定、ソ聯側は浦鹽、オハ、亞港、ベトロの四局を扱局に指定、圓滑に兩國間的小包郵便取扱が行はれてゐたが、昭和十三年に入り、ソ側は日滿當局が滿領内に不時着したソ聯飛行機を不法抑留したと稱し、同年一月二十七日以降日本向及び日本より差立の小包郵便の取扱ひを當分禁止するに決定、取扱中止理由として左の如く發表した。

日滿當局は一九三七年十二月十九日方向を誤り滿洲國領に不時着したソ聯郵便機及び飛行士並に同機に積載してゐたソヴェート市民の多量の郵便物を長期間不法に抑留してゐるのでソヴェート政府はこれにつき日本政府に度々申入れを行つたが今日に至るも遂に満足なる回答に接しない、以上の情勢に鑑みソヴェート郵電人民委員部は日ソ郵便小包交換協定第五條に基き一九三八年一月二十七日以降日本向け及び日本からの小包郵便は直接郵送すると通過

郵送たるとを問はず、その取扱を當分一切中止する旨一九三八年一月二十六日付日本遞信省に對し通告した、但し一月二十八日以前他國からソヴェート經由日本に發送された小包及び日本からソヴェート經由他國に發送された小包、並に取扱中止發令當時ソヴェート領内に在る小包はそれ／＼發送先に郵送される筈である、郵電民委員部はソ聯と小包交換協定を有する各國遞信省並にベルンの萬國郵便聯合事務局に對しこの旨通告した。

是に對し我が遞信當局は直ちに外務省と協議の上ソ側の不法行為に對し嚴重抗議を提出したがソ側は反省の色なく、西伯利鐵道により小包郵便の發着は一時中止の止むなきに立到つたのである。而してソ側は不法にも、右通告期日たる昭和十三年一月二十七日の前日(二十日六日)敦賀局差立の小包郵便は、同日出帆の『さいべりや丸』で積出され一月二十九日浦鹽に入港したが、同船積込のソ聯外シベリヤ經由歐洲各地向け小包郵便



物八十三個通常郵便行囊三個の引取りにつぎに浦鹽ソ聯當局は頑迷にも三十一日午前八時半同船の出帆時刻に至るも引取りに應ぜず通常郵便物行囊のみ漸く引取つた、なほ日本向け郵便物及び小包は引取り完了し引取りを拒まれた郵便物はやむを得ず同船で敦賀に持ち歸り、歐洲向小包は神戸より海路各々差向地宛發送するの止むなきに至つたのである。

日ソ交換將校引揚

昭和十三年一月、ソ側は日ソ隊附及び語學交換將校の相互引揚を提議し來り、ソ聯より本邦聯隊附として來朝中のボグダノフ砲兵中尉ウオロニン歩兵大尉、カリーニン歩兵中尉、キスレンコ歩兵少佐の四名は二月六日敦賀出帆の『さくら丸』で浦鹽經由歸國した。

一方日本側よりの駐ソ隊附、及び語學將校高山大尉等四名も引揚を執行するに至つた。同交換將校制度はソ側の申出に依つて昭和四年以來實施され、兩國より將校各二名を選び隊附將校として交換駐

派せしめ、右駐在期間は最初二ケ年であつたが其後一ケ年に短縮され、我國からは昭和十二年甲谷大尉と交替で高山大尉がソ聯に派遣されてゐた。ソ側からはウインネフツキー騎兵將校が習志野騎兵隊にシヤラボフ飛行將校が各務ヶ原飛行隊に入隊之に交代でフェオドロフ騎兵將校が盛岡騎兵隊にイワノフ飛行將校が太刀洗飛行隊に入隊、滿期後モヂヤエフ中尉が平壤飛行隊に入隊、三島重砲隊、高崎第十五聯隊及び旭川聯隊等にも赤軍將校が入隊して居たが是等赤軍將校中キスレンコ大尉が不都合なる行爲を爲し退去を命ぜられ之を機會にソ側は交換中止を申出るに至つたものである。

駐ソ帝國大使館附

陸海軍武官移動

陸軍省では在モスクワ帝國大使館附武官として昭和十三年二月參謀本部ロシヤ班長騎兵中佐土居明夫氏を駐在武官に任命、目下モスクワ在勤の川俣雄人歩兵中佐と更迭することとなり昭和十三年一月十三日左の如く發表された。

陸軍騎兵中佐 土居明夫  
補「ソヴェート」聯邦在勤  
帝國大使館附武官

「ソヴェート」聯邦在勤  
帝國大使館武官

陸軍歩兵中佐 川俣雄人  
免本職

又、海軍側は駐ソ大使官附海軍武官として海軍少佐、白井叔郎氏が任命され、昭和十三年二月、モスクワ赴任、海軍中佐川畑正治氏は、フィンランド公使館附海軍武官を兼補の旨發表された。

岡田、杉本樺太越境事件

井上正夫一座の女優岡田嘉子と新協劇團演出家杉本良吉こと吉田好正の樺太日ソ國境半田澤の所謂「越境事件」は新年早々各新聞の社會面を賑はしたが、右兩名の越境當時の様相につき拓務省着公電は左の如く報じてゐる。

吉田、岡田の兩名は昨年十二月三十日午後十一時五十分豊原着臨時列車にて來島、其の夜は豊原に一泊せるが同夜は何人にも面會せず就寢し、翌日午前八時三

十分豊原發同日午後九時敷香に到着し、山形屋旅館に宿泊せり。兩名は二日午前

十時頃國境視察と稱し自動車にて出發せるが山形屋には現金三十圓及び日用品入り黒革製中型トランク一個を残し宿屋の支拂をなさず出發したるものなり。二日午後二時四十分頃自動車にて保惠着後馬糧に乗換へ直に出發せり。同日午後六時頃氣屯に到着、三日午前九時三十分頃半田澤に向け氣屯を出發し午後二時半田澤に到着したるが半田澤警備派出所事務室内に入り署員に對し國境警備に對する簡單なる慰問の言葉を述べ更に携行せる魚類二箱を出し國境を視察したき旨申出でたるを以てこれが保護並に國境警邏の徹底を期すべく同派出所より二名の警察官をしてスキーにて同行せしめ

なほ出發に際しては同所警備補より國境視察に對し嚴重なる注意を與へたる上、なほ馭者に對し日没間近（午後四時ごろ）に迫りたるを以て警察官との距離を置かざるやうにするとともに國境線より約四百米南方の個所に於て停

日滿關係の部

止し警察官の指示を受くべき旨注意を與へたり。

途中馭者は警察官より若干先行したるを以て指示せられたる個所に停止したるに同所は窪地にして眺望利かざるため兩名より今少しく前進せられたき旨馭者に申出でたるによりや、前進し高所に至りて停止したるに兩名はスケッチになしたき旨申立て下糧し前進したるを以て馭者は警察官よりの注意もあること故これ以上前進不可能なる旨注意したるも兩名はそのまゝ前進を続け國境線に至るや如何なる計畫目的のありてか脱兎の如くソ領内に駆込みたるを以て馭者は驚いて國境線まで追駈たところ吉田はポケットに手入れ「そんなに執念深く追駈るなら射つぞ」と脅迫せるを以て馭者は止むなく引返したるものなり。なほ同行の警察官は特にスキーに堪能なる者を選びこれに當らしめたるものなるも馬糧よりとかく遅れ勝ちにて舉動不審と認めたる際は約百米後方にありて遂に制止することを得ざりしものなり。同日國境付近は積雪二

尺あるも郵便交換のため歩道はつきをるものなり。其の後捜査當局は外務省に依頼して極力越境後の事情を探索中の處八日午後北樺太アレクサンドロフスク駐在田中總領事より外務省に第一報が到着、兩人は國內官憲を巧にカモフラージュして慎重な計畫通りソ聯領内に潜入し、ソ領ハンダサ監視所に拘留され、生存してゐることが判明した。猶兩名は國境監視所で數日保護された後正式取調のため亞港に送られたが、其後田中亞港總領事は再三兩名の引渡要求を續けたにも拘らず何等の通報もなさず兩名を大陸に護送したソ聯側の不誠意な態度に外務省當局は痛く憤慨してゐる。折柄、二月十二日午後右に關し又復奇怪なる情報が確實なる筋より外務省に入電があつた。

それによると岡田、杉本の兩名は國境監視所員の取調べに對しては口を揃へて「ソ聯で働きたいために越境したので何等政治的意圖はない」旨を陳述したが、その後亞港ソ聯官憲の取調べに對しては前の陳述を翻し嘉子は「自分は日本官憲の重大密令を受



けて入ッたものである」旨を繰返して強調し杉本も之を肯定してゐることである。なほ亞港ソ聯側官憲の言によれば杉本は明朗なる青年で入ッ以來愉快に日を送つてゐるといふ。

この奇怪なる情報を入手した外務當局は兩名が今後如何なるデマの道具に使はれるか判らない有様なので此點につき痛く憂慮してゐる。

樺太第二の越境事件

二月七日午後二時頃樺太イサセ國境附近で造材作業中の柚夫木島某が突然獵銃を持つたまゝ越境してソ聯側へ姿を消したといふ新春第二の北樺太越境事件があつたが、十六日朝亞港の田中總領事から外務省へ

「越境入國したと自供してをり、事實同人が越境の際白色の外套を着た日本官憲が見てゐたが、さながら越境を黙認してゐる態度だつたから當方では本人の自供を事實と認めスパイとして取調べる旨回答した」との公電があつた

が、外務省では岡田、杉本の事件以來強化を要望されてゐた國境の警備につき樺太廳當局の對策促進方を求めることになつた。

北洋漁業問題

漁業條約調印に關する

民間業者の運動

海洋漁業振興協會の對ソ勸告文

改訂日ソ漁業條約の正式調印に對しソ聯邦政府は言を左右にして遷延せしめること已に一ヶ年、尙且つ不信なる行爲に依つて義務の遂行を回避せんが如き態度に出でゐるので同協會は十二月四日緊急理事會を開催し協議の結果ソ聯邦政府に對し正式調印即行を勸告することとなつた。仍つて越田理事長は協會を代表して十日午前齋戒沐浴の上明治神宮に參殿し大神の御加護に依りソ聯邦政府が非を悟り速に改訂漁業條約の正式調印を爲すべき事を謹みて祈願奉りて後左の勸告書を在東京ソ聯邦大使の手を経てソ聯邦政府

に通達した。同時に右趣を總理を初め陸軍、海軍、農林、外務各大臣、貴族院、衆議院兩議長に傳達すると共に在モスクワ重光大使に打電激勵し、又一般に公表して趣旨達成を計るところがあつた。

昭和十二年十二月十日

海洋漁業振興協會

理事長 越田徳次郎

在東京ソヴェト社會

主義共和國聯邦大使

ミハイル・ミハイロヴィチ

スラウツキー閣下

拜啓益々御清適之段奉大賀候 陳者

日ソ改訂漁業條約正式

調印の件

に關し當協會は去る十二月四日の緊急理事會に於て別紙の通り貴國政府に勸告方を決議致候間閣下の特別なる御盡力に依り至急右御傳達方御配意を得度此之段及依頼候也 敬具

勸告文

昭和十二年十二月十日

東京 海洋漁業振興協會

理事長 越田徳次郎

ソヴェト社會主義共和國聯邦

外務人民委員部 御中

日露講和條約は日本國臣民が眞劍に最も尊重し且つ重視する國際條約の一なり而して同條約中に定まる日本國臣民の享有する極東ソヴェト領水に於ける漁業權は過去三十年間幾多の困難を嚴然排除時には自衛出漁迄も之を爲し一ヶ年たりとも休止することなく今日に及びたるものなり

昭和十年六月以來一ヶ年餘の歲月を費し漸く妥結したる改訂漁業條約案が昨年十一月日本の國內手續を経て正に正式調印せられんとするに當り貴國の一方的思惑に依り公正なる理由なくして延遷せらるゝこと已に一ヶ年に垂んとする今日突如貴國政府より既に妥結せられたる案には其儘調印する能はず新規修正案に依り商議すべしとの申出ありたるやの趣にて日本當業者は勿論當協會及國民一般は事の意外に驚くものなり

貴國の責任を問はんとする堅き決心を有するものなり

吾人は貴我兩國の親善關係を持続し世界の平和、人類の安寧幸福を冀ふものなるが故に貴國政府は右改訂漁業條約正式調印の如き事理明白なる問題に付ては事端を滋からしむる事を極力回避する趣旨に於て虚心坦懷事務的に處理ある様海洋漁業振興協會は理事會の決議に依り眞劍に赤誠を披瀝し「ソヴェト」社會主義共和國聯邦政府に勸告す

モスクワ重光大使宛激勵電文

海洋漁業振興協會は明治神宮に祈願を籠め改訂漁業條約正式調印即行の勸告をソ聯邦政府に傳達方同聯邦大使に依頼せり一層の御努力を願ふ

日ソ漁業條約ソ側即時調印を懇請する我が關係團體の猛運動は、昭和十二年十一月以來露領水産組合を始め、海洋漁業振興會に於て前記の通り聲明書を發表、ソ側の反省を促すと共に我が當局を鞭達する處あつたが、帝國水産會及び大日本



水産會では、昭和十二年十二月二十一日赤坂三會堂で幹部會を催し打合せの上、十二月二十二日午後一時から更に三會堂で會合、日ソ漁業條約不調印對策を協議の上、帝國水産會々長、野村益三子、三井米松氏等の連名を以て陳情書を作成總理大臣、陸、海、農林、外務各當局を訪問、當業者側の強硬決意を示すと共に左記聲明書を發表した。

陳情書

今次日ソ改訂漁業條約の交渉に關しソヴェート政府の採れる態度は國際信義に悖り嚴然たる條約上の義務を懈怠し我國家權益たる北洋漁業權を侵害するやの傾きありとし別紙聲明書を發表しソヴェート政府の獨反省を促し即時調印を要求すると共に國家權益擁護のため萬全を期し度候間政府に於ても右の趣旨御諒承の上要望達成方特別の御盡力相願度此段及陳情候也

昭和十二年十二月二十二日  
帝國水産會長 子爵 野村益三  
大日本水産會長 三井米松

聲明書

日ソ漁業條約改訂に關する交渉が帝國政府の公正なる態度にも拘はらず、ソヴェート政府の不誠意極る態度により、遷延紛糾を重ねつゝある現下の實情は、既に我が國民全體の重大關心事となつてゐる、兩會も亦漁業條約交渉の推移に關しては當初より重大の關心を拂つたのであるが、帝國政府の協調的態度により、ソヴェート政府も必ずや反省し昨年末兩國間に假調印を行ひたる新漁業協定の締結を完了すべきことを期待し、暫く事態の推移を注視し來つたのである、然るに其後帝國政府並に當業者方面に於ては、再三再四條理を盡して猛省を促し、事態の意味する重大性を警告し、誠意を披瀝して調印を迫りたるに拘はらず、彼は依然として誠意の片鱗だに示さず、今や暫定の期限は數日を餘すの切迫せる事態に立至つたのである、かくの如きソヴェート政府の行爲は全く國際慣行に背馳し國際信義を没却せる不信行爲なりと

爰に兩會は全國水産業者を代表しソヴェート政府に對し同政府が當然の義務として即時新協定に調印すべきことを要求しその猛反省を促すと共に、北洋の國家權益擁護のため斷乎邁進するの決意を有することを聲明す

昭和十二年十二月二十二日

帝國水産會 大日本水産會

日ソ漁業條約

第三次暫定協定調印

日ソ漁業條約の改訂交渉は昭和十一年十一月事實上成立したるにも拘らず、ソ側は、日獨防共協定の成立を楯に言を左右にして調印を肯んぜず暫定を以て一時を糊塗するに至つたので、我外務當局は本春來新條約の締結方をしばしば要請したるも、ソ側は依然我方の要求に應ぜず已むなく昭和十二年十二月二十二日に至り現行條約を昭和十三年末まで一ヶ年效力を延長する暫定協定を締結することゝなつた、依つて政府は右議定書調印の國內手續を執り二十九日の樞府本會議に於

日滿關係の部

て可決されたので、廣田外相は同日在モスクワ重光大使に訓電し、三十日午前二時(東京時間)ストモニアコフ外務人民委員部次長との間に調印を了し、同夜十時右議定書全文並に外務當局談を發表した。

議定書

一九二八年一月二十三日署名せられ、一九三六年五月二十五日及び同年十二月二十八日夫々署名せられたる議定書に依り效力延長せられたる日本ソヴェート社會主義共和國聯邦間漁業條約の存續期間は一九三七年十二月三十一日満了するに因り、又一九三七年十二月三十一日前に新條約締結せられざるべきに因り、大日本帝國及びソヴェート社會主義共和國聯邦の政府は一九二八年一月二十三日署名せられたる日本ソヴェート社會主義共和國聯邦間漁業條約及び附屬文書が一九三八年十二月三十一日に至る迄效力を存續すべきことを茲に協定す

當の委任を受け本議定書に署名せり昭和十二年十二月二十九日即ち一九三七年十二月二十九日モスクワ市に於て本書二通を作成す  
重光葵、ベ・ストモニアコフ  
外務省發表の交渉經過  
▽日ソ漁業契約の修正協定に就ては、昨年十一月案文確定を見、我方は國內手續を了したるに拘らず、ソヴェート政府が間際になつて調印を肯んじなかつた爲に、心を得ず條約の效力を本年一杯延長し、漁區の安定も同様取計ふことゝし暫定取極を結び新協定調印方の交渉を本年に持越すことゝなつた経緯は周知の通りである、我政府は本年春以來機會ある毎にソ政府の反省を促し、速かに昨秋合意に達したところに依り新協定の締結を實現し長期に亘り漁業に關する紛議を一掃せんことを迫つたのであるが、蘇政府當局は一向話合の再開に應ずるの氣配を示さず終に本年初秋に及んだので我政府は爾來幾回となく強くソ政府の注意を喚起したところ、先方は依然遷延的態度を採り結



局本年も亦年内に新協定締結の望みなきに至り交渉を更に來春に持越さざるを得ざることとなつたことは甚だ遺憾とする所である

▽：依つて我政府は取敢ず來年度の我漁業權行使に支障なからしむる爲、昨年末と同様の暫定取極を結ぶこととし現行漁業條約及び附屬文書の效力を引續き來年一杯延長すると共に所謂安定漁區約二百八ヶ所の契約も同様延長し、總て從來通りの條件にて來年度も我當業者が漁業經營に當り得ることに取計ひ斯くて二十九日モスクワにおいて議定書の調印を見たのである

▽：右は蘇側の態度の爲め本年内に新漁業協定成立の見込がないので已むを得ず執つた措置であつて、我政府としては引續き新協定締結を速かに實現すべく努力することは勿論である

露領水産組合聲明

日蘇漁業條約改訂交渉は今年も遂に正式調印を見るに至らず、一度現行暫定協定の取極に結着したが、民間側は暫定協

定に對し多大なる不満足を表明し、三十日深更露領水産組合は左記聲明を發すると共に新春早々から本年に引續き民間側を總動員して正式調印督促運動を行ふことに態度を決した、即ち蘇聯側の眞意は明年で特別契約漁區（罐詰工場經營漁區と稱し、邦人租借漁區數四十四ヶ所、期限十二年）の期限が満了するので、この機会に邦人漁業を蘇領漁場から全面的に驅逐を企て、かくて改訂漁業條約並に廣田カラハン漁區協定取極の解決を意識的に遷延せしめて居るものと見られてゐる、從つて蘇聯がかゝる魂膽を有してゐる以上、我方は飽迄も北洋の權益擁護のため一刻も早く正式調印の實現を圖らねばならぬとなし、一月十九日組合で緊急評議員會を開き、明年五月の出漁期迄に目的達成を期して、對策を講ずるが、情勢の如何によつては民間代表をモスクワに派し我大使館と協力し初志の貫徹を圖る筈である、なほ北洋漁業根據地の函館にある北洋同志會、大日本漁撈長同志會及び大日本漁業労働者相互救濟會でもそれぞれ

聲明書

日蘇漁業條約改訂に關する交渉が、帝國政府の公正なる態度にも拘らず、ソヴェート政府の不誠意極る態度により、遂に二十九日再び一ヶ年の暫定協定を締結するの已むなきに至りたるは、眞に遺憾千萬のことである

ソヴェート政府は十一月二十日に至り昨年案文確定せる新協定の調印を拒否し、新提案により更めて商議を行ふべしと申出たのであるが、爾來一ヶ月を経過したるに拘らず、ソヴェート政府は右新提案の提示すら行はず、遂に現行暫定協定の期限内に新協定を成立せしめることを不可能ならしめるに至つたのである

併しながら我漁業權は嚴乎として存在し、一日も之を無條約に放置すべから

ざるにより、帝國政府は已むを得ざる措置として爰に取敢へず一ヶ年の暫定協定を締結したものと信するが、固より吾人當業者はかゝる暫定協定の締結の如き一時的糊塗手段による解決方法で決して満足してゐるものではない、條約上の我方の正當なる權益を尊重し、之を保障せしむるため、吾人は益々一致團結して新協定の調印達成に邁進する覺悟であると共に、今後益々官民一致の協力により堅き決意を以て北洋漁業の確保を期したき所存である

昭和十二年十二月三十日

露領水産組合

組長 樺山資英

樞府本會議要望

日ソ漁業條約問題に關し十二月廿九日の樞府本會議で石塚顧問官よりソヴェートに於ては漁業は之を國營となす方針と聞くが、之は將來我國の條約上に認められた漁業權をも侵害する懼れはないか又漁業條約の改訂は條約上ソヴェートの當然の義務である、政

日滿關係の部

府に於ては我方の態度に就て充分遺憾なきを期せられたい

旨を要望し、之に對し廣田外相よりソヴェートにおける漁業國營は國內のみの問題であつて、我條約上の權益を侵害する懼れはない、又改訂條約の締結に就ては政府として充分努力する旨を答へた。

昭和十三年度

露領競賣漁區發表

昭和十三年二月二十八日浦鹽で施行する漁區競賣に關して昭和十二年十二月二十八日ソ聯側の極東漁業廳では競賣施行要綱と共に競賣漁區數を公表した、即ち競賣漁區は六十二區にして、何れも昭和十二年末を以て契約期限の満了する更新五年漁區のみであり、これが貸下げ條件は前年通りである。

而して右の内譯は日本側鮭鱒區二十三區、ソ聯側鮭鱒區三十二區、蟹漁區七區で、我當業者が新規に出願した鮭鱒漁區二十二區は全部不發表に歸し、ま

たソ聯側の更新漁區は鮭鱒漁區四十七區、蟹漁區十一區であるのに拘らず鮭鱒區が十五區、蟹漁區が四區不發表であるため、その意圖は注目されてゐるなほ發表漁區の監視區別左の如し。

昭和十三年度發表漁區數目

監視區別 ソ側 日本側計 備考

沿海區			
薩哈連區	三	三	ソ側漁區不發表
オホト	三	三	鮭鱒十、蟹四
スキー區	二	二	
タウイ	二	二	
スキー區	二	二	
ギジギン	二	二	
スキー區	二	二	
イーチン	二	二	
スキー區	二	二	
キクチン	二	二	
スキー區	二	二	
ボリシエ	一	一	蟹一、
ツクリ區	一	一	
カラギン	八	八	蟹一、
スキー區	八	八	
オリニトル	二	二	ソ側漁區不發表
スキー區	二	二	鮭鱒五
計	七	七	蟹七、蟹

備考

一、新漁區（鮭鱒）發表なし



二、更新漁区

日本側(鮭鱒二三) (全部發表) 蟹〇  
 ソ 側(鮭鱒三二) 蟹七  
 日本側出願新漁区(鮭鱒二二蟹〇)發表なし  
 同 更新漁区(鮭鱒二三蟹〇)全部發表  
 ソ側更新漁区(鮭鱒四七蟹一一) (不發表鮭鱒一五蟹四)

昭和十三年度ソ側更新漁区

漁区番號、位置、及び標準高

※鮭鱒漁区の部

(漁区番號)	(位置)	(漁獲標準高)
二七三	アマウチン海峽南方	九〇〇 トツエン
二七四	ビレンガ河口	一、一〇〇 "
二七五	リヤンゲル河口	一、一〇〇 "
二七六	マレカン河口	二、〇〇〇 "
二七七	同 上	二、〇〇〇 "
二七八	ウリベヤ河口西	二、〇〇〇 "
二七九	同 上	二、〇〇〇 "
二八〇	ヤナ河口	二、〇〇〇 "
二八一	同 上	二、〇〇〇 "
二八二	ワルホラン河口	一、五〇〇 "
二八三	ギツカ河口	一、五〇〇 "
二八四	バラナ河口	二、〇〇〇 "
二八五	同 上	二、〇〇〇 "
二八六	ソーボチナヤ河口	二、〇〇〇 "

六九〇	同 上	二、〇〇〇 "
六九一	同 上	一、〇〇〇 "
一〇〇五	オゼルヌイ灣内	一、五〇〇 "
一〇一一	オゼルナヤ河口	一、五〇〇 "
一〇五三	ルサコウオ河口	一、七〇〇 "
一〇五五	同 上	一、七〇〇 "
一〇六九	バンカラ河口	一、〇〇〇 "
一〇八五	カムム河口	一、九〇〇 "
一〇八七	同 上	二、〇〇〇 "
一〇九一	同 上	二、〇〇〇 "
一一六四	イリブイル半島	二、〇〇〇 "
一二六五	アナナ河口	一、五〇〇 "
一二九三	ウイリエナン河口	二、〇〇〇 "
一二九〇	同 上	二、〇〇〇 "
一三三六	マイノブイリキノ河口	二、四〇〇 "
一三四一	同 上	二、四〇〇 "
一三四二	同 上	二、六〇〇 "
一三四三	同 上	二、六〇〇 "
一三四四	同 上	二、六〇〇 "

※蟹漁区の部

(漁区番號)	(位置)	(製造標準高)
二四	コルパコウ舊河口	五、〇〇〇 トツエン
二五	同 上	七、五〇〇 "

一三六	アイムブタ河口	五、〇〇〇 "
一三〇	ウトカ河口	四、〇〇〇 "
一四一	オゼルナヤ河口	三、〇〇〇 "
一七四	トバタ河口	五、〇〇〇 "
一七九	ナタリン岬	五、〇〇〇 "

一九三八年度施行の露領漁区競賣公告文

極東漁業廳は浦鹽極東漁業廳に於て來る一九三八年二月二十八日極東地方海上水域内一般漁区の貸付競賣を施行すべきことを公告す

競賣は正午開場せられ、封緘申込書提出の方法に依りて施行せらるべく、ベレトルシカを行はず

封緘申込書の受理は當日午後零時半より開始し同一時半を以て終了す、競賣に對する封緘申込書には必ず左の事項を記載すべし

- (イ) 競争者の正確なる氏名及住所
- (ロ) 競争者の入札すべき漁区名稱及番號
- (ハ) 提供すべき借區料年額及保證金

額を綴字を以て記入のこと

(備考) 競争者が數漁区を入札せんと欲する場合には各漁区毎に申込書を提出するを要す、申込書には次の通添附するを要す

- (イ) 借區料年額の五十パーセントに相當する保證金を國立銀行に納入したることを證明する受領證
- (ロ) 身分證明書、若は競賣參加者又は其代理人の住所を記載したる證明付委任狀寫

(ハ) 競賣認可の上は競落漁区は競争者に於て申込價格を以て、競賣に先ち公布せられたる條件にて引受くべく、若し競争者が所定の期間内に契約の調印を拒否したる場合に於ては極東漁業廳は既納の保證金を國庫の收入に振替へ契約締結の拒否に依り生ずべき損害を辨償せしめ得べき旨の誓約書

提出若は送付せらるべき競賣に對する申込書に對しては一漁区毎に一〇留の印紙税、及差入れらるべき誓約書に對して

は一〇留の印紙税を支拂ふべきものとす  
 競賣に關する公告の日より希望者は極東漁業廳(ヘルワフ・マヤ街二番戶)に於て漁区表及一切の貸付條件を承合することを待

北千島水産創立さる

北千島に於ける鮭鱒流網漁業の國策的地よりする大合同は昨、昭和十二年秋以來、同地經營各社内に談合が進められて居たが數回の各社代表會合の結果、北千島流網鮭鱒漁業者並に同種詰工場經營者の大合同を昭和十三年九月を期し實現、昭和十四年度漁期より合同新會社による操業を開始と内定を見るに至つた。

創立委員會に於て各社の漁業權、其他の價格評價に於て種々意見の對立を見たが其後四圍の情勢變化の爲、原案の昭和十四年着業を繰上十三年度より着業すべしとの意見が有力となり、林兼商店、北千島合同運送の二社を除く八社は即時合同斷行を主張、右二社を除いて昭和十三年三月十日札幌グランドホテルで創立總會

を開催、八社合同による北千島水産株式會社が創立された。

各社の漁業權其他資金總額は一千三百九萬五千圓と計上されたが端數を切捨て、資本金を一千百萬圓とし役員其他を左の如く決定した。

社名、北千島漁業水産株式會社

資本金、一千百萬圓

社長、當分缺員とす

専務取締役、眞藤慎太郎氏

重役、澤口、經塚、山内、青木、坂本、藤野、渡邊、平塚の諸氏。

合同各社、幌廷水産、太平洋漁業、梶漁業、千島漁業、坂本作平、北海道漁業罐詰、藤野罐詰、北海道合同漁業の八社。

而して即時合同に反對した林兼商店及び北千島合同運送會社の兩社は原案通り九月より合同に参加する事となり、右兩社より重役一名宛を選出後、社長を推薦決定する事となつた。



昭和十三年露領漁區競賣入札

昭和十三年露領漁區競賣入札は二月廿八日正午より、浦鹽極東漁業廳で施行され、日本側より日魯漁業、佐野治助、荻布宗太郎の三社代表参加、邦人側代表として在浦鹽露領水産組合代表、小林梅藏並に日魯漁業代表、阿部宥真、の兩氏同、近江政太郎、中川元彦、中場稔の諸氏が渡浦したが開票の結果、鮭鱒漁區日本側一九、ソ側三三、計五二區が落札、蟹漁區はソ側七、日本側〇、不落及び無入札は三區となり日魯漁業の更新五年漁區二〇ヶ所の内カラギンスキー區の第一〇一七區、キジカ區の第五〇五區の二區はソ側の爲競落された。

昭和十三年露領漁區競賣結果一覽表

鮭鱒漁區ノ部

Table with columns: 監視區別, 五年漁區 (日本側, ソ側), 計, 個人別 (ソ側, 日本側), 摘要. Rows include 薩哈噠區, オホトスキー區, タウイスキー區, ギジギンスキー區, イーチンスキー區, カラギンスキー區, キチギンスキー區, オリユートルスキー區, and 計.

蟹漁區ノ部

Table with columns: 監視區別, 五年漁區 (日本側, ソ側), 落札者 (ソ側ノミ). Rows include イーチンスキー區, キクチンスキー區, ポリシエツスキー區, オリユートルスキー區, and 計.

(註) フセコはフセコ・プロム・ルイバク・ソユーズ, プロはダリルイボ・プロドクトの略.

昭和十三年(一九三八年)度競落漁區表

(昭和十三年二月二十八日浦潮に於て執行)

鮭鱒漁區ノ部

Main table with columns: 漁區番號, 名稱, 位置, 置, 競落者, 期貨間付, 競落價格, 漁獲標準高. Rows include 二四六, 二五二, 二七二, 計, and 三漁區内 (邦人競落漁區, ソ側競落漁區).



タウイスキー區

四五四	ヤンスキー	東九・〇一	ダリ、ルイボプロドウト	五年	三二、一〇〇	二、〇〇〇
四四一	ヤンスキー	東一三・二七	同	五年	三〇、二〇〇	二、〇〇〇

計 二漁區 内

邦人競落漁區 一  
ソ側競落漁區 二  
六二、三〇〇留 四、〇〇〇ツェントネル

ギジギンスキー區

五二五	ボリシヨイガル マンデインスキー	ボリシヤヤガル マンダ河口	東六・二六	佐野助治	五年	六、〇〇〇	ツェントネル
五〇三	ワルホランスキー	ワルホラン河口	東南四・〇〇	不	同	四、〇五〇	一、五〇〇
五〇四	同	同	東南八・〇〇	ダリ、ルイボプロドウト	同	一四、七〇〇	一、五〇〇
四九七	ギジギンスキー	ギジガ河口	西南四二・四〇	日魯漁業株式会社	同	九、五〇〇	一、五〇〇
五四七	同	同	西南四〇・二八	無入	同	九、五〇〇	一、五〇〇
五四三	同	同	西南三八・一五	日魯漁業株式会社	同	一二、五〇〇	一、五〇〇
五三八	同	同	西南三三・九二	同	同	九、五〇〇	一、五〇〇
五三二	同	同	西南二一・二〇	荻布宗太郎	同	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇
四九八	アウエコフスキー	アウエロウオ河口	東南一九・〇八	昭和漁業株式会社	同	五、三〇〇	一、二〇〇
四九九	同	同	河口東南二一・二〇	同	同	四、八〇〇	一、二〇〇
五〇七	同	同	河口東南二三・三二	同	同	四、八〇〇	一、二〇〇
五〇六	同	同	河口東南二五・四四	同	同	四、八〇〇	一、二〇〇
五〇五	同	同	河口東南二七・五六	フセコ、 ルイバクソニーズ	同	一〇、一五〇	一、二〇〇

計 一三漁區 内

邦人競落漁區 九  
ソ側競落漁區 二  
不落漁區 一  
無入札漁區 一  
六七、二〇〇留 一二、八〇〇ツェントネル  
二四、八五〇留 二、七〇〇ツェントネル

イトチンスキー區

五六二	バランスキー	パナナ河口	北一・一三	リユリ兄弟商會	五年	二〇、一〇〇	ツェントネル
五六三	同	同	北六・三六	同	同	二九、六〇〇	二、〇〇〇
五六七	ウトホロフスキー	ウトホロカ河口	西北二・五〇	不	同	三三、一〇〇	一、五〇〇
六八七	ソイボチヌイ	ソイボチナヤ河口	北二一・八〇	フセコ、 ルイバクソニーズ	同	三三、七五〇	二、〇〇〇
六八九	同	同	北一七・五六	同	同	三〇、一〇〇	二、〇〇〇
六九〇	同	同	北一三・五〇	同	同	二〇、七六〇	一、二〇〇
六九一	同	同	北一一・三八	同	同	二〇、六〇〇	一、〇〇〇

計

七漁區 内  
邦人競落漁區 一  
ソ側競落漁區 六  
不落漁區 一  
一五四、二六〇留 一〇、二〇〇ツェントネル

カラギンスキー區

一、〇〇五	オゼルノフスキー	オゼルヌイ灣内	南一五・五二	ダリ、ルイボプロドウト	五年	一八、六〇〇	ツェントネル
一、〇一一	同	同	北二・六五	同	同	一三、六五〇	一、五〇〇

漁業の部